日本財団 助成事業
The Nippon Foundation

中国における外資造船関連企業をめぐる事業環境動向に関する調査

２００８年３月

社団法人 日　本　舶　用　工　業　会

刊行によせて

当工業会では、我が国の造船関係事業の振興に資するために、競艇公益資金による日本財団の助成を受けて、「造船関連海外情報収集及び海外業務協力事業」を実施しております。その一環としてジェトロ船舶関係海外事務所を拠点として海外の海事関係の情報収集を実施し、収集した情報の有効活用を図るため各種調査報告書を作成しております。

本書は、当工業会が日本貿易振興機構と共同で運営しているジェトロ・上海・センター船用機械部にて実施した「中国における外資造船関連企業をめぐる事業環境動向に関する調査」の結果をとりまとめたものです。

関係各位に有効にご活用いただければ幸いです。

2008 年 3 月

社団法人　日 本 舶 用 工 業 会

はじめに

中国国防科学技術工業委員会の発表によれば、2007 年の中国の新造船竣工量は 1,893 万 DWT となり、世界シェアの 23%を占めた。このように中国造船業が目覚ましい発展を遂げる一方で中国の舶用工業は未だそれに追い付いておらず、中国の舶用機器市場には、多数の欧州舶用機器メーカー進出し、少なからぬ中国国内のシェアを確保している。こうした欧州企業の中には中国への営業拠点の設置を皮切りに、製品の製造、研究開発拠点の整備などを段階的に進めているところもある。

また、近年、低廉豊富な労働力や土地などの資源を求めて、韓国をはじめとするアジアの造船関連企業が中国において積極的な投資を行い、船舶の上部構造物、船体ブロック、エンジン部品等の製造に乗りだしている。

しかしながら、中国の外資進出については、人民元の切り上げ、人件費の高騰、インフラの整備の遅れ、知的所有権の侵害などの様々な問題や経営上のリスクがある。最近では、これらに加え、外資企業と国内企業の税制一元化など外資優遇政策見直しの動きも見られる他、労務管理問題、物流ネットワーク、各種許認可手続きなど、実際の事業運営にあたっては多くの課題に直面している。

本調査では、これまでに中国に進出している外資造船関連企業における資機材調達、生産体制、販売体制等について調査を行い、国際的な枠組みの中で分業体制を敷く各企業の実情を把握するとともに外資造船関連企業をめぐる事業環境の動向について現状と今後の見通しをとりまとめた。

本報告書が日本の舶用工業事業者の皆様が中国進出を検討される上での一助になれば幸いである。

ジェトロ上海センター　舶用機械部長
重入義治

目　次

第一章　中国における主な外資造船関連進出企業の国際戦略ケーススタディー…… 1
1.中国の造船関連分野における外資の進出概況 …… 1
(1)造船業分野 …… 3
1)中国造船業の現状 …… 3
2)中国造船業の発展予測 …… 6
3)中国造船業分野における外資進出状況 …… 7
(2)舶用工業分野 …… 10
1)中国舶用工業の現状 …… 10
2)中国舶用工業の目標 …… 12
3)中国舶用工業分野における外資進出状況 …… 13
2.外資舶用機器製造企業の投資実例分析 …… 16
表 1-7　：外資舶用機器製造企業の投資状況 …… 17
表 1-8-1：鎮江中船瓦錫蘭螺旋槳有限公司 …… 18
表 1-8-2：重慶 ABB 江津渦輪増圧系統有限公司 …… 20
表 1-8-3：STX 重機(撫順)有限公司 …… 22
表 1-8-4：斗山船機(大連)有限公司 …… 24
表 1-8-5：江林重工(常州)機械有限公司 …… 26
表 1-8-6：安特優発動機工程(蘇州)有限公司 …… 28

第二章　中国における外資造船関連企業をめぐる事業環境の動向及び経営リスクの分析 … 30
1.中国における外資企業のマクロ環境の現状 …… 30
(1)総合的投資環境 …… 30
1)中国経済の発展現状 …… 30
2)中国経済の発展動向 …… 36
3)中国外国企業投資利用の現状分析 …… 38
4)今後の中国外資 …… 47
(2)総合政策環境 …… 48
1)中国外資利用の戦略目標と重点的内容 …… 49
2)中国外資導入の政策措置 …… 54
3)『外商投資産業指導目録(2007 年改訂)』について …… 56
(3)金融税制環境 …… 60
1)外貨管理 …… 60
2)税収制度 …… 62
3)『中華人民共和国企業所得税法』の見直し及び外商投資企業に対する影響 …… 65
4)人民元高の現状と動向 …… 69
(4)基礎インフラ基盤建設環境 …… 73
1)土地環境 …… 73

2)その他基礎インフラ基盤の建設環境…… 79
(5)労働力環境 …… 84
1)労働力供給環境…… 84
2)社会保障環境…… 88
3)労働・社会保障事業の発展目標 …… 89
(6)その他投資関連環境 …… 91
1)環境保護分野…… 91
2)知的所有権保護分野 …… 92
3)不当競争分野…… 95
2.中国における外資造船関連企業を巡る事業環境動向及び経営リスク分析…… 99
(1)中国における外資造船関連企業を巡る事業環境動向分析 …… 99
1)投資政策動向分析 …… 99
2)税制政策動向分析 …… 104
3)人材供給動向分析 …… 107
4)技術開発動向分析 …… 109
(2)中国外資造船関連企業の経営リスク分析…… 112
1)中国造船業の生産能力過剰のリスク…… 113
2)中国舶用ディーゼルエンジン過剰生産能力のリスク …… 115
3)中国の外商投資政策見直しに対するリスク …… 116
4)中国資源価格上昇リスク…… 117

第三章　調査結果まとめ…… 120
1.調査結果…… 120
(1)中国主要外資造船関連企業の国際戦略ケーススタディーについて …… 120
1)中国の造船関連分野における外資進出状況 …… 120
2)一部外資舶用機器製造企業の投資実例研究 …… 120
(2)中国造船関連企業を巡る産業環境動向及び経営リスク …… 121
1)中国外資企業のマクロ環境の現状…… 121
2)中国外資造船関連企業を巡る産業環境動向 …… 122
3)中国外資造船関連企業の経営リスク…… 124
2.おわりに…… 124

添付資料：
1.利用外资“十一五”规划 …… 125
2.外商投资产业指导目录（2007 年修订）…… 135
3.中华人民共和国企业所得税法…… 158
4.中华人民共和国反垄断法 …… 165

第一章　中国における主な外資造船関連進出企業の国際戦略ケーススタディー

2006 年 8 月、中国国務院常務会議において『船舶産業中長期発展計画』が審議され原則通過した事により、中国政府は船舶産業に対する重視及び支援を表明した。2007 年 8 月末、国防科学工業委員会は、『船舶関連産業発展《十一五》計画綱領』及び『船舶科学技術発展《十一五》計画綱領』を発表して、船舶関連産業及び船舶科学技術分野に対する更に一歩踏み込んだ明確な要求を提示して、その発展方向を明示した。ここ数年来、中国各沿岸省市においても相継いで産業計画が制定され、同時に優遇政策が発表されて造船産業の発展が支援されている。この様に、中国造船業及びその関連産業は持続的需要が旺盛な国際造船市場、政府の大きな支援及び地方の優遇政策という三つの好条件の下、急速な発展を遂げており、特に中国環渤海沿岸地域、長江デルタ地域、珠江デルタ地域の三大造船発達地域は既に世界的に広範な注目を集めている。同時に海外資本も世界の造船業の中心が中国にシフトしている事は市場に対して有利であるとの判断から、中国での造船、舶用エンジン、舶用クランクシャフトなどの造船産業の主要分野に対する投資を陸続と実行して、造船産業の熾烈な競争のブームに加わっている。

現在、中国造船産業は正に中国地場資本と外資とが相争う段階に突入しており、持続的に旺盛且つ巨大な市場が広がっていると同時に多くのリスクにもさらされている。本章では中国造船関連分野(造船業及び舶用工業)の現状、中国造船産業の予測及び中国造船産業分野における外資進出状況並びに 6 社の外国資本舶用工業製品製造企業の実例を以下紹介し分析する。

１．中国の造船関連分野における外資の進出概況

中国の改革開放政策実施以降、外資の導入は世界が驚くほどの伸び率を示している。

『2007　中国統計年鑑』のデータによれば、2006 年の中国における外資利用実績ベースは 735.23 億米ドルに達し、2001 年～2006 年における中国外資利用実績ベース累計額は 3,627.18 億米ドルであって、中国に投資している国及び地域は 200 弱に上り、世界のベスト 500 社企業の中の約 470 社が既に中国へ投資し、外国企業が中国に投資して設立した各種研究開発機関は 750 ヶ所を超えている。国連貿易開発会議(UNCTAD)における調査報告書によれば、1991 年より中国は既に連続 15 年、発達途上国における外資導入実績第 1 位にランクされ、現在も依然として多国籍企業の投資先として最も有力な国の一つとなっている。

外国企業投資の数多くの分野の中でも、造船産業は中国が最も早期に国際市場向け開放された産業の一つである。1977 年には当時の中国国家指導者は、「中国は船舶を輸出して、国際市場に進出しなければならない」との産業発展戦略目標を打ち出した。1992 年より、中国造船竣工量は世界第 3 位に躍進して現在に至っている。2006 年、中国の造船竣工量は世界市場シェアの 19%を占めている。新造船受注量は世界シェアの 30%を占め、世界第 2 位にランクインしている。造船工事量では世界シェアの 24%を占めている。2006 年、中国

政府は重点産業に関わる綱領や産業主管部門が発表した計画の中で、中国の造船産業に対する重視の姿勢を表現した。

中国造船業の右肩上りの発展に伴って、ここ数年、外商投資船舶企業の数及び投資額も年々拡大する傾向にある。中国商務部の統計データによれば、2004 年における中国船舶産業の外資導入実績ベースは 1 億 5,637 万米ドルであり(2003 年度比では 416.75%の増)、2005 年には 2 億 2,710 万米ドル(2004 年度比では 45.23%の増)に増加して、2006 年においても 3 億 7,705 万米ドル(2005 年度比では 66.03%の増)に達し、外国企業の中国船舶産業への投資意欲は高く、その規模も持続的に拡大している。以下の図 1-1 は直近 3 年間における中国船舶産業の外資利用実績ベースの推移を示したものである。

図 1-1：2004 年～2006 年における中国船舶産業の外資利用実績ベースの推移

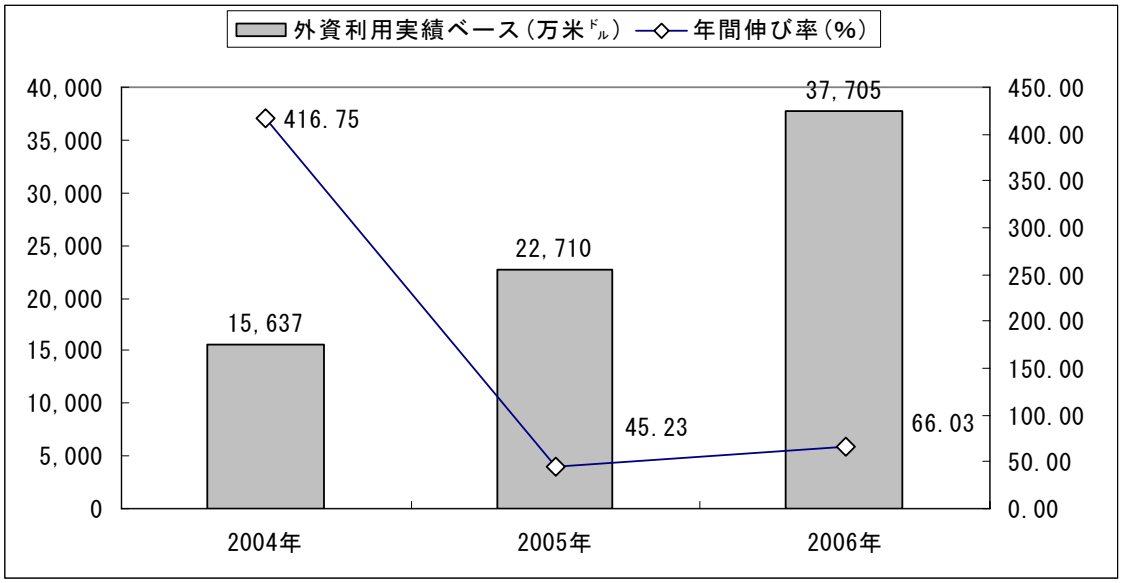

注①：中国商務部外資司が発表しているデータに基づき作成。

注②：左 Y 軸は外資利用実績ベース(万米ドル)、右 Y 軸は年間伸び率(%)を示す。

(1)造船業分野

1)中国造船業の現状

2007 年、中国造船産業は引き続き右肩上がりの成長傾向を示し、三大造船指標(新規受注量、工事量、造船竣工量)は過去最高の実績を実現し、主要経済指標も常に上昇して、船舶輸出拡大も強含みで推移した。

国防科学工業委員会が 2008 年 2 月に発表した最新データによれば、2007 年、中国造船竣工量は 1,893 万載荷重量トン(以下「DWT」という)、前年同期比では 30%の増である。この内、通年の輸出船舶は 1,490 万 DWT であり、前年同期比では 25.6%の増、新造船竣工量の 79%を占めている。2007 年、中国の新造船受注量は 9,845 万 DWT であり、前年同期比では 132%の増である。また、手持ちの工事量は初めて 1 億 DWT の大台を突破して 1 億 5,889 万 DWT に達し、前年同期比では 131%の増である。

英国の Clarkson 社が発表した世界造船総量の統計データによれば、2007 年の中国新造船竣工量は世界市場シェアの 23%を占め、新造船受注量は同 42%、手持ち工事量は同 33%を占めている。以下の表 1-1 は、2007 年における中国及び世界の三大造船指標を示したものであり、前年比において、中国の世界の造船産業に占める比率は全て一定の拡大を示し、特に新造船受注量の拡大が顕著であって、2006 年の 30%から 2007 年では 42%に上昇している。

表 1-1：2007 年における中国及び世界の三大造船指標の比較

(単位：DWT)

造船指標	中国	世界	2007年シェア	2006年シェア	シェア成長率
竣工量	1,893	7,820	23%	19%	4%
新造船受注量	9,845	24,090	42%	30%	12%
手持ち工事量	15,889	50,149	33%	24%	9%

注：国防科学工業委員会が 2008 年 2 月に発表した『2007 年船舶工業経済運行分析報告書』のデータを整理した。

2007 年、中国造船産業の新造船受注量は大量化、大型化の動向を示しており、上半期新規受注船舶の 1 隻あたり平均トン数から見れば、中国船舶工業集団(CSSC)は 8.93 万トンから 9.3 万トンに増えて、中国船舶重工集団(CSIC)では 2006 年末の 1 隻当たりの平均トン数は 6.5 万トンから 10.8 万トンに上昇している。外資系企業においては、日中合弁の南通中遠川崎船舶工程有限公司も 2007 年上半期において中国初の 10,000TEU の超パナマックス型コンテナ船の建造を開始した。

三大造船指標は持続的成長を遂げていると同時に、中国造船関連企業の主要経済指標も全て顕著に上昇している。2007 年、中国における一定規模以上の造船関連企業(国有造船関連企業及び年商500万元以上の民営造船関連企業)の工業総生産値実績は2,563億元であり、前年比では53%の増である。工業付加価値実績は683億元であり、前年比では70%の増である。主経営業務収入実績は2,000億元を突破して、前年比では60%以上の増である。2007年1月～11月における中国の一定規模以上の造船関連企業の利益総額実績は185億元であり、推計に基づけば、2007年通年の業界総利益額は2006年度の96億元を基礎として2倍の成長を遂げ200億元を突破する。関連データを以下の表1-2の通り整理した。

表1-2：2007年の造船関連企業の主要経済指標

(単位：億元)

経済指標		2007年度数値	前年比成長率
工業総生産値		2,563	53%
工業付加価値		683	70%
主経営業務収入		2,000億元以上	60%以上
利益総額(2007年1月～11月)		185	136%
内	造船業	113	174%
	舶用工業	9	30%
	修繕船業	63	109%

注：国防科学工業委員会が2008年2月に発表した『2007年船舶工業経済運行分析報告書』のデータを整理したが、利益総額のデータは2007年1月～11月の数値である。

次頁の図1-2は2007年1月～11月における造船関連企業の所属業界別利益額が利益総額に占める比率を示したものである。この図から、造船業企業の造船産業全体の利益成長率に対する貢献度は61%に達している事から、造船業が中国造船産業のコア産業である事が分かり、十分に重要な地位を占めている。これに比較して、舶用工業の規模及び利益額は比較的小さいと言え、僅か全業界の利益の5%及び造船業企業の利益額の12分の1を占めるに過ぎない。造船業の持続的旺盛な市況に比べて、中国舶用工業の業界規模及び利益獲得力は依然として著しく劣っている。

図 1-2：2007 年 1 月～11 月における造船関連企業の業界別利益総額割合

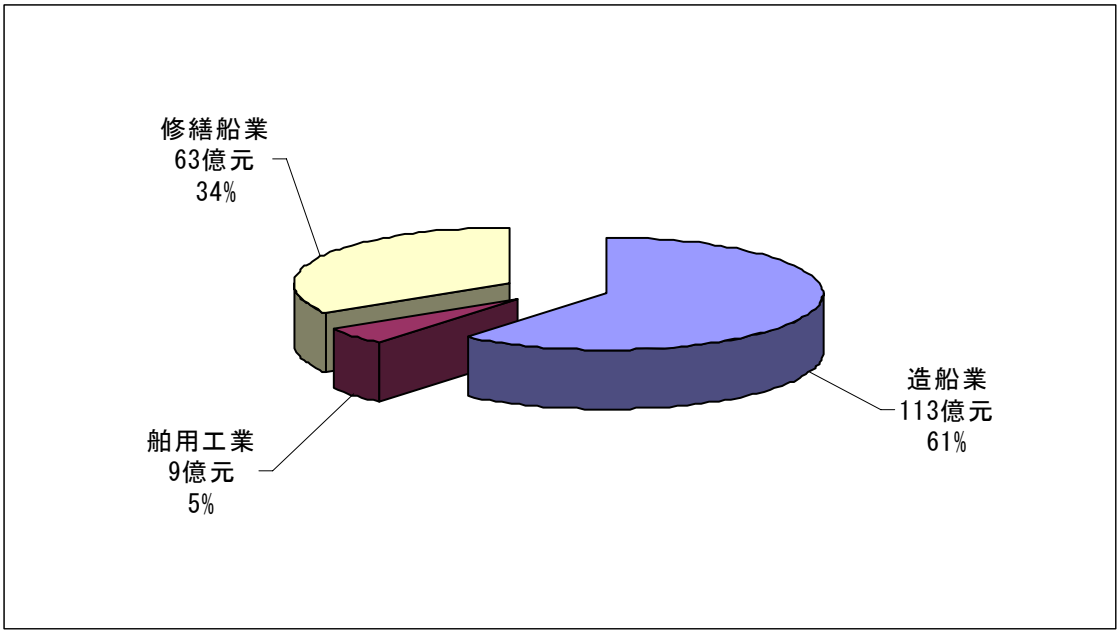

注：国防科学工業委員会が 2008 年 2 月に発表した『2007 年船舶工業経済運行分析報告書』のデータを整理した。

2007 年において、中国の船舶輸出の伸び率も充分旺盛であった。中国税関の統計データによれば、2007 年の中国船舶輸出額は 122.4 億米ドルであり、前年比では 52%の増であって、月度平均輸出額は 10 億米ドルを突破した。この中で三大主力船型(コンテナ船、オイルタンカー、ばら積み船)の輸出額の合計は 70.5 億米ドルを達成して、船舶総輸出額の 57.6%を占めている。2007 年、中国船舶製品の輸出先は 151 ヶ国及び地域であり、2006 年に比べて 19 ヶ国及び地域が増えて、この中で輸出額が 1,000 万米ドル以上の国及び地域は 49 であって、シンガポール及びドイツが依然として現時点における中国船舶輸出の主要市場である。

2)中国造船業の発展予測

政策面から見れば、『船舶産業中長期発展計画』の中で 2010 年及び 2015 年の中国造船産業発展目標を明確に掲げており、今後一定期間、中国は船舶企業を主として舶用機器製造企業の発展を推進する事で、技術開発を進め、生産性の向上と国際競争力の強化に努めようとしている。国防科学工業委員会船舶業界管理弁公室の張相木主任によれば、『船舶産業中長期発展計画』の実施を通じて、早急に中国造船産業全体水準を引き上げて、産業発展における「先進的船舶建造能力不足、自主研究開発能力薄弱、舶用工業製品の高い対外依存度、低い造船生産効率」の 4 つのボトルネック問題を解決しなければならないとしている。中国造船産業の現状から見れば、企業の自助努力及び市場自体に任せる事でこららの問題解決する事は難しく、『船舶産業中長期発展計画』の実施を通じて、政府の中国造船産業に対するマクロ調整機能を強化して、産業の優位化を高め、投資管理を強化して、外国企業の投資を管理して行く必要がある。

現在の国際造船市場の動向から見れば、船主の新造船発注意欲は依然として高い。2008 年上半期における世界の新造船発注量は依然として活発に取引されると予測され、昨年の水準を超える可能性もある。船舶価格から見れば、2007 年、国際造船市場において、新造船の価格は右肩上がりで上昇しており、英国 Clarkson 社の統計データによると船舶価格は過去最高値に達した。旺盛な市場需要、造船ドッグ不足、造船コストの上昇など多くの要因により、2008 年上半期の新造船価格はまだまだ一定度合で上昇する要因が見受けられる。

原料供給の角度から見れば、2007 年上半期の中国船舶用鋼材価格は 2006 年末時点での動向で推移し、小幅な上下変動を続けながら上昇基調にある。2007 年 6 月末現在、6mm 中厚板(Medium Plate)価格指数は 131.3 ポイントであり、年初に比べて 13.4 ポイントのプラスである。2007 年下半期における船舶用鋼材市場の需給は基本的にバランスしたが、価格については依然として小幅で上昇した。

業界専門家の予測によれば、今後の国際造船市場は数年の造船ピークきの後、調整局面を向える可能性があるが、全体的に見れば依然として中程度の成長基調にある。ここで注目すべき点は、現在の中国の造船能力の急速な拡大は依然として続いて、統計データによれば、中国の現在建設中及び計画されている造船能力は既に『船舶産業中長期計画』の目標を遙かに上回っている事である。今後、市場が収縮し、船腹需給バランスが崩れた場合、造船所間で過当競争を引き起こす可能性がある。以上を纏めると次頁の表 1-3 の通りとなる。

表 1-3：中国造船産業の短期発展予測

項目	予測内容
造船指標	今後短期間内では、中国が新規受注する船舶建造量はやや減少する可能性はあるが、充分な手持ち工事量を有しており、新造船建造量は依然として安定成長を維持し、全体的な経済収益は大幅に向上する。
金融市場	人民元高が更に進み、中国船舶企業の経営リスクは高まる。
新造船価格	船価は過去 4 年間連続して上昇しており、しかも高値で推移している。今後新造船価格は更に上昇すると予測されるが、船舶価格に対する調整圧力は益々高くなる。特に、船舶市場の調整局面が中国の新規造船基地建設期に発生した場合、中国の造船所は生産及び経営困難を招く事になる。
原料供給	中国船舶用鋼材価格は上昇で推移する。

3)中国造船業分野における外資進出状況

中国造船産業の急速な発展が国内海外の中国の造船業分野への投資ブームを引き起こし、大量の外国資本が様々な形やルートで中国造船業に流れ込んでいる。2006 年 9 月に審議通過した『船舶産業中長期発展計画』の中では「造船及び舶用低速、中速ディーゼルエンジン及びクランクシャフトの中外合弁企業を新規設立する場合、外国資本の出資比率は49%以下でなければならない」と明確に規定され、国土資源部が発表した『用地規制禁止プロジェクト目録』においても『計画』に入っていない大型造船施設及び舶用ディーゼルエンジン製造プロジェクトは用地禁止目録に含まれると明確に規定されている。しかしながら、コストが相対的に高い造船先進国から見れば、中国の労働力資源、土地資源、エネルギー及び原材料のコスト的優位性は依然として魅力であり、また中国沿海部の一部省市及び経済開発区の造船産業分野の投資優遇政策によって、大量の外国企業が中国に進出している。

海外資本では、韓国、日本、シンガポールなどの造船企業の投資があり、日本の場合、川崎重工株式会社と中遠集団との合弁による南通中遠川崎船舶工程有限公司が大きく成功している以外にも、ツネイシホールティングス常石造船カンパニーが浙江省舟山市に中規模の造船工場を建設している。シンガポールの場合、泰山集団が出資した中国東南地区投資規模最大の造船プロジェクトの一つである泉州船舶工業有限公司は、第 1 期工事の総投資額は 35 億元である。また、マレーシアの場合、SimeDarby 社が山東省栄成市の成山馬蘭湾に総投資額 6 億米ドルを出資して、海上石油リグプラットフォーム、海上給油船、消防船、多機能船、オイルタンカー及びその他大型船舶の修繕建造工場を建設する計画である。

2006 年以降、多くの海外造船大手企業が中国現地法人への投資を強化しているが、特に韓国造船企業はその巨額に上る投資規模及び投資頻度の多さで注目に値する。英国 Clarkson 社が発表した統計データによれば、2006 年 6 月現在、韓国三星重工業株式会社(以下略称:三星重工)、大宇造船海洋エンジニアリング株式会社、韓国現代重工業株式会社(以下略称：現代重工)を含む韓国主要造船企業の中国への投資は既に 80 億元を超えており、計画投資額は 170 億元～200 億元に達している。中国のメディアの報道によれば、韓国 STX

集団と大連市は2006年9月及び12月に第1期プロジェクト協議書及び第2期プロジェクト協議書を締結して、船体ブロック建造、小型造船プロジェクト及び大型新造船、海洋構造物建造、舶用ディーゼルエンジン及びクランクシャフト製造プロジェクトなど、合計 6 つのプロジェクトを実施する事となっている。プロジェクト総投資額は23億米ドルに達し、当該プロジェクトの敷地面積は174.4万㎡であり、2008年末及び2009年中期には操業を開始し、2010年時点ではSTX集団は大連市長興島地域に200万トン/年の造船能力を保有すると言われている。

韓国STX集団の大型投資プロジェクト以外に、これまでに、韓国の三星重工、韓国現代綜合商事株式会社(以下略称：現代綜合商事)、大宇造船海洋エンジニアリング、韓国伽耶重工業株式会社(以下略称：伽耶重工)、韓国成東造船海洋株式会社(以下略称：成東造船)などの大型造船企業が続々と巨額資本をもって中国造船業に進出している。中国の各メディアに発表された資料に基づき、ここ数年における韓国一部主要造船企業の中国投資状況を纏めた。具体的には次頁の表1-4の通りである。

表 1-4：ここ数年における韓国主要造船企業の中国投資状況概況

企業名	工場立地場所など	面積（㎡）	着工、操業開始年	形態	年間生産能力	投資額	備考
三星重工	浙江省寧波 1 期	30 万	1996 年 6 月着工、1997 年 10 月操業開始	分割工場	6 万トン	1 億米ドル	
	浙江省寧波 2 期	30 万	2006 年 4 月着工、2006 年 9 月操業開始	分割工場	12 万トン	増資 7,000 万米ドル	
	山東省栄成 1 期	80 万	2006 年 3 月着工、2007 年 7 月操業開始	分割工場	10 万トン	1 億米ドル	
	山東省栄成 2 期	120 万	2007 年着工、2008 年末竣工	分割工場	20 万トン	2.5 億米ドル	
大宇造船海洋エンジニアリング	山東省威海 1 期	10 万	2000 年竣工	分割工場	5 万トン	2000 万米ドル	2017 年、山東省煙台造船全プロジェクト竣工予定。 計画売上高：39.5 億元 生産能力：414 万トン
	山東省威海 2 期	34 万	2005 年拡張建設着工、2006 年操業開始	分割工場	16 万トン	増資 3000 万米ドル	
	山東省煙台	100 万	2005 年 10 月着工、2007 年 7 月操業開始	分割工場	*10 万トン(2008) *18 万トン(2010)	1 期投資 5,000 万米ドル、計画総投資額 10 億米ドル	
現代綜合商事	山東省青島	18 万	2005 年 6 月操業開始	造船工場	15 万トン	9,000 万米ドル	2008 年売上高計画：1.5 億米ドル 2012 年売上高計画：2.5 億米ドル
STX 集団	山東省	200 万	建設未着工	分割工場	20 万トン	1 億米ドル	
	遼寧省大連	174 万	1 期は 2007 年 3 月着工、2008 年～2009 年に操業開始。	造船工場、分割工場	*200 万トン (2009)	1 期投資 5,000 万米ドルは造船工場、3,400 万米ドルは分割工場。計画総投資額は 23 億米ドル	計画では 2008 年よりバラ積船、オイルタンカー、自動車運搬船を建造。 2012 年計画売上高：30 億米ドル
成東造船	山東省栄成	127 万	2005 年 11 月着工、2009 年完工竣工予定	分割工場	30 万トン	1 億米ドル	大型ドック 1 台を建設予定
伽耶重工	山東省栄成	不詳	2004 年着工、2006 年 5 月操業開始	分割工場	10 万トン	2,980 万米ドル	

注①：『中国船舶報』の各期号及び中国メディアでの公開情報を整理した。

注②：*印のデータは予測値。

当該表 1-4 より分かる事は、外国資本は既に造船、エンジンなどの重要造船関連分野の投資規模を常に拡大している事、投資分野も開拓している事であるが、外国企業が投資しているプロジェクトは付加価値及び技術水準が全体的に比較的低いと言う特徴がある。これらの外国資本造船企業を見れば、設立済の企業であれ、今後設立予定の企業であれ、殆どが船体分割溶接の加工生産を主とする企業であり、フル船体整備製造プロジェクトは少ない。最近では外国企業も徐々にフル船体整備製造プロジェクトへの投資も開始して、多くの外資造船企業が既にフル船体整備製造を開始するかまたは第 2 期建設プロジェクトにてフル船体製造を計画している。但し、建造されるこれらのフル船体整備船の殆どが中小型船舶に限られており、現在、青島現代造船有限公司は 1 万～2 万トン級の中型船舶が主体であり、STX 造船プロジェクトが計画している造船工場も中小型船舶を建造する事に限られ、全体的技術水準は低い。

これに対し、業界専門家は、中国造船業は「単純な造船生産量の引き上げ」から「造船品質重視」へのレベルアップ変換を完了すべきであり、中国造船企業は自主技術創造刷新能力の育成が必須であると指摘している。中国造船産業は外資を排斥しないが、内資外資プロジェクト共に厳格に中国造船産業関連政策規定を遵守して、外資の利用と船舶産業発展方向とを一致させて、中国産業構造調整指導方向及び産業発展要求に符合させ、中国造船産業発展の安全を脅かしてはならないとしている。中国造船業も政府関連部門が外資導入においては、充分に海外資本を利用して、先進的技術を吸収すると同時に導入する外資の品質にも更に注意してほしいと呼び掛けている。

(2)舶用工業分野

ここ数年、中国造船産業の三大指標(造船竣工量、新造船受注量、手持ち工事量)は持続的に良好な数値を示しており、中国市場の舶用機器需要は常に拡大している事から、海外の舶用機器メーカーの中国への投資についての関心も徐々に高まって来ており、独資または合弁によって中国舶用工業分野に進出している。中国船舶工業協会より入手した不完全な統計データによれば、2006 年末現在、中国本土には既に外商独資による船舶関連企業は 40 数社存在し、中外合弁の船舶関連企業は 45 社以上存在する。

1)中国舶用工業の現状

業界専門家の説明によれば、中国の舶用工業のスタートは比較的遅く、更に長期間舶用機器の研究開発分野への投資を軽視していた事により、舶用工業における人材、技術、生産能力など大きく後れを取っており、その多くを輸入に依存している。

1980 年代前後、中国舶用工業は全面的系統的に国際的著名な舶用機器メーカーの生産技術を導入して、国際的技術水準との格差を縮め、一定の成果を得た。但しこれ以降、中国造船産業が急速に拡大発展期に突入した為、中国舶用工業分野では導入した技術が生かされない状態に留まった。

中国船舶工業行業協会の資料によれば、現在国産舶用機器(外商合弁または外商独資企業が生産した舶用機器を含む)の装備率は 40%以下である。船型毎の舶用機器装備率の状

況は以下の通りである。

①高付加価値船(超大型コンテナ船、大型 LPG 船、LNG 船、豪華客船)

船舶価格全体に対して舶用機器は 35～45%を占める。現在海外舶用機器の搭載率は全舶用機器の約 60%を占め、国産舶用機器の搭載率は僅か 40%過ぎない。

②三大船型(オイルタンカー、コンテナ船及びばら積貨物船)

船舶価格全体に対して舶用機器は 30～35%を占める。現在海外舶用機器の搭載率は全舶用機器の 54%を占め、国産舶用機器の搭載率は 46%に過ぎない。この中で、ばら積貨物船の国産舶用機器の搭載率は比較的高く、現在では既に 65%を超えている。

③海外舶用機器の種類について

大型舶用低速ディーゼルエンジン(及びディーゼルエンジン用クランクシャフト)、航行用レーダー、通信設備、操舵システム、特殊船舶用操縦システム及びその補助システムなどの舶用機器の殆どは、欧州、日本、韓国などの海外舶用機器の船舶への装備が主流となっている。

造船業の持続的な発展の動向に比べて、中国舶用工業技術水準は低く、その供給量も少ない。2006 年に発表された『船舶産業中長期発展計画』において、中国政府は、舶用工業の発展を促進して、国際的競争力の高い舶用機器製造企業を育成して、国産舶用機器の装備率(価格ベース)60%以上達成を目指している。『船舶産業中長期発展計画』の政策発表と造船業の発展が牽引車となって、2007 年以降、中国舶用工業は安定的に発展し、その製造量及び技術水準もある程度向上している。

国防科学工業委員会の統計データによれば、2007 年上半期、中国舶用工業の工業生産値実績は 87 億元であり、前年同期比では 45%の増である。舶用低速ディーゼルエンジン及び中速ディーゼルエンジン生産実績は 712 台であり、166.4 万 kw である。製品別に見れば、操舵装置、計測計器、プロペラ、ウィンドウス、錨鎖などの製品の受注量及び竣工量が大幅に伸びている。2007 年上半期、中国船舶工業集団(CSSC)及び中国船舶重工集団(CSIC)の二大造船集団企業が受注した船舶関連契約の金額は前年同期比では 90%以上の増である。同時に舶用機器の製造水準もある程度向上した。中国国内で最大大効率の 8K90MC-C ディーゼルエンジン、VLCC 用 7S80MC ディーゼルエンジン、世界初の 6RT-flex50 知能型 2 サイクル低速ディーゼルエンジンなどが生産された。中国が独自に生産した初の大型舶用ディーゼルエンジンクランクシャフトも完成して、手持ち工事量は 28 本であり、大型舶用クランクシャフトのロット生産を開始している。

但し、中国舶用工業の製造基盤は依然として薄弱であり、造船先進国に比べて顕著な格差が存在する。2007 年上半期の中国舶用工業製品生産量はいくらか成長しているが、新造船建造量が大きく伸びている状況においては、国産舶用機器の装備率にも顕著な改善が見られず、特に大型コンテナ船、VLCC 船、高速フェリーなどのハイテク技術船舶が必要とする重要舶用機器は依然として輸入に依存せざるを得ず、国産中・低速ディーゼルエンジンクランクシャフト生産においても大きな進展は見られない。現在の舶用ディーゼルエンジ

ンは世界的供給不足の状況にあり、既に船台が満杯である造船所の新規受注にも影響を及ぼしている。

2)中国舶用工業の目標

中国舶用工業の発展水準は相対的に低いが、中国造船能力が牽引車になり、『船舶産業中長期発展計画』や『船舶関連産業発展〈十一五〉計画綱領』において示された目標に向って、舶用工業は今後は徐々に拡大してゆくと予想される。

『船舶産業中長期発展計画』及び『船舶関連産業発展〈十一五〉計画綱領』の中の、中国舶用工業の主要な発展目標について、以下の表 1-5 の通りまとめた。

表 1-5：中国舶用工業の発展目標

目標項目		具体的目標
舶用機器年間売上高		2005 年の 188.1 億元から 2010 年には 500 億元に拡大、2005 年に比して純増額は 311.9 億元。
国産舶用機器平均装備率 (外資を含む)		2005 年の 40%前後を 2010 年には 60%以上に引き上げて、2015 年では 80%以上を達成。
一部国産舶用設備生産能力	甲板機器、船内用機械、中・低速ディーゼルエンジン及びその関連部品	基本的には中国国内造船企業の需要を満たし、中国を世界の舶用ディーゼルエンジン及び甲板機器の主要生産国の一つに仲間入りをさせる。具体的には以下の通り。 ①新規 2006 年～2010 年舶用低速ディーゼルエンジンの年間生産能力増加は 500 万 kw、同中速ディーゼルエンジンの生産能力増加は 1,000 台、舶用低・中速ディーゼルエンジンの生産能力は基本的に同期の中国舶用機器の需要を満たす。 ②ターボ過給機、燃料油噴射装置、シリンダーセットなどディーゼルエンジン重要部品の 2006 年～2010 年の国産化率 80%以上を達成させる。
	船舶通信設備、航行レーダー、自動化システム製品	国産舶用機器の技術問題解決を実現する。
対外合作		海外舶用機器製造企業の中国への移転と集積を促進させ、外資を利用して舶用工業を発展させ、国産舶用機器装備率を向上させる。中国政府は『外商投資産業指導目録』を通し、外国投資の合弁合作による国有舶用機器企業の改造指導を計画。

注：『船舶産業中長期発展計画』及び『船舶関連産業発展〈十一五〉計画綱領』の関連内容を纏めた。

3)中国舶用工業分野における外資進出状況

中国造船企業の「新造船受注量、手持ち工事量、竣工量」の年々の増大に伴い、国産舶用機器の需要も更に拡大している。巨大な市場潜在力と良好な投資環境が海外資本及び一部の多国籍舶用機器製造企業の関心を呼んでいる。外国企業の中国投資においては次の5つの特徴がある。

①投資源の多元化

多くの欧米著名舶用機器製造企業(MAN B&W 社、フィンランドの WARTSILA 社、ドイツの MTU 社、米国の CATERPILLAR 社、米国の CUMMINS 社、デンマークの OUOBO 社、ノルウェイの KONGSBERG 社、英国の ROLLS-ROYCE 社、スゥエーデンの CONCILIUM 社、スイスの ABB 社など)が相前後して中国舶用工業に進出した後、韓国江林技研株式会社、韓国斗山発動機株式会社、韓国 STX 発動機株式会社、韓国東方精工株式会社などもここ数年来、中国舶用工業への投資を加速化させている。

また、海外の戦略的投資者も外商投資企業や中国地場企業を通じて中国舶用機器分野への進出を計画している。例えば欧州の某個人投資会社は世界的に有名な舶用機器供給企業であるデンマークの Damcos 社の 60%の株式を買収し、Damcos 社の中国生産基地建設を支援して、製品を大量に中国造船市場に投入している。Damcos 社は既に 2004 年 12 月に中国で丹柯斯舶用系統(上海)有限公司を設立して、主として舶用バルブ駆動装置の生産と販売に従事している。情報によればドイツの一部戦略的投資家も中国舶用機器の研究及び製造分野への進出を検討しており、その投資源は日々多様化している。

②投資地域の拡大化

ここ数年、外国企業の舶用機器製造企業に対する中国投資プロジェクトの地域的分布については、既に当初の東部沿海地区より徐々に中国内陸部地区へと拡大している。具体的には以下の通りである。

A.　2005 年 8 月、スイスの ABB 社と中国船舶重工集団(CSIC)公司傘下の重慶江津増圧器廠との間で民用ターボ過給機の合弁経営契約が締結され、約 3,000 万米ドルを共同投資して「重慶 ABB 江津渦輪増圧系統有限公司」が設立され、当該企業はスイス ABB ターボ過給機システム現地法人の授権により、主として舶用ディーゼルエンジンターボ過給機の生産と販売に従事している。また、ABB 社は中国に多くの修繕サービスセンターを設立しているが、その立地は具体的には上海市、広州市、青島市、大連市、天津市そして香港であって、地域別にカバーする事で、ABB ターボ過給機システムのグローバルサービスネットワークを整備した。

B.　2006 年 12 月、英国 JASON 社は武漢船舶配套工業園有限公司と契約を締結した。JASON 社はドイツ企業 4 社及び英国企業 1 社と共同で 1.2 億元を投資して武漢船舶配套工業園内に「船舶制御システム、消防システム及び船室機械」の生産基地を建設する。計画によれば、当該生産基地の敷地面積は 10 万㎡、計画年間生産高は 3 億元である。

C.　フィンランドのWARTSILA社は独資、合弁などの方式で、中国での製品の現地化生産を順調に広げて来た。2007年9月現在、WARTSILA社は中国各地に5社の企業を設立している。具体的には、鎮江中船瓦錫蘭螺旋槳有限公司、瓦錫蘭推進器(無錫)有限公司、上海瓦錫蘭斉耀柴油機有限公司、青島斉耀瓦錫蘭菱重麟山舶用柴油機有限公司、そして瓦錫蘭維修服務上海有限公司である。2007年、WARTSILA社は引き続き中国への投資を計画し、1,700万ユーロを投資して無錫市のサイドスラスター生産基地及び鎮江市のプロペラ製造工場の建設拡張を実施した。WARTSILA社は中国での上記企業設立に関して、既に数億元を投資している。

③投資プロジェクト大型化

中国の市場需要の拡大、投資環境の改善に伴って、外資の中国舶用工業への投資規模は年々拡大している。特に2005年～2007年の期間、中国での大型合弁または独資企業の設立数は顕著に増加した。試算によれば、総投資額が1,000万米ドルを超えている大型プロジェクト(増資プロジェクトを含む)は10数件であった。

④投資進出分野製品の高度化

国際的に著名な舶用機器製造企業の中国に設立した合弁または独資による舶用機器製造企業が生産する製品範囲は常に拡大しており、現在既に舶用低・中速ディーゼルエンジン、ディーゼルエンジン部品、舶用モーター、プロペラ、甲板機器、船内用設備、艤装設備、船舶自動化システム、船舶用電子部品、塗料、ケーブルなどの各種製品に及んでいる。ここ数年、その生産される製品のなど級及び技術水準も徐々に向上している。この中で、2006年以降の拡張建設プロジェクト及び新規設立企業が生産しているハイエンド製品の状況について次頁の表1-6の通り纏めた。

表 1-6：2006 年の新規投資外資舶用機器プロジェクトの
ハイエンド製品生産状況

年月	企業・プロジェクト	主要製品
2006年9月	丹柯斯舶用系統（上海)有限公司 二期拡張建設プロジェクト	主として舶用バルブ駆動装置の生産と販売に従事。世界の大規格バルブ駆動装置及びシステムの全てを中国に移転。
2006年9月	上海中船三井造船柴油機 有限公司	主として大型舶用低速ディーゼルエンジン及び発電用低速ディーゼルエンジン及び設備、部品を生産。
2006年10月	鎮江中船瓦錫蘭螺旋槳有限公司 第二工場	主として直径12m以下の大型定ピッチプロペラを生産し、中国最大の定ピッチプロペラ生産企業及び世界最大のプロペラ生産企業を目指す。
2006年12月	STX大連長興島臨港工業区 船舶産業基地二期プロジェクト	主として舶用ディーゼルエンジン及び舶用エンジンクランクシャフトなどを生産。2008 年末及び 2009 年中に操業を開始。

注：各期の『中国船舶報』及び中国メディアの公開情報を整理した。

⑤投資目的の多元化

外資が続々と中国舶用機器製造分野に進出するのは、中国造船業及びその舶用工業の巨大な市場の存在並びに地方政府の外資導入優遇政策、相対的に低い用地コスト及び労働力コストなどがあるからである。現在、中国への投資は主に欧州、米国、日本、韓国の舶用機器企業である。

A.　欧米企業の中国への投資

主として舶用機器製品の提供及びコスト削減、中国市場シェア確保の為に中国に投資しているが、同時に中国を生産基地としてここから海外市場に製品を輸出する事も目的としている。

B.　日本、韓国企業の中国への投資

主として自国内での用地及び人材の確保が困難である状況において、戦略的移転及び生産能力の拡張の実現を目指している。日本及び韓国企業が中国に設立した外商投資企業が生産する製品は主として自国内の造船産業の舶用機器の需要を満たす為であるが、徐々に中国市場も開拓している。

２．外資舶用機器製造企業の投資実例分析

中国メディアの公開資料及び関連企業に対する電話聴き取り調査に基づき、外国舶用機器製造企業の中国における投資設立企業の状況については、次頁の表 1-7 の通りである。

また、表 1-7 の中の以下の 6 社の企業に対して、詳細調査を実施した。その結果は次々頁の表 1-8-1～表 1-8-6 の通りである。

表 1-8-1	鎮江中船瓦錫蘭螺旋槳有限公司
表 1-8-2	重慶 ABB 江津渦輪増圧系統有限公司
表 1-8-3	STX 重機(撫順)有限公司
表 1-8-4	斗山船機(大連)有限公司
表 1-8-5	江林重工(常州)機械有限公司
表 1-8-6	安特優発動機工程(蘇州)有限公司

表 1-7：外資舶用機器製造企業の投資状況

No.	企業名	設立年月	出資状況	総投資額	主要製品	備考
1	フィンランド WARTSILA 社					
	鎮江中船瓦錫蘭螺旋槳有限公司	2004 年 06 月	WARTSTLA55%、中船重工 45%	1,700 万ユーロ	舶用固定ピッチプロペラ及び付属製品	詳細は表 1-8-1 御参照
	瓦錫蘭推進装置(無錫)有限公司	2004 年 10 月	WARTSTLA100%	1,000 万ユーロ	サイドスラスター	年間生産能力約 300 台
	上海瓦錫蘭斉耀柴油機有限公司	2006 年 06 月	WARTSTLA50%、中船重工 50%	1,000 万ユーロ	Auxpac20、26 舶用エンジン一式	年間生産能力約 300～350 台
	青島斉耀瓦錫蘭菱重麟山舶用柴油機有限公司	2006 年 09 月	WARTSTLA50%、中船重工 50%	7.8 億元	大型舶用低速ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ	2008 年第 4 四半期操業開始
2	スイス ABB 社					
	ABB 高圧電機(上海)有限公司	2005 年 08 月	ABB100%	800 万米ﾄﾞﾙ	高圧ｴﾝｼﾞﾝ(含船舶用)	2006 年 9 月操業開始
	重慶 ABB 江津渦輪増圧系統有限公司	2006 年 01 月	ABB 61%、中船 39%	2,950 万米ﾄﾞﾙ	ｴﾝｼﾞﾝ用ﾀｰﾋﾞﾝ増圧器	詳細は表 1-8-2 御参照
3	韓国 STX 集団					
	STX 重機(撫順)有限公司	1997 年 07 月	STX 集団 100%	7,960 万米ﾄﾞﾙ	舶用ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ部品及びコア部品	詳細は表 1-8-3 御参照
	STX 大連長興島臨港工業区船舶産業基地	2006 年 12 月	STX 集団 100%	4.92 億米ﾄﾞﾙ	ｴﾝｼﾞﾝ用ｸﾗﾝｸｼｬﾌﾄ及び舶用ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ	計画では 2009 年中期操業開始予定
4	韓国東方精工株式会社					
	大連東方精工船舶配套有限公司	2003 年 08 月	東方精工 90%、大連船舶 10%	5,800 万米ﾄﾞﾙ	船舶上部構造物及び船舶予備品	一期ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄは 2007 年 6 月竣工
	煙台東方精工船舶配套有限公司	2007 年 01 月	東方精工 100%	680 万米ﾄﾞﾙ	舶用ｸﾚｰﾝ、ｳｲﾝﾁ、救命ﾎﾞｰﾄﾗｯｸ	
5	韓国斗山発動機株式会社					
	斗山船機(大連)有限公司	2005 年 09 月	斗山 100%	1,450 万米ﾄﾞﾙ	大型舶用ｴﾝｼﾞﾝ用部品	詳細は表 1-8-4 御参照
	大連三栄斗山金属制品有限公司	2005 年 10 月	三栄、斗山 100%	1,500 万米ﾄﾞﾙ	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ鋳(鋼)造品	2006 年 8 月 8 日竣工
	大連凱斯克有限公司	2006 年 08 月	斗山、LS 電纜、三養重機 100%	2,000 万米ﾄﾞﾙ	舶用ｴﾝｼﾞﾝ及び発電機など部品	2007 年 9 月操業開始
	大連東新機械有限公司	2006 年 08 月	E.A.S.T.㈱100%	210 万米ﾄﾞﾙ	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ関連部品	2007 年 8 月操業開始
6	江林重工(常州)機械有限公司	2005 年 02 月	韓国江林技研㈱100%	1,250 万米ﾄﾞﾙ	舶用ﾎﾞｲﾗｰ、圧力容器、廃棄ガスボイラーなど	詳細は表 1-8-5 御参照
7	安特優発動機工程(蘇州)有限公司	1996 年	MTU(新加坡)100%	2,000 万米ﾄﾞﾙ	MTU2000 系列重型柴油発動機	詳細は表 1-8-6 御参照

注：各期の『中国船舶報』及び中国メディアの公開情報を整理した。

表 1-8-1：鎮江中船瓦錫蘭螺旋槳有限公司

英文社名	WARTSILA CME Zhenjiang Propeller Co., Ltd		
住所	江蘇省鎮江市鎮宝路 199 号	郵便番号	212011
電話番号	0511-84511719	FAX 番号	0511-54811117
企業形態	中外合弁企業(中国、フィンランド)	設立年月	2004 年 6 月
総投資額	1,700 万ﾕｰﾛ	総経理	藍天
主要製品	舶用固定ピッチプロペラ及び付属製品	生産能力	2,000 ﾄﾝ(2006 年) 4,000 ﾄﾝ(2007 年)
企業概況	①同社は世界的に有名なフィンランドの WARTSILA グループと中船重工(CME)が 2004 年 6 月に共同で設立した中外合弁企業である(外資：55%、中国資本：45%)。WARTSILA グループの中国初の工場として主として直径 5m 以下の固定ピッチプロペラ及び可動プロペラを生産しており、中国国内初の設計から製造迄一体化したプロペラ、シャフト製造専門企業である。 ②2006 年 10 月、同社は江蘇省鎮江新区に 1,000 万ﾕｰﾛを投資した固定ピッチプロペラを生産する第二工場を建設した(敷地面積約 5.3 万㎡)。新工場では主として直径 5～12m の大型固定ピッチプロペラ(単品 140 ﾄﾝ以下)を生産する。当該工場は 2007 年 7 月に操業を開始し、予定では固定ピッチプロペラの生産量を 4,000 ﾄﾝ迄拡大する事が可能。 ③同社は主として WARTSILA LIPS の各種推進装置の設計特許技術を使用して、直径 12m 以下、重量は 100 ﾄﾝ以下の「LIPS」ブランド及び「凱達」ブランドの各種舶用プロペラ、シャフト及び付属製品を生産しており、既に ISO9001:2000 の品質管理認証を取得している。 ④同社の設立以降、WARTSILA グループは中国にディーゼルエンジン、シャフト、プロペラなどの推進装置一式を生産する能力を保有。現在同社は「世界最大のプロペラ及びシャフト設計製造企業となる」事を目指している。		
製品状況	①固定ピッチプロペラ(FPP):Fixed Pitch Propellers)の生産能力、仕様の推移 年度 / 2004 年 / 2005 年 / 2006 年 / 2007 年 生産能力(ﾄﾝ) / 1,400 / 1,800 / 2,000 / 4,000 仕様(ﾄﾝ/単品) / 30 / 75 / 75 / 140 注:同社は 2006 年 2 月に韓国大宇集団向の直径 9.8m の大型固定ピッチプロペラの鋳造に成功している。 ②固定ピッチプロペラ付属製品：プロペラキャップ、油圧ボルト、油圧ナット、油圧リング、油圧工具類、湾曲防止網切断機。 ③推進装置のブレード及びハブ。		

(次頁に続く)

<table>
<tr><td>製品状況
(続き)</td><td>④各種製品の供給方式
<table><tr><th>製品名</th><th>供給方式</th></tr><tr><td>固定ピッチプロペラ</td><td>自社製造</td></tr><tr><td>シャフト</td><td>主として外注、外部調達。2007 年第 1 四半期より自社製造開始。</td></tr><tr><td>シール及びベアリング</td><td>外注、外部調達。</td></tr><tr><td>スターンチューブ</td><td>外注、外部調達。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>販売状況</td><td>同社の王偉光常務副総経理によれば、2006 年、同社が生産した固定ピッチプロペラの 35%は輸出されたが、2007 年以降、中国国内の固定ピッチプロペラ製品の需要が旺盛であることから、一部の輸出を諦めたので、現在の輸出比率は僅か 25%であり、殆どの製品を国内市場に供給している。新工場の建設投資は固定ピッチプロペラ製品の生産能力を倍増させるものであるが、2008 年の製品の輸出比率は更に低くなると予測されている。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>以上は同社のホームページ(http://www.wartsila-cme.com.cn)及びその他中国メディアの情報を整理した。</td></tr>
</table>

表 1-8-2：重慶 ABB 江津渦輪増圧系統有限公司

英文社名	Chongqing ABB Jiangjin Turbine Pressurizing System Co.,Ltd		
住所	重慶市江津区徳感工業区東方紅大街 1 号	郵便番号	402263
電話番号	023-47221311	FAX 番号	023-47221321
企業形態	中外合弁企業(中国、スイス)	設立年月	2006 年 1 月
総投資額	2,950 万米ﾄﾞﾙ	総経理	Ulrich O. Birch
主要製品	エンジン用ターボ過給機	生産能力	2007 年生産高 予測値： 3 億元
企業概況	①同社はスイスの ABB 社と中国船舶重工集団(CSIC)傘下の江津増圧器廠が 2005 年に共同投資により設立した合弁企業である(外資：61%、中国資本：39%)。同社は 2006 年 1 月 4 日より正式に営業を開始し、その本部及び生産工場は重慶市江津区の徳感工業区に立地する。同社は ABB 社のターボ過給機システム関連企業(スイス)からの授権により、主として燃料ガス廃棄ガスターボ過給機及び部品、予備品の製造、据付、販売業務に従事し、製品サービスは船舶、鉄道機動車、発電所などに提供している。 ②同社の現在の従業員数は約 500 人であり、ABB グローバルターボ過給機業務ネットワークに所属している。スイス ABB 社のサービスネットワークの一員として、中国上海市、広州市、青島市、大連市、天津市及び香港などに修繕センターを設置して、中国国内・海外のユーザーにターボ過給機の補修サービスを提供している。 ③同社の外国側出資者であるスイス ABB 社は出力パワー500kw 以上のディーゼルエンジン及び燃料ガスエンジン用ターボ過給機業界でのトップ企業であり、現在中国には既に 6 億米ﾄﾞﾙ以上を投資しており、26 社の独資及び合弁企業を保有し、送電配電、自動化製品及びシステムなどの分野において強大な生産基地を建設している。 ④同社の中国側出資者である「江津増圧器廠」(JTP)は 1966 年 7 月に設立された中国大型廃棄ガスターボ過給機生産企業の一つである(敷地面積 19.7 万㎡、建築面積 10.5 万㎡)。当該廠は 1978 年及び 1996 年に各々スイス ABB 社より多くのターボ過給機製造技術を導入し、1994 年には「中国船級社品質認証公司」の「GB/T19001-IS09001 国際品質体系基準」の認証に合格して現在に至っており、その生産する全ての製品は中国船級社の製品型式認可証書を取得している。 ⑤同社の新生産基地は 2008 年に竣工予定。この時の同社は、現在の VTR 系列、VTC 系列及び RR 系列ターボ過給機の生産を基礎として、ABB 社を代表する最新ターボ過給機技術である TPS 系列、TPR 系列及び TPL 系列の製品を導入して、ターボ過給機製品の現地化生産を更に強化する。		

(次頁に続く)

<table>
<tr><td>製品状況</td><td>①同社は以下の 6 系列のターボ過給機製品の大量供給が可能であり、補修サービスも提供する。
<table>
<tr><th colspan="3">製品系列</th><th>製品型番</th></tr>
<tr><td rowspan="3">現地化製品系列</td><td>1</td><td>VTR</td><td>0、1、 4、4D、4E、 4P</td></tr>
<tr><td>2</td><td>VTC</td><td>4、4P</td></tr>
<tr><td>3</td><td>RR</td><td>1、3</td></tr>
<tr><td rowspan="3">スイスからの
輸入品系列</td><td>4</td><td>TPS</td><td>C、D、E、F</td></tr>
<tr><td>5</td><td>TPR</td><td>A、F</td></tr>
<tr><td>6</td><td>TPL</td><td>A、B、C</td></tr>
</table>
注：現在スイスから輸入されている 3 系列の製品は 2008 年より現地生産する予定。</td></tr>
<tr><td>販売状況</td><td>「江津增圧器厰」(JTP)の関係者によれば、元の「江津增圧器厰」(JTP)が生産していたターボ過給機は主として中国国内市場に供給され、船舶、電力、鉄道、漁業、エネルギー採掘、鉱山開発などの産業において広範に使用されていた。この合弁企業の設立後は 6 系列のターボ過給機製品が ABB の販売ネットワークを通じて全世界に向けて販売され、現在、その 3 分の 2 の製品は造船市場に供給されており、2007 年の生産高は 3 億元に達する見込み。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>①情報によれば、重慶 ABB 江津渦輪增圧系統有限公司はスイス ABB 社が重慶市に設立した 2 社目の合弁企業であり、1 社目は 1998 年 1 月に設立された「重慶 ABB 変圧器有限公司」であって、その総投資額は 1.46 億米ﾄﾞﾙである。
②以上は重慶 ABB 江津渦輪增圧系統有限公司のホームページ(http://www.abb.com.cn/)、江津增圧器厰のホームページ(http://www.jtp.com.cn)及びその他中国メディアの情報を整理した。</td></tr>
</table>

表 1-8-3：STX 重機(撫順)有限公司

<table>
<tr><td>英文社名</td><td colspan="3">STX Heavy Industry (Fushun)Co.,Ltd</td></tr>
<tr><td>住所</td><td>遼寧省撫順市順城区双陽路 2 号</td><td>郵便番号</td><td>113126</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td>0413-7642451</td><td>FAX 番号</td><td>0413-764245</td></tr>
<tr><td>企業形態</td><td>外商独資企業(韓国)</td><td>設立年月</td><td>1997 年 7 月</td></tr>
<tr><td>総投資額</td><td>7,960 万米ﾄﾞﾙ</td><td>総経理</td><td>趙美済</td></tr>
<tr><td>主要製品</td><td>舶用ディーゼル及び一般機械用鋳造品、加工品、エアシリンダー、クランクシャフトなどエンジン組み込み品及びコア部品</td><td>生産能力</td><td>部品：11,000 ﾄﾝ
製品(計画)：1,000 台</td></tr>
<tr><td>企業概況</td><td colspan="3">①同社は元の社名は「撫順鷹霸機械有限公司」であり、韓国 STX 集団傘下の ENPACO 社(元の社名：双龍重工業)が 1997 年に中国に設立した独資企業である(韓国 100%出資)。1999 年 1 月より正式に操業を開始し、4 期に分けて拡張建設され、2005 年 3 月に現社名である「STX 重機(撫順)有限公司」に変更した。
②同社の 4 期に分けた拡張建設投資プロジェクトの具体的内容は以下の通りである。

<table>
<tr><th>期</th><th>年度</th><th>総投資額</th><th>経営内容変更状況</th></tr>
<tr><td>1</td><td>1997～1999 年</td><td>660 万米ﾄﾞﾙ</td><td>舶用ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ及び一般機械用鋳造品</td></tr>
<tr><td>2</td><td>2000～2002 年</td><td>960 万米ﾄﾞﾙ</td><td>舶用ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ及び一般機械用鋳造品及び加工品</td></tr>
<tr><td>3</td><td>2002～2004 年</td><td>2,960 万米ﾄﾞﾙ</td><td>舶用ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝｴｱｼﾘﾝﾀﾞｰ及びｸﾗﾝｸｼｬﾌﾄなど主要部品一式</td></tr>
<tr><td>4</td><td>2005 年～現在</td><td>7,960 万米ﾄﾞﾙ</td><td>機械加工生産ラインの整備、舶用ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ組立生産ラインの増設</td></tr>
</table>
③同社の 1～3 期の拡張建設プロジェクトの生産用地は、主として「撫順挖掘機廠」の土地建物を賃貸借する方式で実施されたが、2005 年 6 月の第 4 期拡張建設プロジェクトでは用地買収方式(買収額：1,000 万米ﾄﾞﾙ)が実施され、元の「撫順挖掘機廠」東部工場敷地内の資産及び土地全体を取得した。
④同社の趙美済総経理の 2007 年 8 月時点での説明によれば、2007 年、第 5 期の増資を実施し、増資額は 4,980 万米ﾄﾞﾙであり、増資後の総投資額は 1.3 億米ﾄﾞﾙに達し、経営品目は現在のエンジン部品からエンジン一式製造に変更して、年間生産高は 3 億米ﾄﾞﾙを計画している。</td></tr>
</table>

(次頁に続く)

<table>
<tr><td>製品状況</td><td>同社が生産する舶用ディーゼルエンジン系列生産ラインは段階的に生産能力を拡大しているが、具体的には以下の通りである。
<table>
<tr><th>期</th><th>製品変化状況</th><th>生産能力の推移</th></tr>
<tr><td>1</td><td>舶用ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ及び一般機械用鋳造品</td><td>4,000 ﾄﾝ</td></tr>
<tr><td>2</td><td>舶用ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ及び一般機械用鋳造品
及び加工品</td><td>4,300 ﾄﾝ</td></tr>
<tr><td>3</td><td>舶用ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝｴｱｼﾘﾝﾀﾞｰ及びｸﾗﾝｸｼｬﾌﾄなど主要部品一式</td><td>10,000 ﾄﾝ</td></tr>
<tr><td>4</td><td>機械加工生産ラインの整備、舶用ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ組立生産ラインの増設</td><td>竣工後の生産能力は3倍に拡大し、年産1,000台の製品生産能力となる</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>販売状況</td><td>同社の関係者によれば、同社の1期～2期拡張建設プロジェクト時の製品は主として韓国に輸出供給された。その後、製品は韓国に輸出する外、中国及びその他国へも供給を開始した。同社の一部年度の輸出状況及びその推移は以下の通りである。
<table>
<tr><th>年度</th><th>販売方式</th><th>輸出金額</th></tr>
<tr><td>1999年</td><td>輸出</td><td>400万米ﾄﾞﾙ</td></tr>
<tr><td>2002年</td><td>輸出</td><td>600万米ﾄﾞﾙ</td></tr>
<tr><td>2004年</td><td>輸出、中国市場販売</td><td>1,200万米ﾄﾞﾙ</td></tr>
<tr><td>2005年</td><td>輸出、中国市場販売</td><td>2,000万米ﾄﾞﾙ</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>備考</td><td>以上は中国メディア及び関連企業に対する電話取材による情報を整理した。</td></tr>
</table>

表 1-8-4：斗山船機(大連)有限公司

<table>
<tr><td>英文社名</td><td colspan="3">Doosan Engine (Dalian) Co., Ltd</td></tr>
<tr><td>住所</td><td>大連開発区大孤山臨港工業区</td><td>郵便番号</td><td>116600</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td>0411-87517965</td><td>FAX 番号</td><td>0411-87517970</td></tr>
<tr><td>企業形態</td><td>外商独資企業(韓国)</td><td>設立年月</td><td>2005 年 7 月</td></tr>
<tr><td>総投資額</td><td>1,450 万米ﾄﾞﾙ</td><td>総経理</td><td>趙圭相</td></tr>
<tr><td>主要製品</td><td>大型舶用エンジン構成品</td><td>生産能力</td><td>200 件以上、約 1,200 ﾄﾝ</td></tr>
<tr><td>企業概況</td><td colspan="3">①同社は韓国斗山発動機株式会社が大連市に全額出資して設立した斗山舶用発動機配套工業園プロジェクトのコア企業(韓国出資 100%)であり、2005 年 9 月に建設着工、2006 年 11 月竣工した。同社は斗山発動機株式会社が韓国以外で建設した初のグローバル製造基地であり、現時点で世界最大規模の船舶用大型エンジン構造品製造工場の一つである。
②同社の敷地面積は 6 万㎡弱で、大型舶用エンジンの機座及び架台などの重要部品を生産出来る。同社の構造品工場には熱処理、塗装などの付帯施設及び設備が配備されており、年間生産能力はエンジン部品 200 件以上であり、大型タンカー、コンテナ船、ばら積貨物船などの舶用エンジンの向けのサービスを提供する。
③「斗山舶用発動機配套工業園」は韓国斗山発動機株式会社をコアとして多くの韓国企業が共同出資して設立した船舶用エンジン及びその他部品の生産基地であり、当該工業園の敷地面積は 100 万㎡、総投資額は 3 億米ﾄﾞﾙであり、大連造船資材産業の発展に必要な部品を提供し、世界の同類プロジェクトにおいては最も競争力の高い生産基地の一つとなる事を目指している。当該工業園は 2008 年 3 月に完全竣工の予定。その後、舶用エンジンの組立を開始し、その総生産高は 15 億米ﾄﾞﾙに達すると見込まれている。</td></tr>
<tr><td>製品状況</td><td colspan="3">①同社の関係者によれば、主要製品は大型舶用エンジンの機座及び架台などの重要部品である。現在の製品合格率は韓国国内と同など水準に到達しており、国内及び国際市場の承認を得始めている。生産量計画は以下の通り。

<table>
<tr><td>期間</td><td>2007 年 1 月～8 月</td><td>2007 年通年</td><td>2008 年 1 月～8 月</td></tr>
<tr><td>生産量</td><td>100 件</td><td>目標：200 件</td><td>目標：150 件</td></tr>
</table>

②2007 年、同社は「1704」の生産スローガンを決めた。毎月 17 件を生産して合計約 100 ﾄﾝの大型舶用エンジン部品に対して、安全事故率「0」及び生産不良率「4%」以下を実現する目標である。</td></tr>
</table>

(次頁に続く)

<table>
<tr><td>販売状況</td><td>①現在、同社が生産する全ての製品は主として輸出用であり、本社である韓国斗山発動機株式会社が生産する舶用エンジン用に供給されている。
②2007 年、同社が生産した 100 件の大型舶用エンジンの機座及び架台などの重要部品がロットで韓国に輸出されている。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>①大連経済技術開発区の担当者によれば、2007 年 9 月現在、斗山船機(大連)有限公司が入っている「斗山舶用発動機配套工業園」には既に 13 社の韓国装備企業が進出しており、この中の 4 社、「凱斯克」、「東新機械」、「三栄斗山」、「成一高圧管業」は、斗山船機(大連)有限公司に製品を供給する為に当該工業園に進出したものであり、これら 4 社の概況は以下の通りである。

<table><tr><th>企業名</th><th>操業開始年月</th><th>主要製品</th></tr><tr><td>大連凱斯克有限公司</td><td>2007 年 9 月</td><td>ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ及び発電機部品</td></tr><tr><td>大連東新機械有限公司</td><td>2007 年 8 月</td><td>ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ用部品類</td></tr><tr><td>大連三栄斗山金属制品有限公司</td><td>2006 年 8 月</td><td>ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ用鋳造品</td></tr><tr><td>大連成一高圧管業有限公司</td><td>2006 年</td><td>湾曲パイプ設備及び部品</td></tr></table>
②以上は中国メディア及び関連企業に対する電話取材による情報を整理した。</td></tr>
</table>

表 1-8-5：江林重工(常州)機械有限公司

<table>
<tr><td>英文社名</td><td colspan="3">KangRim Heavy Industries (ChangZhou) Co., Ltd</td></tr>
<tr><td>住所</td><td>江蘇省常州市新北区科勒路 8 号</td><td>郵便番号</td><td>213022</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td>0519- 8223601</td><td>FAX 番号</td><td>0519- 8223630</td></tr>
<tr><td>企業形態</td><td>外商独資企業(韓国)</td><td>設立年月</td><td>2005 年 2 月</td></tr>
<tr><td>総投資額</td><td>1,250 万米ﾄﾞﾙ</td><td>総経理</td><td>施贊基</td></tr>
<tr><td>主要製品</td><td>舶用ボイラー、
圧力容器、
廃棄ガスボイラーなど</td><td>生産能力</td><td>2006 年売上高：
2,000 万元
2007 年売上高(予測)：
2 億元</td></tr>
<tr><td>企業概況</td><td colspan="3">①同社は 2005 年 2 月に設立された韓国最大の船舶部品供給企業である「韓国江林技研株式会社」が中国に投資して設立した全額出資子会社である(韓国出資：100%)。主として舶用ボイラー、発電所用余熱蒸気発生装置及び熱交換器、圧力容器など海上プラットフォーム設備を生産している。
②同社は 2005 年 2 月、江蘇省常州新北区工業園に生産工場を建設して、2006 年 3 月に正式操業を開始した。当該工場の敷地面積は 6.67 万㎡であり、建築面積は 3 万㎡であって、生産する全ての舶用ボイラー及び関連製品は主として大型造船所向けである。
③同社の出資者である「韓国江林技研株式会社」は韓国最大の船舶部品供給企業であり、韓国の釜山、昌原などに 4 つの生産企業があり、主要製品は舶用ボイラー、オイルタンカー冷却システム、発電所用余熱蒸気発生装置、ケミカル工場用高圧圧力容器及び熱交換器、造船及び海上プラットフォーム用設備である。その生産している舶用ボイラー製品の世界市場シェアは 80%であり、各国の船主及び造船所が広く認めている舶用ボイラーである。</td></tr>
<tr><td>製品状況</td><td colspan="3">①同社が現在生産している製品は主に四つに分ける事が出来る。

<table><tr><th>No.</th><th>製品区分</th><th>製品名称</th></tr><tr><td>1</td><td>舶用機器</td><td>舶用ボイラー、オイルタンカー冷却システム</td></tr><tr><td>2</td><td>海上ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ用設備</td><td>ゴミ焼却炉、圧力容器など</td></tr><tr><td>3</td><td>発電所設備</td><td>余熱利用蒸気発生装置</td></tr><tr><td>4</td><td>ケミカル工場設備</td><td>高圧圧力容器、熱交換器</td></tr></table>
②社外情報：常州新北開発区の担当者によれば、同社は設立されてから間もない為、上記の製品の全てが生産されている訳ではなく、2007 年より徐々にこれら製品の生産を開始する事を計画している。また、同社が既に生産した製品は米国、ドイツ、日本などの 8 つの国の船級社の審査評価に合格している。</td></tr>
</table>

(次頁に続く)

<table>
<tr><td>販売状況</td><td>①2006年、同社が生産した製品は主として海外に供給され、海外造船所の装備品として使われた。「韓国江林技研株式会社」上海事務所の職員によれば、2007年より、同社は積極的に中国市場を開拓し、既に中国の造船所に舶用ボイラー及び関連製品を納入している。
②海外市場において、同社の製品は主として韓国、日本、ドイツ、米国、イタリア、ノルゥエーなどに輸出されており、韓国及び日本の主要顧客企業は以下の通りである。
1)韓国：現代造船、大宇造船、韓進、STX、SINA、21CENTUERY、NOKBONGなどの造船所
2)日本：三菱造船、IHI、日立造船などの造船所
③中国国内市場においは、中国江陰楊子江船厳、広州文昌船厳、江都亜海船厳に製品及びサービスを提供している。
④同社が立地している常州新北開発区の担当者によれば、2006年の同社の売上高は2,000万元であるが、2007年には2億元に到達する見込み。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>①「韓国江林技研株式会社」上海事務所
<table><tr><td>住所</td><td>上海市浦東新区新金橋路58号銀東大厦28楼D座</td></tr><tr><td>電話</td><td>021-50309235</td></tr><tr><td>FAX</td><td>021-50309236</td></tr></table>
②以上は中国メディア及び関連企業並びに開発区関係者に対する電話取材による情報を整理した。</td></tr>
</table>

表 1-8-6：安特優発動機工程(蘇州)有限公司

英文社名	MTU Engineering (Suzhou) Co.,Ltd		
住所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区龍運路 9 号	郵便番号	215024
電話番号	0512-62850188	FAX 番号	0512-62850388
企業形態	外商独資企業(MTU 新加坡総部)	設立年月	1996 年
総投資額	2,000 万米ﾄﾞﾙ	総経理	Peter Kneipp
主要製品	MTU2000 系列重型ディーゼルエンジン(含舶用)	生産能力	年産 100 台以上
企業概況	①同社はドイツ MTU 社が中国に設立した初めての子会社であり、MTU 社がシンガポールに設立したアジア地域私人有限公司の全額出資子会社(シンガポール出資 100%)である。同社は 1996 年、蘇州工業区に設立され、1997 年 11 月に開業し、主としてエンジン及びその電子制御システムのメンテナンス及びアフターサービスを提供している。 ②2005 年、同社は増資し、営業範囲を「エンジン(自動車用、船舶用など)及び部品、プラント発電装置一式、商業用自動車用変速機(自動変速機を含む)及びハンドル並びに部品の研究開発、組立、生産、自社製品の販売及びアフターサービスの提供」に拡大した。 ③2006 年 3 月、中国における MTU ディーゼルエンジン生産の為、同社は蘇州工業園区龍運路 9 号の新工場(敷地面積 8,000 ㎡余)に移転した。当該新工場は MTU 集団の世界で 3 番目の生産基地であり、エンジン組立、測定試験及び補修設備を除いた修繕工場、研修センター、部品倉庫及び相応の物流部門なども配置された集積化水準の高い生産基地である。新工場移転と同時に同社の営業範囲も「発電装置に使用される MTU2000 系列ディーゼルエンジンの生産、組立、及び MTU 全系列ディーゼルエンジンのアフターサービス、修繕、部品供給及び企画、ユーザー研修などを含む」と変更された。 ④MTU 社はグローバルな集団企業であり、ダイムラークライスラーグループの企業である。陸用、水上及び鉄道推進システム及び発電設備の供給企業として、製品は 35～9,000kw の高機能ディーゼルエンジン、出力 44,800kw のタービンエンジン、及びディーゼルエンジン・タービン連合使用動力装置が含まれる。MTU 社はドイツ、米国、中国に生産基地を持ち、2005 年の全売上高は 15.3 億ﾕｰﾛに達した。		
製品状況	①同社の蘇州新工場の主要製品は、MTU2000 系列(12 気筒、16 気筒、18 気筒)ディーゼルエンジンであり、その属性は以下の通りである。		

気筒数	V 型 12 気筒	V 型 16 気筒	V 型 18 気筒
Cylinder Arrangement	90° V	90° V	90° V
Bore(mm)	130	130	130
Stroke(mm)	150	150	150
Max.Output(kw)	1,119	1,492	1,250
最大回転速度(RPM)	2,350	2,350	1,800

(次頁に続く)

製品状況 (続き)	②同社の MTU2000 系列ディーゼルエンジンの 30%の部品は今後は地元業者より供給の予定。ISO9001:2000 品質認証取得を目指す。
販売状況	①同社が生産する全ての MTU2000 系列ディーゼルエンジンは現在主として中国市場向けに販売されており、北京市、上海市、青島市、湛江市の 4 ヶ所に支店及びメンテナンスセンターがあり、中国の全ての顧客にアフターサービスを提供している。 ②現在中国南部地区の約 100 隻の双胴フェリーが MTU ディーゼルエンジン駆動を採用している。合計 1,000 台余の MTU ディーゼルエンジンが各種船舶に装備されており、別途 460 台の MTU ディーゼルエンジンが列車機関車及びその他システムに動力を提供している。
備考	以上は MTU 社のホームページ(http://www.mtu-online.com)及び中国メディアの情報を整理した。

第二章　中国における外資造船関連企業をめぐる事業環境の動向及び経営リスクの分析

１．中国における外資企業のマクロ環境の現状

1978 年の改革開放以降、中国の外資導入効果は顕著であり、外資利用額は年々右肩上りで増加し、現在既に 7,000 億米ドルに達している。中国に投資している国及び地域は 200 弱であり、世界のベスト 500 社の企業では、約 470 社が中国に投資している。1991 年より中国は連続 16 年間、発展途上国において外資導入第 1 位の座についている。国連貿易開発会議(UNCTAD)の調査研究によれば、2008 年～2009 年において、中国は依然として多国籍投資が最も活発に行われる対象国である。ここ数年、高付加価値、ハイテク技術産業が外国企業投資の人気分野になっており、中国はグローバル多国籍企業の海外研究開発活動を展開する第一の候補地ともなって、2007 年 7 月現在、外国企業が中国で設立した研究開発センターは 1,000 社近くに上り、61.8%の多国籍企業が、2008 年～2009 年の中国の海外研究開発拠点の第一候補地であるとしている。

外資導入、外資利用の促進が中国国民経済の持続的急速且つ健全な発展を促し、効果的に中国国内建設資金不足を補填して、技術の進展及び管理水準向上を促進して、中国産業構造の調整と水準向上を推進して、更に多くの就業機会を創出し、中国の国際競争力を引き上げた。これにより、継続的、積極的、効果的に外資を利用して、経済の持続的、健全で、急速な、協調的発展を促進する事が中国の基本方針となった。

以下、総合的投資環境、金融税制、基礎インフラ基盤、労働力環境などの面から、中国国内における外商投資企業のマクロ事業環境の現状と動向について分析する。

(1)総合的投資環境

1)中国経済の発展現状

ここ数年、中国経済の動きは全体的に良好であり、経済は持続的安定して急速な成長を遂げ、経済総量は世界ランキングにおいて第 6 位から第 4 位となり、一人当たりの国民総所得も中など収入国のレベルに入り、経済構造、内容及び収益も安定して向上している。同時に主要工業製品と農産品の供給能力は大幅に拡大して、輸出入貿易総額は顕著に上昇し、外貨準備高は世界第 1 位となっている。

以下、2002 年～2006 年の統計データに基づき、中国経済の動きの現状及び一部主要指標の世界ランキングにおける推移を紹介し、中国社会科学院の専門家の分析に照らして、2008 年の中国経済発展動向を予測する。

①中国国内総生産(GDP)

2002 年以降、中国経済の成長速度は急速であり、成長持続期間も長く、安定して良好な状況にある。中国国内総生産(GDP)及び一人当たりの所得水準は比較的大幅に上昇して、2006 年には中所得国の水準に達し、具体的には経済成長速度は速く、持続的で、安定し、

国民総所得は顕著に上昇した。

A. 経済成長速度：持続的に高い成長率

2002 年以降、中国国内総生産(GDP)は連続 4 年間 10%以上の成長速度を実現した。具体的には 2003 年：10.0%、2004 年：10.1%、2005 年：10.4%、2006 年：11.1%である。2003 年～2006 年の GDP 平均成長率は 10.4%であって、同期における世界の年平均成長率の 4.9%よりも 5.5%高いばかりでなく、1978 年の改革開放以降の中国経済年平均成長率である 9.7%をも 0.7%上回っている。また、中国経済は持続的に高い成長率で推移しており、各年変動幅も比較的小さい。2003 年～2006 年における中国国内総生産(GDP)の変動幅は僅か 1.1%であり、経済は安定して成長している。

中国の経済総量の世界ランキングも上昇した。2002 年の中国国内総生産値(GDP)は 12 兆 333 億元であったが、2006 年には 21 兆 871 億元に上昇し、年平均増加額は 2 兆 2,635 億元である。総量の増加に伴って、2005 年の中国の GDP はフランス、英国を抜き、世界ランキングは第 6 位から第 4 位となり、2006 年も第 4 位を維持した。これと同時に第 1 位の米国、第 2 位の日本、第 3 位のドイツとの差も徐々に縮小している。

2002 年の中国の GDP の規模は、米国の 13.9%、日本の 37.0%、ドイツの 71.8%であったが、2006 年では、米国の 20.0%、日本の 60.6%、ドイツの 91.3%に相当している。これに対応して、中国 GDP の世界におけるシェアも常に拡大して、2002 年では世界総額の 4.4%であったが、2006 年では 5.5%に上昇した。具体的には以下の表 2-1 及び次頁の図 2-1 の通りである。

表 2-1：2002 年及び 2006 年の中国 GDP 規模の
世界上位 3 位の国の GDP 規模及び世界の GDP 規模に占める比率の推移

年度	中国の GDP	米国の GDP に占める比率	日本の GDP に占める比率	ドイツの GDP に占める比率	世界の GDP に占める比率
2002 年	120,333 億元	13.9%	37.0%	71.8%	4.4%
2006 年	210,871 億元	20.0%	60.6%	91.3%	5.5%

出典：『2007 年中国統計年鑑』のデータを整理した。

図 2-1：2002 年及び 2006 年の中国 GDP 規模の
世界上位 3 位の国の GDP 規模及び世界の GDP 規模に占める比率の推移

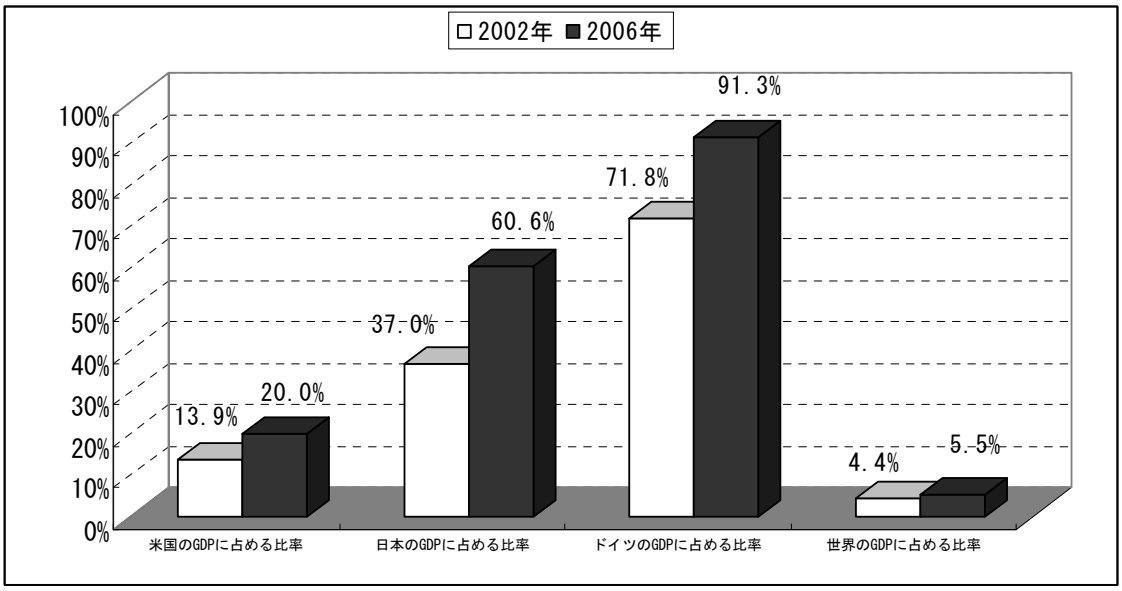

B. 国民総所得：顕著に上昇

2002 年、中国の一人当たりの国民総所得が初めて 1,000 米ドルを超えて 1,100 米ドルになって以降、2006 年には 2,010 米ドルに上昇した。これに対応して、中国の一人当たりの国民総所得の世界ランキングも 2002 年の第 132 位から 2006 年には第 129 位に上昇した。世界銀行の分類基準に照らせば、中国は既に低収入国家から中所得国へと移行している。

②経済構造

2002 年以降、中国経済の構造調整における変化は主として以下の 3 点、A.中西部地区経済の急速な成長、B.都市化速度の顕著な加速化、C.第三次産業の比率の継続向上、に集約する事が出来る。

A. 中西部地区経済の急速な成長

「西部大開発の実施、東北地区老旧工業基地の振興、中部地区掘り起こしの促進、東部地区率先発展の奨励」と言う地域経済発展戦略が徐々に実現されて行く中、中国の地域経済の発展における協調性が増強されて、各地域の域内総生産(GDP)は顕著に増加した。2006 年、東部地区の GDP は 2002 年の 1.96 倍となり、中部地区の GDP は 2002 年の 1.90 倍、西部地区の GDP は 2002 年の 1.91 倍、東北三省(遼寧省、吉林省、黒龍江省)の GDP は 2002 年の 1.72 倍となった。これは中国の各地域経済の発展が比較的急速である情勢において、東部発達地域の経済が依然として急速成長を維持し、相対的に遅れている地域の経済発展も正に増強している事を証明している。

B. 都市化速度の顕著な加速化

2006 年の中国都市化率は 43.9%に達し、2002 年の 39.1%に比べて、4.8%の増である。都市化水準の上昇に伴って、2003 年～2006 年における都市部総人口の年平均増加数は 1,874 万人であり、農村部総人口の年平均減少数は 1,125 万人であって、大量の農村部人口が都市部へと移動して、都市部経済の協調的発展を促進した。

C. 第三次産業の比率の継続向上

2006 年の中国における第三次産業生産値の比率は、総量の 40.1%を占める迄となり、その中の主要産業の経済動向状況は以下の表 2-2 の通りに総括する事が出来る。

表 2-2：2003 年～2006 年の中国における第三次産業の
主要業界経済発展状況

業界	経済発展状況
交通輸送 郵便電信業	2003 年～2006 年、交通輸送、倉庫保管、郵便電信業の増加値年平均成長率は 10.0%である。旅客回転数の年平均成長率は 8.0%、貨物回転数の年平均成長率は 15.1%、郵便電信業務総量の年平均成長率は 28.1%である。
卸売小売業	2003 年～2006 年、卸売小売業の増加値年平均成長率は 8.8%である。
旅館飲食業	2003 年～2006 年、旅館飲食業の増加値年平均成長率は 12.6%である。
金融業	2003 年～2006 年、金融業の増加値年平均成長率は 10.7%である。金融機関の各貸付金残高は大幅に増加し、2006 年の金融機関の各貸付残高は 22 兆 5,347 億元であり、2002 年の 13 兆 1,294 億元に比べて、年平均成長率は 14.5%であった。2006 年の株式市場総額は 8 兆 9,404 億元であり、2002 年に比べて、その年平均成長率は 23.6%であった。

③経済収益と品質

2003 年以降、中国の国家財政収入及び企業利益は共に急速成長の動向にあり、同時に省エネ排出削減作業も初歩的成果を得て、経済の運用収益及び品質共にある程度向上した。

A. 国家財政収入の著しい成長

国家財政収入は 2002 年の 1 兆 8,904 億元から 2006 年では 3 兆 8,731 億元となり、2002 年の 2.05 倍で、年平均成長率は 19.6%であった。2006 年の財政収入の GDP に占める比率は 18.4%であり、2002 年に比べて 2.7%の増であった。

B. 企業利益の著しい増加

2006 年、中国における一定規模以上の工業企業(国有工業企業及び年商 500 万元以上の民営企業)の利益実績は 1 兆 9,504 億元であり、2002 年に比べて 1 兆 3,720 億元増加した。

2003 年～2006 年における全国一定規模以上の工業企業の利益実績は連続 4 年間 20%以上の急速成長を維持し、利益の年平均成長率は 35.5%に達した。

C. 省エネ排出削減の積極的進展

2006 年の中国全国エネルギー消費総量は 24.6 万トン標準炭であり、2005 年に比べて 9.61%の増であった。GDP 単位当たりのエネルギー消費量は 1.206 トン標準炭/万元で、2005 年に比べて 1.33%の減となり、2002 年～2005 年の連続 3 年間の上昇の後、2006 年に初めて減少に転じた。また、主要汚染物排出総量は未だ減少に転じていないが、増加速度は緩慢化した。2006 年の中国全国の二酸化硫黄の排出総量は 2,589 万トンで、2005 年に比べて 1.6%の増であったが、2003 年～2005 年の年平均増加率の 9.8%に比べて、8.2%の減速となった。

④工業農業の発展

2003 年以降、各種農民支援、農民優遇政策が実施されて、中国における農業生産は安定して成長し、穀物は毎年豊作であった。工業分野では特に重工業が急速な発展を遂げた。

A. 主要農産品

2003 年～2006 年、中国の農業の年平均成長率は 4.7%であった。穀物生産量は 1998 年以降 2003 年までの連続 5 年間減産したが、その後増加に転じ、2004 年は 9,389 億斤(1 斤＝500g)に達し、2005 年、2006 年ともに連続増産となり、2006 年の穀物総生産量は 9,950 億斤に達し、連続 3 年間の増産を記録した。

2006 年、中国の綿花、油脂原料、肉類などの主要農産品は安定し増産され、綿花総生産量は 675 万トンで、2002 年に比べて 37.2%の増、年平均成長率は 8.2%であった。油脂原料生産量は 3,059 万トンに達し、2002 年に比べて 5.6%の増であった。肉類総生産量は 8,051 万トンとなり、2002 年に比べて 22.2%の増で、年平均成長率は 5.1%であった。

2006 年、農産品では中国の穀物、肉類、綿花、落花生、菜種種子、果物及び茶葉の生産量は世界ランキングでは前年に引き続き第 1 位を維持、サトウキビ生産量は世界第 3 位であった。

B. 主要工業製品

2006 年、中国の工業生産高は 9 兆元を突破して 9 兆 351 億元に達し、2002 年比 57.9%の増となり、年平均成長率は 12.1%であった。改革開放以降の年平均成長率 11.5%を上回った。この中で、重工業の年平均成長率は 17.9%であり、全工業成長率を 5.8%上回った。

重工業の基幹産業である製鉄産業の成長率は急伸しており、製鉄生産量は 2003 年以降連続して拡大し、2002 年の粗鋼生産量は 1.82 億トン、2003 年に 2 億トンを超え、2005 年は 3 億トン、2006 年は 4 億トンを突破した。

付加価値の高い工業製品も生産量を拡大した。例えば、2006 年の発電設備は 2002 年の 4.6 倍、冶金設備は 2.7 倍、工業用ボイラーは 0.9 倍、NC 旋盤では 2.5 倍、金属切削旋盤

では1.4倍、自動車では1.1倍、交流モーターでは1.3倍となった。

2006年の中国の製鉄、石炭、セメント、モーター及び綿布の生産量は引き続き世界ランキング第1位を維持した。発電量は世界第2位を維持した。砂糖生産量は世界第3位、原油生産量は世界第5位であった。

以下の表2-3は2006年の中国主要工業製品･農産品の生産量の世界ランキングである。

表2-3：2006年の中国主要工業製品･農産品生産量の世界ランキング

主要農産品	生産量(万ﾄﾝ)	世界ﾗﾝｷﾝｸﾞ	主要工業製品	生産量(万ﾄﾝ)	世界ﾗﾝｷﾝｸﾞ
穀物	44,237.3	第1位	粗鋼	41,914.9	第1位
肉類	8,051.4	第1位	石炭	237,300	第1位
綿花	674.6	第1位	セメント	123,676.48	第1位
落花生	1,466.6	第1位	テレビ①	8,375.40	第1位
菜種種子	1,264.9	第1位	綿布②	598.55	第1位
果物	17,239.9	第1位	発電量③	28,657.26	第2位
茶葉	102.8	第1位	製品砂糖	949.07	第3位
サトウキビ	9,978.4	第3位	原油	18,476.57	第5位

注①②③：テレビの単位は万台、綿布の単位は億m、発電量の単位は億kwh

出典：『2007年中国統計年鑑』のデータを整理した。

⑤輸出入貿易

2002 年～2006 年において、中国の輸出入貿易総額は顕著に増大し、2002 年の 6,208 億米ドルから 2006 年には 1 兆 7,604 億米ドルとなって、世界ランキングは第 6 位から第 3 位に躍進した。2002 年～2006 年の年平均成長率は 29.8%であり、1979 年～2002 年の年平均成長率 15.2%を大幅に上回っている。

また、2002 年～2006 年における中国工業製品完成品輸出額が輸出総額に占める比率も年々上昇し、2006 年の工業製品完成品輸出額が総輸出額に占める比率は 94.5%であり、2002 年の 91.2%にくらべてやや増加した。この中で、機電製品の輸出額が輸出総額に占める比率は 2002 年の 48.2%から、2006 年では 56.7%となり、ハイテク技術製品は 20.8%から 29.0%となった。

⑥外貨準備高

輸出貿易黒字の拡大と外資利用の増大に伴って、2006 年の中国外貨準備高は世界第 1 位に躍り出て、1 兆 663 億米ドルに達し、2003 年に比べて 4,033 億米ドルの大幅増額となった。

2)中国経済の発展動向

2008 年の中国経済発展動向について、中国社会科学院が発表した『2008 年中国経済動向分析と予測』によれば、政府の経済マクロ調整対策の影響の下、2008 年の中国の GDP 成長率はやや減速して、11%弱の水準を維持するとしている。次頁の表 2-4 は、中国社会科学院が 2007 年の中国経済の情勢分析及び 2008 年における中国経済の発展各分野に対する動向予測をまとめたものである。

表 2-4：2007 年中国経済情勢分析、2008 年中国経済動向予測

項目	2007 年	2008 年
全体的経済情勢	2007 年第 2 四半期以降、経済の成長は急速から過熱化の傾向が顕著であって、通年の経済成長率は前年を上回って、11.6%前後となると予測されている。	政府の経済マクロ調整対策の影響の下、2008 年の中国の GDP 成長率はやや減速して、11%弱の水準を維持すると予測されている。
全社会 固定資産投資	①2007 年、全社会固定資産投資成長率はやや減速したが、経済成長率及び消費成長率に比べて、投資成長率は依然とし速過ぎる。しかも最近はその反動も出で更なる加速化傾向を示す。 ②2007 年の全社会固定資産投資成長率は引き続き高速成長を遂げ、実際の成長率は 21.6%前後を維持すると予測される。	①2008 年の全社会固定資産投資成長率はやや減速する可能性はあるが、実際の成長率は依然として 20.0%前後の急速成長を維持すると予測される。 ②連続数年間、投資成長率が GDP 成長率を大幅に上回っている事が顕著な状況にあって、固定資産投資が GDP に占める比率も引き続き上昇し、2008 年では 60%を超えると予測される。
物価水準	2007 年、「豚肉価格」が導火線となり、市民消費物価は予測出来ない大幅上昇が見られた。2007 年の市民消費物価及び商品小売価格の大幅上昇率は顕著であり、各々4.5%、3.8%と予測される。	2008 年、市民消費物価及び商品小売価格の上昇率はやや減速し、各々4.0%、3.5%と予測されるが、消費物価全体水準の顕著な上昇の背後には無視できない通貨インフラの圧力が隠れている。
市民収入水準	2007 年、都市部市民可処分所得成長率は 12.5%前後、農村部市民純収入成長率は 8.5%前後と予測され、共に過去 2 年間の成長率水準を上回っている。	2008 年、市民可処分所得増加傾向は続く。都市部市民可処分所得成長率は 10.9%前後、農村部市民純収入成長率は 8.0%前後と予測される。
対外貿易	2007 年、貿易黒字及び外貨準備高は引き続き急速成長を遂げ、輸入成長率は 20.3%前後、輸出成長率は 25.1%前後の水準に達し、通年の貿易黒字も 2,600 億米ドル前後と空前の水準に達する。	2008 年、人民元高と輸出税還付政策の見直しなどの要因から、輸入成長率は 22.9%に上昇し、輸入成長率は 20.5%と減速するが、貿易黒字は依然として増えて、2,900 億米ドルを超えると予測されている。

注：中国社会科学院が 2007 年 12 月 4 日に発表した『2008 年中国経済情勢分析と予測』の内容を整理して作成した。

また、2008年は中国北京オリンピック開催の年であり、中国経済にはオリンピック効果がもたらされて、その直接収益は約70億米ドルに達すると予測されているが、その主要収益明細については表2-5の通りである。

表2-5：2008年中国北京オリンピック経済収益総括

収益区分	内容
直接収入	予算に基づき、オリンピック開催の収支相殺後、1,600 万元の直接収入が見込まれる。
市場開拓収入	予測によれば、北京オリンピックの市場開拓収入はシドニーオリンピック、アテネオリンピックを上回り、20億米ドルに達するとされている。
観光収入	予測によれば、北京オリンピックによりもたらされる観光外貨収入は 48億米ﾄﾞﾙ～49億米ﾄﾞﾙ、中国国内観光収入は1,390億元～1,490億元とされている。

注：北京オリンピック組織委員会の『2008年、オリンピック経済収益予算』のデータ。

全体的に見て、現在の中国経済の成長は新中国成立以降、第10期目の周期期間にある。第1期から第9期の経済周期期間に比べて、第10期の2000年から始まった経済周期期間は、過去の短期継続の特徴から一転して連続8年間高度成長を続け、現在もその高度成長は続いている。

現在の経済情勢の下、2008年の中国マクロ調整政策は主として次の3点を中心に実施されると予測される。即ち①通貨インフレ圧力の緩和、物価水準の安定、②過熱した経済成長率の減速化、特に投資成長率の減速化、③省エネ排出削減基準の堅持及び引き上げ。

3)中国外国企業投資利用の現状分析

①中国外資利用の基本的状況

2001年12月11日、中国の世界貿易機関(WTO)加盟以降、中国の外資利用は全体的に著しく増大している。2006年の外国企業直接投資契約プロジェクト数は41,485件で、2002年に比べて21.4%の増であった。2002年～2006年において、中国の外資利用実績ベースでは694.68億米ドルで、2002年の527.43億米ドルに比べ、年平均成長率は6.34%に達し、中国の外資利用額は2002年以降、世界第3位になっている。

次頁の表2-6及び図2-2に2002年～2006年の中国外資利用の状況を示す。

表 2-6：2002 年～2006 年の中国外資利用の状況

指標	単位	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	総成長率	年平均成長率
外資直接投資契約プロジェクト数	件	34,171	41,081	43,664	44,001	41,485	21.40%	4.28%
外資投資金額(契約ベース)	億米ﾄﾞﾙ	847.51	1,169.01	1,565.88	1,925.93	2,046.63	141.49%	28.30%
直接投資金額(契約ベース)	億米ﾄﾞﾙ	827.68	1,150.69	1,543.79	1,890.65	2,001.74	141.85%	28.37%
外資投資金額(実績ベース)	億米ﾄﾞﾙ	550.11	561.40	640.72	638.05	735.23	33.65%	6.73%
直接投資金額(実績ベース)	億米ﾄﾞﾙ	527.43	535.05	606.30	603.25	694.68	31.71%	6.34%

注：暦年度の『中国統計年鑑』のデータを整理した。

図 2-2：2002 年～2006 年の中国外資利用(実績ベース)状況

(単位：億米ドル)

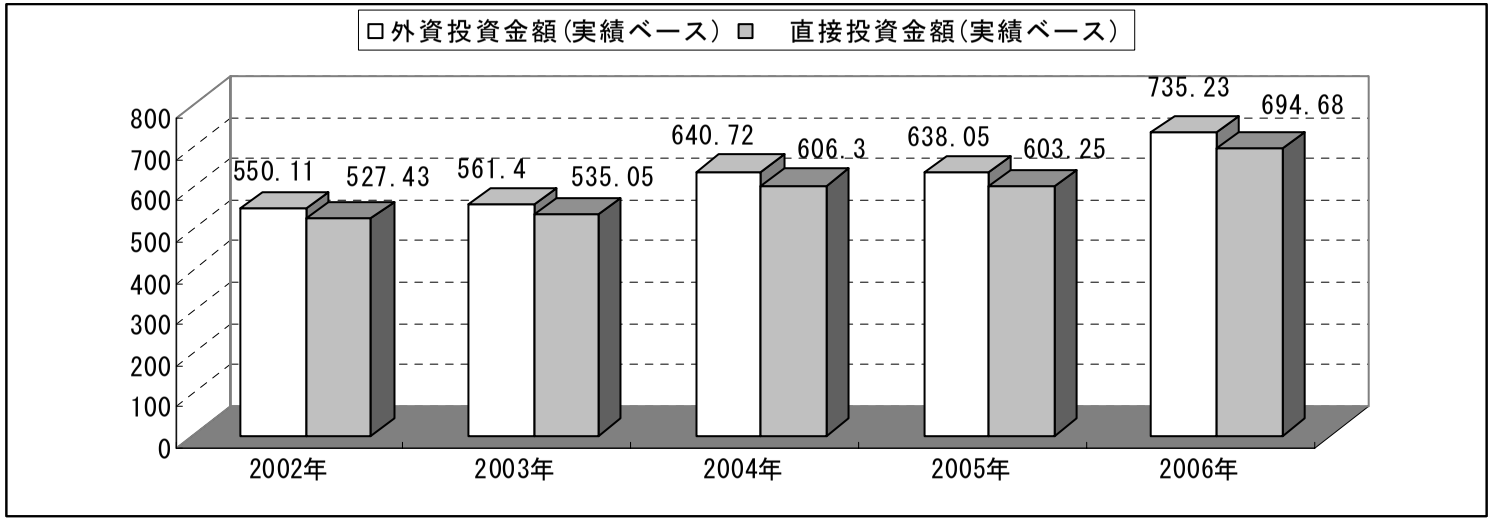

2005 年の外資利用直接投資額は 2004 年よりもやや減少しているが、その第 1 原因は中国の外国企業に対する税制制度、環境保護、土地使用、資源などの分野での管理が規範化されて、外国企業の投資コストが上昇したことが考えられる。各種内外要因の影響の下、2006 年の外資利用直接投資額は再び回復して、投資の分野、投資方式、投資の質の面で新しい特徴が見られた。

②外商投資企業の運営情況

2002 年～2006 年において、中国の外商投資企業の規模及び総投資額は比較的顕著に伸び、中国の外商投資企業の登記数は 2002 年の 20 万社余から、2006 年には 27 万社余に増加し、成長率は 32.11%に達している。また、2006 年、外商投資企業の中国における総投資額は 1 兆 7,076 億米ドル、登録資本金額は 9,465 億米ドルに達した。表 2-7 及び図 2-3 参照。

表 2-7：2002 年～2006 年における中国の外商投資企業の状況

指標	単位	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	総成長率	年平均成長率
年度末登記企業数	社	208,056	226,373	242,284	260,000	274,863	32.11%	6.42%
総投資額	億米ﾄﾞﾙ	9,879	11,174	13,112	14,640	17,076	72.85%	14.57%
登録資本金額	億米ﾄﾞﾙ	5,521	6,226	7,285	8,120	9,465	71.44%	14.29%
内：外国側出資額	億米ﾄﾞﾙ	4,020	4,658	5,580	6,319	7,406	84.23%	16.85%

注：暦年度の『中国統計年鑑』のデータを整理した。

図 2-3：2002 年～2006 年における中国の外商投資企業の状況

（単位：社、億米ドル）

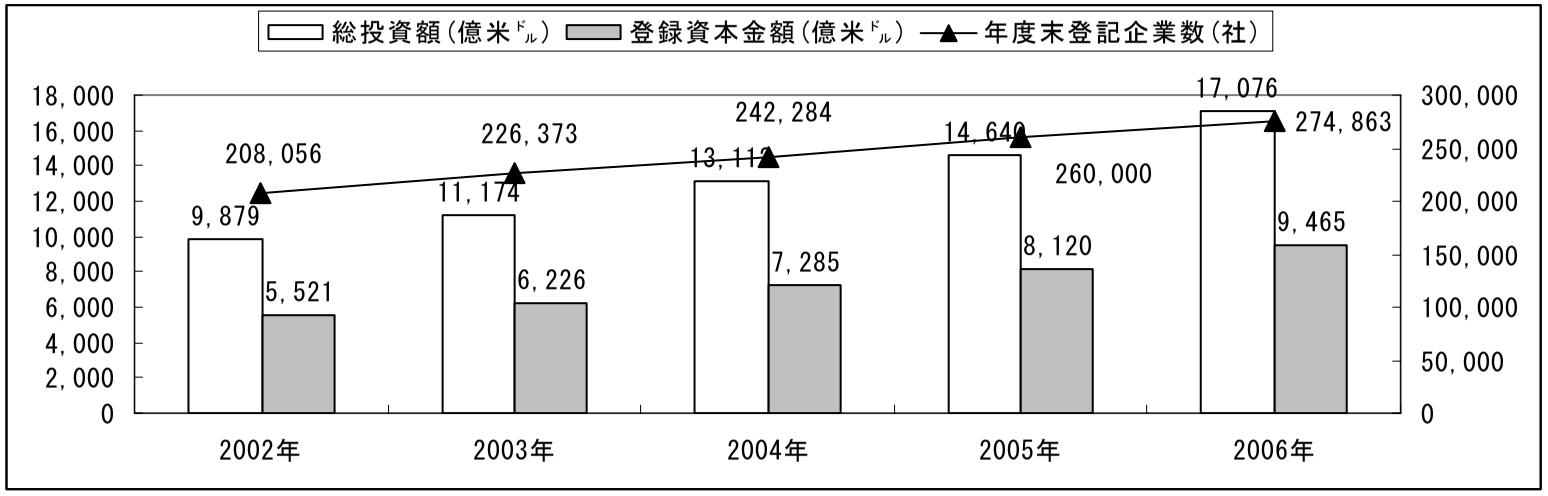

中国商務部の統計データによれば、2006 年 1 月～11 月、外商投資企業の輸出入総額は 9,375.48 億米ドルであり、前年同期比では 25.49%の増、中国全国輸出入総額の 58.83%を占めた。この中で外商投資企業の輸出額は 5,096.17 億米ドルで、前年同期比では 27.90%の増、中国全国輸出入総額の 58.24%を占めた。ハイテク技術製品輸出額は 2,233.78 億米ドルで、前年同期比では 30.53%の増、中国全国ハイテク技術製品輸出総額の 87.99%を占めた。機電製品輸出額は 3,675.42 億米ドルで、前年同期比では 29.59%の増、中国全国機電製品輸出総額の 74.05%を占めた。2006 年 1 月～9 月における中国外商投資企業納税額は 6,062.12 億元であり、前年同期比では 27.5%の増、中国全国納税総額の 21.4%を占めた。

③中国外資利用の特徴分析

2002 年～2006 年の期間は、中国の世界貿易機関(WTO)加盟後の過渡期で、中国の対外経済が最も急速に発展した期間であった。当該期間における中国の外資利用状況は、以下の 5 つの特徴を有す。

A. 安定成長を維持し、「数量重視」から「品質重視」への転換を開始

2000 年以降、中国の外資利用全体的規模は持続的に安定して成長しており、外資に対する需要は、「数量追求」から、「品質向上」へと転換している。中国政府は外資利用効果と技術普及効果の向上を重視し始め、徐々に資源環境に対する効果的利用を重視して、中国国内産業構造調整を進め、持続的発展を確保しようとしている。

これに呼応して、多国籍企業の中国での研究開発センター設立が急速に拡大しており、2007 年 7 月現在、外国企業の中国での研究開発センター設立は 1,000 社弱に及んだ。研究開発に関係する業界は全てがハイテク技術、高付加価値業界であり、主として技術集約型産業に集中している。例えば電子設備及び通信設備製造業、交通輸送設備製造業、医薬製造業、ケミカル原料及びケミカル製品製造業である。

B. 製造業への投資は安定してはいるがやや減少し、ハイテク技術及びサービス業に対する投資は拡大。

2006 年、中国が誘致した外商直接投資において、外資利用実績ベースにおける比率の高い業界の上位 5 位は、①製造業(63.59%)、②不動産業(13.06%)、③賃貸及び商務サービス業(6.70%)、④交通輸送、倉庫保管及び郵便電信業(3.15%)、⑤卸売小売業(2.84%)であり、製造業が依然として外商投資の中心的地位にある。各業界の具体的な外商投資規模は次頁の表 2-8 の通りである。

表 2-8：2006 年、業界別外商直接投資状況

業界区分		契約数（件）	契約金額（万米ﾄﾞﾙ）	利用実績ﾍﾞｰｽ（万米ﾄﾞﾙ）	比率
A	農林牧畜水産業	951	319,863	59,945	0.95%
B	採掘業	208	193,785	46,052	0.73%
C	製造業	24,790	11,888,844	4,007,671	63.59%
D	電力、ガス、水の生産・供給業	375	332,632	128,136	2.03%
E	建築業	352	214,702	68,801	1.09%
F	交通輸送、倉庫保管、郵便電信業	665	517,422	198,485	3.15%
G	情報伝送入力、コンピュータサービス、ソフトウエア業	1,378	304,942	107,049	1.70%
H	卸売小売業	4,664	652,475	178,941	2.84%
I	旅館飲食業	1,060	289,321	82,764	1.31%
J	金融業	52	75,972	29,369	0.47%
K	不動産業	2,398	2,946,928	822,950	13.06%
L	賃貸、商務サービス業	2,885	938,762	422,266	6.70%
M	科学研究、技術サービス、地質調査業	1,035	260,234	50,413	0.80%
N	水利、環境、公共施設管理業	132	92,901	19,517	0.31%
O	市民サービス、その他サービス業	236	219,730	50,402	0.80%
P	教育	27	10,794	2,940	0.05%
Q	衛生、社会保障、社会福利業	20	10,942	1,517	0.02%
R	文化、体育、娯楽業	241	100,373	24,136	0.38%
S	公共管理、社会組織	4	2,112	707	0.01%
合計		41,473	19,372,734	6,302,061	100.00%

注：『2007 年中国統計年鑑』のデータを整理した。

長期間に渡り、中国の外資利用は主として製造業分野に集中し、外資利用全体規模の約 60%～70%を占め、中国はこれにより世界の製造業の重要な基地となり、外資の製造業に対する大規模投資も中国経済及び貿易輸出総額の世界ランキング上位進出に重要な基礎となった。但し、2005 年以降、製造業に対する外資直接投資は徐々に減少しており、2006 年には 401 億米ドルまで減少した(図 2-4 参照)。また、中国が一部の業界に対し外商投資規制政策を発表した後、外商投資のこれら分野に対する規模及び情勢が効果的に規制されて、2005 年以降、製鉄、セメント、アルミ電解などの業界では新規の外商投資プロジェクトまたは外資の生産能力拡張プロジェクトの認可は下りていない。2006 年、製鉄業界の外資利用実績ベースは 1.41 億米ドルであり、セメント業界の外資利用実績ベースは 1.09 億米ドルであって、各々前年同期比では 66.67%、55.67%の減少であった。

これと同時に、ハイテク技術関連の製造業の外資利用は顕著に拡大した。2006 年におけるハイテク技術産業の外資利用実績ベースは 101.42 億米ドルで、前年同期比では 3.81%の増であり、特に通信設備製造業では 61.40%、光電子部品製造業では 50.97%、電子計算機製造業では 48.63%の増であった。

図 2-4：2003 年～2006 年、中国製造業の外資直接投資利用実績ベース
（単位：億米ドル）

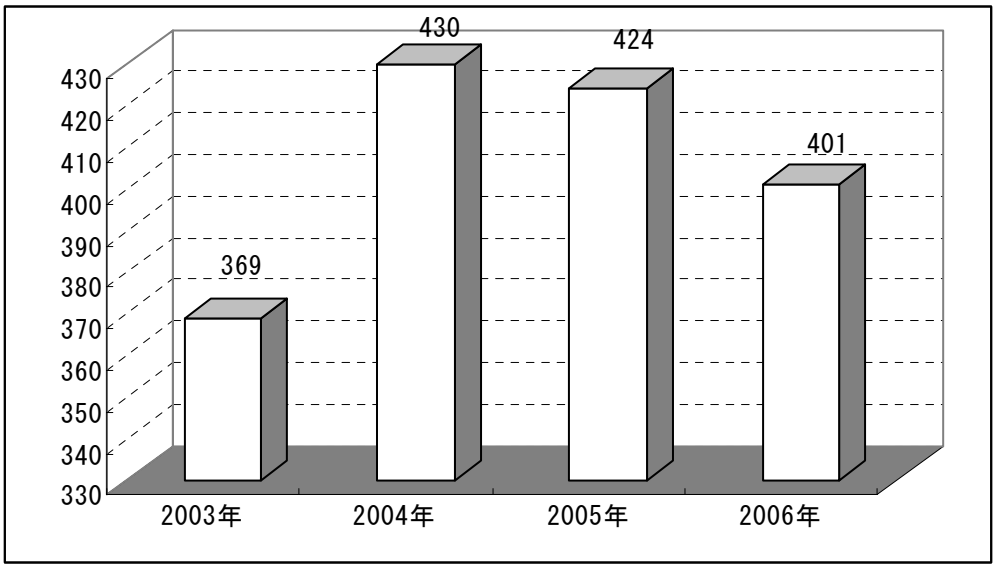

注：暦年度の『中国統計年鑑』のデータを整理した。

また、中国は世界貿易機関(WTO)加盟後、サービス貿易分野の開放を更に進展させ、中国のサービス業の外資利用は飛躍的に発展した。2002 年～2005 年、サービス業における外資利用の総額及び比率は下落した。中国商務部の統計データによれば、2002 年～2005 年の 4 年間の中国サービス業における外資利用実績は、2002 年:140.11 億米ドル、2003 年:131.36 億米ドル、2004 年：122.28 億米ドル、2005 年：116.79 億米ドルである。サービス業の外資利用実績が中国全外資利用実績に占める比率は、2002 年：26.57%、2003 年：24.55%、2004 年：20.17%、2005 年：19.36%である。2002 年のグローバルサービス業の外資利用実績の総平均比率(60.14%)、先進国の平均比率(62.24%)、発展途上国の平均比率(55.10%)に比べると、中国サービス業の 2002 年の外資利用水準は発展途上国の水準にさえも遥かに及ばず、先進国と比べれば大きな格差が存在していた。

ここ 2 年間、中国は「サービス業の対外開放の促進」を最重要事項とし、顕著な効果を遂げた。中国商務部の統計データによれば、2007 年上半期、中国サービス業の外資導入額は 138 億米ドルに達し、前年同期比では 58%の増であった。ソフトウエア、データ処理、商務仲介、アニメ製造、デザイン、研究開発などの分野において、中国の海外アウトソーシング受注規模はかなりの大きさとなっている。

C. 米国、日本からの投資規模は減少傾向

2002 年、中国の外資利用実績ベース上位 5 位の国/地域は、①香港(45.7%)、②米国(8.9%)、③日本(8.1%)、④台湾(7.4%)、⑤英領ヴァージン群島(5.4%)であった。但し、2005 年は、上位 5 位の国/地域は、①香港(29.8%)、②英領ヴァージン群島(15.0%)、③日本(10.8%)、④韓国(8.6%)、⑤米国(5.1%)と変化した。香港が第 1 位のほか、韓国からの投資額が伸び、台湾に取って代わった。日本の対中投資は近年では 2005 年が最高額で、65.3 億米ドルであった。また、米国はその順位を大きく下げ、2003 年以降、米国の対中投資は減少している。2005 年は 30.61 億米ドルとなり、2002 年の 54.24 億米ドルから 43%も下落して、中国の外資利用実績ベース総額に占める比率も 5.07%に下がった。

2006 年は、前年と同じ順位であったが、日本、韓国、米国の投資額は減少した。2005 年及び 2006 年の国(地域)別対中投資額(実績ベース)のデータは表 2-9 の通りである。

表 2-9：2005 年、2006 年の国(地域)別対中投資額(実績ベース)

(単位：億米ドル)

ﾗﾝｸ	投資源国(地域)	2005 年	比率	2006 年	比率
1	香港	179.49	29.8%	202.33	32.1%
2	英領ヴァージン群島	90.22	15.0%	112.48	17.8%
3	日本	65.30	10.8%	45.98	7.3%
4	韓国	51.68	8.6%	38.95	6.2%
5	米国	30.61	5.1%	28.65	4.5%
合計		603.25	100.0%	630.21	100.0%

注：『2007 年中国統計年鑑』のデータを整理した。

D. 外資の対中投資の地域的分布は東部地区中心

中国政府は 2000 年年初に「西部大開発」の戦略を発表し、最近、更に「中部掘り起こし」戦略を発表して、中西部の外資導入に対して一定の優遇政策を付与する事で、中西部地区の外資投資を全体的に拡大させようとしているが、東部地区の外資導入が依然として中心である。中西部地区の自然条件及び経済的基盤は東部地区に比べてまだまだ大きな格差が存在するので、中西部の外資利用拡大は困難である。2005 年の東部地区の外資投資実績は中国全国の 88.8%を占めており、中部地区は 8.0%、西部地区は 3.2%であった。

E. 独資方式の外資企業の比率が上昇し、多国籍企業の買収合併が年々増加

ここ数年、外国企業の対中投資では、合弁経営方式が徐々に少なくなって、独資方式が増加している。2006 年の対中投資実績において、独資企業の投資規模は 2005 年より 7.73%拡大し、全体に占める比率は 73.44%に上昇した。合弁方式はより減少し、合作方式は増加した。

表 2-10：2005 年、2006 年、出資方式に基づく外資利用実績

（単位：億米ドル）

出資方式区分	2005 年	比率	2006 年	比率	投資額成長率
合弁経営企業	146.14	24.23%	143.78	22.81%	△1.61%
合作経営企業	18.31	3.04%	19.4	3.08%	5.95%
外商独資企業	429.61	71.22%	462.81	73.44%	7.73%
外商投資株式制企業	9.18	1.52%	4.22	0.67%	△54.03%
合計	603.25	100.00%	630.21	100.00%	4.47%

注：『2007 年中国統計年鑑』のデータを整理した。

また、中国の買収合併環境の整備も大型外国企業投資家に有利な条件と機会を提供しており、多国籍企業の買収合併プロジェクトは年々増加し、特に金融保険業では大型外資買収合併が次々に実現した。例えば、匯豊銀行(HSBC)は、2002 年に 6 億米ドルで中国平安保険(集団)股份有限公司の 10%の株式を取得した後、2005 年には再度 81.04 億香港ドルを投資し、その 9.91%の株式を購入した。更に約 17 億米ドルをもって中国交通銀行の 19.9%の株式を取得した。スコットランドロイヤル銀行は 31 億米ドルをもって中国銀行の 10%の株式を取得し、スイス銀行集団(UBS)は 17 億元を出資して北京証券有限責任公司の 20%の株式を買収し、その最大株主となったなどである。

④中国外資利用の問題

国内外環境から見れば、現在の中国外資利用においては有利な条件もあるが、不利な要因も存在する。この中で中国外資利用に影響し制約を加えている主要要因は以下の 3 点である。

A. コスト優位性が徐々に減少

中国の殆どの地域、特に東部地区の一部地域の土地及び原材料資源、労働力コストなど、生産要件の価格が全て上昇し、これら地域は既にコストの優位性を喪失しており、多くの労働集約型の外商投資プロジェクトは中西部地区及び周辺国家に移転したか移転中である。東部地区の外資利用は労働集約型向投資プロジェクトから技術集約型投資プロジェクトへの転換及び産業水準向上が求められている。

B. 一部業界は未開放

製造業及びサービス業に比べて、中国ではまだまだ多くの業界が長期的に国内企業の独占経営状態が続いており、投資コストが高止まりして下がらない状態を引き起こし、多くの業界が国際競争力不足に陥っている。また、既に開放された業界分野であっても制度環境の制約、適正人材の不足などが、中国外資利用の全体的進展に影響を及ぼしている。

C. 外部競争が日々熾烈化

先進国が誘致する外商投資額が回復しており、EU 及び米国の経済運営及び投資環境の優位性から、また、アジアパシフィック地区の外資導入成長率が最も高い国はタイとインドネシアであり、2005 年の外資導入額成長率はタイで 159%、インドネシアで 242%であった。各国政府は外資の自国経済への積極的役割を重視しており、外資投資促進を強化している事から、各国間の外資導入競争はかなり熾烈になっている。

4)今後の中国外資利用

世界銀行によれば、中国の良好な投資環境、低廉な賃金、国内市場の急速な成長によって、中国が過去 10 年間に導入した外国企業直接投資は発展途上国が導入した外国企業直接投資総額の 25%を占めており、これが中国の外資利用の質と水準を向上させ、外資を誘致する条件を創出している。2006 年～2010 年の期間に発展途上国に流入すると予測される 2,500 億米ドルの外国企業直接投資の 30%程度が中国投資に向かう。

但し、世界経済の成長には不確定要因が存在し、国際金融市場では急騰乱降下のリスクが存在し、保護貿易主義の傾向は顕著で、各国の国際資本争奪戦は日々熾烈化している。また、中国のエネルギー及び重要鉱産物資源の埋蔵量は相対的に不足し、生態環境は脆弱であり、経済成長方式の転換は緩慢で、労働力低コストの優位性が徐々に弱体化しているなどの問題が深刻である。

総合的に国内外の情勢を分析すれば、今後の中国外資利用の動向は以下の表 2-11 の通りである。

表 2-11：2006 年～2010 年における中国外資利用の動向予測

項目	内容
地域構造	東部地区の生産要件コストの上昇に伴い、中西部地区に外資利用の良好な機会が到来し、外国企業投資の順調な順次移転を実現する為に、中西部地区の外資利用は重要な任務を負う事になる。
産業構造	中国のサービス業は改革と発展の重要な時期に直面しており、サービス業、特に近代的サービス業は外資が進出を加速する業界となる。
投資規模	国内の伝統的製造業への投資は既に飽和状態にあり、国内生産要件コストの上昇とエネルギー資源の制約が外国企業の投資コストを増大させ、今後短期間内の外国企業投資の成長速度に大きな影響を及ぼす。
外資利用方式	中国及び企業に対する信頼度の向上、人民元兌換体制確立への努力、外貨準備高の拡大、銀行による国内投資拡大など、中国における様々な外資利用、金融リスク低減に条件を創出。今後短期間内では、新規企業設立及び買収合併による外国企業直接投資が重要な方式となる。

注：世界銀行が 2007 年 9 月に発表した『中国外資利用の前途と戦略の研究』の内容を整理した。

(2)総合政策環境

外商投資企業に与えられて来た超国民待遇の税制優遇及び土地使用優遇などの政策は、中国政府が外資を誘致する為の重要な手段でる。改革開放初期において、中国の資金・外貨の不足、市場体制が不健全でないと言う背景の下、中国が取って来た優遇政策は外資誘致分野では顕著な効果を遂げた。但し、同時に外資企業と内資(中国資本)企業との間の不平など待遇を招き、公平競争市場環境に影響を及ぼした。ここ数年、中国の外貨準備高の増大に伴って、外貨不足の問題は中国が外資を導入する主要目的では無くなった。ここ数年、中国政府は外資優遇政策を見直して(主として税制の見直し)、外資に対する「超国民待遇」を撤廃している。

中国商務部は外資進出指導方向を明確にし、外資のハイテク技術産業、先進的製造業、サービス業、農業及び環境保護産業に対する重点的投資を奨励し、高汚染、エネルギー高消費、資源型プロジェクトへの参入を厳格に規制した。これらの見直しに対して、国内外専門家は全員、国際市場公平競争において、中国の外資優遇政策の変化及び投資奨励指導方向の見直しは中国の外資吸引力を薄弱化させるものではなく、かえって外資の品質を高め、中国経済発展の深層での問題を解決するものであって、長期的に見れば、外資企業の発展に有利であるとの認識である。

以下、『外資利用<十一五>計画』を基に、『外商投資産業指導目録』における 2007 年の改正内容を紹介する。その後に政策分野を中心に、中国の金融税制、インフラ基盤施設及び労働力などの分野における外商投資企業政策の現状及び動向を紹介する。

1)中国外資導入の戦略と重点的内容

2006年11月、国家発展・改革委員会は『外資利用<十一五>計画』を発表して、2006年～2010年における中国外資利用の指導コンセプト、戦略目標を決定し、主要任務及び関連対策を説明した。当該計画は2006年～2010年における中国外資導入の重要内容である。『外資利用<十一五>計画』では以下の8項目が説明されている。

①外商投資誘致産業の構造の優位化及び水準向上
②資源節約型、環境にやさしい社会の建設促進
③サービス業の対外開放を積極的安定且つ妥当に推進
④更に開放された自主刷新システムの確立を促進
⑤地域経済の協調的発展の推進
⑥外資利用方式多様化の実現
⑦海外ローン利用の品質及び効果の向上
⑧外債に対するマクロ観測及び全方位ルート管理の強化

以下、中国外資導入の指導コンセプト、戦略目標及びその中の外商投資企業に関連する重要な内容を主として(上記①～⑥の内容)を次頁以降の表2-12の通り整理した。

表 2-12：『外資利用<十一五>計画』の内容紹介

指導 コンセプト	①全面的に科学的発展観を完遂して、積極的効果的に外資を利用する。 ②国内発展と対外開放を集約して、外資利用と国際収支バランス、外資利用と国内資金間の関係を妥当に処理し、国内産業構造、地域経済の調整優位化を促進して、外資利用の品質を確実に向上させる。 ③更に開放された自主刷新システムの構築を推進して、刷新能力の集積を増強して、再刷新能力を導入して消化吸収する。 ④開放拡大において、積極的自覚的に各種リスクを解決しながら、国家経済の安全を確実に保障する。 ⑤中国の優勢を更に強化、発揮、創造して、相互 WinWin の開放戦略を実施して、更に広い範囲で、更に広範な分野で、更に高い水準層で、積極的に国際経済科学技術合作及び競争に参入する。
全体的 戦略目標	①外資利用の「量」から「質」への根本的転換を更に推進し、外資利用の重点を資金補填、外貨不足から先進的技術、管理経験及び高資質人材の導入に転換して、生態建設、環境保護、資源エネルギー省エネ・総合利用を更に重視する。 ②海外先進的技術及び管理の導入を通じて、外資企業の国内企業に対する指導、輻射の役割を発揮させ、中国の刷新能力集積及び再刷新能力導入消化吸収の向上を促進する。 ③外国企業投資を簡単な加工、組立、低水準製造水準から研究開発、高度な設計、近代的流通などの新分野への開拓発展に引き上げる事を努力して実現し、中国を世界の高付加価値製品の製造基地の一つなる事を推進する。 ④サービス業の対外開放水準をかなり向上させる。 ⑤中西部地区、東北地区などの老旧工業基地の外資利用規模、品質及び水準を顕著に引き上げて、東部地域経済の国際化水準及び国際競争力を更に増強する。 ⑥海外の優遇ローンを積極的、合理的、効果的に利用して、ローン使用の質と収益を更に重視する。外債構造及び使用方向の調整管理を強化して、外債リスクを厳格に防止する。 ⑦外資利用総規模の安定した成長を維持する。 ⑧2010 年迄に、外資利用管理システムを更に合理的効果的に修正し、外資利用及び国内経済社会の発展を更に調和させる。
主要任務①： 外商投資誘致産業の構造の優位化及び水準向上	①外商投資を奨励して、近代的農業を発展させ、自然農業及び技術水準の高い高付加価値植付栽培業、養殖業及び農業廃棄物総合利用、バイオマスエネルギーの開発、近代的農機装備の開発・製造、農産品二次加工を重点的に発展させ、近代化農業技術及び経営管理方式を導入する。 ②外国企業の電子情報、石油化学、ケミカル工業、自動車など業界への継続投資を奨励する。中国重工業ケミカル産業の水準向上要求に基づき、大型石油化学、ケミカル工業など産業の外資利用プロジェクトを適宜増加させ、特にエネルギー自己バランス実現プロジェクトを奨励し、合弁合作などの多種類の方式を通じて海外の先進的技術を導入する。自動車製造業は引き続き合弁企業製品の水準向上世代更新を実現して、市場競争力を向上させると同時に外資の自動車設計、研究開発センターの建設への重点的投資を奨励し、外資の専業化、技術水準の高い自動車部品生産への発展を引き続き奨励する。

（次頁に続く）

主要任務①：外商投資誘致産業の構造の優位化及び水準向上 (続き)	③外資の機械、軽工業、紡織、原材料、建築業、建材などの伝統的産業の再編改造参与を引き続き奨励し、企業の技術水準及び製品など級を向上させ、企業の国際競争力を強化する。先進的適用技術、設備及び管理の導入を通じて国内伝統産業を改造し、外資導入により中国の比較的優位な労働集約型産業、輸出加工型産業を発展させ、「専門、精細、特別、新規、優良」な中小企業の発展を促進する。エネルギー分野への外資投資を誘致して、国内石油天然ガスの探査、開発、パイプ輸送建設を加速化させ、リサイクル資源の発展を加速化させる。 ④外国企業のインフラ基盤施設建設を引き続き奨励する。積極的に外資を利用して、道路、港湾、鉄道などの交通プロジェクト及び軌道交通、給水、ガス供給、蒸気供給、汚水及びゴミ処理などの都市インフラ基盤施設建設を実施し、特に外資の西部地区及び東北老旧工業基地の都市インフラ基盤施設建設及び資源枯渇型都市の産業発展への投資を奨励する。
主要任務②：資源節約型、環境にやさしい社会の建設促進	①資源節約及び環境保護の外資利用政策指導方向を強化して、低水準、高消費、高汚染の外資プロジェクトを厳格に規制する。外資利用の用水節約、土地節約、材料節約を奨励して、資源総合利用を強化し、外資利用を通じて先進的適用の、効果的省エネ消費削減プロセス、技術、設備の導入を奨励する。 ②環境保護分野の外資利用を積極的に促進して、重点的に環境保護エンジニアリングプロジェクトの実施を推進する。外商投資企業の水質汚染、大気汚染、廃棄物汚染などに対する総合的防止を強化して、効果的に汚染物の排出を管理する。外国企業の廃棄金属、廃棄タイヤ、廃棄電子製品などの産業廃棄物の回収利用及び生活ゴミ、汚泥資源化利用への投資を奨励する。中西部地区の生態環境建設の発展を加速させ、外国企業のバイオマスエネルギー転換及びクリーンエネルギーなどのプロジェクトに対する投資を奨励する。
主要任務③：サービス業の対外開放を積極的安定且つ妥当に推進	①銀行業の対外開放は秩序ある、慎重審査監督管理及びリスク管理の原則を堅持して、国内中国資本銀行及び外資銀行の合理的構造及び配置を維持する。国内商業銀行の持株中国側を堅持する事を前提として、海外戦略的投資者の誘致を許可し、外資銀行及び中国資本銀行間の出資権合作など戦略的パートナー関係の構築を積極的に支援し、法人処理機関を整備する。中国資本銀行と外資銀行の金融製品、業務技術、情報交流、資源共有及び人員研修などの分野での合作を奨励して、近代的銀行業の先進的経営理念、経営方法及び高級管理人材を導入して、国内商業銀行システムの転換を促進する。 ②保険業は中国の世界貿易機関(WTO)加盟時の承諾事項を真面目に履行して、養老、医療、責任及び農業保険などの分野において専門の海外保険会社及びその他金融機関を重点的に誘致して、外資保険会社の中西部地区及び東北地区での経営機関設立業務展開を奨励する。国有保険会社の持株中国側堅持を前提として、海外戦略投資者の進入を許可し、条件のある国内株式制保険会社の外資導入を許可する。外資利用を通じて、海外の先進的保険製品、経営方式及び高級管理人材の導入を加速させて、中国保険業の競争力を向上させる。

(次頁に続く)

主要任務③：サービス業の対外開放を積極的安定且つ妥当に推進（続き）	③証券業の対外開放は秩序を遵守して徐々に推進する。慎重審査監督管理の原則に照らして、海外の投資者を引き続き誘致して、証券経営機関を促進して会社処理構造を改善し、内部リスク制御と管理を強化して、経営管理水準を向上させる。業界統合、製品及びサービスの刷新を加速させる。上場企業の株式配分改革完了後、海外戦略投資者のこれに対する戦略的投資を許可する。 ④妥当、秩序的に外資に電信業を開放する。中国の世界貿易機関(WTO)加盟時承諾事項を厳格に遵守して、外資に電信業を開放し、外国企業の法定範囲内における合弁方式による国内電信業務展開を許可し、外資の電信付加価値サービス市場への投資を拡大して、基礎サービス市場の開放を慎重に審査して推進する。電信業の対外開放政策体系を整備する。 ⑤商業分野の外資導入水準を引き上げる。近代的商業経営概念及び海外の先進的仕入販売手段、営業ネットワーク及びサービス手段の導入を目標として、外商投資小売企業の数を適宜増加させ、外商投資卸売企業、大型チェーン店舗及び配送センターの秩序ある発展を促す。国内大型商業企業の外資優位化構造導入を支援し、管理水準を引き上げる。外商投資の中国商業発展への影響を密接に注視して、独占禁止、公平取引の監督管理作業を確実に実施し、内資・外資商業企業の大型中堅都市での合理的配置、市場シェア及び構造を保持する。 ⑥海外大型物流企業の中国法規の関連規定に基づく国内での物流企業設立を奨励する。海外資金、設備、技術の利用を奨励して、国内物流施設の建設または経営に参与する。 ⑦観光業の外資利用を積極的に推進する。外資利用による観光施設を整備し、観光資源を保護し開発して、海外旅客を誘致して、経営管理を改善する。中外合弁、合作などの多種類の方式を通じて、輸送、建築、弁護士、会計、コンサルティングなどの業界の対外開放を拡大する。文化分野への外資導入を積極的妥当に行い、音響映像製品の仕入販売、演芸場及び文化製品の経営、仲介代理などが含まれる。国家文化安全を保護する。
主要任務④：更に開放された自主刷新システムの確立を促進	①外国企業、特に大型多国籍企業のハイテク技術水準、高付加価値加工製造プロセス及び研究開発機関の中国への移転を奨励し、多国籍企業の中国での製造基地、付帯基地、サービスアウトソーシング基地、研修基地の設立を奨励し誘致して、技術横溢効果を発揮させ、中国企業の自主刷新能力の増強を促進する。 ②政府の戦略的指導方向、総合的調整の役割を発揮させて、海外企業、特に多国籍企業の合弁企業設立、合作生産、連合製造などの方式により中国への先進的技術の移転を奨励する。外資企業と国内企業との技術交流を促進する。海外企業と国内ハイテク技術企業の研究開発及び技術開発分野での合作を奨励し、重型大型ハイテク技術分野での中外合弁合作を積極的に推進する。 ③外国企業の中国でのベンチャー投資を奨励し誘致して、外資利用による中国のベンチャー投資サービスシステムの発展を加速させ、自主刷新能力の高い、臨機応変で、国際化水準の高い国内ベンチャー企業の形成を促進する。海外留学人員、海外華僑同胞専門人材の帰国ハイテク技術企業の創業設立を奨励する。

（次頁に続く）

主要任務⑤：地域経済の協調的発展の推進	①東部沿海地区は中国外資利用の最主要地区として、引き続き経済の外向水準の高さ、資金、技術、立地、付帯能力などの多方面での優位性を発揮して、率先して、外資利用の「量」から「質」への転換を実現し、自主刷新能力の向上に努力して、構造優位化レベルアップ及び成長方式の転換の実現を加速させ、国際競争力及び持続可能な発展能力を増強する。珠江デルタ地域、長江デルタ地域、環渤海地域などの沿海地域の外資のその他地域への放射的、促進的役割を充分に発揮させて、土地集約利用を前提に、資金技術集約型産業、ハイテク技術産業、近代的サービス業の発展を強化して、外商投資プロジェクトの技術水準を引き上げる。地域内産業構造の優位化を強化して、各種特色のある分担協力と長所補完を実現する。沿海地区の大都市では銀行、保険、商業、電信などのサービス分野の対外開放での重要な進展を完遂する。 ②積極的に外資を利用して西部大開発の推進、東北など老旧工業基地の振興、中部掘り起こし戦略の推進などの重要内容を実現する。資源環境負荷能力、発展優位性と発展の潜在力に基づき、異なる地域の位置付けを明確にして、中心都市の放射的促進の役割を充分に発揮させる。国際製造業の移転及び東部沿海地区の外資移転のチャンスを捉えて、外資の中西部地区及び東北地区などの老工業基地への逐次移転を推進して、中西部地区及び東北地区など老工業基地の外資利用を努力して拡大し、中西部地区及び東北地区などの老工業基地の良好な産業基盤、資源優位性、競争優位性のある特色企業の発展を加速させる。外国企業の中西部地区及び東北地区など老工業基地のサービス業への投資拡大を奨励し、市場参入認可資格、手順、業務範囲分野においては、法に基づき適宜緩和の政策を実施する。
主要任務⑥：外資利用方式多様化の実現	①引き続き外国企業直接投資を外資利用作業の重点とし、外資利用直接投資の比較的大きな規模を維持する。引き続き外国企業を誘致して中国に新規企業を設立させ、現有外商投資企業の利益再投資を奨励する。外国企業の新規投資建設企業における就業促進、技術進歩、産業構造調整などの分野における国内経済に対する促進作用を発揮させる。 ②国家産業構造調整及び企業改革の需要に基づき、国家の若干の重点産業、重点分野における管理能力を保持し、主導権を発展させる事を基礎として、買収合併、資本参加、再投資などの多種類の方式で外資を導入して、国内企業の改編改造に参加させ、積極的に国有資産の効果的方法による活用を模索する。国家安全に関係する重要な分野及び重点企業を除き、徐々に外国側持株支配及び分野の規制を緩和する。民営企業と外資との投資合作の展開を推進して、中国民営経済全体の水準及び国際競争力の向上を促進する。 ③引き続き多国籍企業の中国での投資を奨励して、地区本部、研究センター、調達センター、研修センターなどの各種運営センサー及び生産基地の設立を奨励する。多国籍企業の中国地場企業との戦略的合作強化を奨励し、多国籍企業の現地化水準を引き上げ、更に中国経済に融合させる。多国籍企業の中国地場企業への技術移転と分散の拡大を奨励し、多国籍企業の中国重点産業及び分野における管理及び独占を防止する。

（次頁に続く）

主要任務⑥：外資利用方式多様化の実現（続き）	④証券投資、投資ファンドなどの方式で外資を吸収する事を強化して、引き続き国内企業の海外市場における上場を支援する。国際規範に照らして企業の運営メカニズムを規範化し、企業発展の需要に基づき、株式割当、増資などの方式で外資利用規模を拡大する。条件に符合する国内大型企業を支援して、国際資本市場での有利なチャンスを捉えて、香港及びその他海外株式債券市場で証券を発行して資金を集める。引き続き国内企業の海外での株式発行、上場、資金使用などの分野における管理を強化・規範化して、中国企業の国際資本市場における良好なイメージを樹立する。 ⑤外資投資源構造を優位化して、EU、北米、日本などの先進的技術及び管理経験のある発達した経済主体の対中投資規模を積極的に拡大して、発達経済主体の対中投資比率の比較的大幅な引き上げに努める。 ⑥台湾からの投資誘致を重視し、台湾企業の大陸投資に対して引き続き「同など優先、適度に緩和」の政策を実施する。内地及び香港、マカオと区別行政区の更に緊密な貿易関係手配の実施を積極的に推進して、香港・マカオ地区の内地への投資拡大を奨励し、内地と香港・マカオの経済的連携を更に強化し掘り下げる。海外華僑の対中投資を引き続き奨励する。

注：2006 年 11 月に国家発展・改革委員会が発表した『外資利用〈十一五〉計画』の内容を整理した。

2)中国外資導入の政策措置

『外資利用〈十一五〉計画』は、2006 年～2010 年における中国外資導入政策であり、2010 年迄の中国政府の外国企業に対する政策調整の主要方向を示す重要な指針である。

外商投資企業に対する主な内容は次の通りである。

①外国企業に対する投資環境の確立

外国企業の投資促進分野の法律と政策を検討して制定し、各種企業の税制制度を統一して、外貨管理の法律制度を改正改善強化し、市場経済に適応した渉外法律体系を更に整備する。

政府の行政審査認可事項を削減して、法律に確実に照らした手続手順の規範化・簡素化を実現して、企業の為に公平で予測可能な政策環境を創出する。税関通関効率を大幅に向上させる。知的所有権保護の立法及び執行力を強化して、権利侵害行為を厳格に取り締まり、中外知的所有権の合法的権益を確実に保障する。社会信用基盤体系の建設を強化して、信用喪失懲罰制度を完備させて、信用信頼出来る社会を確立する。

外国企業投資及び海外ローンの借入を含む全ての集計方法を包含した外資統計システムの確立を加速させ、外資の動態の全面的観測、正確な情報反映を強化して、適時、完璧に社会に外資の統計データを公表し、更に良好に政策決定が出来るような基盤を提供する。引き続き人民元為替レート制度の改革の外資利用への影響に注目して、適時対応する措置を発表する。資本及び金融科目の管理を更に改善して、人民元資本口座の外貨交換進捗を徐々に推進する。国際資本の流動動向と国家重点外資利用政策の変化を細かく注意して、中国の高品質、高水準の外資誘致力を維持する。

②外商投資産業及び地域に対する政策指導の強化

経済形勢の発展と変化に基づき、『外商投資産業指導目録』を流動的に見直し、対外開放を更に拡大して、産業構造の優位化水準向上、資源節約、環境保護を推進し、一部業界の無秩序的投資及び生産能力の過剰を抑制する。加工貿易発展の規範化に関する規定を制定して、加工貿易投資参入許可システムを健全化し、加工貿易の転換水準向上を促進する。『外商投資プロジェクトの非免税輸入商品目録』を改訂して、内資・外資企業の輸入設備免税待遇に関する格差を更に縮小して、最終的には統一した輸入設備税制政策を実施する。

厳格に中国の世界貿易機関(WTO)加盟時関連承諾事項を遵守して、サービス業外資利用の関連規定を制定して公布し、サービス業の外資利用分野を拡大する。サービス分野の外商投資に対する地域、出資権、業務範囲などの分野への規制政策を徐々に緩和する事を検討する。独占的業界及び分野の内資・外資統一、有秩序開放を積極的、妥当に推進する。海外機関の中国国内での不動産開発及び不動産投資従事に対する更に規範化された管理弁法を制定して、短期間での国際資本による不動産を通じての中国経済、金融に対する大きな衝撃形成を防止する。

『中西部地区外商投資優勢産業目録』を改訂整備して、効果的に中西部地区への外商投資方向を指導する。東北地区など老工業基地及び中西部地区の対外開放に関連する政策及び実施細則の制定速度を加速させる。

海外合格機関投資者の中国国内株式、債券の購入を更に規範化して、海外機関の中国上場企業に対する戦略的投資を更に規範化し、関連管理弁法を整備して、資本市場の国内・対外開放を加速させると同時に秩序ある、流動性管理可能な証券投資資金を導入する。

③資源節約及び環境保護の強化と確実な実施

外商投資プロジェクトのエネルギー消費、水消費、占用土地などの参入認可基準を制定整備して、法に照らして外商投資企業を含む各種企業に対する高エネルギー消費、水を大量に使用する遅れたプロセス、技術及び設備を強制的に淘汰する制度を実行する。外商投資企業を含む各種企業に対する環境保護監督を強化して、法執行力を増強し、クリーン生産の審査認可、環境標識・環境認証制度を実行する。外商投資環境保護産業を支援する総合的奨励政策を検討して制定し、汚染処理市場化の進捗を加速させる。外商投資鉱産物資源探査開発の規範化された参入許可政策を検討して制定し、外商投資鉱産物資源探査開発の参入認可条件を厳格化する。外国企業の節水、省エネ、原材料節約、資源総合利用プロジェクトの奨励及び先進的技術移転の関連政策を制定し整備する。

④多種類の方式による内資・外資技術提携及び共同開発を指導誘致する

外国企業誘致、特に大型多国籍企業の高度加工製造プロセス、研究開発機関の中国への移転を総合的に奨励する政策を制定して公布し、多国籍企業の中国での生産製造、組立、サービス、研修基地の設立を奨励して、外商投資企業が国内企業と共同で研究開発合作する事を奨励する付帯政策を制定して、外商投資企業の技術横溢効果を更に発揮させる。

外商投資プロジェクトの輸入設備免税政策を整備して、外商投資プロジェクトの中国国

内先進的設備及び技術の更なる調達を奨励し、国内プラント設備、先進的適用技術の為に更に良好な市場環境を創出して、中国装備製造産業の発展を促進する。知的所有権保護を強化すると同時に海外の経験を充分に参照して多国籍企業の知的所有権乱用による中国自主開発を制約する事を防止する規範的政策を制定して、自主的に知的所有権規則制定に参与する能力を増強する。

外国企業の中国でのベンチャー投資を奨励規範化する管理規定を改善整備して、関連付帯政策の発表を早くして、海外のベンチャー投資成功経験を充分に参照して、外国企業のベンチャー投資参入及び撤退のメカニズムを確立する。海外留学者、海外華僑専門人材の帰国ハイテク技術企業創設を奨励する政策体系を確立する。海外高層高級人材の中国への投資と就業を誘致する税制、出入国、就業認可などの関連付帯政策を制定する。

⑤各地区各部門の外資導入政策を規範化する

効果的な措置を講じて各地区各部門の外資利用政策を厳格に規範化し、地方・部門法規政策と国家法規との整合性及び厳粛性を維持する。各地方は主として地元の優勢と良好な投資環境に依存して外資を誘致し、勝手に課税減免またはその他国家政策法規の優遇措置に違反する対策を発表してはならない。企業誘致方式を引き続き改革改善して、企業の市場における主体的役割を充分に発揮させ、公開入札、ネット入札などの企業誘致の新形式を更に多く活用する事で、企業誘致の無秩序と過度の行政干渉を防止し、企業誘致の実質的効果を向上させる。

3)『外商投資産業指導目録(2007 年改訂)』について

2007 年 10 月 31 日、国家発展・改革委員会、中国商務部は共同で『外商投資産業指導目録(2007 年改訂)』(以下『新目録』という)を発表し、2007 年 12 月 1 日より施行した。2004 年版の『外商投資産業指導目録』は同時に廃止された。これにより、1995 年に初めて発表された『外商投資産業指導目録』の内容は 3 度の修正を経て、今回の『新目録』改訂により、中国の外商投資の指導方向において、「地域的制限の撤廃、業界開放を主として、地域開放を従とする」新たな局面が形成されたが、具体的には以下の通りである。

①主要内容の見直し

2004 年版『目録』(以下略称:『旧目録』)と比べて、『新目録』の全条目は 478 条であり、この中で奨励類:351 条、制限類:87 条、禁止類:40 条であって、『旧目録』と比べ、奨励類:94 条追加、制限類:9 条追加、禁止類:5 条が追加されている。具体的条目では増減があり、環境保護に影響する産業プロジェクトは取り消され、近代的農業、ハイテク技術産業、近代的サービス業、ハイエンド製造プロセス及びインフラ基盤建設などの産業が追加された。同時に『新目録』では『外商投資奨励ハイテク技術製品目録(2006)』の中の 522 項目の製品が『新目録』の奨励類に追加され、88%相当のハイテク技術製品が『新目録』に入れられた。

『旧目録』と比較して、『新目録』の改訂では主として以下の 5 つの分野の内容に関連し

ている。

A. 対外開放拡大の堅持、産業構造水準向上の促進

製造業分野において、外国企業の中国ハイテク技術産業、装備製造産業、新素材製造などの産業に対する投資を更に奨励している。サービス業分野において、「アウトソーシングサービス」、「近代的物流」などの奨励類内容が追加され、元の制限類及び禁止類の条目が取り消された。同時に、一部の国内では既に掌握され成熟している技術、比較的高い生産能力のある伝統的製造業は外国企業の投資を奨励せず、『産業構造調整指導目録』の中の制限類条目を外商投資プロジェクトに適用すると明確にした。

B. 資源節約、環境保護

外国企業の循環型経済、クリーン生産、エネルギー再利用、生態環境保護の発展分野への投資を奨励し、外国企業の資源総合利用への投資を奨励する。中国の希少・不足または再生出来ない重要鉱産物資源に対しては、外国企業投資を奨励しない。一部の再生不可能な重要鉱産物資源の外国企業による投資探査採掘は許可せず、高原材料消費、高エネルギー消費、高汚染の外資プロジェクトの参入は規制するかまたは禁止する。

C. 単純な輸出奨励の指導政策の見直し

中国貿易黒字の過剰、外貨準備高の急速な増大などの新情勢に対応して、単純な輸出奨励指導政策は中止する。

D. 地域協調発展の促進

西部大開発、中部掘り起こし、東北など老工業基地振興戦略に合わせながら、外商投資産業奨励類の中においては「中西部地区に限る」のみの条目を削除する。中西部地区及び東北老工業基地の優勢産業及び特色産業への外国企業投資を奨励する必要があるプロジェクトは、次回の『中西部地区外商投資優勢産業指導目録』の改訂時に合わせて考慮して入れる。

E. 国家経済安全の保護

一部の国家経済安全に関係する戦略的・敏感な産業に対して、慎重に開放する態度を堅持し、適宜関連条目を見直して、国内発展と対外開放を均衡させる。

②主要産業に対する影響

『新目録』の見直しは一部産業に顕著な影響を及ぼしたが、高付加価値、ハイテク技術水準の高い産業には更に多くのWinの機会が与えられた。例えば、装備製造産業、ソフトウエアアウトソーシング、環境保護産業などである。また、近代的サービス業はもう一つの投資のホットスポットとなっているが、例えば金融、物流などの業界は今後更に多くの外資が参入してくる。

以下、一部の具体的調整条目に焦点を当てながら、今回の見直しの中国主要産業に及ぼす影響について分析する。

A. 金融業

『新目録』では、生命保険会社の外資比率は50%以下と規定されている。証券会社の外資比率は3分の1以下とし、A株の代理販売、B株及びH株並びに政府と会社債券の代理販売と取引のみに従事出来ると規制されている。先物取引製品品種の開拓に伴って、株式先物及び金先物などが既に実現しており、現在、中国の先物市場の規模は既に大幅に拡大して、外国企業の先物会社への投資禁止は撤廃されて、国内先物企業の経営水準の向上に有利となり、先物業界の健全な発展を促進する。

B. 製造業

『新目録』では、ハイテク技術産業、装備製造産業、新素材製造などの産業に対する外国企業投資を奨励している。但し、一部の中国が既に掌握し成熟している技術、かなり高い生産能力を保有する伝統的製造業に対する外国企業投資は今後奨励しない。この中で、「民間用ヘリコプター部品類製造、民間用ロケット設計及び製造(持株中国側)産業」が初めて奨励類目録に入った。「軌道交通輸送設備産業」も奨励類の外国企業投資産業となったが、その投資は合作、合弁に制限されている。交通輸送設備製造産業分野では一般船舶(船体ブロックを含む)修繕、設計及び製造(持株中国側)が制限類目録に入っているが、奨励類目録にも進展があり、以下のプロジェクトが追加された。

a. ハイテク技術船舶と海洋工事設備の設計(合弁、合作に限る)
b. 船舶(船体ブロックを含む)と海洋工事設備の修繕、設計及び製造(合弁、合作に限る)
c. 舶用低、中、高速ディーゼルエンジンの設計(合弁、合作に限る)
d. 舶用ディーゼルエンジン部品の設計と製造(合弁、合作に限る)
e. 舶用低、中速ディーゼルエンジン及びクランクシャフトの設計と製造(持株中国側)
f. 船室機器、甲板機器の設計と製造(相対持株中国側)
g. 通信航法設備の設計と製造
h. 通信設備、電子航法設備、舶用レーダー、自動操舵装置、船内放送設備などの設計と製造
i. 遠洋漁船、プレジャーボートの設計と製造(合弁、合作に限る)

また、『新目録』は伝統的製造産業及び重要鉱産物資源に対する外国企業投資を奨励していない。但し、鉱産物資源及び伝統的産業のセメント業界において「セメントキルン及びキルン用高級耐火材料の生産」及び「新型乾式法セメントキルン利用する可燃産業廃棄物及び生活ゴミの無害化処理」の 2 つのプロジェクトは奨励類の外商投資産業指導目録に入っており、中国のセメント業界は再編に直面している。

C. 不動産業

『新目録』では、不動産業の外国企業投資規制範囲をやや拡大して、「一般住宅の開発

建設」は奨励類目録から削除され、制限類目録の中に「不動産二級市場取引及び不動産仲介または運営会社」のプロジェクトが追加された。また、「大型テーマパークの建設、経営」は制限類目録から外れたが、「土地地上げ開発(合弁、合作に限る)」及び「高級ホテル、一戸建て住宅、高級オフィスビル及び国際エギゼビションセンターの建設、経営」は依然として制限類目録に入っている。

業界専門家によれば、不動産業が今回『新目録』に入った事は、一部都市における不動産価格のバブル高値を抑えるのに一定の役割を果たしている。国家統計局のデータによれば、2007 年 1 月～9 月、中国の不動産開発投資実績は 1.68 兆元を超え、この中の外資利用額は 423 億元であり、同期比では 60%の増であり、『新目録』の見直しはある程度、不動産分野における外国企業の投資規模に影響を与えている。

D. エネルギー分野

『新目録』では、循環型経済、クリーン生産、再生可能エネルギーの発展及び生態環境保護への外国企業投資を奨励し、重要鉱産物資源に対する外国企業投資を大きく見直した。『新目録』の中では中国希少・不足または再生不可能な需要鉱産物資源に対して、今後は外国企業投資を奨励せず、外国企業の探査採掘を許可しない。今後、「重晶石の探査、採掘(合弁、合作に限る)、リン鉱山の採掘・リン鉱石選別、大洋マンガン団塊、海砂の採掘(持株中国側)」は制限類目録に区分される。「タングステン、モリブデン、錫、アンチモン、タルクの探査、採掘」などのプロジェクトは禁止類目録に区分される。「石炭及びその派生資源の探査、開発」の奨励類が撤廃されて、「石炭層ガス探査、開発」は合弁、合作に限ると言う規制が追加された。また、「電力網の建設、経営」も制限類目録に入れられた。

注目すべき点は、中国は西部地区における外国企業独資による前述鉱物資源の開発採掘を奨励しない事である。銅、鉛、亜鉛などの鉱産物資源は全て中国でも比較的不足しているので、『新目録』の見直しでは国の資源性産業の安全重視及び中国戦略的資源の需要保護が充分に反映されている。

E. 軌道交通

『新目録』では、中国軌道交通輸送設備が外資に対して全面的に開放された。今回の奨励類目録の中にはあるインフラ基盤建設のプロジェクトが追加された。即ち「高速鉄道、鉄道旅客輸送専用線、都市を跨る鉄道基礎施設の綜合補修(持株中国側」である。業界内関係者の分析によれば、軌道交通の投資規模は巨大であるので、外資系企業の融資コストは通常民営企業よりも低く、加えて外資の軌道建設においては、海外にて設備を調達するので、高額関税の納税を低減する事が可能となり、この分野における外資にとっては、非常に良い投資機会がやって来たと言える。

F. サービス業

サービス業分野において、『新目録』では、「アウトソーシング」、「近代的物流」などが奨励類の内容に追加され、元の制限類及び禁止類の条目が少なくなった。サービス業は今

後中国の外国企業投資誘致の重点的産業であり、その発展の潜在力は巨大である。

全体的に見れば、今回の『新目録』では、以下の事が表明されている。
①中国の経済成長方式は、「主として第二次産業の推進に依存する」方式から、「第一次産業、第二次産業、第三次産業の共同推進に依存する」方式へと方向転換し始めている。
②中国の経済成長方式は、「主として物資資源消費追加に依存する」方式から、「主として科学技術の進歩、労働者資質の向上、管理の刷新に依存する」方式へと方向転換し始めている。

中国 WTO 研究会の陳泰鋒理事は以下の事を指摘している。
①今後、『外商投資産業指導目録』の更新速度は産業の発展の加速に伴って益々加速される。
②産業の開放水準に基づき、奨励類目録も徐々に追加される。外商投資企業は『新目録』及び国家政策の絶え間ない変化の要求に応じて直ちに戦略を見直して、投資リスクの発生を回避しなければならない。

尚、『新目録』によって外商投資企業の投資プロジェクトが奨励類から制限類または禁止類に移行した場合、外商投資企業の元の税制優遇政策は影響を受けるが、これについては後述する。

(3)金融税制環境

1)外貨管理

外貨管理は国の外貨収支、売買、決済、価格及び市場などの行為に対する管理制度であり、その目的は国際収支均衡をバランスさせ、国民経済の発展を促進する事である。中国の現行の外貨管理の枠組みは、「経常項目は完全に兌換可能、資本項目は一部兌換可能」であって、実行している外貨管理制度は、「市場需給を基礎として、通貨バスケットを参考にした調節、管理を行う変動相場制」である。中国外貨管理体制改革の最終目標は人民元の完全兌換可能を実現する事である。関係部門の分析によれば、国際通貨基金機関(International Monetary Fund、略称：IMF)は資本項目における 43 の取引項目を決定しており、現在、中国が完全兌換可能または基本的に兌換可能としている項目は 12 項目であり、兌換を制限している項目は 16 項目、兌換を完全に禁止している項目は 15 項目である。この事は、中国の資本項目における兌換自由の取引項目は既に 2 分の 1 を超えており、中国の資本市場の完全開放も間もなくである。

ここ数年、中国政府は外貨市場主体の拡大、外貨市場取引品種の増加、価格選定方式の変更などの対策を通じて、資本項目開放進捗を推進して、為替レート形成システムの更なる合理化を支援している。同時に、中国政府は外貨収支のリスク観測システムを確立して資金の流入及び流出を観測し、短期資本に対する管理システムを強化している。また、サービス貿易及び個人外貨業務の利便化対策を積極的に推進して、市場調節手段を利用しながら外貨管理水準を向上させている。

以下、主として外国企業直接投資における外貨管理の現行政策及び今後の外貨管理情勢について紹介する。

①外国企業直接投資における外貨管理の現行政策

現在、中国国内の外商投資企業の外貨管理は主として 2003 年 4 月 1 日より実施されている国家外貨管理局が公布した『外国企業直接投資外貨管理作業の整備に関する問題の通達』の規定が適用され、当該通達は中国の外国企業直接投資に対する外貨管理原則及び作業規程を明確にして、外国企業直接投資の外貨管理業務を簡素化し。また、中国は 2002 年 5 月 1 日より「外商投資企業資本金監査照会証明」及び「外資外貨登記制度」を実施して、外国側出資の真実性及び規定に一致している事の保証に対して、顕著な効果を見せている。

『外国企業直接投資外貨管理作業の整備に関する問題の通達』では外国投資者が中国国内で外商投資企業を設立していないが、中国国内で直接投資に従事しているかまたは直接投資関連活動に従事している場合、外国投資者の専用外貨口座を通じて管理する制度及び原則を確立した。また、外国投資者のその中国国内非居民個人現金外貨口座、その中国人民銀行の認可を経てオフショア業務を経営する外貨指定銀行のオフショア口座の中の資金を外商投資企業に出資する事を許可している。更には外商投資企業の外国側出資の許可範囲を従来の外貨現金、現物、無形資産、人民元利益などから清算、出資権譲渡、減資などによる資産の国内再投資、未処分利益、未払利益、三項基金、債務の出資権転換などに迄拡大した。

②外貨管理情勢

2006 年 3 月、中国国家外貨管理局の胡暁煉局長は、2006 年～2010 年の中国外貨管理政策の七大ポイントを発表したが、その内容は以下の表 2-13 の通りである。

表 2-13：2006 年～2010 年の中国外貨管理作業の七大ポイント

No.	具体的内容
1	内需を更に拡大して、内需と外需を統一して推進する。
2	積極的に経済成長方式を転換させて、自主刷新能力を増強し、自主知的所有権及び知名ブランド、国際競争力の高い優勢企業の確立を促進する。
3	対外貿易成長方式の転換を支援して、輸出入構造の優位化して、外資利用の品質を向上させる。
4	資本市場及び通貨市場の発展を強化して、国内及び国際の 2 つの市場、2 つの資源を上手に利用する。
5	管理された為替レートの変動相場制を更に改善整備して、市場メカニズムの資源配置における基礎的役割を発揮させる。
6	資本項目の兌換可能を徐々に実現して、資本流出の秩序あるチャネルを開拓し、国内企業及び銀行のリスク抵抗能力を増強する。
7	国際収支リスクの観測警報と短期資本流動管理を強化して、金融安全を維持する。

注：国家外貨管理局のホームページの関連情報を整理した。

全体的に見れば、中国の外貨管理の情勢は弛まぬ改革の推進であり、外貨収支利便化の

更なる推進であり、国際収支均衡の維持であり、徐々に資本項目の兌換可能を実現して、最終的には「国内市場への投資であれ、海外資本市場への投資であれ、如何なる資本も自由に当該国家の通貨資本に兌換出来る」と言う目標を達成する事である。

2)税収制度

中国商務部の統計データによれば、1995 年～2005 年において、中国の外商投資企業の合計納税額は 2 兆 9,842 億元であり、年平均伸び率は 25.6%に達し、同期の中国全国税制年平均伸び率を上回わって、外商投資企業税制は既にここ 10 年の中国における最も急速に伸びている税制源の一つとなっている。外商投資企業の税制の上昇は、中国税制政策の影響を大きく受けていると分析するが、長期に渡り、中国は外商投資企業に対して一連の税制優遇措置を適用して、外商投資企業の税負担は全面的且つ顕著に中国地場企業を下回っている。ここ数年、中国政府は外資優遇政策の調整を開始して、徐々に外資に対する「超国民的待遇」を撤廃しているが、特に 2007 年 3 月に公布された『中華人民共和国企業所得税法』において、外資企業は国内企業よりも明らかに低い優遇税率の適用は中止して、一律 25%の所得税を納税する事とし、外商投資企業に適用される所得税率は過去の減免税率に比べて顕著に引き上げられ、中国国内の外商投資企業が注目する焦点となった。

以下、中国の外商投資企業に対する現行の税制優遇政策を紹介して、2008 年 1 月 1 日より実施される『中華人民共和国企業所得税法』及び 2007 年 12 月 1 日より実施されている『外商投資産業指導目録(2007 年改訂)』などの規定を中心に、外商投資税制環境の変化について分析しその動向を予測する。

①税制優遇制度の現状と変化

1980 年代中期以降、中国は外商投資企業に対して内資企業の待遇を上回る税制政策を実行して来たが、内資・外資企業の税制優遇分野での差異は主として以下の 2 点である。

A. 外資企業に適用された税額は内資企業よりも 3 分の 1 から 2 分の 1 前後低かった

地域から見れば、経済特区、中西部地区の外商投資企業の税負担水準は国内のその他地区よりも低い。業界から見れば、生産型外商投資企業の税負担水準は非生産型外商投資企業よりも低く、ハイテク技術の外商投資企業の税負担水準は更に一般の生産型外商投資企業よりも低い。同一地区に投資設立された内資・外資企業に対し、その税負担の差異は生産型企業で最大であり、次にハイテク技術企業が続き、非生産型企業は相対的にその差異は比較的小さい。

B. 税制優遇政策の目標は異なる

外資企業に適用される税制優遇政策の目標は主として 2 つであり、一つは外資及びハイテク技術の有利な誘致、もう一つは東部沿海地区及び経済特区を先に発展させる戦略の実施である。これに反して、内資企業の税制優遇政策は主としてある産業に対する奨励によって、これの発展を促進するものである。

長期に渡り、内資・外資企業に対して 2 種類の税制制度が実施される事には多くの問題が存在した。2007 年以降、中国政府は「内資・外資対する統一税制制度基準」の原則に基づき、外商投資企業に対して適用していた税制優遇政策を徐々に少しずつ見直したが、その内容は次頁の表 2-14 の通りであり、その中で各種税制の変化について紹介する。

表 2-14：2007 年以降の外商投資企業に対する税制優遇政策の変化

比較項目		従来の政策	変更後の政策
流転税	増値税	①国家が奨励する投資プロジェクトの輸入設備は免税。 ②総投資額内にて調達した国産設備は全額増値税を還付、国産設備とは中華人民共和国国内企業が生産した設備を言う。	①奨励類の外国企業投資プロジェクトの輸入設備は関税、増値税免除の政策は不変であるが、奨励類目録は既に『外商投資産業指導目録(2007 年改訂)』に基づき調整されている。 ②総投資額内にて調達した国産設備は全額増値税が還付されるが、国産設備の概念が見直され、奨励類の外国企業投資プロジェクトが中華人民共和国国内で生産された、固定資産として管理する設備とされ、売買契約書に基づき設備と一緒に納入された部品類、予備品などを含む。
	都市建設税	徴収しない	徴収しない
	教育費付加	徴収しない	徴収しない
行為税	土地使用税	外商投資企業は不動産税及び都市土地使用税は納税せず、都市不動産税のみを納税。	2007 年 1 月 1 日より、外商投資企業は内資企業と同様に都市土地使用税を納税しなければならない。土地使用税率の 1 ㎡当たりの年間納税額を以下の通り変更する。 ①大都市 1.5 元から 30 元 ②中堅都市 1.2 元から 24 元 ③小都市 0.9 元から 18 元 ④県庁所在都市、鎮、工業鉱山区 0.6 元から 12 元
	固定資産投資方向調節税	徴収しない	徴収しない
所得税	所得税減免	①外商投資企業は企業所得において、税率、税引前控除科目及び基準上、特殊な優遇が適用され、所得税優遇は中国の外商投資企業に対する税制優遇政策の重要な部分を構成した。 ②経済特区、沿海開放都市、長江沿岸開放都市、内陸開放都市、経済技術開発区は、生産性活動従事の特長に基づき 15%または 24%に基づき企業所得税を徴税。 ③中西部地区に設立された企業には 3 年の減税政策が適用され、15%の税率で企業所得税を徴税。	2008 年 1 月 1 日より、外商投資企業には内資企業よりも顕著に低い優遇税率は適用さず、統一の 25%の所得税が徴税される。但し、優遇税率が適用されていた外商投資企業は過渡期の税制優遇が適用され、その具体的内容は後述の表 2-15 をご参照。

注：関連政策文書、2007 年の公認税理師資格試験専用書『税法』の内容を整理して作成した。企業所得税については、次頁以降の説明する。土地使用税については、後述の該当項にて説明する。

3)『中華人民共和国企業所得税法』の見直し及び外商投資企業に対する影響

①主要調整内容

『中華人民共和国企業所得税法』(以下『企業所得税法』という)は既に中華人民共和国第10期全国人民代表大会第5回会議にて2007年3月16日に可決され、2008年1月1日より実施されるが、当該法の内容に基づき、外商投資企業の内資企業よりも低い優遇税率は適用されず一律の25%の所得税を納税する事になる。

これ迄、中国の企業所得税は内資・外資企業の二種類の制度が適用されて、多くの矛盾が存在し、国際貿易取引における公平競争の原則に背いていた。『企業所得税法』は、「4つの統一」原則に照らし、A.内資・外資企業に対して統一した企業所得税法を適用する、B.企業所得税税率を統一して適度に引き下げる、C.税引前控除の方法及び基準を統一して規範化する、D.税制優遇政策を統一する事で、中国政府の企業所得税分野における内資・外資企業に対する公平対応を実現した。

『企業所得税法』は企業の統一された 25%の所得税を納税する事以外に、「産業優遇を主として、地域的優遇を従とする」と言う一律の税制優遇体系も実行される。その具体的産業及び企業の優遇政策については、以下の表2-15の通りである。

表2-15:『企業所得税法』の中の税制優遇政策

優遇政策	優遇条件
企業所得税免税、減税	①農林牧畜漁業プロジェクトに従事して得た所得。 ②国家重点支援の公共インフラ基盤施設プロジェクトの投資経営に従事して得た所得。 ③条件に符合する環境保護、省エネ節水プロジェクトに従事して得た所得。 ④条件に符合する技術譲渡所得。
企業所得税税率20%適用	①条件に符合する小型の薄利企業。 ②中国国内に機関、場所を設置していない非居民企業、または機関、場所を設置しているが取得した所得がその設置した機関、場所と実際に関係のない非居民企業。
同税率15%適用	国家重点支援が必要なハイテク技術企業。
納税所得税額の控除	ベンチャー投資企業が国家重点支援が必要なベンチャー投資に従事している場合、投資額の一定比率に基づき税額の控除を適用。
税額控除	企業が購入使用する環境保護、省エネ節水、安全生産などの専用設備の投資額に対して、一定比率にて税額控除を適用。
税率過渡期優遇	①『企業所得税法』公布前に既に認可設立されている企業が、当時の税制法律、行政法規規定に照らして、低税率優遇を適用されている場合、国務院規定に基づき、本法施行後5年間、徐々に本法に規定する税率を適用するが、具体的には以下の通りである。

(次頁に続く)

税率過渡期優遇	1)15%の税率が適用されていた企業は、2008 年は 18%、2009 年は 20%、2010 年は 22%、2011 年は 24%を適用して、2012 年以降は 25%を適用する。 2)24%の税率が適用されていた企業は、2008 年より直接 25%の税率を適用する。 ②定期減免税優遇を適用されている場合、国務院規定に基づき、本法実施後継続して元の優遇適用方法に照らして、期間満了迄優遇が適用されるが、利益未計上にて優遇が適用されていない場合、優遇適用期間の開始年は 2008 年とする。
特定地域の過渡期優遇	法律により設置された対外経済合作及び技術交流発展の為の特定地区(具体的には深圳、珠海、汕頭、厦門及び海南経済特区)及び国務院が前述地区の特殊政策の規定を実施すると規定した地区(具体的には上海浦東新区)に新規設立された国家重点支援が必要なハイテク技術企業は、過渡期優遇が適用される。

注:『企業所得税法』の内容を整理した。また税率過渡期優遇の具体的方法は、2007 年12月29日に国務院が公布した『企業所得税実施過渡期優遇政策に関する通達』の内容を整理した。地域的過渡期優遇については、2007 年 12 月 29 日に国務院が公布した『経済特区及び上海浦東新区に新規設立されたハイテク新企業に実施する過渡期税制優遇に関する通達』の内容を整理した。

新興産業の発展は中国経済持続的発展の主要動力であり、ハイテク技術は中国が近代化を実現する為のキャリアであり、環境保護は経済の持続的発展を可能にする必要条件である。発展途上国として、中国はこれら分野において先進国との間には非常に大きな格差が存在するので、税制優遇政策においては、先ず前述の産業に重点を置いているが、その目的は技術刷新及び科学技術の進歩を促進して、基礎インフラ基盤の建設を奨励し、農業、環境保護、省エネ産業の発展を奨励して、安全生産を支援し、公益事業を促進して、困難な層への対応実施などである。

②外商投資企業への影響

A. 内資・外資企業所得税率の一律 25%

『企業所得税法』実施後、内資企業所得税法の名目税率は 33%から 25%に引き下げられ、外資企業所得税法の名目税率も 33%から 8%引き下げられるが、一部の外資企業は従来は 24%または 15%の低税率優遇が適用されていたので、実質的には法定名目税率は各々1%または 10%引き上げられた事になる。即ち、内資企業にとっては、税負担が軽減され、外資企業にとっては、税負担が重くなったのである。但し、『企業所得税法』実施後、一部の外資企業は引き続き『企業所得税法』に規定されたハイテク技術企業の優遇税率、小型薄利企業の優遇税率の適用を受ける事が出来る。また、『企業所得税法』公布後外資企業の税負担が増加する事の影響を緩和する為、一部の外資企業には過渡期優遇政策が適用される事から、生産経営及び直近財務コストには非常に大きな影響は及ぼさない。

外資企業にとっては、25%の税率は過去の優遇税率に比べてかなりの引き上げとなるが、25%前後の税率は依然として国際経済合作・発展機関(OECD)の平均税率に比べると低い。また、現在、外国企業は中国の税制優遇政策を目的として中国に投資しているのではなく、アジア開発銀行(ADB)の調査によれば、多国籍企業の投資誘致の 20 の主要要因の中で、マクロ経済、市場容量、政局、基礎インフラ基盤施設などの要因が上位を占めており、税制優遇は第 16 位に位置付けられている。当該調査では中国の外資企業の中の 95%の企業が現在の中国の経済情勢は良好であると見ており、投資規模の維持または拡大を望んでいるので、税率条件見直し後も、中国は依然として外国投資企業に対する一定の優位性及び吸引力を持つと分析する事が出来る。

B. 地域的優遇が主から産業優遇が主へと転換して、ハイテク技術型企業及び環境保護型企業を奨励する

『企業所得税法』は国家ハイテク技術産業開発区内のハイテク技術企業に対する低税率優遇を全国的範囲に拡大した。環境保護、節水設備投資に対する企業所得税控除の優遇措置を環境保護、省エネ節水、安全生産などの専用設備投資に迄適用範囲を拡大した。この影響の下、一部の高エネルギー消費型の外商投資企業への優遇適用は縮小されて、税制優遇にて得た利益のみに依存していた外商投資企業は利益の損益分岐点に直面して、徐々にその他の国や地域に移転を開始する。現在、税制優遇に高度に依存している外資企業の中国経済への貢献度には限りがあるので、『企業所得税法』の中での産業優遇税制調整は、中国の外商投資企業誘致は技術水準の高い、付加価値の高い、ハイテク技術産業及び環境保護型産業へと向かっている。

全体的に見れば、『企業所得税法』は内資・外資企業所得税制度を統一して、各種企業に対して公平、規範的、透明な税制法制環境を創出する事に有利となった。税制優遇の適度の調整は、中国外資利用の品質を向上させ、外国企業投資環境を更に改善する。

③『外商投資産業指導目録(2007 年改訂)』の見直しの外商投資企業に対する影響

2007 年以降、中国マクロ調整の重点の一つは投資規模を厳格に管理する事であり、高エネルギー消費、高汚染、資源性製品の過度の成長及び大量輸出を抑制する事であった。『外商投資産業指導目録(2007 年改訂)』の見直しもこれに対応するものであり、外商投資プロジェクトが『旧目録』では奨励類であったのが、『新目録』では制限類または禁止類に区分される場合は、関連税制優遇が適用されない。その具体的影響は以下の 2 点に整理する事が出来る。

A. 国産設備購入の増値税還付の優遇が適用されない

国家税務総局及び国家発展・改革委員会の『<外商投資プロジェクト国産設備購入税還付管理施行弁法>の印刷公布に関する通達』(国税発[2006]11 号)の規定に基づき、『外商投資産業指導目録』の奨励類プロジェクトが購入した国産設備は増値税還付の優遇が適用される。2007 年 12 月 1 日以降、『新目録』において奨励類から制限類または禁止類に変更されたプロジェクトの関連企業が購入する生産に使用する国産設備は、増値税還付の優遇が適用されない。

B. 国産設備購入の企業所得税控除の優遇が適用されない

財政部及び国家税務総局の『外商投資企業及び外国企業の国産設備購入投資の企業所得税控除に関する問題の通達』(財税字[2000]49 号)の規定に基づき、外商投資企業の総投資額内で国産設備を購入した場合であって、『国務院の輸入設備税制政策調整に関する通達』の中で規定されている『外商投資産業指導目録』奨励類投資プロジェクトに符合している場合、その国産設備購入の為の投資の 40%を設備購入当年の前年よりも増加した企業所得税の中から控除する事が出来る。2007 年 12 月 1 日以降、『新目録』において奨励類から制限類または禁止類に変更されたプロジェクトの関連企業が購入した国産設備は、企業所得税控除の優遇が適用されない。

④税制制度動向分析

各種ルートを通じて収集した情報に基づき、今後の中国の税制制度には以下の見直しが実施される可能性がある。

A. 財政部の関連担当者によれば、現在、外資企業に適用されている税引前控除優遇、生産型企業の再投資税還付優遇、納税義務発生時での優遇などは、今後徐々に内資企業と同じ条件に統一される。

B. 国家税務総局税制科学研究所の専門家によれば、今回の『企業所得税法』では経済特区、開発区の優遇政策の見直しについて触れていないが、中国政府は徐々に経済特区、開発区の特別税制優遇を撤廃する事が今後の税制改革の趨勢である。

C. 『外資導入<十一五>計画』の中では、徐々に『外商投資プロジェクトの非免税輸入商品目録』を改訂して、内資･外資企業の輸入設備免税待遇の格差を更に縮小し、最終的には一律の輸入設備税制政策を実現するとしている。

D. また、『外資導入<十一五>計画』の中では更に、中国政府は今後各地区、各部門の外資利用に対して効果的対策を講じて厳格に規範化し、地方、部門の法規政策と国家法規の符合性及び厳粛性を維持するとしている。各地方は主として地元の優勢及び良好な投資環境に依存して外資誘致を行い、勝手に減免税またはその他国家政策法規に違反する優遇措置を発表してはならない。

長期的動向から見れば、中国の外商投資企業に対する税制制度は、徐々に、全面的に内

資企業との統一待遇を実現するであろうが、特定産業(省エネ環境保護及びハイテク技術)及び特定地区(中西部地区)に対する減免税優遇は引き続き適用され、東部特定地区の税制優遇政策は徐々に中西部に移行し、外資の中西部への移転を促進する。また、中国は常に先進国の渉外税制優遇制度をモデルとして、自国の税制を調整して、世界経済との一体化を実現する。

4)人民元高の現状と動向

①人民元高の推移と現状

改革開放以降、中国の為替レート改革は多くの段階を経て、人民元為替レートも常に調整されて来たが、2005年7月21日より、中国は「市場需給を基礎とした、管理された変動相場制度」の実行を開始して、人民元為替レートは、米ドルペッグ制を採用せず、更に弾力的な人民元為替レートメカニズムを構築した。この為替レート改革以降、人民元は持続的に人民元高に直面している。以下の表2-16は中国為替レート改革の推移及び各々の時期における人民元の為替レートを示したものである。

表2-16：中国為替レート改革及び人民元為替レートの推移

時期	為替レート改革内容	人民元為替レート
1978年以前	長期間固定為替レート制度を実施し、人民元は長期間高い評価。	—
1981年 ～1984年	二重レート制を実施し、通貨バスケット総合平均法にてレートを計算し、国家公定レートと貿易内部決済レートとが並存。	—
1985年 ～1993年	貿易内部決済レートを撤廃して、単一為替レートを実施。	①1985年1月：1US$＝RMB2.7963 ②1986年7月：1US$＝RMB3.7036 ③1989年12月：1US$＝RMB4.7221 ④1990年11月：1US$＝RMB5.2221、人民元引き下げのマクロ経済運営への影響は大。
1994年 ～1996年	為替レート体制を大きく変革して、管理された変動相場制を実施。深刻な通貨インフレと大量の資本国内流入が出現、アジア金融危機もあり、人民元為替レートは巨大な圧力に直面。	1US$＝RMB8.70に見直し、国の外貨準備高は大幅に上昇した。
1997年 ～2003年	人民元為替レートは常にごく狭い範囲で変動し、マクロ経済の変動に合わせては動かず、国際社会より強烈な人民元引き上げコールが開始。	—

(次頁に続く)

時期	為替レート改革内容	人民元為替レート
2005 年	2005 年 7 月 21 日より、市場需給を基礎として管理された変動相場制が開始された。人民元為替レートは米ドルベッグではなく、更に弾力的な人民元為替レートメカニズムを確立。	2005 年 7 月 21 日、取引価格は直接 1US$＝RMB8.11 に見直され、翌日の銀行間為替市場の為替指定銀行間取引中間レートとなり、為替指定銀行はこの時点から、対顧客の取引希望レートに対する調整を開始。
2005 年～現在	為替レート改革以降、人民元は常に人民元高で推移。	2006 年 12 月 29 日：1US$＝RMB7.8087、2007 年 11 月 27 日：1US$＝RMB7.3872、為替レート改革以降の人民元累計上昇率は 9.78%。

注：中国人民銀行及び中国マスメディアが発表した情報を整理した。

以下の図 2-5 は、2005 年の為替レート改革以降から 2006 年末迄の人民元対米ドルの為替レート中間値の推移を示したものである。当該図から、人民元為替レート改革以降、基本的には常に人民元高の情勢にあり、為替レート中間値は加速的に下降しているが、この傾向は 2007 年も基本的には続く。人民元対米ドルの 2007 年 12 月 28 日の為替レート中間値(7.3046 元)及び 2007 年の第 1 取引日である 1 月 4 日の中間値(7.8073 元)に基づき計算すれば、2007 年以降の人民元の上昇率は 6.8%であり、為替レート改革以降の人民元累計上昇率は既に 10%に達している。

図 2-5：2005 年の為替レート改革以降から 2006 年末迄の
人民元対米ドルの為替レート中間値の推移

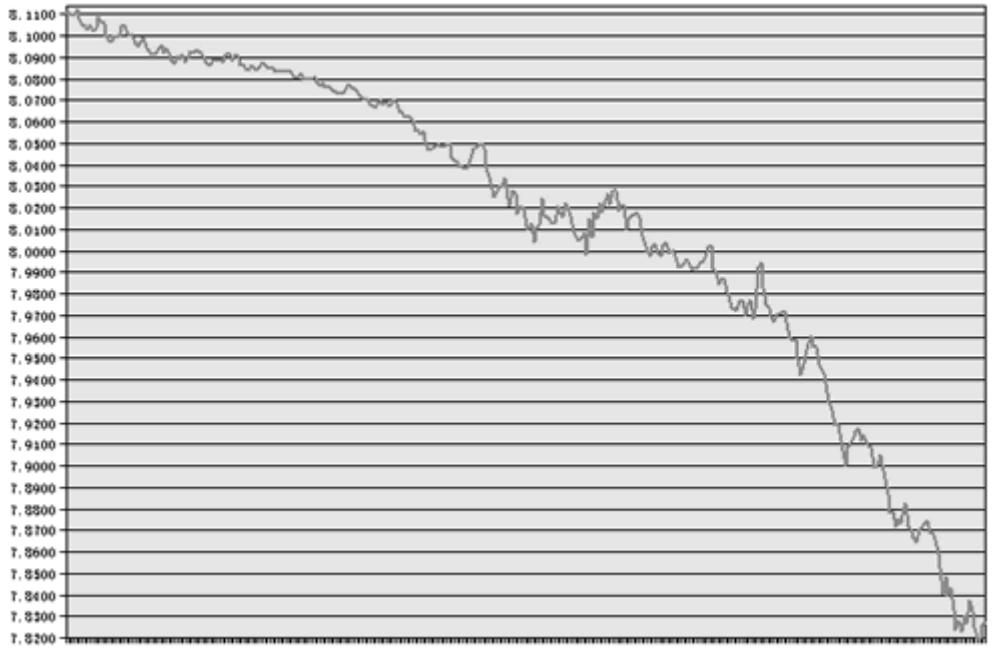

注：国家外国為替管理局のホームページ情報よりダウンロードした。

②人民元高の影響

2007 年以降、人民元の対米ドル為替レートの平均上昇率(6.8%)は既に国際市場での人民元予測上昇率(毎年約 3%)を大きく上回っている。人民元高は中国国内の輸出入貿易及び資本市場にプラスの影響とマイナスの影響を及ぼしているが、具体的には以下の表 2-17 の通りである。

表 2-17：人民元高の中国に与えるプラス影響及びマイナス影響

プラス影響	マイナス影響
①中国の輸入拡大に有利。 ②原材料輸入依存型企業のコスト低減。 ③中国国内企業の対外投資能力の増強。 ④中国国内の外商投資企業の利益増加。 ⑤外債の元利返済圧力の軽減。 ⑥中国資産売却に有利。 ⑦中国国家税制収入の拡大。 ⑧中国市民の国際購買力の増強。	①中国の通過インフレに更なる圧力強化。 ②外資吸引力の衰弱、外国企業の対中直接投資減少。 ③中国の対外輸出に大きな障害。 ④中国企業の利益率低減、就業圧力増大。 ⑤財政赤字増大の可能性。 ⑥通貨政策の安定に影響。 ⑦人民元資本口座は依然として自由兌換不可。

持続的人民元高は世界の、特に人民元の切り上げを常に要求してきた米国、EU の製造企業及び多国籍企業の大きな関心を呼んでいる。国際社会では人民元の小幅引き上げではグローバル市場の大きな変動は起きないと判断している。但し、アウトソーシング業務の発展、一部多国籍企業の商業供給チェーンが深く中国に溶け込んでいるので、人民元切り上げは各々類型の外商投資企業にとって見れば、メリットもデメリットもある。

中国企業と直接競争する国際製造企業にとって、人民元切り上げは自国の輸出競争力回復の助けとなるので、米国製造協会は人民元の引き続き大幅切り上げを期待し、イタリア靴業製造商協会も人民元の切り上げ幅は約 30%前後となって初めて輸出利益が出ると期待している。

中国に立地する外商投資企業にとって見れば、人民元切り上げの影響は明確でない。但し、ウォールマート集団のような「最低投入を追及する」経営モデル方式であって、中国原料を大量に購入する企業からすれば、人民元切り上げは一定の損失を引き起こす。2005 年のウォールマート集団の中国における調達額は約 180 億米ドルであり、米国の中国からの輸入総額の 10%に相当している。これが事実であっても、ウォールマート集団は世界の 70 ヶ国に供給チェーンを保有しているので、人民元切り上げは実質的影響をもたらさない。よって、中国原料を大量に購入する多国籍企業にとっては、異なる調達基地があれば、人民元切り上げの影響は縮小する事が出来る。

全体的に見れば、人民元切り上げが外商投資企業、特に欧米企業に与える影響はメリットである。何故なら、人民元切り上げにより外資企業は米ドルまたはユーロで換算する利益が増加するからである。ノキア集団の総裁によれば、人民元の対米ドルの切り上げ幅が 10%～15%の間であれば、ノキア集団は依然として中程度の利益を上げる事が出来るのである。

③人民元切り上げの市場動向分析

中国国内のマクロ環境から見れば、流動性抑制過剰などの問題により、2007年以降、中国人民銀行は既に6回、貸出金利を引き上げて、最近の金利引き上げは2007年12月21日であった。2007年において、中国人民銀行は既に1年定期の預金金利を当初の2.52%から4.14%に引き上げ、合計で1.62%引き上げた。1年の貸出基準金利は元の6.12%から7.47%に引き上げて、合計で1.35%引き上げた。中国のマクロ経済は依然として高い位置で動いているが、特に通貨供給量、人民元新規信用貸出は依然として高い成長率で伸びている。固定資産投資、貿易黒字は高値で成長している。物価は持続的に上昇し、通貨インフレの圧力も溜まっており、多くの要因から中国の通貨政策は引き続き引き締めを強めると予測され、2008年、中国は引き続き金利を上げると予測されている。

米国のマクロ環境から見れば、米国経済はサブプライムローン危機の影響を受けて、2007年9月以降、米国連邦貯蓄委員会(Federal Reserve)は既に2度金利を引き下げ、2008年の米国GDPの成長率は2%以下であると予測され、米国連邦貯蓄委員会は更に金利引き下げを選択する可能性があり、これにより更にドル安となる。

国際投機市場の状況から見れば、米国に続いて、EUも人民元の更なる切り上げを要求して、国際投機筋は皆人民元が引き続き切り上げられると予測しているので、大量の金利が上乗せされた国際資本が各種ルートを通じて中国に投入される。中国・米国の金利差が常に縮小して、国際投機市場は更に米ドルを売って、人民元を購入する事から、人民元は更に強い引き上げ圧力に直面する。

上記の国内外の多くの要因の影響を受けて、2008年、人民元は引き続き引き上げられて、中国政府は新たな為替レート改革の圧力に直面すると予測される。

④人民元切り上げの政策環境動向分析

国内外のマクロ環境から見れば、人民元は引き続き切り上げの圧力に直面しており、中国政府にも政策上の引き締め圧力を強制している。但し、ここで注目すべき事は、2007年10月以降、中国人民銀行の人民元為替レートに対する一部態度の変化であり、今後中国の通貨政策の一番の任務は経済成長の急速過熱からの転換に対応して、安定の中での適度に引き締めた通貨政策を取る事であって、頻繁に利率水準を見直しする事はせず、今後5年間は中国の人民元の安定性を維持し、人民元為替レートの弾力性を更に向上させると表明した事である。

中国政府の通貨政策面での態度の変化は主として以下の3つの分野で顕著であるが、外商投資企業の2008年の中国通貨政策の動向を判断する助けとなると分析する。

A. 2007年10月、中国通貨政策委員会が発表した公告の中では、今後為替レート市場は更に市場需給の調節的役割を発揮すると指摘している。

B. 2007年11月、中国人民銀行『第3四半期通貨政策実行報告』が発表され、経済学の理論分析及び各国の実践から、自国通貨の引き上げは国内通貨インフレ抑制に効果があり、

中国の資源性製品輸入に対する依存度が高まっている背景において、自国通貨の適度な切り上げは自国通貨による輸入コストの上昇幅を下げる事にも効果があると指摘している。

C. 2007 年 11 月 19 日、中国人民銀行の周小川総裁は南アフリカのケープタウンで開催された国際清算銀行(Bank for International Settlements、略称：BIS)会議において、中国人民銀行は現在の金利水準に満足しており、今後は頻繁に金利水準を見直しする必要はないが、継続見直しの可能性は排除しない、中国の預金準備金利は依然として上方修正の余地はあるが、中国人民銀行は引き続き最低預金準備金利の引き上げを通じて金融システムにおける流動性を吸収し、預金準備金利の上方修正速度を維持すると発表した。
人民元為替レート問題において、周小川総裁は、現在の人民元為替レートの変動幅は合理的であり、今後 5 年間、中国は人民元の安定性を維持し、人民元為替レートの弾力性を更に向上させて、徐々に人民元資本科目兌換可能を実現するとし、今後人民銀行はグローバル経済形勢の変化の需要に基づき、必要な場合、為替レートの変動幅拡大を考慮する説明した。

(4)基礎インフラ基盤建設環境

1)土地環境

長期に渡り、中国の多くの地方政府及び経済開発区は各種土地優遇政策を発表して、例えば、低価格による土地使用権譲渡、土地賃借料の減免、土地譲渡金返還などの方式にて外国企業の投資を誘致し、大量の土地資源を廉価で外商投資企業に販売し貸し出した。中国経済研究中心が 2006 年に実施した調査研究結果によれば､外商投資企業の中国東部地区での一部省での投資では、地元平均土地価格の 5 分の 1 から 3 分の 1 の価格で土地使用権を獲得しており、外国企業の地価に対する支出への優遇は充分に顕著である。また、一部中西部地区の外資誘致の意向が非常に強烈である事から、大規模な土地使用権譲渡が開始されている。中国の土地は国家に帰属しているので、土地の地益及び価格は利益主体の保護を得られず、各地政府及び経済開発区はコストを惜しまず、大量に廉価で外国企業に土地使用権を譲渡して、中国の土地価値は深刻に低く評価されて、低コストの工業用地の過度の拡張を引き起こし､違法､規定違反の土地使用､耕地の乱用などの現象が深刻である。

このような背景の下、ここ数年、中国政府は徐々に土地政策の見直しを強化して、更に厳格な管理対策を取る事で土地の見直し管理を強化して、土地譲渡方式の転換、土地税制の見直しなどの分野から中国の土地環境の見直し、規範化を実施して、内資・外資企業に対する公平、一律の土地使用制度を徐々に実施している。

以下、中国の土地政策における土地使用権譲渡制度、土地使用税及び耕地占用税の分野での外商投資企業への関連調整を主として紹介する。

①中国における外商投資企業の用地方式

中国の現行の土地政策に基づき、外商投資企業の用地は以下の表 2-18 の 5 つの種類の方式にて土地使用権を取得する事が出来る。

表 2-18：外商投資企業の用地方式

No.	用地方式	概要
1	譲渡方式 (中文：出譲方式)	①関連規定に照らして「譲渡方式」で土地使用権を取得する。土地使用権譲渡とは、国家が土地所有者の身分で土地使用権を一定期間、土地使用者に譲渡する事であり、土地使用者は国に土地使用権譲渡金を支払う行為を指す。 ②土地使用権の最長期間内において、譲渡された土地使用権は移譲、貸出、抵当付保する事が出来る。
2	移譲方式 (中文：転譲方式)	①関連規定に照らして「移譲方式」でその他の譲渡土地使用者から一定年数の土地使用権を取得する。土地使用者の移譲とは土地使用者が土地使用権を再移転する行為であり、売却、交換及び贈与を含む。 ②移譲方式にて取得した土地使用権の使用年数は、譲渡土地使用年数から既に使用している年数を引いた残余年数である。
3	賃貸借方式 (用地使用費納付方式を含む)	「賃貸借方式」で土地使用権を借りて、賃貸借期間内、使用者は契約の約定に基づき土地賃貸借料(用地使用費)を支払、使用者の開発建設竣工後、契約の約定または土地管理部門の同意を経て、賃貸借している土地使用権を法に則り再移転、また貸し、抵当付保する事が出来る。
4	土地使用権評価出資または出資参加方式	①国は一定期間の「国有土地使用権価格評価」後、出資額または一定の出資権として、外国企業と合弁企業を設立し、土地使用権は合弁企業が保有して、当該土地使用権は使用期間内において再譲渡、貸出、担保付保する事が出来る。 ②中国側企業は認可後、その使用していた「土地使用権価格評価出資または合作条件」として、外国企業と合弁、合作企業を設立する。この中で、中国側企業の土地が譲渡土地使用権である場合、出資または合作前の中国側企業が譲渡土地使用証を発行して、譲渡契約に約定された相応の開発建設投資を完成させる。元の土地使用権が行政割当方式で取得した者である場合、中国側企業は国有土地譲渡手続を実施するかまたは規定に基づき用地使用費を納付する。
5	行政割当方式	『中華人民共和国土地管理法』、『中華人民共和国都市不動産管理法』の関連規定に基づき、『割当用地目録』の生産及び付帯設備、補助生産施設用地は、割当方式にて土地を提供し、外商投資企業の用地が『割当用地目録』に符合する場合、土地行政主管部門の認可を得て、同様に割当方式にて提供する事が出来る。

注：中国国土資源部土地利用司の専門家が発表した『土地資源報告集』の内容を整理した。

②譲渡国有土地使用権に関する規定

前頁の表 2-18 の 5 種類の用地方式において、№1 の譲渡方式が最も重要な方式であり、土地使用権譲渡は入札、競売、掲示譲渡または協議譲渡の方式で実施する事が出来る。この中で、入札、競売、掲示譲渡方式は土地の市場化を実現するものであり、公平、公正の原則を実現した。しかしながら、協議譲渡方式はその譲渡金は国家が規定する最低価格を下回ってはならない事のみが要求され、一部の政府が設置する優遇政策が留保される一定の余地が残されている。

2002 年、国土資源部は『入札競売掲示による国有土地使用権譲渡規定』(国土資源部第 11 号令)を公布実施し、初めて経営性土地使用権入札競売掲示による譲渡制度を確立して、「商業、観光、娯楽及び建売住宅など各種経営性用地」は必ず入札、競売または掲示方式により土地使用権を譲渡しなければならないと規定した。これ以外の用途の土地の供給計画公布後を除き、同じ一つの土地区画に対して 2 者以上の用地意向者が存在する場合も、入札、競売または掲示方式により、土地使用権を譲渡しなければならないと規定した。当該規定公布後、中国の土地使用権譲渡制度には主として以下の三大変化が発生した。

A. 中国各地において経営性土地の入札、競売、掲示による土地使用権譲渡方式が確立されて、商業、観光、娯楽及び建売住宅などの経営性土地に対しては入札、競売、掲示による土地使用権譲渡が実施されている。

B. 入札、競売、掲示による譲渡方式手順が更に細分化され、操作行為は更に規範化された。2006 年 6 月、国土資源部は『入札、競売、掲示による国有土地使用権譲渡規範』を公布して、手続手順、技術基準及び操作可能性において、入札、競売、掲示譲渡方式を更に細分化し規範化した。

C. 国有土地使用権の入札、競売、掲示による譲渡の比率が顕著に増加した。ここ数年、中国での入札、競売、掲示による国有土地使用権譲渡の面積は常に拡大しており、全国土地使用権譲渡総面積に占める比率も常に上昇している。2006 年の中国での入札、競売、掲示による国有土地使用権譲渡の面積は 6.65 万 ha に達し、2001 年の 0.66 万 ha の 10 倍となった。この中で、2002 年～2006 年における中国での入札、競売、掲示による国有土地使用権譲渡の面積及びその土地使用権譲渡総面積に占める比率の推移については次頁の表 2-19 の通りである。

表 2-19：2002 年～2006 年における中国での入札、競売、掲示による
国有土地使用権譲渡の面積及びその土地使用権譲渡総面積に占める比率の推移

（単位：万 ha）

項目	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年
全国土地使用権譲渡総面積	12.42	19.36	18.15	16.32
入札競売、示による土地使用権譲渡面積	1.81	5.19	5.24	5.72
総面積に占める比率	14.57%	26.81%	28.87%	35.05%

注：国土資源部のホームページに公表されていたデータを整理した。万 ha＝100km²。

入札、競売、掲示譲渡方式を推進すると同時に、中国政府は協議譲渡方式についても規範化を実施した。2003 年 6 月 5 日、国土資源部は『協議譲渡による国有土地使用権規定』を公布して、協議譲渡方式の手順及び要求を規定し、協議譲渡の場合の最低価格基準を確定して、低価格による譲渡行為であるか否かを判断する最低ラインを決めたが、これもまたは政府の土地使用権譲渡行為の規範化の制度の枠組みが基本的に確立された事を象徴している。これ以降、企業の様々な理由により規定違反の土地使用権協議譲渡を防止する為、2004 年 3 月、国土資源部、監察部は共同で『経営性土地使用権入札、競売、掲示譲渡状況の法執行監察作業を引き続き展開する事に関する通達』(監察部国土資発[2004]71 号)を公布して、2004 年 8 月 21 日より、各地では過去の慰留問題を理由として、協議譲渡による経営性土地使用権の譲渡を禁止し、公開入札、競売、掲示による譲渡方式の実施を必須として、当該通知の公布により正式に規定違反による土地使用権協議譲渡行為は正式に禁止され、中国土地取引市場化のシンボルとなった。

中国の土地改革進捗が進む中、工業用地の譲渡についても、入札、競売、掲示制度が実施される動向が更に顕著となった。2004 年 10 月、国務院が公布した『国務院の土地管理決定を厳格に進展させる事についての決定』(国発[2004]28 号)では、「現行の規定が必ず入札、競売、掲示譲渡の実施を要求している用地を除き、工業用地も条件を創出して、徐々に入札、競売、掲示譲渡を実施する」事を明確に要求している。更に、2006 年には『国務院の土地調整管理関連問題の強化に関する通達』(国発[2006]31 号)において、「工業用地は必ず入札、競売、掲示譲渡を実施する」事を明確に要求した。2007 年 3 月に公布された『中華人民共和国物件権利法』においても、「工業、商業、観光、娯楽及び建売住宅などの経営性土地並びに同一土地区画に対して 2 者以上の用地意向者が存在する場合、入札、競売などの公開価格競争方式にて譲渡しなければならない」と規定されている。ここに至って、工業用地の入札、競売、掲示譲渡制度は正式に国家政策から法律規定となったのである。

この背景の下、国土資源部は 2007 年 9 月 28 日、正式に『入札、競売、掲示譲渡による国有建設用地使用権規定』(国土資源部第 39 号令)を公布して、2007 年 11 月 1 日より実施するとした。『入札、競売、掲示譲渡による国有建設用地使用権規定』は、2002 年に公布された『入札、競売、掲示譲渡による国有土地使用権規定』の改訂版であり、主として以下の 5 つの内容が修正された。

A. 「土地使用権」が「建設用地使用権」と修正された。

B. 工業用地も入札、競売、掲示譲渡範囲に入れられた。

C. 建設用地使用権の期に分けた譲渡が可能となった。

D. 掲示譲渡の期限問題が明確になった。

E. 譲渡金の納付と建設用地使用権証の発行が規範化された。

この中で最も重要な変化は、国有建設用地入札、競売、掲示譲渡範囲の修正であり、工業用地もその対象となったことであり、「工業、商業、観光、娯楽及び建売住宅などの経営性土地並びに同一土地区画に対して2者以上の用地意向者が存在する場合、入札、競売などの公開価格競争方式にて譲渡しなければならない」と規定した事である。また同時に、工業用地には倉庫保管用地が含まれるが、鉱山採掘用地は含まれない事も明確にした。

中国の工業用地に対する入札、競売、掲示譲渡制度の実施は、土地市場メカニズムの構築整備に対して更に大きく市場配置資源の基礎的役割を発揮させて、重要な意義を持ち、低コスト工業用地の過度の拡大を抑制し、中国の真実の土地価格が徐々に回復する事を助ける。外商投資企業にとっては、用地コストが増大するが、長期的に見れば、企業は公平、規範化された土地市場化環境の下、利益を獲得する事となる。

③土地使用税の納付調整

既に前述しているように、中国は外国企業の土地使用税制度を改正した。1988年、財政部は『外商投資企業及び外国企業の駐在員事務所用地は土地使用税を徴税し無い事に関する通達』(財税字[1988]260 号)を公布して、中国国内の外商投資企業に対して土地使用費を徴収し、土地使用税は徴収し無い事を明確にした。この特殊な優遇が約20年間適用された後、2006年12月31日、国務院は、『<中華人民共和国都市使用税暫定条例>の修正に関する決定』(中華人民共和国国務院令483号)において、2007年1月1日より、外資企業は内資企業と同様に都市部土地使用税を納付しなければならないと規定した。同時に土地使用税の1㎡当たりの年間税額を以下の通り見直した。

A. 大都市：1.5元から30元に。

B. 中堅都市：1.2元から24元に。

C. 小都市：0.9元から18元に。

D. 県庁所在都市、建制鎮、工業鉱山地区：0.6元から12元に。

外商投資企業及び外国企業が納税する都市部土地使用税の徴税範囲は、中国政府の土地管理を強化する為の重要な対策であり、各種企業の合理的、省エネ土地利用を導入して、土地資源を保護し、公平な税制負担を実現する為に有利である。

政策の実施状況から見れば、国家が集める事を規定している具合的実施方法は省級人民政府が制定する事から、2007年7月より、各地政府はやっと徐々に、正式に、全面的に外商投資企業から都市部土地使用税の徴税を開始した。各地の税率は国家規定範囲内においてバラバラであるが、以下の表2-20にて、上海市、北京市、深圳市の3地区を例として、地元の土地使用税率について紹介する。

表2-20：2007年、上海市、北京市、深圳市の都市部土地使用税率

地区	納税など級、税率	関連文書	徴税開始日
上海市	上海市は地区別に6つのなど級に分け、各納税など級別の納税額基準は、年間1㎡当たり、30元、20元、12元、6元、3元、1.5元である。	2007年11月26日に公布された『上海市地方税務局の都市部土地使用税徴税管理関連問題の通達』(滬地税地[2007]64号)	2007/11/26
北京市	北京市の土地納税など級は6級であり、各級地区の納税額基準は、年間1㎡当たり、30元、24元、18元、12元、3元、1.5元である。	2007年7月24日に公布された『北京市地方税務局の都市部土地使用税徴税管理関連問題の通達』(京地税地[2007]303号)	2007/10
深圳市	深圳市は全市土地区分を6級に分けて、各級地区の納税額基準は、年間1㎡当たり、30元、21元、13元、9元、5元、3元である。	2007年11月28日の『深圳市地方税務局の都市部土地使用税徴税開始に関する通告』(深地税告[2007]9号)	2007/11/01

注：関連政策文書の内容を整理した。

④耕地占用税の納付調整

耕地とは、農作物の作付に使用される土地を指す。中国では耕地を占用して住宅を建設する事業者かまたは非農業従事者である建設企業または個人は、規定に照らして耕地占用税を納付しなければならない。過去、耕地占用税の納付は外商投資企業には適用されなかった。但し、ここ数年、都市化進捗の速度が加速化して、中国の耕地保護情勢は益々深刻化しているので、耕地保護制度及び税の公平負担原則を厳格に実施する為、2007年12月1日、国務院は『中華人民共和国耕地占用税暫定条例』(国務院令第511号)を発表し、2008年1月1日より実施するとして、外商投資企業も耕地占用税納税者範囲となり、耕地占用税を納税しなければならくなった。

『中華人民共和国耕地占用税暫定条例』の耕地占用税に対する税額規定は以下の通りである。

A. 一人当たりの耕地が1ムー(1ムー＝666.667㎡、以下同じ)以下である地区(県級の行政区域を単位とする、以下同様)：10元～50元/㎡

B. 一人当たりの耕地が 1 ムー以上 2 ムー以下である地区：8 元～40 元/㎡

C. 一人当たりの耕地が 2 ムー以上 3 ムー以下である地区：6 元～30 元/㎡

D. 一人当たりの耕地が 3 ムー以上である地区：5 元～25 元/㎡

国務院財政、税務主管部門は一人当たりの耕地面積及び経済発展状況に基づき各省、自治区、直轄市の平均税額を確定する。各地の具体的適用税額は、省、自治区、直轄市人民政府が上記 A.項の規定された税額範囲内にて、地元地区の状況に照らして査定する。各省、自治区、直轄市人民政府が査定した適用税額の平均基準は、上記 B.項に規定される平均税額を下回ってはならない。

また、経済特区、経済技術開発区及び経済が発達して且つ一人当たりの平均耕地が特に少ない地区では、適用税額を適度に引き上げる事が可能であると規定されているが、引き上げ部分の最高額は上記 C.項の規定する地元適用税額の 50%を超えてはならない。

2)その他基礎インフラ基盤の建設環境

2003 年から現在迄、一群の重大基本建設プロジェクト及び重点企業の技術改造プロジェクトの竣工操業開始に伴って、中国の基礎産業及び基礎インフラ基盤は更に強化、改善され、外国企業の投資環境もやや改善された。2003 年～2006 年において、中国基礎産業及び基礎インフラ基盤の建設竣工プロジェクト数は 212,461 件であり、年間平均では 53,115 件を達成している。以下、重大基礎産業プロジェクト、電力、エネルギー、輸送、通信の 5 つの角度から現在の中国における基礎インフラ基盤の建設の現状を分析する。

①重大な基礎産業プロジェクト

2003 年～2006 年、一群の石油、ケミカル産業及び製鉄分野のプロジェクトが中国で順調に竣工して立ち上がった。この中で総投資額が 100 億元以上であるプロジェクトは次頁の表 2-21 の通りである。

表 2-21：2003 年～2006 年、中国にて建設竣工した 100 億元以上の
エネルギー関連プロジェクト一覧表

分野	プロジェクト名称
石油	①西部のガスを東部に輸送するパイプ建設プロジェクト ②大慶油田開発生産能力建設プロジェクト ③勝利油田原油天然ガス採掘プロジェクト ④「中石化」西北部油田探査開発プロジェクト ⑤長慶油田基礎建設プロジェクト ⑥「中海油」油田ガス田探査開発投資プロジェクト ⑦浙江鎮海 800 万ﾄﾝ/年石油精錬拡張建設プロジェクト
ケミカル産業	①江蘇揚子巴士夫(BASF)石油化学一体化プロジェクト ②上海賽科 90 万ﾄﾝ/年エチレンプロジェクト ③広東惠州中海売牌(Shell)石油化学プロジェクト
製鉄	天津、鞍山、武漢、張家港鋼鉄集団技術改造プロジェクト
電力	広東省江門、浙江省烏沙山及び北侖、江蘇省太倉、福建省後石、山西省陽城などの電力プロジェクト

注：国家統計局が 2007 年 9 月に発表した『発展回顧系列報告』の内容を整理した。

②電力分野

2006 年末、中国の発電装置容量は 6 億 kw を超えて、新規増設発電装置容量は 2.5 億 kw であった。2006 年の発電量は、28,657 億 kw/時であり、2002 年に比べて 73.3%の増であり、年平均成長率は 14.7%であり、電力不足の状況は初歩的に緩和された。

また、2003 年～2006 年の期間、中国の「西部の電力を東部に送電する」プロジェクトにより累計送電完成能力は 3,420 万 kw であり、この中で南部電力網、中部電力網、北部電力網の 3 つのルートの建設竣工状況は以下の表 2-22 の通りである。

表 2-22：中国電力分野における
「西部の電力を東部に送電する」プロジェクトの建設成果

電力網	送電線建設状況	総送電能力
南部電力網	6 本の交流、3 本の直流 500kw の送電線を竣工	1,200 万 kw 以上
中部電力網	3 本の「華中地区」から「華東地区」への±500kw 直流送電線、「陽城」から「江蘇」への 500kw 交流送電線を竣工	1,020 万 kw 達成
北部電力網	13 本の 500kw 交流送電線を竣工	1,200 万 kw 達成

注：国家統計局が 2007 年 9 月に発表した『発展回顧系列報告』の内容を整理した。

③エネルギー分野

近年末、中国のエネルギー生産能力は顕著に拡大している。2006 年、中国エネルギー総生産量は 22.1 億トン標準炭に達し、2002 年に比べて 53.7%の増であり、世界において米国を除く第 1 位のエネルギー生産国となった。

但し、現在、中国の再生利用可能エネルギーの規模は総エネルギー量の 8%にしか過ぎず、現在のエネルギー消費の 70%は主として石炭エネルギーである事から、中国にもたらす環境負荷は非常に大きい。2007 年 9 月に国家発展・改革委員会が公布した『再生利用可能エネルギーの中長期発展計画』に基づき、中国は今後は徐々に良質のクリーンな再生可能エネルギーのエネルギー構造における比率を向上させ、水力発電、バイオマス発電、風力発電、太陽エネルギーを重点的に発展させて、2010 年の再生利用可能エネルギー消費量の占める比率をエネルギー総消費量の 10%前後迄に到達させ、2020 年では 15%前後に到達させる事に努力するとし、この計画を実現するには 2 兆元の総投資額が必要であると予測されている。

表 2-23：2010 年～2020 年における
中国再生可能エネルギーの重点発展分野とその目標

分野	発展目標
水力発電	2020 年迄に、全国の水力発電装置容量を 3 億 kw に到達させる。
バイオマス発電	2020 年迄に、毎於増す発電装置総容量を 3,000 万 kw に到達させ、バイオ燃料エチルアルコールの年間利用量は 1,000 万ﾄﾝ、バイオディーゼルオイル利用量 200 万ﾄﾝを達成させる。
風力発電	2010 年：全国風力発電装置総容量を 500 万 kw に達成させる。 2020 年：全国風力発電装置総容量を 3,000 万 kw に達成させる。
太陽エネルギー発電	2010 年：太陽エネルギー発電装置総容量を 30 万 kw に達成させる。 2020 年：太陽エネルギー発電装置総容量を 180 万 kw に達成させる。
地熱発電	2010 年：地熱年間利用量を 400 万ﾄﾝ標準炭に達成させる。 2020 年：地熱年間利用量を 1,200 万ﾄﾝ標準炭に達成させる。

注：2007 年 9 月に国家発展・改革委員会が公布した『再生利用可能エネルギーの中長期発展計画』の内容を整理した。

④輸送分野

近年末、中国の鉄道、道路、水路、航空など多くの方式、多くのルートの交通網が顕著に改善され、特に民間航空は中国の発展の為の迅速な輸送方式となっている。

2003 年～2006 年において、中国各地での新規建設鉄道操業開始距離累計は 5,273km であり、新規建設、拡張建設による港湾貨物取扱量は 6 億 6,209 万トンであり、新規道路建設距離は 217,811km、道路改造建設距離は 406,590km である。各種交通輸送方式の 2002 年及び 2006 年の営業距離延長状況については、次頁の表 2-24 の通りである。

表 2-24：2002 年と 2006 年の中国各種輸送方式の距離延長実績とその比較

輸送方式	営業距離(単位：万 km)		
	2003 年	2006 年	成長率
鉄道	7.19	7.71	7.2%
道路	176.5	199.40	13.0%
内：高速道路	2.51	4.53	80.5%
水路(内陸河川航行距離)	12.16	12.34	1.5%
航空(民間用航空飛行距離)	163.71	211.35	29.1%
パイプ輸送	2.98	4.82	61.7%

注：国家統計局が 2007 年 9 月に発表した『発展回顧系列報告』の内容を整理した。
成長率についてはデータを基に計算した。

この中で、青蔵鉄道(青海省～西蔵自治区)の開通に象徴されるように、寧西線(江蘇省南京市～陝西省西安市)、渝懐線(重慶市～湖南省懐化市)、株六復線(湖南省株州市～貴州省六盤水市)、浙贛線(浙江省杭州市～湖南省株州市)、朔黄線(山西省神池市～河北省黄驊市)、内昆線(四川省内江市～雲南省昆明市)など鉄道プロジェクト、福建省三福高速道路プロジェクト、広州市地下鉄二号線工事、天津港拡張建設工事、上海洋山深水港コンテナプロジェクト第 1 期工事、広州白雲空港移転建設プロジェクトなど一群の交通輸送プロジェクトは既に竣工して運営を開始し、大々的に中国輸送ネットワークを展開して、輸送の利便性を拡大させた。

⑤通信分野

現在、中国は既に全国をカバーして、世界の各国に通じる情報通信基礎ネットワークを構築しており、通信ネットワークの規模及びユーザー数は世界第 1 位であり、発展速度も世界の上位にランキングされている。2002 年～2006 年において、中国固定電話ユーザーは 2 億 1,422 万世帯から、3 億 6,779 万世帯に増加して、その伸び率は 71.7%である。携帯電話ユーザーの数は 2 億 601 万人から 4 億 6,106 万人へと 1.2 倍に増えている。インターネットユーザー数は 5,910 万人から 1 億 3,700 万人に増加して、1.3 倍の規模に拡大している。全国の電話局用交換機の容量は 2.87 億回線から 5.03 億回線に増加して、75.5%の成長率である。全国郵便電信業務総量は 5,696 億元から 1 兆 5,326 億元に増加して、1.7 倍の規模に拡大しており、郵便事業開通行政村落率は 97.8%から 99.4%に上昇している。

通信分野の重点業務である「電信業務」の発展状況から見れば、2006 年の中国移動通信収入及び固定データ通信収入の成長は急速である一方、固定市内電話業務収入及び長距離電話業務収入の総収入に占める比率はやや下降しており、移動通信業務の中国における発展は非常に速い。地区から見れば、広東省、浙江省、江蘇省、山東省の電信業務収入、固定電話世帯総数、移動電話ユーザー総数などの指標において上位に入っており、これら地区の通信設備の整備状況と利用率は中国各地区の中でもトップ水準にある事を反映しているが、具体的には以下の図 2-6～図 2-8 の通りである。

図 2-6：2006 年、中国電信業務収入上位 10 位の省・市(単位：億元)

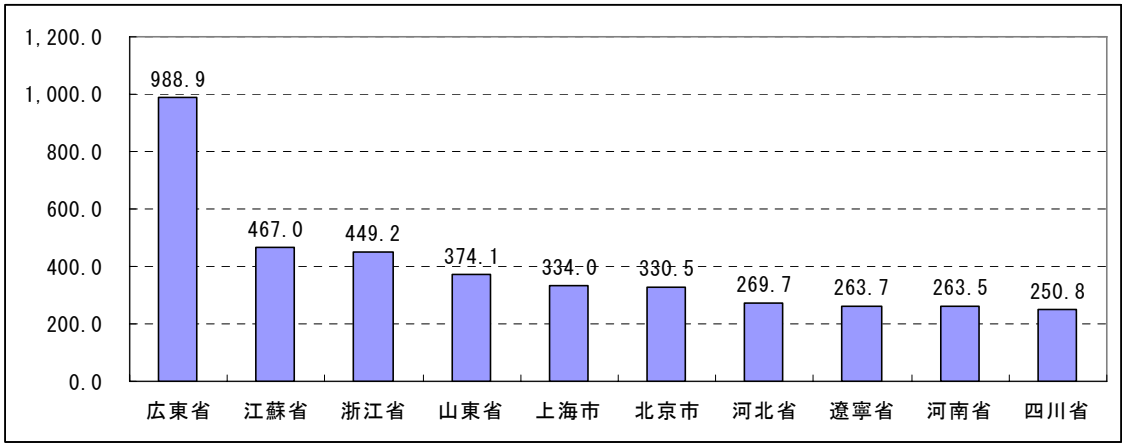

図 2-7：2006 年、中国固定電話ユーザー総数上位 10 位の省・市(単位：万世帯)

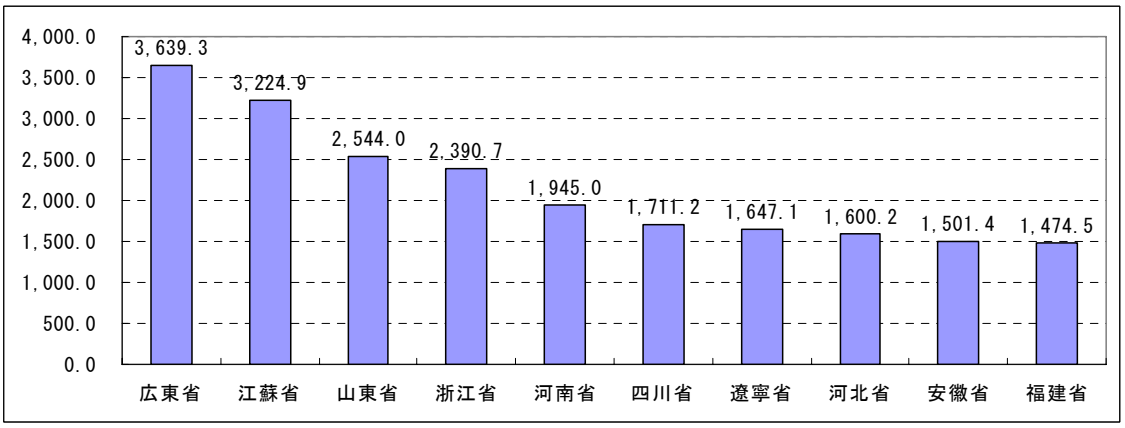

図 2-8：2006 年、中国携帯電話ユーザー総数上位 10 位の省・市(単位：万人)

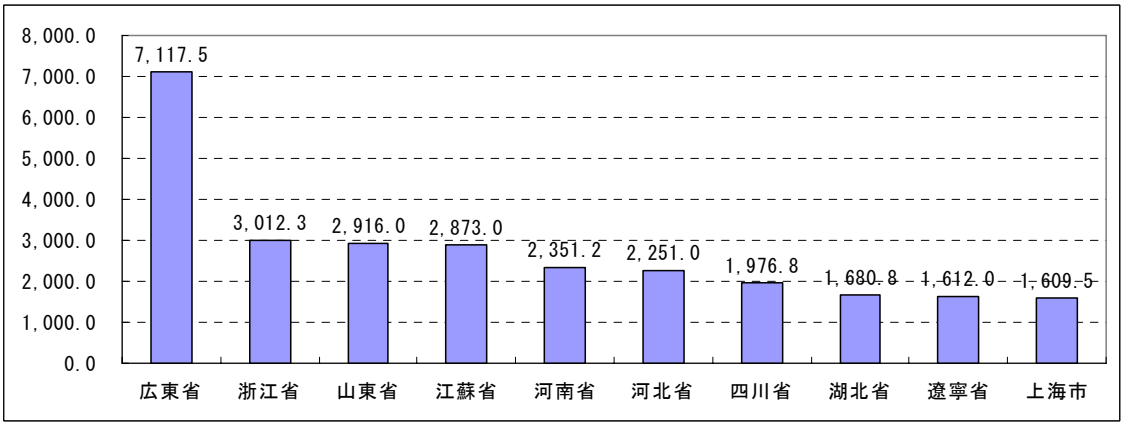

注：図 2-6～図 2-8 は 2007 年、情報産業部の『2006 年中国通信業発展統計公報』のデータ。

(5)労働力環境

1)労働力供給環境

中国は人口が巨大な発展途上国であり、過去から現在に至る迄、豊富で充分な労働力資源及び相対的に低い労働コストによって各国の投資を誘致しており、特に製造業分野ではその投資規模の大きさが有名である。但し、1980 年代以降、中国の人口出生率は常に減少しており、1990 年代末においては中国の自然人口増加率は既に 1%以下に迄減少していると同時に人口老齢化水準は常に上昇し、中国の人口構成は徐々に変化し始めている。2003 年末より、中国の一部地域においては労働力資源不足の現象が発生し始めて、中国の労働力資源が既に無限供給段階から有限供給段階に入っている事を表明しており、労働力コストも徐々に上昇し始めている。

現段階における人口低増加率は最終的には未来の労働年齢人口低増加率に至るが、国連及び中国の専門学者の分析によれば、今後 10 年～20 年の間において、中国の労働年齢人口が総人口に占める比率は徐々に下降して、徐々に絶対数量の減少へと変化する。同時に中国経済の急速な成長と各国からの投資需要が常に新らたな労働力資源への需要を生み出している。今後、この種の需給アンバランスの問題が賃金の大幅上昇を生み出す可能性があり、産業構造及び就業構造の相応の見直しが必要となるであろう。

以上により、現在労働力需給関係において中国は重大な転換の時期を迎えている。

①労働力需給現状

都市部及び農村部の労働力状況を総合的に分析すれば、現在の中国全体の労働力市場需給状況は以下の 3 点に総括する事が出来る。

A. 労働力総数の供給が需要を上回る基本的動向は今後も続く

中国の人口は膨大であり、労働力資源は豊富である。長期的に見て、1960 年代～1970 年代の人口出産ピークにより､現在及び今後 20 年間の労働年齢人口が総人口に占める比率は 65%以上の比較的高水準を維持する。供給から見れば、今後 3 年間の中国都市部において､毎年新規増加する労働力は 2,400 万人前後である。需要から見れば､経済成長率が 8%～9%を維持するとして､毎年の就業機会提供は 1,200 万人前後であると予測出来､年度労働力の需要は依然として 1,200 万人前後の不足である。農村部では郷鎮企業及び都市部流入作業者数は既に 2 億人前後の農村部労働力を吸収したが、現在の農村部余剰労働力は未だ約 1.2 億人が存在すると予測される。よって、全体的に見れば、今後の中国の労働力総数の供給過剰の基本的状況は長期間に渡って存在すると言える。

B. 農村出稼ぎ労働者の農村流出就業規模は持続的に上昇し、企業求人需要は旺盛となる

ここ数年、農村出稼ぎ労働者の農村流出就業者数は持続的に上昇しており、年平均 5%以上の伸び率を維持している。これと同時に、輸出貿易及び経済の急速な成長に伴って、一部企業の求人需要は引き続き旺盛であり、労働・社会保障部の調査によれば、2003 年以降、企業の農村出稼ぎ労働者雇用数の年間純増率は 10%～15%を維持しており、特に東部

の発展が比較的急速な労働集約型企業の求人需要の成長は農村出稼ぎ労働者の農村流出就業者数の増加を顕著に大きく上回っているが、その賃金水準及び作業環境は長期的に農村部労働力の持続的就業を期待する事が出来ず、一部地区の農村労働力不足問題を引き起こしている。

C. 労働力市場の構造的問題が突出して、一部地区における需給矛盾が先鋭化する

都市部を見れば、一方では高技能、高学歴(修士以上)、高資質人材の供給が不足しており、各技術など級の労働力は既に連続した一定期間、供給不足状態が続いている。一部職業、例えば商業及びサービス業人員、生産輸送設備操作人員の求人需要は非常に大きく、同様に供給不足の状態にある。他方では年齢が高い(満 45 才以上)、技能が不足している求職者及びレイオフ人員はその労働能力及び自己の資質の制限を受けて、求人需要職位に適応出来ず、就業困難に陥っている。

農村部を見れば、一方では中西部地区農村の余剰労働力は依然として大量に存在し増量もしているが、その存在する大部分労働力は中年労働力であり、求人企業の需要の主体とはなり得ない。増量労働力は主として農村部中学卒業後進学出来ない新卒生であり、このグループが農村部労働力の移転及び流出の主要供給源である。他方において、求人需要伸び率の急速な拡大、農村部労働力総数の伸び率の鈍化、賃金水準低下などの要因の影響を受けて、一部地区では農村出稼ぎ労働者不足の問題が出現しているが、その地区性、業界性、職業性の構造的不足も顕著である。企業(業界)から見れば、農村出稼ぎ労働者を雇用出来ないのは主として、条件が比較的厳しく辛く、労働強度が高く、賃金待遇が比較的低い企業(業界)であって、民営及び労働集約型企業が多い。求人需要対象から見れば、需要を満たせないのは主として若年作業者(特に女子作業者)及び一定の業務経験を積んだ熟練操作人員である。

以上を纏めると、現在、中国の労働力需給関係は正に重要な転換時期にある。今後短期間内において、中国の労働力の供給過多の総数的問題は引き続き存在し続けて、この中で労働力需要は安定の中にも上昇傾向にあって、労働力供給数はやや鈍化する。これと同時に、就業の構造的矛盾も顕著さを増して、労働者の年齢、資質及び技能が適応しない問題も先鋭化する。全体的に見れば、現時点において労働力資源の総量的不足は未だ出現していないが、農村出稼ぎ労働者の構造的不足が就職難及び雇用難の矛盾を既に中国各地区において出現させ、この現象は短期間内には解消する事は出来ない。

②労働力供給の動向

今後の一定期間において、中国の労働力供給の推移は依然として主として人口指標の影響を受ける。国連経済及び社会理事会(Population Division of the Department of Economic and Social Affairs of the United Nations Secretariat)の中国の人口に対する分析予測では、中国の未来の人口数は2030年前後にピーク値(約14.58億人)に達し、その後人口総数は年々減少して、2050年では中国の総人口は14.08億人となるとしている。その予測データについては以下の図2-9の通りである。

図2-9：1950年～2050年の中国人口総数の推移及びその動向予測図
(単位：千人、%)

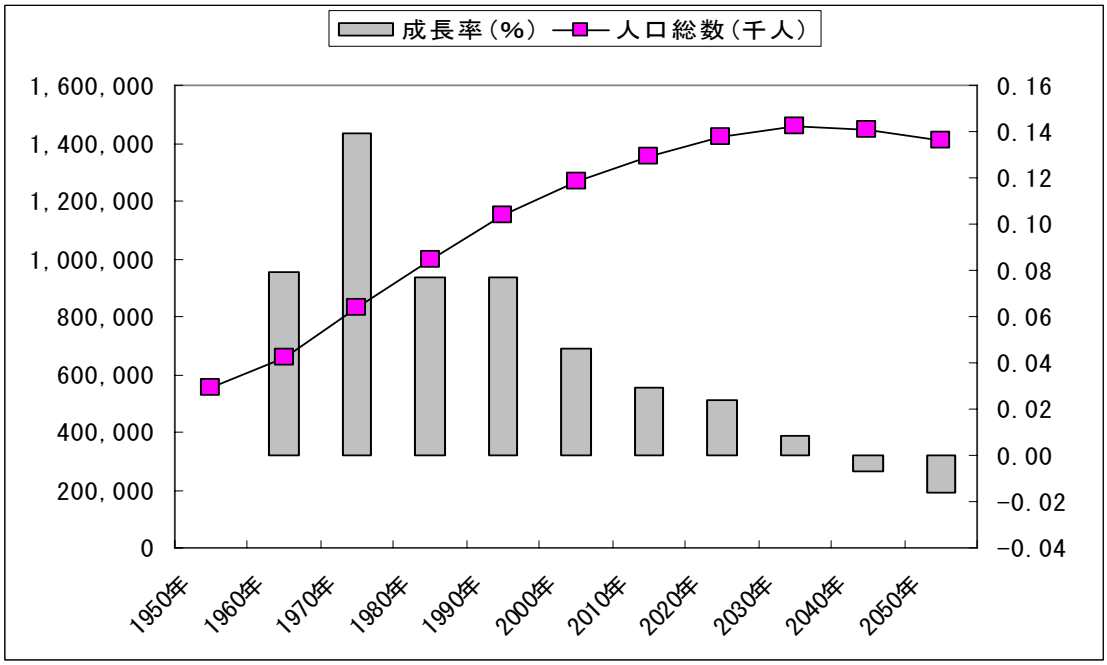

注：データ出典は Population Division of the Department of Economic and Social Affairs of the United Nations Secretariat, World Population Prospects: The 2006 Revision and World Urbanization Prospects: The 2005 Revision.

以上の予測傾向にあって、未来の中国人口総量の減少は最終的には労働年齢人口の不足に繋がり、人口数量の低成長は最終的には労働年齢人口数量の低成長をもたらす。次頁の図2-10に示された様に、中国の労働年齢人口(満15才～満64才)の数は1950年～2015年前後では常に上昇段階にあり、1950年の3.4億人から2015年では約10億人となると予測される。

2015年前後、中国労働年齢人口は常に下降動向を示す。成長速度から見れば、2000年初頭以降、中国労働年齢人口数の成長速度は常に減速傾向にある。この動向は恐らく2015年前後からマイナス成長段階への転換を開始して、労働年齢人口の絶対数量もこの段階から下降し始める可能性がある。労働年齢人口の総人口に占める比率から見れば、比率全体では比較的高い状態で安定し、55%～72%の間を浮動するが、予測によれば、現在から2020

年迄は、基本的には 70%前後の高い比率を維持し、その後年々下降を開始するが、2020 年迄は高い比率が続き、中国労働人口予測では依然として比較的高い供給総量を維持する。具体的データは以下の図 2-10 に示す通りである。

図 2-10：1950 年～2050 年における中国労働人口数の推移及び予測
（単位：千人）

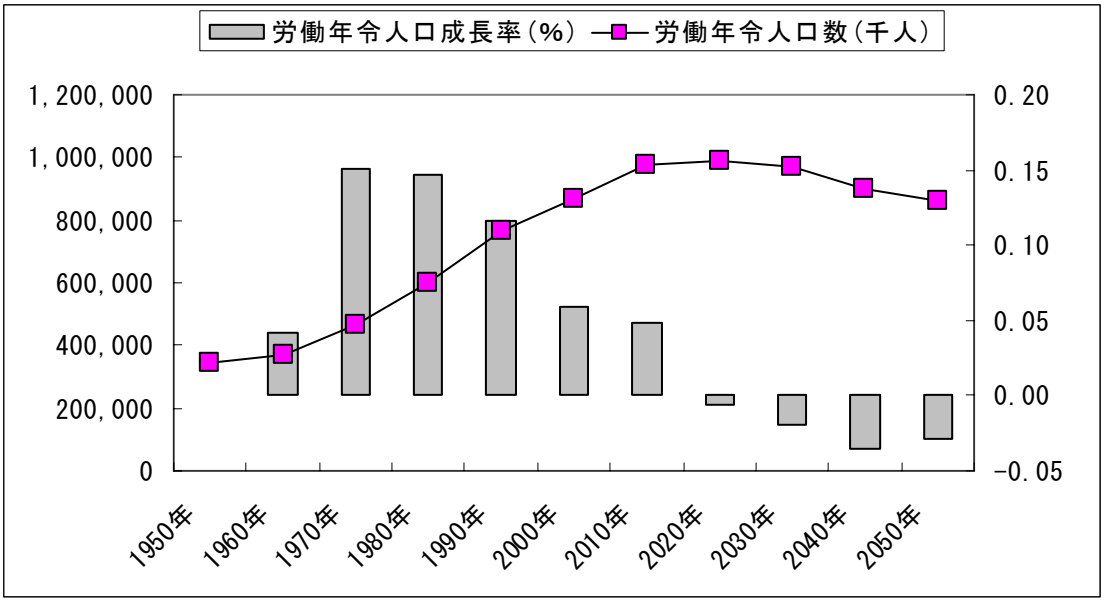

注：データ出典は Population Division of the Department of Economic and Social Affairs of the United Nations Secretariat, World Population Prospects: The 2006 Revision and World Urbanization Prospects: The 2005 Revision.

国連経済及び社会理事会の中国人口に対する前述の予測を除き、中国の一部の学者も類似の論断を下している。即ち、未来の中国の有効労働力のピーク値は 2015 年～2020 年前後に出現し、その後労働人口成長率は 0 から負数に転じ、労働力総量も下降を開始する。中長期的に見れば、中国は確実に労働力不足の問題に直面する。但し、短期的に見れば、現在の中国労働力市場は既に労働力供給数成長速度は鈍化する傾向にあるが、中国労働年齢人口は 2005 年～2015 年の期間では依然として 7.4%の全体成長率を保つと予測され、年平均 0.7%の成長率を保つとされている。この期間、中国は依然として労働年齢人口総量が大きく、その人口比率は高いという優位性を示し、全体的に見れば、今後 5 年～10 年において、中国労働力需要過多の基本的動向は依然として存在するが、一部地区、一部の業界では就業の構造的矛盾が比較的突出する。この種の矛盾は短期間内では効果的に緩和解決出来ず、これらの地区及び企業は関連する求人戦略を見直しする必要があり、前倒しにてこの種の変化に対応しなければならない。

長期的に見て、中国の労働力供給変化が今後の中国の経済成長方式に一定の影響を及ぼす可能性がある。労働力資源が相対的に豊富な時期において、中国は主として資本の投入及び労働力の投入に依存して経済成長効果を謳歌して来た。未来の労働力供給増加量の減

少、労働力資源の逐次制限到来から不足へ転換する時、中国の主要経済成長方式は労働集約型から技術集約型へと転換し、労働生産率の向上を通じて経済の発展を導く必要がある。

2)社会保障環境

1980年代中期以降、中国は徐々に市場経済体制に適した、中央政府及び地方政府が級別に責任を負う社会保障体系の基本的枠組みを構築して来た。現在、中国の社会保障体系は主として5つの大きな部分で構成されるが、具体的には①社会保険、②社会福利、③扶養優先手配、④社会救助、⑤住宅保障などである。この中で社会保険は社会保障体系の中の核心部分である。現在、中国の社会保険の内容は主として、養老保険、失業保険、医療保険、労災保険及び生育保険の5種類の保険制度が含まれている。

また、中国の社会保険制度は現在常に先進国の経験に照らして、政府及び企業の努力の下、整備が進められている。以下社会保険がカバーする範囲及び基金収支状況に基づき、ここ10年間の中国社会保険制度の現状について整理するが、具体的には以下の表2-25の通りである。

表2-25：中国社会保険制度の現状

	保険制度区分	カバー範囲	基金収支
1	基本養老保険制度	①中国都市部基本養老保険がカバーする範囲は既に企業従業員から都市部個人商店、臨時就業人員などの各種就業者に拡大しており、保険加入者数は常に増加している。 ②1997年～2006年の全国基本養老保険加入者数の年平均伸び率は5.9%であり、ここ3年間の平均伸び率は6.6%である。2006年末現在、全国基本養老保険加入者数は1億8,766万人である。 ③制度規定に基づき、基本養老保険のカバー率は76%である。	①1997年～2006年、企業従業員の基本養老保険基金徴収収入の年平均伸び率は17%であり、直近3年間の年平均伸び率は20%である。養老保険支出の年平均伸び率は15%である。 ②2006年、全国基本養老保険基金総収入は6,310億元で、総支出は4,897億元であって、各々前年比では24%の増、21%の増である。基本養老保険基金の当期決済残高は1,413億元であり、累計残高は5,489億元である。
2	基本医療保険制度	1997年～2006年の全国基本医療保険加入者数の年平均伸び率は28%である。2006年末現在の基本医療保険加入者数は1億5,732万人で、内在籍従業員数は1億1,580万人、定年退職者数は4,152万人である。	①1997年～2006年、基本医療保険基金収入の年平均伸び率は57%であり、支出の年平均伸び率は55%である。 ②2006年、全国基本医療保険基金総収入は1,747億元で、支出は1,277億元で、前年比では収入で24%の増、支出で18%の増である。

（次頁に続く）

	保険制度区分	カバー範囲	基金収支
3	失業保険制度	①1997 年～2006 年の全国失業保険加入者数の年平均伸び率は 4%である。2006 年末現在、全国失業保険加入者数は 1 億 1,187 万人である。 ②1998 年～2006 年、合計 2,400 万人余の失業者が失業保険の適用を受け、再就職サービスを受けた。2006 年通年では全国の 598 万人が失業保険金の支給を受け、別途 86 万人が労働期間満了解雇または事前労働契約解除の農民契約労働者が一次生活補助金の支給を受けた。 ③制度規定に基づき、失業保険のカバー率は 78%である。	①1997 年～2006 年、失業保険基金収入の年平均伸び率は 27%である。 ②2006 年、全国失業保険基金総収入は 385 億元で、基金支出は 193 億元である。2006 年末の失業保険累計残高は 708 億元である。
4	労災保険制度	①1997 年～2006 年の全国労災保険加入者数の年平均伸び率は 13%である。2006 年末現在、全国労災保険加入者数は 1 億 268 万人(内、農村出稼ぎ労働者で労災保険加入者の数は 2,537 万人)である。 ②制度規定に基づき、労災保険のカバー率は 69%である。	①1997 年～2006 年、労災保険基金収入の年平均伸び率は 27%であり、支出の年平均伸び率は 34%である。 ②2006 年、全国労災保険基金総収入は 122 億元で、支出は 69 億元であり、各々前年比では、32%の増、44%の増である。
5	生育保険制度	①1997 年～2006 年の生育保険加入者数の年平均伸び率は 11%である。2006 年末現在、生育保険加入者数は 6,459 万人である。 ②制度規定に基づき、労災保険のカバー率は 52%である。	①1997 年～2006 年、生育保険基金収入の年平均伸び率は 27%であり、支出の年平均伸び率は 25%である。 ②2006 年、全国生育保険基金総収入は 62 億元で、支出は 37 億元である。

注：2007 年 11 月 29 日、労働・社会保障部が発表した『中国社会保険の基本状況』の内容を整理した。

3)労働・社会保障事業の発展目標

労働・社会保障部が発表した『労働・社会保障事業発展<十一五>計画綱領』に基づき、2006 年～2010 年の中国政府が展開する労働・社会保障事業発展目標の主要内容は以下の 6 項目である。

①就業の持続的成長

A. 就業政策を積極的に実施して、職場を増やし、就業構造を改善して、就業の質を向上させる。

B. 重点的にレイオフ失業人員の再就職問題を解決すると同時に都市部の新規増加労働力の就業及び農村部余剰労働力の転入就業作業を確実に実施して、都市部・農村部の統一された労働力市場と公平競争の就業制度を徐々に確立する。
C. 失業調整管理を強化して、就業動向の安定を維持する。
D. 2006 年～2010 年の期間、全国都市部の就業者数の 4,500 万人新規増加を実現させ、都市部登記失業率 5%以内に管理し、農業労働力 4,500 万人を移転させる。

②労働者資質の弛まぬ引き上げ
A. 市場を向いた、秩序ある運営、高効率管理、都市部をカバーする職業訓練及び技能人材評価制度と政策体系を構築して、各種労働者の研修養成を更に強化して、基本的に規模の大きな、専門が揃った、階層水準が合理的な技能労働者部隊を確立する。
B. 2010 年末迄に、中国技能型労働者数を 1.1 億人に到達させ、この中で、技師及び高級技師の占める比率を技能型労働者数の 5%、高級工程師の占める比率を 20%にする。

③社会保障体系の整備
A. 健全な社会保障制度と管理サービス体系を確立して資金源の多角化、保障方式の多重化、管理サービスの社会化を実現する。社会保障カバー範囲を更に拡大して、基本的に都市部各種就業者に平などの社会保障を適用する。
B. 農村社会保障制度を健全化する。
C. 2010 年末迄に、都市部基本養老保険、基本医療保険、失業保険、労災保険及び生育保険の加入者数を前から順に 2.23 億人、3 億人、1.2 億人、1.4 億人、8,000 万人以上に引き上げ、農村社会養老保険及び企業年金加入者数を徐々に増加させる。

④労働関係の調和安定基本維持
A. 労働関係調整システムを更に整備して、労働関係調整の法制化を徐々に実現する。
B. 労働契約制度を普遍的に実施して、労働関係調整の三者体制を徐々に健全化して、労働争議処理体制改革に顕著な進展を得る。
C. 企業賃金収入分配秩序を規範化して、従業員の賃金水準を安定して引き上げる。

⑤社会保障法制の健全化
A. 健全な労働保障法制体系の構築を加速化させて、労働保障の法に則る行政的制度を更に整備して、基本的に都市部・農村部をカバーする労働保障監察法執行ネットワークを形成する。
B. 法制教育作業の強化を通じて、広大な労働者及び雇用企業の権利維持意識と順法意識を顕著に増強させる。

(6)その他投資関連環境

1)環境保護分野

中国は改革開放初期において大量の外資導入に成功して、中国の経済建設に大きく貢献した。但し、初期に誘致した外資はエネルギー、原材料採掘などの分野への大量投資であり、一部の高エネルギー消費、高汚染プロジェクトは中国の資源及び環境に深刻な負担を強いた。この状況に対応して、中国政府は1992年に公布した『外商投資建設プロジェクトの環境保護管理強化に関する通達』により外商投資の環境保護管理を規範化した事を除き、ここ数年、主として「高エネルギー消費、高汚染、資源性」の外商投資プロジェクトの規制を通じて、徐々に外国企業の省エネ環境保護分野への投資へ転換する事を指導している。これ迄に紹介した『外商投資産業指導目録(2007年改訂)』の見直しもこれに対応した見直しであり、外国企業の「高エネルギー消費、高汚染、資源性」のプロジェクト投資は、従来の『旧目録』では奨励類であったのが制限類または禁止類に区分されて、外国企業の中国環境破壊及びエネルギー消費分野への投資減少に導いている。

また、『外資利用<十一五>計画』において、中国政府は2006年～2010年における外資利用時の資源節約及び環境保護の強化を要求しているが、具体的には以下の表2-26の通りである。

表2-26：2006年～2010年、中国の外商投資分野の
資源節約及び環境保護に関する対策の指導方向

	指導方向の内容
1	外商投資プロジェクトのエネルギー消費、水消費、占用土地などの進出認可基準を整備制定して、法に則り、外商投資企業を含む各種企業に対して高エネルギー消費、高給水消費の落後したプロセス、技術及び設備の強制淘汰制度を実行する。
2	外商投資企業を含む各種企業に対して環境保護監督管理を強化し、法執行力を強化して、クリーン生産審査認可、環境標識及び環境認証制度を実行する。
3	外国企業の環境保護分野への投資を奨励する総合的政策を研究制定して、汚染処理市場化進捗を加速化させる。
4	規範的な鉱産物資源探査開発の外国企業投資参入認可政策を研究制定して、外国企業の鉱産物資源探査開発の参入認可条件を厳格に管理する。
5	給水節約、省エネ、材料節約、資源綜合利用強化プロジェクト及び先進的技術移転への外国企業投資を奨励する関連政策を制定して整備する。

注：国家発展・改革委員会が2006年11月に発表した『外資利用<十一五>計画』の中の関連内容を整理した。

上記政策の指導の下、中国社会の環境保護意識は常に強化され、現在、中国の一部地区では既に自発的に環境保護の監督水準を設置して、「高エネルギー消費、高汚染、資源性」の外商投資プロジェクトを規制し、地元の環境保護の品質を向上させている。天津開発区を例とした場合、2007年より外資導入時に「低エネルギー消費、低汚染」の新基準の実行を開始したが、この新基準は天津開発区の外資導入の競争力優勢を失わせる事はなく、これに反して、2007年上半期の新規認可投資プロジェクトの中では、科学研究及び新型サービス業のプロジェクトの増加率が15%以上であって、地元の外資利用の品質は引き上げられた。また、一部の経済発達地区、例えば、江蘇省無錫工業区、江蘇省昆山工業区、上海市松江工業区などでも類似の環境保護管理水準が設置されて、「汚染を規制し、投資品質を引き上げる」事を基準として、一部の「高エネルギー消費、高汚染」プロジェクトは確実に拒否されている。

政策的動向から見れば、今後は従来の地域的投資優遇政策が徐々に産業優遇政策へと切り替えられて、一部の技術水準の低い、汚染が基準をオーバーする外資企業は徐々に中国市場からの退出を余儀なくされる。中国は常に先進国の環境保護の経験を参照して、徐々に『外資利用<十一五>計画』の中の環境保護対策を実現し、指導的に外資を誘致して、投資の環境に対する危害を減少させる。同時に中国は持続的に生態環境を整備して、良質の外資を導入するための更に良好な投資環境を創造して、中国経済のグリーンで環境保護を背景とした健全な持続的発展を目指している。

2)知的所有権保護分野

現在、国際社会の企業間競争のポイントは核心技術の競争にあり、企業の価値は往々にしてその自主知的所有権の研究開発と保有に実現され、一つの国の知的所有権保護の状況が企業の対外投資選択時において、特に技術移転及びハイテク技術産業投資においては、必ず検討すべき要因の一つとなっている。以下、中国の知的所有権保護の現状と発展計画について紹介する。

①知的所有権保護の現状

ここ数年、中国は知的所有権国際保護規則の遵守を堅持して、中国の国情に照らして相応の知的所有権保護水準を決定し、知的所有権創造者、利用者と社会大衆との間の利益関係の均衡に努力して、知的所有権保護の立法、法執行、知的所有権意識及び国際合作分野において一定の進展を見ているが、具体的には以下の通りである。

A. 立法体系

1980年代以降、中国は、『中華人民共和国特許法』、『中華人民共和国商標法』、『中華人民共和国著作権法』及び『コンピュータソフトウエア保護条例』、『著作権集団管理条例』、『音響映像製品管理条例』、『植物新品種保護条例』、『知的所有権税関保護条例』、『特殊標示管理条例』などを知的所有権保護内容をカバーする法規を続々と公布実施して、関連の実施細則及び司法解釈を発表し、中国知的所有権保護の法規体系は常に改善整備されてい

る。外商投資企業の知的所有権に対する効果的法律保護を実施する為、2001年、中国は世界貿易機関(WTO)加盟後、知的所有権保護の関連法規及び司法解釈に対して全面的改訂を実施して、立法精神、権利内容、保護基準、法律救済手段などの分野において、基本的には世界貿易機関(WTO)の『貿易関連知的所有権協議』などの知的所有権保護の国際規則との基本的一致を実現した。

B. 法執行メカニズム

現在、中国は「行政保護」及び「司法保護」の2つのルートによる知的所有権保護モデルを実現している。中国では、多くの部門が共同で参加して知的所有権保護の職能を発揮しているが、主として国家知識産権局、国家工商行政管理総局、新聞出版総署、国家版権局、文化部、農業部、国家林業局、公安部、税関総署、最高人民法院、最高人民検察院などであり、関連する職能部門が非常に多いので、ある程度において職能上の交錯と管理上の混乱が生じた。

よって、2004年、中国は「国家知的所有権保護作業組」を成立させて、全国の知的所有権保護作業の統一と見直しを専門に担当させている。これにより、国家知的所有権保護作業組弁公室は、中国商務部の下に正式に成立して、行政執行機関及び公安機関並びに人民検察院の知的所有権保護分野の作業連絡が強化され、「行政法施行」と「刑事法執行」が相互組み合わされた作業メカニズムが実現して、共同で知的所有権審判の違法犯罪活動を取り締まり、犯罪嫌疑案件を直ちに刑事司法手順に入れる事を効果的に保証した。ここ数年、司法機関は法に照らして一群の知的所有権侵犯刑事案件を審理して、一部の知的所有権民事案件においては、被侵犯者の経済的損失も直ちに賠償を得る事が可能となった。

C. 知的所有権意識

中国政府は知的所有権の宣伝普及作業を非常に重視している。2004年より、中国は毎年4月20日～4月26日の期間、「知的所有権保護宣伝ウィーク」として、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなどの各種媒体を利用して、シンポジウムの開催、知識クイズ及び公益広告などの多くの形式で知的所有権保護の宣伝教育活動を展開して、「労働尊重、知識尊重、人材尊重、創造尊重」の良好な社会のムードの形成に努め、広く市民の知的所有権意識を向上させる事に努力している。

D. 国際交流

中国は積極的に国際知的所有権保護の主要公約及び条約に加盟した。1980年に『世界知的所有権機関』に加盟後、中国は相次いで『工業所有権保護パリ公約』、『特許合作条約』、『国際承認微生物品種保存特許手順に関するブタペスト条約』、『工業品外観設計国際分類ロジェロ協定』、『商標国際登録マドリード協定』、『商標登録用商品とサービスに関する国際分類ニース協定』、『商標国際登録マドリード協定関連議定書』、『貿易関連知的所有権協議』、『国際植物新品種保護公約』、『文学及び芸術作品保護ボルニー公約』、『世界版権公約』及び『録音製品製造者保護その録音製品未許可複製防止公約』など10余りの国際公約、

条約、協定または議定書に署名加盟して、これら公約及び協定の内容に基づき、自社が負うべき知的所有権保護に関する国際義務を厳格に履行している。

また、中国は積極的に国際合作及び交流を実施して、知的所有権保護の国際規則の整備に力を入れている。2003 年より、中国と米国は毎年 1 回、知的所有権円卓会議を開催して、知的所有権問題に関する広範な共通認識に形成している。2004 年、中国・欧州の第 1 回知的所有権対話が北京市にて開催され、知的所有権合作事項に関して初歩的意向が合意された。

②外商投資企業の知的所有権保護

2003 年 9 月より、中国は知的所有権保護分野において外商投資企業と定期的に意思疎通調整する体制を確立して、定期的に各四半期に 1 回会議を開催する事とし、現在、既に 16 回の会議が開催されている。意思疎通調整会議において、中国知的所有権保護主管部門及び外商投資企業は相互に意見を交換して、外商投資企業の偽物劣悪商品取締り状況を聴取して、知的所有権を保護して、外国企業の投資環境を改善し、開放された秩序ある市場などの統一保護分野に関する意見と提案を交換している。

ここ数年、中国政府は意思疎通調整システムの支援の下、偽物劣悪商品の取り締まりを強化して知的所有権保護に力を入れて、世界貿易機関(WTO)規則に一致しない法規を徐々に整理している。特に食品、薬品などの分野での処理効果は顕著である。関連責任者によれば、中国政府は今後徹底的に市場経済秩序を整頓し規範化して、知的所有権保護作業を展開する事で、外国企業の投資環境を改善するとしている。但し、同時に中国政府は一部の規制的政策を発表して、ここ数年、出現し始めた多国籍企業の知的所有権乱用現象を防止する事を明確にしているが、これも中国の知的所有権制度の中の重要な一部分の規範化に通じるものである。

③知的所有権保護の動向

ここ数年、中国の知的所有権保護は一定の進展を見たが、現在、中国の一部地区及び業界では知的所有権侵害行為が依然として存在し、中国国民及び一部地方政府の知的所有権保護意識は更に向上する事が待たれている。同時に経済のグローバル化と世界の科学技術水準の弛まぬ発展によって、中国の知的所有権保護分野は新らな挑戦に直面している。

中国の外資利用の質を更に引き上げる為、中国は知的所有権保護の立法、法執行面での強化が必須である。これについては、『外資利用<十一五>計画』及び業界専門家の意見を整理する事で、中国政府の今後の知的所有権保護分野における計画について以下の表 2-27 の通り纏めた。

表 2-27：中国知的所有権保護分野の計画

分野	具体的計画
全体	①知的所有権保護の立法及び法執行を強化して、権利侵害行為を厳格に取り締まり、中外知的所有権保有者の合法的権益を確実に保障する。 ②社会信用基礎システムの建設を強化して、信用失墜懲戒制度を健全化し、誠実信用社会を確立する。
立法分野	①国家は相応の知的所有権法律の制定または改訂を行う場合、多くの企業に意見を求め、特に外商投資企業には彼らの実際の操作において経常的に遭遇する知的所有権問題について聴き取りを行い、共に協議解決の道を探り、中国の立法の透明度を向上させる。 ②知的所有権権利侵害賠償金額面では基準を引き上げて、懲罰を強化する。 ③『中華人民共和国特許法』を改訂して、特許申請及び審査における長期間の不合理的要因を撤廃する。バイオ技術、動植物新品種の関連部門を『特許法』の保護範疇に入れて、特許の保護範囲を広くする。 ④技術水準の比較的高いコンピュータソフトウエアの特許保護の可能性を検討して、商標権利侵害のネットワーク環境での新しい権利侵害行為方式を明確にする。 ⑤版権制度の中で、デジタル化技術の要求に対応して作品の概念を再定義し、ネットワーク上の著作権問題に対して、作品の使用、報酬などの具体的規定を作成する。
法執行分野	①宣伝に力を入れて、企業及び大衆の知的所有権保護意識を引き上げて、地方政府に知的所有権保護は外資導入及び経済的発展の支援となる事を認識させ、法執行過程における地方保護手記を打破する。 ②異なる法執行部門との意思疎通を強化して、行政、刑事、民事の 3 つの体制の相互協調を実施して、知的所有権の司法及び行政法執行人員の教育と研修を強化して、専門部隊の構築を強化し関連人員の専門的資質を向上させる。 ③外商投資企業に対する権利侵害行為の取締りを強化して、定例検査を強化するだけでなく、経常的に突撃検査を実施して、罰金を加重し、権利侵害行為が成り立たない様にする。

注：国家発展・改革委員会が 2006 年 11 月に発表した『外資利用<十一五>計画』の中の関連内容及び業界専門家の意見を整理した。

3)不当競争分野

中国市場経済の発展と対外開放が進展するに伴い、各種の不当競争行為及び独占行為が不可避的に出現しており、公平な市場競争に影響を及ぼしている。中国政府は早くも 1993 年には『反不当競争法』を公布して、この問題の規制を意図し、市場競争秩序を維持する事で、一定の成果を見た。但し、公布されてから時間が経過しているため、この法律では完全に現在の市場需要に対応する事が出来ない。以下主として中国の最近の反不当競争法制分野における一部の進展を紹介して、2008 年 8 月 1 日に実施される『独占禁止法』の内容にも触れる。

①反不当競争分野の法制の現状

中国の現行の『反不当競争法』は 1993 年 9 月 2 日に第 8 期全国人民代表大会常務委員会第 3 回会議にて通過し、同年 12 月 1 日より実施されている。『反不当競争法』の立法目的は、正当競争の保護を奨励し、不当競争を制止する為であって、経営者と消費者の合法的権益を保護する為に制定されたものであり、その立法原則は自主、公平、平など、誠実信用、商業道徳遵守、競争権利の乱用禁止などである。

現在に至り、『反不当競争法』は実施されて既に 14 年近くになり、この期間、一部の法律規制範囲外の新型の不当競争行為が常に出現している。これに対して、国家工商行政管理総局は一部の行為に対応した細則的な規定を発表しているが、全面的な法律改定は実施しておらず、現在、『反不当競争法』は既に近代的市場発展需要に対応しておらず、効果的に中国市場の競争秩序を維持し整備する事も出来ず、無秩序な市場は中国の投資環境を損ねるだけである。

この状況に対応するため、2006 年 12 月、国家工商行政管理総局は『反不当競争法』(改訂草案)を発表して、早急に整備改善した後、国務院に報告して、出来るだけ早く『反不当競争法』(改訂草案)を全国人民代表大会常務委員会に提出して審議するとした。但し、改訂された『反不当競争法』の正式公布時期については、その決定にもう少し待たなければならない。

②独占禁止分野の法制の現状

『反不当競争法』の改訂以外に、反独占法規の制定と公布も中国不当競争法制改善の重要な対策である。早くも 1986 年には『独占禁止法』の立法は中国政府の議事日程に入り、1993 年に公布された『反不当競争法』の中で一部独占禁止の内容に触れられて、『反不当競争法』に規定されている 11 種類の反不当競争の違法行為の中の 5 種類は独占行為に属し、具体的には、公益企業の競争規制行為、行政独占行為、低コスト不当廉売行為、抱き合わせ販売行為、結託入札行為である。

また、『中華人民共和国価格法』、『中華人民共和国入札応札法』、『中華人民共和国証券法』、『中華人民共和国商業銀行法』及び『中華人民共和国保険法』などの法律は、各々「相互結託、市場価格操作行為」、「低コスト不当廉売」、「価格蔑視」、「証券業業界操作、悪意排斥」、「入札者の応札者に対する潜在的蔑視待遇及びその他応札者の競争規制」など独占的行為に対して相応の規定を作成した。また、『中華人民共和国電信条例』、『価格違法行為行政処罰規定』の中でも一部独占禁止条項が規定されている。

中国の世界貿易機関(WTO)加盟後、急ピッチで一つの公平な市場競争環境と効果的な違法競争行為規制法制体系が構築されているが、前述のこれらの法規において、中国市場の独占禁止行為を規制する事は無になどしく、独占禁止行為の法執行需要を満足させる事は出来ない。また、ここ数年、外商投資分野においても一部の独占禁止行為が出現しており、現在、多国籍企業の独占行為監督管理においては「寄る辺となるべき法律が無い」、「法は有るが根拠となりにくい」と言う局面が存在する。国家工商行政管理総局の調査に基づき、現在、中国において一部の多国籍企業が市場優位の地位を乱用して自由競争を阻害している

が、多国籍企業の中国市場での振舞いはその資金、技術、管理水準、販促などの面での優勢を利用しての独占である。また、グローバル産業構造の移転に伴って、中国国内での外資による買収シェアが日増しに拡大しているが､多国籍企業の中国の一部重点産業(例えば、エネルギー生産、機械製造、食品消費製品生産、商業、金融サービス業など)への重点企業に対する買収も独占問題を引き起こしている。

上記の様々な問題は全て『独占禁止法』の公布により解決が待たれる問題である。2007年8月30日､第10期全国人民代表大会常務委員会第29回会議において正式に審議通過した『独占禁止法』は、2008年8月1日より実施される。

『独占禁止法』では、市場の支配的地位にある経営者は市場の支配的地位を乱用してはならず、競争ほ排斥、規制してはならない、と規定している。その内容は、総則、独占協議、市場支配的地域の乱用、経営者の集中、行政権力乱用排除、競争規制、独占の嫌疑のある行為の調査､法律責任及び附則である｡その主要内容を以下の表2-28の通り整理した。

表2-28:『独占禁止法』の主要内容

規定	主要内容
3種類の独占行為	①経営者の独占協議合意。独占協議とは、競争排斥、規制の協議、決定またはその他共同行為を指す。 ②経営者の市場支配的地位の乱用。市場支配的地位とは、経営者が関連市場において商品価格、数量またはその他取引条件を管理出来る事、またはその他経営者の関連市場参入能力を阻害、影響する市場的地位を保有している事。 ③競争排斥、規制する効果を持つかまたは持つ可能性のある経営者の集中。経営者の集中とは以下の3種類の状況を指す。経営者の合併。経営者の出資権または資産取得方式にてその他経営者の支配権を取得する事。経営者が契約などの方式を通じてその他経営者の支配権を取得するかまたはその他経営者の決定実施に影響を与える事。
国有企業の独占禁止規定	①国有経済が支配的地位を持つ国民経済の命脈及び国家安全に関連する業界及び法に照らして専門経営専売を実施する業界について、国はその経営者の合法的経営活動を保護し、経営者の経営行為及びその商品並びにサービスの価格は法に照らして監督管理及び調整規制され、消費者の利益を保護し、技術進歩を促進する。 ②上記条項にて規定されている業界の経営者は法に照らした経営者であり、誠実信用を守り、厳格に自律して、社会公衆の監督を受け、その他支配的地位または専門経営専売の地位を利用して消費者の利益を損なってはならない。

(次頁に続く)

規定	主要内容
外資企業の独占禁止規定	外資が国内企業を買収合併またはその他方式にて経営者集中に参入する場合であって、国家安全に関わる場合、本法の規定に照らして経営集中審査を実施する以外に、国家関連規定に基づき国家安全審査を実施しなければならない。
主管部門	国務院独占禁止委員会は独占禁止業務を組織担当し、調整して指導するが、以下の 5 つの職能を履行する。競争関連政策を研究し制定する。調査を組織し、市場評価全体競争状況を把握して、評価報告書を発表する。独占禁止指南を制定して配布する。独占禁止行政法執行作業を見直すなど。
独占禁止が免除される条件	経営者は協議合意が以下の状況の一つに該当すると証明出来る場合、『独占禁止法』の関連禁止条項は適用されない。 ①技術改善、新製品研究開発の為の場合。 ②製品の品質を向上させ、コストを削減し、効率を増強させる為、製品規格、基準の統一または専業化作業分化を実施する場合。 ③中小企業経営者の経営効率を向上させ、中小企業経営者の競争力を増強させる場合。 ④省エネ、環境保護、災害救助救命など社会公共利益を実現する為の場合。 ⑤不景気の為、販売量の深刻な下落を阻止するかまたは顕著な過剰を阻止する為の場合。 ⑥対外貿易及び対外経済合作の正当な利益を保障する場合、法律及び国務院が規定するその他状況の場合。

注：『独占禁止法』の正文を整理した。

『独占禁止法』の外商投資企業に対する影響度から見れば、『独占禁止法』の実施は効果的に独占行為を抑制し、自然独占及び政府支援による行政的独占を取り締まり規制して、企業間の差別待遇を解消し、公正、自由、平などの基礎に則った市場競争を実現し、不当競争行為の法律体系が整備される事となる。『独占禁止法』の外資に対する買収合併行為の規範化は外資の買収合併行為に対する一種の保護であり、その公布は正常な外資の買収合併による中国の外資利用に大きな影響を与えるものではない。これに反して、「法律の保障のある成熟化市場環境」は、海外投資家が最も望む投資条件の一つである。『独占禁止法』の正式実施に伴い、今後『反不当競争法』の改訂が正式に公布されれば、中国の市場環境は更に規範化され、投資環境は更に整備されて、外資の中国経済発展前途に対する信用度も投資意向も更に高まるであろう。

２．中国における外資造船関連企業を巡る事業環境動向及び経営リスク分析

(1)中国における外資造船関連企業を巡る事業環境動向分析

中国の現在のマクロ経済環境及び外国企業投資政策の指導方向の変化は一致しているので、最近、中国政府は外国企業の造船関連業界への投資に対して一部の政策上の具体的見直しを実施しているが、主として、『外商投資産業指導目録』及び輸出税還付目録の見直しなどに実現されている。また、『船舶工業中長期発展計画』で指摘した中国造船産業投資管理政策を継続して、新規建設造船関連プロジェクトの中国側・外国側双方の出資比率を制限した事を除き、2007 年 8 月の国防科学工業委員会は引き続き『船舶関連産業発展〈十一五〉計画綱領』及び『船舶科学技術発展〈十一五〉計画綱領』を公布して、船舶関連産業及び船舶科学技術分野に対する更に踏み込んだ要求を明確にした。各政策の調整方向から見れば、現在及び今後の一定期間、中国政府は「内資・外資優遇政策を徐々に統一する」と言う原則に基づき、外国企業の「ハイテク技術、高付加価値」船舶及びその舶用工業製品への投資を奨励し、同時に外国企業の「低付加価値船舶」及び「高エネルギー消費、高汚染、資源性」製品に対する投資を規制する。

ここではこれらの政策の見直し及び計画の内容に基づき、中国における外資造船関連業界のマクロ環境動向について分析を行うが、その主要内容は、1)投資政策、2)税制政策、3)人材供給、4)技術開発の現状と動向の 4 つの分野についてである。

1)投資政策動向分析

①中国における船舶産業投資管理政策

2006 年 9 月、国防科学工業員会及び国家発展・改革委員会が共同で公布した『船舶産業中長期計画』において、中国造船産業の投資管理政策が規定され、外資の中国造船関連分野への参入に関する内容にも触れている。

投資管理政策では、新規設立される船舶(船体ブロックを含む)及び舶用低速・中速ディーゼルエンジン及びクランクシャフトの中外合弁生産企業については、中国側の出資比率は 51%以上とし、合弁企業は技術センターを設立して、外国側が譲渡する技術を消化吸収しなければならないと規定している。また、外国企業が投資設立する製品開発研究機関及び舶用設備生産企業などは当該出資比率の規制を受けないとし、海外企業、中国国内外商独資企業、外資持株支配合弁企業の中国国内造船企業及び舶用低速・中速ディーゼルエンジン生産企業の買収再編は、合弁企業新規設立と見なすが奨励すると規定している。

外商投資企業にとって、この政策では新規設立される船舶及び舶用機器の中外合弁企業では中国側・外国側出資比率に制限が要求されるが、同時に外資企業の中国国内造船所及び舶用低速・中速ディーゼルエンジン生産企業の買収再編は奨励されている。当該政策の目的は、中国被買収企業の株式及びその販売市場を買収する外国企業がもたらす技術に変換する事で外資を導入する事であり、中国造船関連企業の外国側先進的技術及び管理経験の吸収を奨励するものである。

②造船産業への外国企業投資に関する政策動向

中国の造船産業は中国国民経済の 116 産業分野の中の 97 の部門に関連し、現在の中国造船産業の国産品の品種、品質及び性能は中国造船産業規模の拡大、高い技術水準、高付加価値船舶成長の需要を満たす事は出来ないが、その市場潜在力は依然として充分に大きい。

中国造船産業への外国企業投資に関する政策動向については、主として中国造船産業の主管部門である国防科学工業委員会及び外国企業投資の主管部門である中国商務部の 2 つの分野の情報を収集した。この中で、国防科学工業委員会の副司長であり、中国船舶業界管理弁公室の主任である張相木氏によれば、2010 年の中国の造船関連市場の規模は 420 億元を超えて、外資企業が中国造船産業の発展を支える重要な力となるので、中国は造船産業への外資導入を積極的に行って、新規合弁企業設立に対して様々な優遇を適用すると同時に条件のある地区での船舶関連産業園区の建設を加速させて、舶用工業生産基地の建設を奨励している。また、中国は外国企業の合併及び買収方式による国有企業の改造を奨励しているので、外国企業は一部分野においては、持株支配または独資企業の設立が出来る。当該政策方向は、2007 年 8 月の国防科学工業委員会が発表した『船舶関連産業発展〈十一五〉計画綱領』の中で正式に発表されている。

外国企業の投資を主管する中国商務部騫芳莉副司長も 2006 年 9 月に開催された『外商投資船舶設備シンポジウム』の席上で、今後 10 年間の中国造船及びその関連産業を発展させる為、造船産業での外資導入分野において中国商務部は以下の 3 点に力を入れると説明した。

A. 中国造船産業における外資産業政策を更に明確にする

中国造船産業の優勢はオイルタンカー、コンテナ船及びバラ積み船の三大主力船型にあり、LNG 船、豪華客船、海洋工事用船舶などの技術水準の高い、高付加価値船型及びディーゼルエンジンクランクシャフト、無線通信、航法装置など舶用機器分野では劣勢である。よって、『外商投資産業指導目録』を更に改訂して、海外投資家に対して合弁・合作方式を通じてこれらの技術水準の高い、高付加価値船や舶用機器分野への投資を指導して、国内造船産業の生産能力向上と外国企業投資の技術導入効果を発揮させる。この考え方は既に 2007 年 10 月 31 日に発表された『外商投資産業指導目録(2007 年改訂)』の中で見直しされている。

B. 舶用工業園区の建設奨励と推進

中国舶用工業園区建設は始まったばかりであり、発展の勢いを形成しつつある。専門の園区建設は産業集積効果が期待出来、舶用機器製造企業間の生産協力を促し、関連産業サプライチェーンを形成し、産業グループ発展の核を構築出来るので、これらの園区の設立、発展を積極的に推進して、国家級経済技術開発区との連合発展を奨励して、現有の優遇政策を充分に利用する。

C. 積極的にシンポジウム、商談、交流などの投資促進活動を展開する

外国企業の舶用機器分野への投資を中国商務部の投資促進作業の業界重点として、シリーズ化された専門の投資促進活動を組織して、外国舶用機器製造企業の中国への移転集積を推進する。

国防科学工業委員会及び商務部の関連責任者の説明から、中国政府は中国舶用工業の発展を非常に重視しており、今後の外国企業の舶用工業に対する投資への方向もこの奨励策に基づくものである。以下『船舶関連産業発展〈十一五〉計画綱領』及び『外商投資産業指導目録(2007 年改訂)』の具体的内容について紹介する。

③『船舶関連産業発展〈十一五〉計画綱領』について

2007 年 8 月 29 日、国防科学工業委員会は『船舶関連産業発展〈十一五〉計画綱領』を発表して、2006 年～2010 年における中国船舶関連産業の発展に関する指導方針、発展原則、発展目標及び政策措置などを明確にした。その主な内容は以下の表 2-29 の通りである。

表 2-29：『船舶関連産業発展〈十一五〉計画綱領』の主要内容紹介

項目	内容
指導方針	『十一五』期間、舶用工業は発展の最善の機会を捉えて確実に利用して、主流船型の国産舶用機器装備率を引き上げて、重要舶用機器の供給能力及び技術水準の向上を推進し、一群の有力製品や有力企業を育成して、初歩的に産業自主発展能力を確立し、基本的に造船業と協調発展が可能で良好な局面を構築する。
発展原則	①国内海外の 2 つの市場、二種類の資源に立脚して、市場及び資源の各々の役割を発揮させ、二大造船集団及び基幹企業の発展を支援し、様々な形式による外資及び民営資本の造船産業分野への進出を積極的に奨励して、国有企業、民営企業、合弁企業、外資企業が共同で舶用工業を発展させる局面を確立する。 ②三大主流船型に基づき、価値の高い、市場規模の大きい、良好なメインエンジン、補助装置などの重要舶用機器を確実に製造して、速く生産規模及び技術水準を引き上げる。基幹企業の技術改造を強化し、一部の舶用機器生産基地の建設を強化して、重点企業の中で国際競争力を持つ一群の有力企業を育成する。 ③技術導入及び自主研究開発を進める。国際技術の発展動向を追求して、国内関連産業の発展の水準に基づき、技術導入、中外連合設計、自主研究開発などの多種類の方式をとる事で、舶用機器の研究開発、設計、製造水準を向上させて、核心技術を徐々に掌握して、品種規格を増やして、ブランドを作り出す。

（次頁に続く）

項目	内容
発展目標	①2010 年では、有力製品生産能力を大幅に引き上げて、基本的に重点製品の重要製造技術を掌握して、自主研究開発力をある程度確立して、初歩的な効果的発展的舶用機器供給システムを確立する。 ②産業規模を急拡大させる。国産舶用機器の船舶平均装備率 60%以上を達成して、舶用機器年間売上高 500 億元を実現する。一群の国際競争力を持つ舶用機器製造専門企業を育成する。 ③国産舶用機器生産能力を顕著に拡大する。国産の低速・中速ディーゼルエンジン及びその重要部品、甲板機器、エンジンルーム用機械の国内需要を基本的に満たし、中国を世界舶用ディーゼルエンジン及び甲板機器の主要生産国にする。船舶通信設備、航法設備、自動化システムの一部製品の船舶装備を実現する。内陸航行船舶関連舶用機器は 100%国産品供給を目指す。 ④自主開発能力の顕著な増強。有力製品技術水準と国際先進的技術水準の同歩調の進展を目指し、自主設計開発能力を確立する。船舶総合ブリッジシステム、荷役自動化システムなどの舶用機器の国産化研究製造の技術問題解決を実現する。中速ディーゼルエンジンなどの一群の自主ブランドを確立する。 ⑤船舶中間製品と海洋工事関連舶用機器を進展させる。船舶中間製品は基本的に三大造船基地基幹造船所の完成船舶建造需要を満たし、海洋プラットフォームクレーンなどの一部海洋工事関連舶用機器では比較的高い生産能力を形成する。
政策措置	①関連企業を再編して、国際競争力を持った専門企業を育成する。 ②造船関連企業の進出誘致、海外進出を積極的に奨励する。 ③企業の積極的技術導入を奨励する。

注：2007 年 8 月 20 日の国防科学工業委員会が発表した『船舶関連産業発展〈十一五〉計画綱領』の内容を整理した。

『船舶関連産業発展〈十一五〉計画綱領』の中で今後の中国における外資造船関連企業に関係する政策内容は、次の 2 点である。

A. 外資及び民間資本の参入を積極的に指導し誘致して、国有企業、民営企業、合弁企業、外資企業が共同で造船産業を発展させる局面を作り出す。

B. 低速・中速ディーゼルエンジン及びクランクシャフトでは中国側出資比率 51%が以上である事を除き、海外舶用機器の有名製造企業と国内設備企業の合弁生産、共同生産、共同開発を行う事を奨励し、外国企業の合併、買収による国有企業再編も許可し、外国企業が持株支配(出資比率 51%以上)や独資による舶用機器製造企業を設立する事を奨励する。

④『外商投資産業指導目録(2007 年改訂)』について

中国は今後更に『外商投資産業指導目録』を更に見直して、外国投資家が合弁合作により技術水準の高い、高付加価値船及び舶用機器分野に投資する事を奨励する。2007 年 10 月、『外商投資産業指導目録(2007 年改訂)』が公布され、2007 年 12 月 1 日より実施されているが、この中でも造船関連分野での見直しが実施された。以下、『外商投資産業指導目録(2004 年改訂)』と『外商投資産業指導目録(2007 年改訂)』とを比較する。

表 2-30 :『外商投資産業指導目録』の二度の修正の中の造船産業内容の比較

類別	2004 年改訂版	2007 年改訂版
奨励類 (造船産業関連)	(十八)交通輸送設備製造業 14. 船舶低速ディーゼルエンジンのクランクシャフトの設計・製造 15. 特殊船、高性能船舶の修繕、設計・製造(相対持株中国側)① 16. 船舶中速・高速ディーゼルエンジン、補助装置、無線通信、航行誘導設備及び部品の設計・製造(相対持株中国側) 17. ガラス鋼漁船、ヨット製造	(十九) 19. ハイテク船舶や海洋工事設備の設計(合弁、合作に限る)② 20. 船舶(船体ブロックを含む)及び海洋工事設備の修繕、設計及び製造(合弁、合作に限る) 21. 舶用低、中、高速ディーゼルエンジンの設計(合弁、合作に限る) 22. 舶用ディーゼルエンジン部品の設計や製造(合弁、合作に限る) 23. 舶用低、中速ディーゼルエンジン及びクランクシャフトの設計や製造(持株中国側) 24. 船室機器、甲板機器の設計と製造(相対持株中国側) 25. 通信航法設備の設計や製造。通信設備、電子航法設備、舶用レーダー、自動操舵装置、船内放送設備などの設計と製造 26. 遠洋漁船、プレジャーボートの設計や製造(合弁、合作に限る)
許可類 (造船産業関連)	奨励類、制限類、禁止類に区分されない外商投資プロジェクトは許可類の外商投資プロジェクトとする。この中で製品の全量を直接輸出する許可類の外商投資プロジェクトは奨励類外商投資プロジェクトに区分する。	奨励類、制限類、禁止類に区分されない外商投資プロジェクトは許可類の外商投資プロジェクトとする。この中で製品の全量を直接輸出する許可類の外商投資プロジェクトは奨励類外商投資プロジェクトに区分する。

(次頁に続く)

類別	2004 年改訂版	2007 年改訂版
制限類 (造船産業関連)	無	(十四)交通輸送設備製造業 1. 一般船舶(船体ブロックを含む)の修繕、設計・製造(持株中国側)
禁止類 (造船産業関連)	無	無

注①：相対持株中国側とは、中国側出資者が外商投資プロジェクトにおける出資比率が何れの外国側出資者の出資比率よりも高い事を指す。

注②：合弁、合作に限るとは、中外合弁経営、中外合作経営のみに許可を与える事を指す。

注：上記表は『外商投資産業指導目録(2004 年改訂)』及び『外商投資産業指導目録(2007 年改訂)』の内容を整理した。

改訂後の見直し内容から見れば、中国政府は「外国投資者に合弁・合作方式を採用するように指導して、技術水準の高い、付加価値の高い船型及び舶用工業製品に投資させ、同時に低付加価値製品を制限する」と言う原則に基づき、奨励類及び制限類目録を見直した。

A. 奨励類目録関連

ハイテク技術、高付加価値舶用工業製品が追加されて、中国の外国企業の「ハイテク技術船舶及び海洋エンジニアリング装備」などの製品への投資の奨励が実現したが、投資は依然として合弁・合作に限られる。これ以外に元の「船舶低速ディーゼルエンジンクランクシャフトの設計・製造」のプロジェクトは投資比率の制限を撤廃して、持株中国側のみ必要と修正された。元の目録の中の船舶の「無線通信、航行誘導設備」は、「船舶通信航行誘導設備の設計・製造」に見直され、その内容に詳細化分類を行い、同時に持株中国側の制限を取り消した。

B. 制限類目録関連

初めて「一般船舶(船体ブロックを含む)の修繕、設計・製造」が制限類に入った事で、低付加価値船舶分野への参入の水準を引き上げて、この見直しを通じて、外国企業の中国造船関連産業、特に船舶に対する投資を分割して実行する行為に対し、一定の規制を設けた。

2)税制政策動向分析

中国造船産業の税の主な優遇政策は次のものがある。

表 2-31:中国造船産業の税の優遇政策

類別	優遇内容	関連文書
輸出入税類	中国国内企業が建造した高技術、高性能の大型船舶など 7 つの奨励投資プロジェクト(『産業構造調整指導目録(2005 年版)』に基づく分類)に対して、総投資額範囲内での自社用輸入設備は関税及び輸入増値税を免除する。	『産業構造調整促進暫定規定』(国発[2005]40 号)
	六類の船舶(商品税番号:8901、8902、8904、8905、8906、8907)の輸出還付税率は 17%。丙類船舶(商品税番号:8903、8908)の輸出還付税率は 13%。この内、船体ブロック及びその他非機動船舶(商品税番号:89069090)は 2007 年 7 月 1 日より適用されない。	『財政部、国家税務総局の輸出貨物税還付調整に関する通達』(財税[2003]222 号)、『財政部、国家税務総局の一部商品輸出税還付率下方修正に関する通達』(財税[2007]90 号)
増値税類	中国東北地区(黒龍江省、吉林省、遼寧省及び大連市)の船舶製造企業に対して増値税控除の優遇を適用し、以下のプロジェクトで仕入増値税額は規定に基づき控除出来る。 ①購入(贈与、現物出資を含む、以下同様)した固定資産。 ②自社製(拡張建設、据付を含む、以下同様)固定資産に使用する為に購入した貨物または納税役務 ③ファイナンシャルリース方式にて取得した固定資産で、賃貸者が『国家税務総局のファイナンシャルリース業務の流転税徴税に関する通達』(国税函[2000]514 号)の規定に基づき増値税を納税している場合 ④固定資産の為に支払った全輸送費用	『財政部、国家税務総局の<東北地区増値税控除範囲拡大の若干の問題の規定>印刷公布の通達』(財税[2004]156 号)
所得税類	中国東北地区船舶産業企業は、減価償却年数を短縮できる事が適用され、企業の固定資産(建物、建築物を除き)は現行規定の固定資産償却年数を基礎として、40%以下の比率で減価償却年数を短縮する事が出来る。	『財政部、税務総局の東北老工業基地企業所得税優遇政策確実振興の通達』(財税[2004]153 号)

注:関連政策文書の内容を整理した。

2007 年以降、中国の外資造船関連企業に対する税制政策では、主として以下の二大変化が発生している。

A. 中国国内の全ての外資企業は『企業所得税法』の規定に照らして、2008 年 1 月 1 日より企業所得税納税税率は 25%に統一され、同時に『企業所得税法』のその他関連規定を遵

守して、中国外資造船業・舶用工業企業も厳格にこの統一税率規定を遵守しなければならない。

B. 財政部、国家税務総局は 2007 年 6 月 18 日、『財政部、国家税務総局の一部商品輸出税還付率下方修正に関する通達』(財税[2007]90 号)を公布した。当該通達にて見直されたのは 40 余の大類、数千個の税則番号に関わる商品であり、その見直しの幅は非常に大きい。この中で、造船産業分野の見直しは主として「船体ブロック及び非機動船舶」は従来の 11%～17%の輸出税還付が完全に撤廃された。「舶用錨鎖及び海洋プラットフォームの係留用鎖」の輸出税還付率が 13%から 5%に引き下げられた。大効率が 132.39kw 以下のディーゼルエンジンの輸出税還付率が 17%から 9%に引き下げられた。これら以外にその他還付税率が引き下げられた舶用機器には鋼鉄製品、ポンプ、プロペラ、排気バルブ及び部品などが含まれている。当該通達公布前と後の船舶関連製品輸出税還付率の比較については表 2-32 の通りである。

表 2-32：2007 年、中国の造船産業分野製品の輸出税還付率の主要見直し

商品コード番号	商品名称	旧還付税率	現還付税率
89069090	船体ブロック及びその他のリストに無い非機動船舶	11%	0
89069090001	13%が適用されたその他リストに無い非機動船舶	13%	0
89069090002	17%が適用されたその他リストに無い非機動船舶	17%	0
73158200	溶接鎖番号項目に入る舶用錨鎖及び海洋石油工事用鎖	13%	5%
8408209090	大効率 132.39kw 以下のその他ディーゼルエンジン	17%	9%

注：『財政部、国家税務総局の一部商品輸出税還付率下方修正に関する通達』(財税[2007]90 号)及び『税関輸出入税則 2007』を整理した。

政策の規定では、上記商品の輸出税還付率の見直しは 2007 年 7 月 1 日より実施されている。具体的な実施については、税関の「輸出貨物通関表(輸出税還付専用綴り」の上に注記さている輸出日に基づく。但し、一部造船契約及び対外工事請負契約は通常期間が比較的長いので、価格は非常に調整しにくい。政策では一定の過渡的優遇措置を適用している。即ち、輸出企業が 2007 年 7 月 1 日迄に締結した輸出税還付撤廃に関する船舶の輸出契約については、2007 年 7 月 20 日迄に輸出契約(正本及び副本)をもって、輸出税還付主管税務機関に行き登記手続を実施した場合、元の輸出税還付率に基づく税の還付を認可する。2007 年 7 月 20 日迄に登記手続を実施しなかった場合、一律、輸出税還付は撤廃される。

長期に渡り、中国は殆どの輸出船舶に対して 17%の税還付政策を実施して、中国国内で建造された船舶は国際市場では比較的高い価格性能比の優位性があった。今回の輸出税還付率見直しの中で最も影響力が高いのが「船体ブロック及び非機動船舶」の輸出税還付の撤廃であり、中国政府の「低付加価値製品を調整管理し、高付加価値製品を支援する」産業政策を実現するもので、『外商投資産業指導目録(2007 年改訂)』の改訂方向とも一致している。

短期的な影響から見れば、中国国内の外資造船関連企業では、ここ数年、中国に生産を移転した付加価値船建造プロジェクトが増えており、中国で製造する船体ブロックの生産量が比較的大きいので、船体ブロックの輸出税還付の撤廃はその製造コストを明らかに増大させるので､船体ブロックの製造が主体である外資造船関連企業には顕著な影響が出る。

3)人材供給動向分析

中国造船業の急速な発展に伴って、造船関連産業では外資企業、民営企業が急速に増えいてる。また、関連設計企業、検査機関も次々と設立されて、中国造船関連産業の労働力の需要は高まっている。特に、高級技術職、管理職及び現場第一線の技術職が不足している。現在、造船関連企業は人材供給不足の状況にあり、人材の熾烈な争奪戦を展開している。

以下、造船関連専門卒業生及び労務作業者の供給動向について説明する。

①造船関連専門卒業生の供給動向

交通部人事労働司が作成した研究調査報告書のデータによれば､2002 年時点における中国造船関係年平均人材養成能力は4,300 人であり､この中で大学本科レベルは約2,000 人、高専高級職レベルは約 1,500 人、中など専門レベルは約 800 人、大学本科卒以上の学歴者については統計集計されていない。

2003 年以降、官庁発表の統計データが無く、2007 年、中国の造船専門課程を開設している教育機関に対して調査を実施した。結果は表 2-33 の通り。

表 2-33：中国の造船専攻の学生数の調査結果

人材レベル	調査対象	学生数(総数)	学年制	学生数(年平均養成数)	比率
大学本科	2003 年～2007 年在籍者	11,094	4	2,773	31.2%
修士研究生	2004 年～2007 年在籍者	1,463	3	487	5.5%
博士研究生	2004 年～2007 年在籍者	348	3	116	1.3%
工学修士研究生	2003 年～2007 年在籍者	820	4	205	2.3%
	(本科及び本科以上小計)	(13,725)		(3,581)	(40.3%)
高専高級職	2004 年～2007 年在籍者	14,123	3	4,707	53.0%
中など専門	2004 年～2007 年在籍者	1,802	3	600	6.8%
総養成能力		29,450	—	8,888	100.0%

注①：2007 年、造船専門課程設置教育機関のホームページ情報及び電話による照会結果に基づき作成した。

注②：各課程の学年制は異なるので、学生数(年間平均養成数)＝学生数(総数)÷学年制として計算した。

2007 年の中国造船人材の年間養成数は約 9,000 人になり､2002 年に比べて養成数は約 2 倍となった。しかし、多くの中国造船関連企業のでは、現在、造船関連専科卒業生の供給不足の状況は依然として深刻な問題であり、現在の養成数はまだまだ業界の発展速度には

追いついていない。また、中国教育機関が養成した船舶専門科卒業生の中の非常に多くの人材が外資造船関連企業またはその他の業界に流出して行く事が、中国造船関連企業の人材難の状況に拍車をかけている。

上海交通大学造船関連学科の学生を例にとれば、現在30%前後の卒業生が造船関連業界での就職を選択し、70%相当の造船学科卒業生がその他へ流出している。造船学科卒業生流出の原因としては、主に次の3つが考えられる。

A. 中国造船業界の収入の低さ。中国造船関連企業の収入と外資造船関連企業またはその他業界の収入とでは一定の格差が存在していること。

B. 勤務条件が造船業界は伝統的製造業に区分され、仕事がかなり厳しく辛いこと。

C. 将来起業家(独立)への道が狭いこと。

外資造船関連企業がこれら卒業生を獲得するには、賃金待遇を引き上げて、作業環境を改善する方策を取ることが必要である。

また、ここ数年、造船分野人材の養成総数は拡大しているが、造船業就業者に対する能力要求も比較的高いので、人材入社後の養成期間が比較的長く、投入資金も大きいことから、企業にとっては新採用者を一人前にするには一定の養成期間が必要であり、人材不足の要因でもある。

②労務作業者の供給動向

中国造船関連業界就業者人材の競争は先ず企業の労務作業者の争奪戦に反映される。現在、中国造船関連業界内の労務作業者部隊と造船企業との間には既に相互依存の関係が形成されており、多くの造船企業は労務作業者を使用しなければ既に正常な生産を組織出来ず、労務作業者部隊の供給不足状況の出現は、造船企業の争奪戦の焦点の一つとなっている。

この様な原因から、労務作業者部隊の管理、派遣を担当する労務派遣企業が中国造船関連業界の労務作業者不足の現状を最も身近に感じている企業である。よって、中国最大の船舶エンジニアリング労務輸出企業の1社である「南通市泰灶船舶工程総公司」を調査訪問した。同社は国内の殆どの大型船舶修繕建造企業と提携関係があり、現在、5,000 人余りの労務作業者を江南造船(集団)有限責任公司、南通中遠川崎船舶工程有限公司、諾爾起重設備(中国)有限公司など大型船舶修繕建造企業及び鉄骨構造物企業に各々派遣している。同社の責任者によれば、2007 年以降、各種造船関連企業は全て人員不足が発生しており、この中でも生産第一線で活躍する労務作業者の需要が最も切迫している。この需要に対応する為、労務派遣会社としては一年中、陝西省、河南省、江蘇省宿遷市などの地で農民出稼ぎ労働者を募集して、農民出稼ぎ労働者に対して3ヶ月前後の研修を実施した後、各大型造船関連企業に送り出して、労務派遣費を稼ぎ出している。研修期間は短く、募集数は多いが、現在派遣している労務作業者では依然として造船関連企業の需要の拡大に対応出来ず、人手不足の状況が発生している。

中遠集団(COSCO)は 2005 年より現在迄中国各地の約 40,000 人の出稼ぎ労働者を雇用したが、この中の 4 分の 3 は船務部で勤務し、雇用需要及び雇用数は共に大きいが、流出数も非常に多く、常に労務派遣企業に補充を求める必要がある。「韓国三星重工」及び「成東造船」は山東省威海市で船舶建造プロジェクトを立ち上げたケースでは、労働力不足は 50,000 人余となり、現在に至るも解決されていない。韓国のある大手造船企業は中国で 2005 年から建設準備を始め、2007 年 7 月に第 1 期工事が竣工、現在まで従業員の募集情報を中国の各大型検索エンジンに掲載するほか、工場敷地内に特定区域を設置するなどして労働者の確保に努めている。

労務派遣企業と造船企業が農民出稼ぎ労働者に実施出来る労務研修はほんの基礎的なものであり、一人前の熟練作業者に養成するには通常 3 年～4 年の期間が必要となる。各造船関連企業間の熟練労働者獲得競争は更に熾烈となり、これが、一部の熟練技術作業者の賃金を従来の 2,000 元/月前後から、3,000 元～4,000 元/月前後に上昇させるなど賃金の上昇要因となっている。

造船労務派遣業界の判断としては、中国造船業は 2010 年前後に発展のピークを迎えるので、労務派遣企業は外資造船関連企業に対して、現時点で大量の人材を募集すると同時に造船業ピーク時後の人材再配置問題をも考慮すべきであるとしている。

外資造船関連企業は、造船専科卒業生を採用すると同時に、詳細な人材雇用計画及び中長期雇用戦略、労務派遣企業との協力関係を定め、事前に労務コストに対する予算計画を作成して、造船業界の労働力不足に対応すべきである。

4)技術開発動向

造船業の急速な発展に促進されて、中国舶用工業の生産能力及び技術水準はある程度向上した。大型大効率の低速ディーゼルエンジン及びそのクランクシャフト、大型ウインドラス及びプロペラなどの重要舶用機器の自主生産が実現した。但し、全体的に見れば、中国舶用機器の自給率は依然として低く、生産能力不足などの問題は深刻である。技術開発が相対的に遅れている状況の下、今後中国政府は「舶用機器国産化の推進、舶用機器建設プラットフォームを建設、重大科学技術プロジェクトの実施」などの手段を通じて、中国舶用工業全体の技術水準の向上を目指している。『船舶関連産業発展〈十一五〉計画綱領』に定める 2006 年～2010 年の中国舶用工業の技術開発の方向は次のとおり。

①主要舶用機器の開発の方向

中国は「船舶主機関及びその重要部品」及び「舶用機器」の二大分野の重要製品の国産化研究製造に重点を置き、一群の重要技術の突破解決を目指し、国産化の能力及び水準の引き上げを目的とするが、具体的には次の幾つかの製品の研究開発を推進する。

A. 燃料ガスタービン、中・高速ディーゼルエンジン、後方駆動装置の研究開発の加速。

B. 超大型大効率低速ディーゼルエンジン、インテリジェント型ディーゼルエンジンの技術導入及び国産化の推進。

a. 800mm シリンダー以上の低速ディーゼルエンジンの国産化。

b. 舶用大効率低速ディーゼルエンジン・インテリジェント化システム国産化及びインテリジェント型大効率低速ディーゼルエンジンの国産化。

c. 新型中速(高速)ディーゼルエンジン、発電機に対する技術導入、ディーゼル発電機の国産化。

C. ディーゼルエンジン重要部品の国産化。

D. 新型ウインドラス、舶用クレーン、ボイラー、操舵装置などの甲板機器、船室機械製品の技術導入及び国産化の推進、舶用機器の品質向上。

E. ダブル燃料ディーゼルエンジン、新型推進システム、レーダー航法装置などの製品の重要技術のブレイクスルー、技術蓄積強化。

F. 舶用ディーゼルエンジン情報化集積製造技術と応用技術の推進、船舶推進装置及びシステムインテグレーション技術の研究及び新型舶用船室機械設計及び製造技術の強化。

G. 近海プラットフォーム型クレーンの設計及び製造技術の研究、海洋石油プラットフォーム引き上げシステムの研究。

②研究体制の構築の方向

中国は「基幹企業及び科学研究基幹を主体とした産学研究合作、軍需民生結合」の研究開発を進め、舶用機器製造企業の技術センターを建設し、基幹企業及び科学研究機関に委託して、船舶動力、舶用機器、エンジンルーム自動化システムなどの主要舶用機器の研究開発のプラットフォームを構築する。具体的には以下の通りである。

A. 基幹科学研究機関及び舶用ディーゼルエンジン生産企業に委託して、船舶動力研究開発プラットフォームを構築する。コンピュータネットワークシステム、基礎機械試験プラットフォーム、重要部品試験プラットフォーム、試験製造、試験、検査及びプロセス研究施

設及び付帯ユーティリティ施設などを建設して、一体化した船舶動力システム研究開発体系を形成する。

B. 基幹企業を主要委託機関として、舶用機器の研究開発プラットフォームを構築する。コンピュータネットワークシステム、試験製造、試験及びプロセス研究施設などの科学研究基礎条件を構築して、舶用機器技術の研究及び自主開発体制を形成する。

C. 基幹科学研究機関に委託して、エンジンルーム自動化システム公共体系構造を構築して、一体化研究開発プラットフォームを構築する。コンピュータネットワークシステム、試験製造、試験及びプロセス研究施設などの科学研究基礎条件を構築する。

このように今後、基幹科学研究機関、基幹船舶関連企業(舶用ディーゼルエンジン生産企業を含む)に委託して、中国舶用工業の研究開発体制を構築するが、この体制の枠組みは図 2-11 の通り。

図 2-11：2006 年～2010 年における中国舶用工業研究開発体系構成図

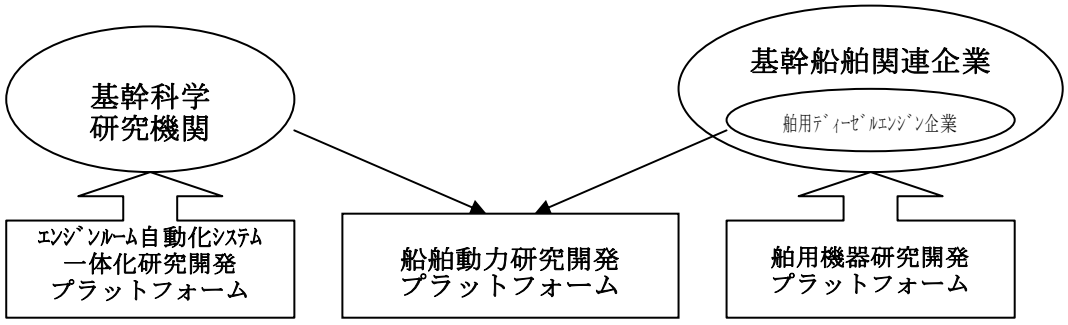

注:『船舶関連産業発展〈十一五〉計画綱領』の中の科学研究体系計画の関連内容を整理した。

③重大科学技術プロジェクトの方向

中国の重大科学技術プロジェクトは、「船舶動力基礎科学研究開発発展計画」及び「重大自主研究製造プロジェクト」であり、基幹企業及び科学研究機関の資源を統合して、自主開発能力を向上させ、自主ブランド開発する。具体的には以下の通りである。

A. 「船舶動力基礎科学研究開発発展計画」

「船舶動力基礎科学研究開発発展計画」とは、主として、船舶ディーゼルエンジン、燃料ガスタービン及び動力駆動システムの 3 つの技術分野において、系統的な基礎科学研究を行い、先進的な設計方法を確立し、船舶動力研究開発に必要なデータバンク、設計、基準などを充実させる事である。

B.「重大自主研究開発プロジェクト」

「舶用中速ディーゼルエンジン」及び「エンジンルーム自動化システム」の自主研究開発において、中速ディーゼルエンジン、エンジンルーム自動化システムに対して自主研究開発を行い、自主ブランドを開発し、舶用ディーゼルエンジン技術及び船舶制御自動化技術の水準を向上する。

a. 舶用中速ディーゼルエンジン

海外先進的研究機関との提携により、基本タイプを参考として、需要範囲の広い、独自に知的所有権を保有する、高い性能のエンジンを製造する。2010 年には舶用中速ディーゼルエンジンの自主設計、製造能力を保有して、産業化を図り、舶用中速ディーゼルエンジンの中国ブランドを打ち立てる。

b. エンジンルーム自動化システム

知的所有権を有する観測警報装置、メインエンジンリモートコントロール装置及び発電装置モニター管理装置を自主研究開発して、船級社認証を取得し、製品の実船配備に努める。

(2)中国外資造船関連企業の経営リスク

中国造船関連産業はここ数年飛躍的な発展を遂げ、一定の市場機会及び良好な発展の前途を具えているが、造船業の短期間の発展が急速過ぎるので、中国の資源及び環境に問題をもたらし、投資及び管理において混乱が生じることとなった。よって、中国政府は造船関連産業の投資規模及び外資導入手順に対する管理規範の導入を計画中であり、外国企業誘致方向を見直し中である。また、中国の世界貿易機関(WTO)加盟後 6 周年を迎えて、外資に対する政策も見直し中であり、外資は過去の様な簡便且つ低廉な価格と優遇政策を利用して中国の資源環境条件を利用する事は出来なくなっている。中国外資造船関連企業の現状と中国政府の造船関連業界に対する投資、産業、税制政策などの各分野の環境変化を総合的に分析すれば、2008 年～2010 年において、中国外資造船業・舶用工業企業は 4 つのリスクに直面する可能性があるが、具体的には以下の表 2-34 の通りである。

表 2-34：2008 年～2010 年における中国外資造船業・舶用工業企業のリスク

	主要リスク	リスクの内容
1	中国造船業の生産能力過剰のリスク	現段階における造船基礎インフラ基盤建設及び大規模投資において、今後の中国造船業の過剰生産能力のリスクが存在し、政府は生産能力及び投資の更なる拡大を制限している。生産能力が過剰となった場合、関連産業チェーンは崩壊する可能性があり、造船関連産業製品の需給関係に影響を及ぼす。
2	中国舶用ディーゼルエンジンの生産能力過剰のリスク	舶用ディーゼルエンジン生産能力拡張の現状において、2010 年には中国舶用ディーゼルエンジン市場には生産能力過剰の現象が出現し、市場競争は熾烈となって、外資舶用ディーゼルエンジン製造企業の中国市場での販売に影響が出る。
3	中国の外商投資政策改変のリスク	政府は投資政策を通じて外資の中国造船業への無秩序な進出を規制し、税制見直しなどの金融政策などを通じて外国企業の投資コストを引き上げる。
4	中国の資源価格上昇のリスク	中国の資源の希少性・不足情勢は顕著であり、政府は外資の生産資源の利用を規制する可能性があり、生産資源価格を引き上げる。また、造船関連産業の原材料価格上昇及び労働力コスト上昇が外資企業の運営コストを増加させる。

注：今回の調査結果内容を整理した。

1)中国造船業の生産能力過剰のリスク

ここ数年、中国造船関連産業の成長は急速であり、良好な発展動向を示している。但し、中国造船発達地区が相次いで規模の大きな造船能力拡張計画を発表しているので、現在、中国建造施設においては既に顕著な投資過熱状況が見られる。以下、中国船舶工業行業協会の現時点での中国建造能力の調査データに基づき、今後の国際市場の需要と供給の面から中国の造船業が直面する可能性のあるリスクについて分析する。

①世界の新造船市場の旺盛な需要

今後 10 年間、経済のグローバル化及び国際貿易の急速な発展や各国の大規模の海洋資源開発などによって、世界の船舶の代替速度は加速され、、世界の造船市場は比較的大きく且つ安定した需要を保持する。2007 年、全世界の造船竣工量は 8,110 万 DWT、新造船発注量は 24,090 万 DWT、手持ち造船工事量は 50,149 万 DWT であって、過去最高を更新した。同時に新建造船価格指数も 2007 年年初の 168 ポイントから 2007 年末には 184 ポイントに上昇した。

これと同時に、中国の対外貿易の急速な成長に伴って、対外物流の 90%以上は船舶輸送に依存しており、2006 年の中国港湾貨物取扱量は 56 億トン、成長率は 15.4%であり、2010 年では 61 億トンに達すると予測されている。これに基づき、2007 年～2010 年、中国の主要海運企業の中国国内での船舶購入数は合計で 2,000 万 DWT に達すると見込まれている。

造船市場に影響する各種の要因から見れば、市場に大きな変化が出現する可能性がある。2003 年～2006 年の連続 4 年間、新造船発注量は旺盛であり、4 年間の合計契約船舶は 4.5

億 DWT であって、2006 年の造船発注量は 2.4 億 DWT であり、正常な新建造船需要量(毎年 7,000 万 DWT)を遥かに超えた。手持ち工事量も過大であり、各種船舶手持ち工事量は過多の状況にあり、市場では一部投機的な発注が予測され、これは今後の船舶市場のリスク要因である。

②世界の新造船建造能力

現在、日本、韓国などの造船大国の造船能力の合計はほぼ 3,000 万 DWT に近づいている。市場シェア確保の為、各国は続々と対策を講じ、造船業の発展を促進している。韓国、日本では今後 5 年～10 年の生産能力は 3,200 万 DWT を超えると予測されている。特に、韓国はここ数年、船舶ブロック工場の造船所への転換、海外への大型造船所の建設、高付加価値船舶の建造強化をするなど、世界一の造船市場シェアを確保しようとしている。また、中国、ロシア、インド、ルーマニア、ブラジル、ベトナムなどの造船新興国も造船業の発展に力を入れており、近い将来の造船大国を目指している。特にベトナムは外資導入に力を入れる事で、2015 年には世界の第 4 の造船大国を目指している。

中国船舶工業綜合経済技術研究院が公表した関連データによれば、2010 年の世界の建造能力はほぼ 1 億 DWT に近づき(以下の表 2-35 ご参照)、従来の平均船腹量に基づく世界新造船市場の年平均需要である 7,000 万 DWT を遥かに超えて、生産能力の過剰は顕著である。

表 2-35：2010 年の世界の建造能力予測(単位：万 DWT)

国(地区)	2010 年(予測)	比率	2006 年実績	比率
日本	3,200	32.6%	2,940	38.0%
韓国	3,200	32.6%	2,530	32.8%
欧州地区	600	6.0%	530	6.8%
中国	2,300	23.5%	1,450	18.8%
世界	9,800	100%	7,710	100%

注：2007 年 5 月、中国船舶工業綜合経済技術研究院が公表したデータを整理した。

③中国造船業の生産能力過剰情勢及びその影響

上記の表 2-35 の中の中国の建造能力のデータは、中国政府が『船舶工業中長期発展計画』の中で発表した建造量目標数値と同じである。現在の各省の計画に基づくデータを集計すれば(表 2-36)、2010 年の中国の建造能力は 4,000 万 DWT 以上に達し、目標(2,300 万 DWT)を遥かに上回る。このデータに基づき計算した場合、2010 年の世界の建造能力は 1.15 億 DWT となり、実際の需要を 60%以上上回る。

表 2-36：2010 年の中国建造能力予測(単位：万 DWT)

省・市	2010 年(予測)	2006 年実績
上海市	1,000	542
江蘇省	1,000	328
遼寧省	650	246
浙江省	650	117
山東省	600	30
広東省	250	66
全国	4,000 以上	1,450

注：中国各省、市の発展計画及び既存建造能力を整理した。

建造能力の過度の拡大は今後の国際造船市場の需給関係に重大な影響を与える。特に現在の国際造船市場は連続数年間高値止まりで推移しているので、下方修正の圧力は徐々に強まっており、今後の短期間内に国際造船市場では下落基調が出現する可能性が高く、この時期が中国建造能力ピーク時期となる可能性がある。一旦船舶価格が下がれば、韓国、日本などの造船強国は高い競争力で優位な状況にある事から、中国の大量の過剰生産能力は企業間の過当競争を引き起こし、大量の過剰資源と造船関連産業チェーンを崩壊させ、中国国内の外資造船関連企業も深刻な影響を受ける事になる。

2)中国舶用ディーゼルエンジン過剰生産能力のリスク

中国造船業の発展は大型舶用中・低速ディーゼルエンジンの大量の需要を掘り起こし、短期的には、舶用ディーゼルエンジは供給不足の状況が生まれている。但し、上海市造船工程学会の関連専門家の予測分析によれば、2010 年、中国舶用中・低速ディーゼルエンジ市場には生産能力過剰現象が出現する。

2006 年、中国舶用中・低速ディーゼルエンジンの生産能力は各々596 台、168 万 kw であり、2005 年同期比では各々8%及び 19%の増であった。但し、中国新造船建造量に比べて、舶用ディーゼルエンジン生産量は依然として低く、2006 年の中国造船生産量の世界のシェアに占める割合が 19%であるのに対して、舶用ディーゼルエンジンの装備率は世界の僅か 5.4%に過ぎず、中国建造船舶への装備率は僅か 40%前後である。よって、短期的には、中国舶用中・低速ディーゼルエンジンの需要は大きく、非常に大きな市場が存在する。専門家の予測では、2007 年の中国の舶用中速ディーゼルエンジンの不足数は約 120 万 kw に達する。

そのため、ここ数年、中国舶用エンジン生産企業は生産能力を拡大している。外資企業も続々とこの分野に投資進出している。現在、各企業の計画によれば、舶用中速ディーゼルエンジン分野では、2010 年の総生産能力は 1,300 台を超過する。舶用低速ディーゼルエンジン分野では、2010 年の総生産能力は 635 万 kw に達し、この中には青島斉耀瓦錫蘭菱重麟山舶用柴油機有限公司の 148 万 kw が含まれる。中国舶用ディーゼルエンジン生産量の現状及び生産能力は表 2-37 の通りである。

表 2-37：中国舶用ディーゼルエンジンの生産能力予測

製品	2010 年 地方計画 生産能力	2010 年 国家目標 生産能力	2006 年実績	2005 年実績
舶用中速ディーゼルエンジン	1,300 台	1,100 台	596 台	550 台
舶用低速ディーゼルエンジン	635 万 kw	450 万 kw	168 万 kw	141 万 kw

注：2010 年の計画生産能力は上海市造船工程学会の専門家の予測値。2010 年の国家目標生産能力は『船舶工業中長期発展計画』中の数値。2005 年及び 2006 年の実績は『全国船舶工業経済運行報告』のデータ。

専門家の予測では、中国大型舶用低速ディーゼルエンジンに関するピークは 2009 年～2010 年前後に出現する。表 2-37 の中国舶用ディーゼルエンジンの生産能力計画に基づき、2010 年、中国舶用中・低速ディーゼルエンジン生産能力は『船舶工業中長期発展計画』の目標能力を大きく上回り、中国国内市場では供給過剰状況となる。この時点に、大型舶用中・低速ディーゼルエンジン市場で競争が熾烈化する危険性がある。

3)中国の外商投資政策見直しに対するリスク

今後の中国の外商投資政策に対する見直しは主に投資政策、産業政策及び金融税制政策面で実施されると予測される。

①投資政策見直しリスク

中国は外国企業の造船業への投資に対しては既に明確に規制しており、『船舶工業中長期発展計画』中、「新規建造船舶及び舶用低・中速ディーゼルエンジン及びクランクシャフトの中外合弁企業において、外国側出資権は 49%以下である事」を明確に規定している。国土資源部が発表した『用地制限禁止プロジェクト目録』においても『船舶工業中長期発展計画』に入っていない造船施設及び舶用ディーゼルエンジン製造プロジェクトは用地禁止と明確にしているが、実際の操作手続において、外資の中国造船関連分野の投資の規定違反や管理不足の問題が既に日々深刻化している。中国船舶工業行業協会の調査によれば、ここ数年、一部の外国企業の中国沿海地区への独資、合弁などの投資方式による大型造船ブロック工場、船舶修繕ドックなどが続々と立ち上がって、一部の船体工場、船舶修繕ドックは既に造船の受注を開始しており、これらの外資企業はの中には中国政府船舶工業管理部門の審査認可及び監督管理を逸脱し、客観的には中国の造船産業の発展に影響を及ぼしている。

この問題に対処する為、国防科学工業委員会の金壮龍副主任は 2007 年 8 月 31 日に開催された中国船舶工業工作会議の席上で、中国は建造能力の過剰な拡張及び外資の無秩序な進入を厳格に規制すると表明した。現在、国防科学工業委員会は国家発展・改革委員会及び商務部などの関連部門と合同で、外資の無秩序な進入を制限している。

外資船舶関連企業に対して、中国は主として奨励及び開放の態度を維持しているが、

『船舶関連産業発展〈十一五〉計画綱領』の中では、低・中速ディーゼルエンジン及びクランクシャフトは、中国側出資比率は51%以上である事を除き、中国国内設備企業との合作、合弁による生産、共同開発を奨励し、外国企業の合併及び買収などの方式による国有企業の再編を許可し、外資の持株支配及びある特定分野の独資による舶用機器製造企業の設立を認可すると明確に規定している。

②産業政策見直しリスク

産業政策から見れば、中国政府は引き続き外国企業の「ハイテク技術、高付加価値」船舶及びその関連製品への投資を奨励しており、同時に「低付加価値」及び「高エネルギー消費、高汚染、資源性」製品への投資を制限している。

2006年、各種業界の外資比率は国家政策の効果によって変化が生じており、マクロ調整に関係する主要業界の外国企業投資は効果的に抑制された。2005年以降、中国は製鉄、セメント、アルミ電解などの外国企業の新プロジェクトまたは生産能力拡張プロジェクトを認可していない。2006年、製鉄、セメント業界の外資導入実績は、製鉄業界で1.41億米ドル、セメント業界で1.09億米ドルであり、2005年比では製鉄業界で66.67%の減、セメント業界で55.67%の減であった。製造業界の外資利用実績は400.77億米ドルであり、2005年比では5.6%の減、外資利用実績総額に占める比率も6.78%に減少した。造船及びその一部関連産業は低付加価値製品に関連するので、この政策の影響を受けて、外国企業の投資額は引き続き下降すると予測される。よって、生産過程において「高エネルギー消費、高汚染、大量資源」製品を生産する造船関連企業にとっては、製造方法や製品の材質・構造を変える事により対応する必要がある。

③金融税制政策見直しリスク

ここ数年、中国政府は内資・外資に対する金融税制政策を徐々に統一して、外資の税制分野での優遇政策を撤廃した。「企業所得税の税負担統一」による税負担の増加及び「船体ブロックの輸出増値税還付率の変更」の2つの見直しが中国外資造船関連企業の経営コストを顕著に増加させた。中国政府は、今後は外資に対する超国民待遇を徐々に撤廃すると表明し、経済特区、開発区の特別税制優遇の撤廃の方向であるとしている。また、中国政府は各地の地方政府に勝手に税減免や勝手にその他国家政策や法に違反する優遇措置を発表してはならないとした。これにより、多くの外資が恩恵をこうむっている地方政府の外資導入優遇政策にある程度の影響が出ることが考えられる。

これらの政策の見直しは、外資造船関連企業のコストを増加させるものであり、外資優遇政策に依存していたコスト型の外資企業への影響は比較的大きい。優遇政策が徐々に撤廃されれば、コスト型の外資企業は淘汰されるリスクが生じ得る。

4)中国資源価格上昇リスク

①中国資源価格上昇のリスク

中国人民銀行が最近発表した通貨政策報告によれば、中国の資源価格水準は長期に渡り

低い水準にあり、多数の資源価格は海外水準を下回っていたが、これは資源の浪費を誘発するだけでなく、輸出製品の価格が低すぎ輸出の急速な成長を促し、貿易黒字を拡大し、人民元為替レート引き上げの圧力をもたらした。

中国の資源価格が低かった原因は、資源価格は基本的に政府が定めるもので、資源の価格を正しく反映していなかったためである。

現在、中国発展・改革委員会は資源価格改革案の段階的実施を決定して、徐々に市場需給、汚染損失コストなどを反映した価格メカニズムを確立しつつある。今後、中国は資源製品の価格を徐々に引き上げて、合理的な価格水準迄回復させる。これによって、基礎資源を利用する造船関連企業及び外資企業にとっては、運営コストが上昇するリスクが存在する。

②労働力コスト上昇のリスク

現在、中国造船関連産業の労働力不足の問題は深刻であり、管理職の人材及び第一線の技術者は非常に不足しており、国有企業、民営企業、外資企業間の労働力資源の争奪戦が繰り広げられている。また、中国の労働力供給総数については、農村労働力が主として充足しているが、その構造には労働力不足の状況が存在する。現在の労働力環境の下、中国の珠江デルタ地域、長江デルタ地域及び環渤海地域には農村出稼ぎ労働者不足の現象が発生しており、特に労働集約型企業では当該不足現象の短期間内での改善は困難な状況であり、造船関連業界は技術集約型であると同時に労働集約型の産業特性がある事から、人材の構造的不足は更に顕著である。

外資造船関連企業にとっては、比較的高い賃金待遇で一定数の労働力資源を確保する事が可能であるが、業界内での人材獲得競争は日々熾烈化する状況にあって、国有企業及び民営企業はコストを引き上げて労働力を確保しようとするから、造船関連労働力、特に熟練技術作業者の雇用コストの上昇は避けられない。また、造船発展地区の雇用需要は集中しており、今後のある一定期間内に、各造船企業が同時に雇用ピーク期に入った場合、一部地区では賃金水準を引き上げても労働力不足を解消出来ない状況が発生する可能性がある。この全体的傾向から見れば、長期的に中国の豊富な労働力資源と低廉な労働力コストに依存して来た外資造船関連企業の生産及び利益に一定の影響を及ぼす事になる。

③舶用原材料価格上昇のリスク

造船業において鋼板コストが船舶価格全体に占める比率は10%～15%であり、外部購入部品を加えると、コストの約50%前後となり、企業は鋼材価格の変動推移に対して非常に敏感である。今後数年間は世界の新造船建造量は伸びてゆくので、舶用鋼板の需要も旺盛であり、旺盛な需要に促されて、舶用鋼板価格の上昇動向は顕著である。

中国マスメディアの情報によれば、2008年第1四半期より、宝山鋼鉄股股份有限公司(以下「宝鋼」という)は舶用鋼板の販売価格を大幅に引き上げる。宝鋼の販売センターが2007年10月20日に発表した価格改定案によれば、舶用鋼板価格は6,800元/トン以上から7,500元/トン以上に引き上げられ、1トン当たり702元(税込み)の値上げとなる。これは長年に

渡る国内鉄鋼企業の舶用鋼板価格改定において、一回の引き上げ幅としては過去最高のものとなる。

中国トップの鉄鋼企業である宝鋼の値上げは業界内への影響も大きく、他の鉄鋼企業もこれに追従する事が予測される。現在、江蘇沙鋼集団有限公司(中国江蘇省張家港市)を含む多くの鉄鋼 k 企業がすでに舶用鋼板の値上げを発表しており、鋼板 1 トン当たり 200～300 元の引き上げとしている。

中国造船企業にとって宝鋼が示す値上げは、造船建造コストを大幅に上昇させることになる。専門家の推定では、今回の値上げが実施されれば、国内造船企業のコスト増は 20 億元を超えるものになると予想されている。舶用鋼板価格の上昇のほか、舶用フラットスチールは 2007 年 9 月前に販売価格が 4,700～4,900 元/トンであったものが、現在すでに 6,500～6,900 元/トンにまで引き上げられ、上げ幅は 40%で、不など辺・不など厚舶用角鋼材の 2007 年 9 月前の価格は 6,100 元/トンであったものが､既に 7,100 元/トンに上昇しており、更に 2008 年 4 月以降は 8,000 元/トン以上になると予測されている。

表 2-38：2007 年～2008 年、舶用原材料価格上昇動向

舶用製品名称	2007 年 9 月の価格	2008 年の年初価格
舶用鋼板(宝鋼の例)	6,800 元/ﾄﾝ以上	7,500 元/ﾄﾝ以上
舶用フラットスチール	4,700 元～4,900 元/ﾄﾝ	6,500 元～6,900 元/ﾄﾝ
不など辺･不など厚舶用角鋼材	6,100 元/ﾄﾝ	7,100 元/ﾄﾝ(2008 年 4 月前後、8,000 元/ﾄﾝ迄上昇すると予測)

注：2007 年 11 月の『中国船舶報』及び中国マスメディア公開情報を整理した。

専門家によれば、鉄鋼企業の今回の価格引き上げの主要因は、2006 年の国内鉄鉱石価格が 80%以上上昇したことや、大型鉄鋼企業は宝鋼を始め長期での鉄鉱石契約を交わしているものの海上運賃の値上げに伴うコークス、電力などの原罪量の値上げが影響したと見ている。

2008 年の世界鉄鉱石契約価格の協議は、まだ終わっていないが、市場関係者は、鉄鉱石契約価格引き上げ幅は 30～50%の間になるものと予測している。宝鋼の今回の価格引き上げは基本的に市場の鉄鉱石価格上昇及びその他の原材料コストの上昇と相殺されるため、鉄鉱石契約価格引き上げ幅次第では更なる値上げの可能性もある。

舶用鋼板価格の相次ぐ値上げは新造船価格にも影響を与えるレベルに達しているが、現在新造船価格はすでに史上最高レベルに達しており、更に、米国経済成長の鈍化予測など海上運賃の行方も不安定要素があり、造船企業が鋼板価格の上昇分を新造船価格の引き上げに転嫁することは非常に難しくなっていると市場アナリストは見ている。

第三章　調査結果のまとめ

１．調査結果

(1)中国主要外資造船関連企業の国際戦略ケーススタディーについて

1)中国の造船関連分野における外資進出状況

中国造船産業の急速な発展は国内外の中国造船投資へのブームを誘発し、大量の外資が様々な形式及びルートで中国造船業に進出しており、外国企業の造船関連産業への投資案件数及び投資金額は連年上昇する趨勢にあって、外国企業の投資願望は強烈であり、その規模は持続的に拡大している。2004 年における中国造船産業の外資導入実績ベースは 1 億 5,637 万米ドルであり(2003 年度比では 416.75%の伸び率)、2005 年には 2 億 2,710 万米ドル(2004 年度比では 45.23%の伸び率)に増加して、2006 年においても 3 億 7,705 万米ドル(2005 年度比では 66.03%の伸び率)に達している。

2006 年以降、多くの海外造船関連大手企業が中国現地法人への投資を強化しているが、特に韓国の企業はその巨額な投資額及び投資案件の多さで注目に値する。中国市場での舶用機器需要が常に増大している事から、国際的に著名な船用機器製造企業の中国への投資は増加しており、独資または合弁による工場建設により中国舶用工業に進出している。また、中国舶用工業の外資に対する開放が進展している事から、多国籍舶用機器製造企業の中国への投資は著しく増加しており、投資ブームが起こっている。海外造船関連企業の中国投資の特徴は、①投資源の多元化、②投資地域の拡大化、③投資プロジェクト大型化、④投資進出分野製品の高度化、⑤投資目的の多元化の 5 つをあげる事が出来る。

外国企業が次々と中国舶用機器製造業界に進出している事は、中国舶用機器製造業界の技術及び管理水準を向上させるだけでなく、国産舶用機器の船舶装備率の向上を促進して、更には中国二大造船集団である中国船舶工業集団(CSSC)及び中国船舶重工集団(CSIC)傘下の舶用機器製造企業、地方舶用機器製造企業、外資(独資、合弁を含む)舶用機器製造企業の 3 種類の形態の企業が鼎立する産業配置及び競争局面を初歩的に確立させている。

全体的に見れば、現在の外国企業の中国造船業及び舶用工業の重要造船産業分野への投資規模は常に拡大しており、その投資分野もある程度幅広いが、外国企業が投資するプロジェクト分野は全般的に付加価値及び技術水準が低い分野と言う特徴が見られる。

2)一部外資舶用機器製造企業の投資実例研究

外国企業の中国造船関連分野への投資戦略状況を更に具体的に理解する為に、中国における外資造船関連設備製造企業 6 社の投資実例を取り上げて紹介したが、6 社のリストは以下の表 3-1 の通りである。

表 3-1：今回調査した 6 社の外資舶用機器製造企業のリスト

No.	企業名	設立日	総投資額	備考
1	鎮江中船瓦錫蘭螺旋槳有限公司	2004/06	1,700 万ユーロ	表 1-8-1 参照
2	重慶 ABB 江津渦輪増圧系統有限公司	2006/01	2,950 万米ﾄﾞﾙ	表 1-8-2 参照
3	STX 重機(撫順)有限公司	1997/07	7,960 万米ﾄﾞﾙ	表 1-8-3 参照
4	斗山船機(大連)有限公司	2005/09	1,450 万米ﾄﾞﾙ	表 1-8-4 参照
5	江林重工(常州)機械有限公司	2005/02	1,250 万米ﾄﾞﾙ	表 1-8-5 参照
6	安特優発動機工程(蘇州)有限公司	1996 年	2,000 万米ﾄﾞﾙ	表 1-8-6 参照

6 社の総投資額、主要製品の調査を通じて、ここ 2 年来、外国資本の中国舶用機器製造産業への投資規模は活発で、既に竣工または操業を開始している企業も引き続き増資意向が高いことが判った。

(2)中国造船関連企業を巡る産業環境動向及び経営リスク

1)中国外資企業のマクロ環境の現状

2001 年 12 月 11 日の世界貿易機関(WTO)加盟以降、中国経済は良好拡大基調にあり、中国の外商投資企業の規模及び総投資額も顕著に成長している。中国の外商投資企業登記数は、2002 年の 20 万社余から 2006 年には 27 万社に増加し、その成長率は 32.11%に達している。また、2006 年の外商投資企業の中国における総投資額は、1 兆 7,076 億米ドル、登録資本金額は 9,465 億米ドルに達している。

2002 年～2006 年における、中国の外資利用にはプラス・マイナス 8 つの特徴が見られる。その具体的内容は以下の表 3-2 の通りである。

表 3-2:2002 年～2006 年、中国の外資利用における特徴とマイナス面

5 つのプラス面	3 大規制要因
①投資は、「数量重視」から「品質重視」に転換。 ②製造業への投資は安定、やや下降、ハイテク技術及びサービス業への投資は上昇。 ③投資資金源構造は変化し、米国、日本の投資規模が減少する傾向にある。 ④外資利用の地域的局面は安定を維持し、東部地区のトップ優勢は顕著。 ⑤独資方式による外資企業の比率が上昇、多国籍企業の買収合併プロジェクトが増加。	①コスト優位性が徐々に衰退。 ②一部業界の外資に対する完全な開放が待たれる。 ③投資環境・誘致条件の外国との競争が日々熾烈化。

全体的に見れば、中国には良好な投資環境及び相対的に廉価な雇用コスト、国内市場の迅速な発展があるので、現在から2010年迄、中国の外資利用については全体的に良好であるが、同時に内部経済過熱リスク、資源コスト上昇などによる外資利用の優位性の衰退などの要因にも直面している。

以上の背景及び中国の経済の発展戦略に基づき、中国政府は『外資利用<十一五>計画』を発表して、2006年～2010年における中国政府の外資利用の政策及び方向を明確にした。具体的には投資分野、政策環境及び資源条件についてであるが、以下の通り纏める事が出来る。

①投資方向

中国政府は外資導入の質を更に重視して、外国企業のハイテク技術産業、先進的製造業、サービス業、農業及び省エネ・環境保護産業への投資を重点的に奨励して、同時に「高汚染、高エネルギー消費、大量資源消費」プロジェクトへの投資を制限する。

②政策環境

中国政府は主として金融税制制度及びその料率の見直しを通じて、外資への優遇措置を徐々に撤廃し、内・外資公平な競争環境を創出する。また、政府は常に外貨管理改革を推進して、外貨収支の利便性を促進して、資本科目の外貨・人民元随時兌換可能の実現に努力する。人民元為替レートについては、中国人民銀行は安定した緊縮通貨政策を実行して、今後5年間は人民元の安定性を維持する。

③資源条件

中国の基礎インフラ基盤は増強され、現在、電力、エネルギー、輸送、通信などの分野は外資導入に高い利便性を提供している。但し、中国政府は基礎資源(水、電力、石炭、土地など)価格の上方修正を実施して、その市場需要調整を計画している。また、中国の一部地区の労働力供給については構造的不足現象が出現し、労働力コストの大幅な増加が中国の優位性の衰退に繋がっている。

④その他分野

現在、法律の制定及び管理監督の手段を通じて、環境保護及び知的所有権保護の政策を強化している。また、『独占禁止法』の公布と『反不当競争法』の改定を通じて、中国市場における独占行為及び不当競争行為を排除する。関連法制を徐々に整備し、監督管理機関も増強し、徐々に国際市場に近づいている。

2)中国外資造船関連企業を巡る産業環境動向

中国政府のマクロ経済環境及び外国企業投資政策の方向は一致している。具体的には『外商投資産業指導目録』及び輸出増値税還付率の見直しなどに実現されている。また、『船舶関連産業発展<十一五>計画綱領』を公布して、船舶関連産業及び船舶科学技術分野

に対する要求を明確にした。現在及び今後の一定期間、中国政府は「内・外資優遇政策を統一する」との原則に基づき、外国企業の「ハイテク技術、高付加価値」船舶及びその舶用機器への投資を奨励し、同時に外国企業の「低付加価値船舶」及び「高エネルギー消費、高汚染、大量資源消費」製品に対する投資を規制する。政策規定を通じて、外国企業の造船業への投資を制限するとともに、舶用工業分野への外資進出を奨励するとしている。

以下の表 3-3 は、最近の政策及び主な内容を整理したものである。

表 3-3：2007 年の中国政府の外資造船関連企業に対する政策及び方向

関連文書	主要内容
『外商投資産業指導目録』	初めて「一般船舶(船体ブロックを含む)修繕、設計、製造」を制限類に区分し、外国企業の低付加価値船舶産業分野への投資参入の水準を引き上げた。
輸出増値税還付率の見直し	船体ブロックの輸出増値税の還付を撤廃した。その他一部舶用機器に対する還付率も見直された。
『船舶関連産業発展〈十一五〉計画綱領』	①外資及び民営資本の進出を積極的に奨励して、国有企業、民営企業、合弁企業、外資企業共同で船舶関連産業の発展を推進する。 ②低・中速ディーゼルエンジン及びクランクシャフトにおいて中国側出資比率 51%以上を要求する以外は、外国企業との合弁、合作生産、連合開発の許可、外国企業の合併、買収などの方式での国有企業との統合、外資の選択分野における持株支配の許可、独資による特定の分野の舶用機器製造企業の設立を許可する。

また、中国造船業の急速な発展に伴って、造船関連産業における外資企業、民営企業の急速な増加は、中国造船関連産業の労働力資源の不足の状況を招き、特に高級技術者や管理部門の人材、生産第一線で活躍する技術者の人材不足が人材の争奪戦を生み、雇用コストの上昇に繋がっている。

これに比べて、中国造船関連産業の技術開発分野の前途は良好である。現在の技術開発条件は相対的に遅れた条件にあるが、今後、中国政府は、「舶用機器国産化の推進、舶用機器開発プラットフォームの建設、重大科学技術プロジェクトの実施」などの手段を通じて中国舶用工業の全体的技術開発水準の向上を計画している。

3)中国外資造船関連企業の経営リスク

中国外資造船関連企業の現状と中国政府の造船関連業界に対する投資、産業、税制政策などの各分野の環境変化を総合的に分析すれば、2008 年～2010 年において、中国外資造船関連企業は4つのリスクに直面する可能性がある。具体的には以下の表3-4の通りである。

表 3-4：2008 年～2010 年における中国外資造船業・舶用工業企業のリスク

	主要リスク	リスクの内容
1	中国造船業の生産能力過剰のリスク	造船業への大規模投資によって、今後の建造能力過剰の状況が生じる。政府は生産能力及び投資の更なる拡大を制限しているが生産能力が一度過剰となれば調整局面が生まれ、関連産業を含めた需給関係に影響が及ぶ。
2	中国舶用ディーゼルエンジンの生産能力過剰のリスク	舶用ディーゼルエンジン生産能力拡大の政策の下、2010 年頃中国舶用ディーゼルエンジン市場は生産能力過剰となり、熾烈競争が生まれる。
3	中国の外商投資政策見直しのリスク	政府は投資政策を通じて外資の中国造船業への無秩序な進出を規制し、税制見直しなどの金融政策を通じて外国企業の投資コストを引き上げる。
4	中国の資源価格上昇のリスク	外資による一部基礎資源の利用を規制したり、基礎資源利用価格が引き上げられるが可能性がある。また、造船関連産業の原材料価格の上昇及び労働力コストの上昇も外資企業の経営コストを増加させる。

２．おわりに

以上の調査結果から見れば、中国外資造船関連企業は現在から 2010 年の期間、良好な発展の前途を具えており、特に舶用機器製造企業は、国家政策の奨励の下、中国の基礎資源及び潜在的に巨大な市場を背景として良好な収益を期待する事が出来る。但し、投資環境及び経済情勢の激しい変動の可能性がある中、中国外資造船関連企業は充分なリスクに備えて、現在の中国の投資環境情勢を明確に認識しつつ政策環境の変化に引き続き注目して、企業自身の発展方向に基づき、中国の中短期発展戦略、生産能力計画、財務計画に対応した戦略などを策定して、中国政府の投資政策及び税制政策における変更・調節にも対応しながら、同時にコスト移転または投資地域移転などの方法を通じて、労働力不足及び資源コスト上昇のリスクを回避すべきである。

添　付　資　料

添附資料 1：

《利用外资“十一五”规划》

“十一五”是我国经济和社会发展承前启后的重要时期。随着我国面临的国内外环境变化和我国对外开放的进一步扩大，利用外资的主要目的将发生变化，利用外资的理念、方式以及重点产业、地区结构等都将出现重大变化。积极有效利用外资，切实把重点转到引进国外先进技术、管理经验和高素质人才上，是“十一五”时期提高利用外资质量的关键和重点。

一、“十五”时期我国利用外资的基本情况

“十五”期间，以加入世界贸易组织为标志，我国对外开放进入全面参与国际经济合作与竞争的崭新阶段，利用外资也迈上了新台阶。“十五”期间，我国实际利用外资总额共计约 3830 亿美元，其中外商直接投资约 2860 亿美元，境外发行股票筹资约 380 亿美元，借用国外贷款约 460 亿美元，大大超过了“九五”的实际完成额。主要特点是：

（一）外商投资规模进一步扩大，投资方式更为多元化。在外商直接投资方面，“十五”期间，利用外商直接投资比“九五”增长超过 34%。我国已成为国际资本和跨国公司投资的主要目地国之一。以境外股票融资为主的外商其它投资取得较大进展。截至 2005 年底，内地到香港以及其它境外证券交易所挂牌的公司有 122 家，累计筹资 555.44 亿美元（不包括红筹企业）。共有 34 家境外机构获得境外合格机构投资者（QFII）资格。

（二）承接新一轮国际制造业转移取得显著成效。“十五”期间，我国成功抓住全球制造业结构调整和转移的机遇，吸收大量制造业外商直接投资，使我国初步成为世界重要生产基地之一。资金技术密集型行业吸收外资明显增加，许多酝酿多年的大型外商投资项目在“十五”期间实施。外商投资企业在技术、管理以及经营理念等方面起到了良好的示范效应，推动了我国经济和企业的市场化和国际化，促进了电子信息、集成电路、轻工纺织、家用电器及普通机电产品等一批初具国际竞争力产业的形成。

（三）服务业全面履行入世承诺，对外开放取得明显进展。截至 2005 年底，共有 20 个国家和地区的 71 家外国银行在中国设立了 238 家营业性机构。建行、中行、工行等十几家中资商业银行引入境外战略投资，建行、交行成功实现了境外上市。共有 4 家合资证券公司和 20 家合资基金管理公司获准设立。保险业已按入世承诺对外资保险公司放开了全部地域和除有关法定保险以外的全部业务，2005 年底外资保险公司数量已增加到 40 家公司 93 家总分支公司。外商投资企业已成为物流、商贸领域的重要组成部分。2005 年，我国服务业利用外资超过当年外商投资总额的五分之一。

（四）借用国外贷款平稳增长，有力地支持了国家重点项目的建设。“十五”期间，全国实际使用国外优惠贷款约207亿美元，支持了150多个重大项目，包括长江、黄河的干堤加固项目，四川等省干线公路，湖北至重庆等一些干线铁路，

山西省煤层气项目，淮河等流域污染治理，中西部地区农业综合开发项目等。国外优惠贷款安排坚持以中西部地区为主，70%以上优惠贷款投向中西部地区。借用国际商业贷款的融资渠道及方式呈现多样化特征，“十五”期间我国实际借用国际商业贷款（外商投资企业除外）约258亿美元，重点支持了一些国民经济发展急需的能源、交通项目以及部分建设周期短、经济效益好、有出口创汇能力的工业项目，如三峡水电站、广东岭澳、田湾、秦山等核电站、航空公司购置飞机等，引进了国内不能生产的重大先进技术装备和关键设备，缓解了国内金融机构外汇资金来源结构不匹配的情况，提高了国内机构优化配置资金的能力。

（五）外债管理能力进一步增强，外债规模与国民经济发展水平和国际收支状况相适应。针对近年来我国外债呈现流量成倍增加、总规模迅速增长、短期外债所占比例较高的趋势，外债管理部门陆续出台了有关规定，及时有效控制外债增长并调整外债结构，我国外债偿债率、负债率、债务率均保持在国际公认的安全线以内。

（六）利用外资的法规政策不断完善，管理水平逐步提高。按照发展社会主义市场经济的要求和我国的入世承诺，对利用外资的有关法律、法规和各部门、各地方的规章、规范性文件进行了全面清理修订。两次修订了《外商投资产业指导目录》，修订了《中西部地区外商投资优势产业目录》，发布了关于促进东北老工业基地进一步扩大对外开放的实施意见。按照国务院投资体制改革精神，利用外资的管理体制进行了配套改革，规范了国外贷款项目的审批程序，对外商投资项目由审批制改为核准制，减少了审核环节，提高了工作效率。

“十五”期间我国利用外资仍存在一些值得关注的问题：一是长期存在的引进外资“重数量轻质量”的问题仍然比较突出，一些地方政府和部门不计成本盲目招商引资，片面追求引进外资的数量，违反国家产业政策的现象时有发生。二是部分行业龙头企业被外资并购情况增加，个别领域出现外资垄断或垄断迅速扩大的苗头，可能对国家经济安全特别是产业安全形成威胁。三是中西部地区吸引外商直接投资规模和水平总体比较低，与东部地区利用外商直接投资差距进一步扩大。四是外商投资企业带来的技术外溢作用不够突出，部分外商投资企业滥用知识产权保护，不利于我国企业自主创新。五是现有的利用外资管理体制亟待完善，部分现行政策不利于创造内外资企业公平竞争的环境。六是少数利用国外贷款项目管理不严、资金利用效率低、偿债困难。七是短期外债比例增长较快，潜在的外债风险增加。

二、“十一五”我国利用外资的指导思想和总体战略目标

“十一五”时期，我国利用外资面临的国内外环境总体上仍然趋好，为我国提高利用外资质量和水平、继续保持利用外资较大规模创造了条件。同时“十一五”时期也是我国经济发展的外部环境制约、内部风险较为集中的时期。一方面，世界经济增长仍存在不确定因素，全球经济发展不平衡，国际金融市场发生剧烈动荡的可能性依然存在，贸易保护主义倾向明显，各国对国际资本的争夺日趋激烈。另一方面，我国能源和重要矿产资源相对不足，生态环境比较脆弱，经济增长方式转变缓慢，劳动力成本的比较优势有所减弱等问题比较突出。

综合国内外形势初步判断，“十一五”时期，我国利用外资将出现新的变化：从区域结构看，随着东部地区生产要素成本的上升，中西部地区将迎来利用外资的良好机遇，顺利实现外商投资的梯次转移将成为中西部地区利用外资面临的重要任务。从产业结构看，“十一五”时期将是中国服务业改革与发展的重要时期，服务业尤其是现代服务业将成为外资加速进入的行业。从投资规模看，由于国内传统制造业投资已出现饱和趋势，国内要素成本的上升和能源资源的制约，将加大外商投资的成本并对“十一五”时期外商投资的增速产生较大影响。从利用外资方式看，国家和企业信用水平不断提高，人民币汇率形成机制以及其他相关体制的改革不断推进，较大规模的外汇储备和国内投资银行业的日益发展，为我国以多种方式利用外资、降低金融风险提供了条件。国内传统产业布局已基本完成，新建投资与企业并购均成为外商直接投资的重要方式。

“十一五”期间，我国利用外资的指导思想是：以邓小平理论和“三个代表”重要思想为指导，全面贯彻落实科学发展观，积极有效利用外资；统筹国内发展和对外开放，妥善处理好利用外资与国际收支平衡、利用外资与用好国内资金之间的关系，促进国内产业结构、区域经济结构的调整优化，切实提高利用外资的质量；推动建立更加开放的自主创新体系，增强集成创新能力和引进消化吸收再创新能力；在扩大开放中积极主动抵御和化解各类风险，切实保障国家经济安全；进一步巩固、发挥和创造我国的比较优势，实施互利共赢的开放战略，在更大范围、更广领域和更高层次上积极参与国际经济科技合作与竞争。

“十一五”期间，我国利用外资的总体战略目标是：进一步推动利用外资从“量”到“质”的根本转变，使利用外资的重点从弥补资金、外汇不足切实转到引进先进技术、管理经验和高素质人才上，更加注重生态建设、环境保护、资源能源节约与综合利用。通过引进国外先进技术和管理，发挥外资企业对国内企业的引导、辐射作用，促进我国集成创新能力和引进消化吸收再创新能力的提高；努力实现外商投资从简单的加工、装配和低水平生产制造层次进一步向研究开发、高端设计、现代流通等新领域拓展，推动我国成为世界高附加值产品的制造基地之一；较大程度提高服务业对外开放水平；显著提高中西部地区和东北地区等老工业基地利用外资的规模、质量和水平，进一步增强东部地区经济国际化程度和国际竞争力；积极、合理、高效地使用国外优惠贷款，更加注重贷款使用的质量与效益；加强对外债结构和使用方向的调控，严格防范外债风险；利用外资总规模要在“十五”基础上保持平稳增长；到 2010 年，利用外资的管理体制更加合理有效，利用外资与国内经济社会发展更加协调。

三、“十一五”期间我国利用外资的主要任务

（一）引导外商投资产业结构优化和升级

鼓励外商投资发展现代农业，重点发展生态农业和高技术含量、高附加值的种植业、养殖业及农业废弃物综合利用、生物质能开发、现代农机装备开发与制造和农产品深加工，引进现代化农业技术和经营管理方式。

鼓励外商继续投资电子信息、石化、化工、汽车等行业。根据我国重化工业产业升级的要求，适当增加大型石化、化工等产业利用外资的项目，特别鼓励能实现资源自我平衡的项目，通过合资合作等多种方式引进国外先进技术。汽车制造业在继续做好合资企业产品升级换代、提高市场竞争力的同时，鼓励外资重点投向汽车设计、研发中心建设，继续鼓励外资发展专业化、高技术含量的汽车零部件生产。

鼓励外资继续参与机械、轻工、纺织、原材料、建筑业、建材等传统产业的改组改造，提高企业技术水平和产品档次，增强企业的国际竞争力。通过引进先进适用技术、设备和管理改造国内传统产业，引进外资发展我国具有比较优势的劳动密集型产业、出口加工业和促进“专、精、特、新、优”中小企业发展。引导外资在能源领域投资，加快国内石油天然气的勘探、开发、利用及输送管道建设，加快发展可再生能源。

继续鼓励外商投资基础设施建设。积极利用外资加快公路、港口和铁路等交通项目和轨道交通、供水、供气、供热、污水和垃圾处理等城市基础设施建设，特别鼓励外商投资于中西部地区和东北等老工业基地的城市基础设施建设和资源枯竭型城市接续产业的发展。

（二）促进建设资源节约型、环境友好型社会

强化资源节约和环境保护的利用外资政策导向，严格限制低水平、高消耗、高污染的外资项目；鼓励利用外资节约用水、节约土地、节约材料和加强资源综合利用，鼓励通过利用外资引入先进适用的、有效节能降耗的工艺、技术和设备。

积极推进环保领域利用外资，推动重点环保工程项目的实施。加强对外商投资企业水污染、大气污染、固体废物污染等综合防治，有效控制污染物排放。鼓励外商投资废旧金属、废旧轮胎、废弃电子产品等工业废弃物的回收利用和生活垃圾、污泥资源化利用。加快发展中西部地区的生态环境建设，鼓励外商投资生物质能源转化和清洁能源等项目。

（三）积极稳妥推进服务业对外开放

银行业对外开放要坚持有序推进、审慎监管和控制风险的原则，保持境内中资银行和外资银行的合理结构和布局。允许国内商业银行在坚持中方控股的前提下引入国外战略投资者，积极支持外资银行和中资银行之间建立股权合作等战略伙伴关系，完善法人治理结构。鼓励中外资银行在金融产品、业务技术、信息交流、资源共享和人员培训等方面的合作，引进现代银行业的先进经营理念、经营方法和高级管理人才，促进国内商业银行机制的转变。

保险业要认真履行我国加入世界贸易组织承诺，重点引进在养老、医疗、责任和农业保险等方面有专长的境外保险公司和其它金融机构，鼓励外资保险公司到中西部和东北地区设立经营机构开展业务。允许国有保险公司在坚持中方控股的前提下引入国外战略投资者，允许有条件的国内股份制保险公司引入外资。要通过利用外资，加快引进国外先进的保险产品、经营方式和高级管理人才，提高我国保险业的竞争力。

循序渐进推进证券业对外开放。按照审慎监管的原则，继续引入国外投资者，促进证券经营机构改善公司治理结构，加强内部风险控制和管理，提高经营管理水平；加快行业整合、产品和服务创新。上市企业股权分置改革完成后，允许境外战略投资者对其进行战略投资。

稳妥、有序地向外资开放电信行业。严格按照我国加入世界贸易组织承诺向外资开放电信业，允许外商在法定范围内以合资方式开展国内电信业务，扩大外资在电信增值服务市场的投资，审慎推进基础服务市场的开放。完善电信业对外开放的政策体系。

商业领域吸引外资重在提高水平。要以引进现代商业经营理念和国外先进的分销手段、营销网络和服务手段为目标，保持外商投资商业零售企业数量的适度增长，有序发展外商投资的商业批发企业、大型连锁商店和配送中心。支持国内大型商业企业通过引入外资优化结构，提高管理水平。密切关注外商投资对我国商业发展的影响，切实做好反垄断和公平交易的监管工作，保持内外资商业企业在大中城市合理的布局、市场份额和结构。

鼓励国外大型物流企业根据我国法律、法规的有关规定到国内设立物流企业。鼓励利用国外的资金、设备和技术，参与国内物流设施的建设或经营。

积极推进旅游业利用外资。利用外资完善旅游设施，保护、开发旅游资源，吸引境外客源，改进经营管理。鼓励采取中外合资、合作等多种方式，扩大运输、建筑、律师、会计、咨询等行业的对外开放。积极稳妥地推进文化领域引进外资，包括音像制品分销、演艺场所和文化产品经营、经纪等。维护国家文化安全。

（四）促进建立更加开放的自主创新体系

鼓励外商特别是大型跨国公司把更高技术水平、更高附加值含量的加工制造环节和研发机构转移到我国，鼓励和吸引跨国公司来华设立生产制造基地、配套基地、服务外包基地、培训基地，发挥技术溢出效应，促进我国企业自主创新能力的增强。

发挥政府的战略导向、综合协调作用，鼓励国外企业特别是跨国公司通过组建合资企业、合作生产、联合制造等方式向我国转移先进技术。促进外资企业和国内企业的技术交流。鼓励国外公司与国内高新技术企业在科研和技术开发方面合作，积极推进重大高技术领域的中外合资合作。

鼓励和引导外商在我国进行风险创业投资，利用外资加快我国创业投资服务体系发展，促进形成一批自主创新能力强、机制灵活、国际化程度高的国内创业投资企业。鼓励海外留学人员、海外侨胞专业人才回国创办高技术企业。

（五）促进区域经济协调发展

东部沿海地区作为我国利用外资最主要的地区，要继续发挥经济外向程度高和资金、人才、技术、区位、配套能力等多方面优势，率先实现利用外资由“量”到“质”的转变，努力提高自主创新能力，加快实现结构优化升级和增长方式转变，增强国际竞争力和可持续发展能力。要充分发挥珠江三角洲、长江三角洲和环渤海地区等沿海地区外资对其它地区的辐射、带动作用，在注重集约利用土地的前提下，大力发展资金技术密集型产业、高新技术产业和现代服务业，提高外商投资项目的技术含量；加强区内产业结构的优化，实现各有特色、分工协作和优势互补；沿海地区大城市在银行、保险、商业、电信等服务领域对外开放要取得重要进展。

积极利用外资是推进西部大开发、振兴东北等老工业基地、促进中部崛起战略的重要内容。要根据资源环境承载能力、发展优势和发展潜力，明确不同的区域定位，充分发挥中心城市的带动辐射作用。抓住国际制造业转移和东部沿海地区外资转移的机遇，大力促进外资向中西部地区和东北地区等老工业基地的梯度转移，努力扩大中西部地区和东北地区等老工业基地利用外资规模，加快发展中西部地区和东北地区等老工业基地具有较好产业基础、资源优势和竞争优势的特色企业。鼓励外商扩大对中西部地区和东北地区等老工业基地服务业的投资，在市场准入资格、准入程序、业务范围方面依法给予适当倾斜的政策。

（六）实现利用外资方式多样化

继续把外商直接投资作为利用外资工作的重点，保持利用外商直接投资较大规模。继续积极吸引外商在我国新建企业，鼓励现有外商投资企业以利润再投资。发挥外商新建投资企业在促进就业、技术进步、产业结构调整等方面对国内经济的带动作用。

根据国家产业结构调整和企业改革的需要，在保持国家对若干重点行业、重点领域控制能力和发展主导权的基础上，引导外资以并购、参股、再投资等多种形式参与国内企业改组改造，积极探索盘活国有资产的有效形式。除关系国家安全的重要领域和重点企业外，逐步放松对外方控股其它企业和领域的限制。推动民营企业与外资开展投资合作，促进提高我国民营经济总体水平和国际竞争力。

继续鼓励跨国公司在华投资，设立地区总部、研发中心、采购中心、培训中心等各类营运中心和生产基地；鼓励跨国公司加强与我国本地企业的战略性合作，提高跨国公司本地化程度，更好地融入我国经济；鼓励跨国公司增加对我国本土企业的技术转移和扩散，防止跨国公司对我国重点行业和领域形成控制和垄断。

加大利用证券投资、投资基金等方式吸收外资的力度，继续支持国内企业境外上市。按照国际规范完善企业运营机制，根据企业发展需要，通过配股、增资等方式扩大利用外资规模。支持符合条件的国内大型企业，把握国际资本市场的有利时机，在香港和其他境外股票债券市场发行证券融资。继续加强和规范对国内企业到境外发行股票、上市、资金使用等方面的管理，树立我国企业在国际资本市场上的良好形象。

优化外资来源地结构，积极扩大欧盟、北美、日本等具有先进技术和管理经验的发达经济体对华投资规模，力争使发达经济体在华投资比重有较大提高。

重视吸引台湾地区投资，对台商来大陆投资继续执行“同等优先，适当放宽”的政策。积极推进内地与香港、澳门特别行政区更紧密经贸关系安排的实施，鼓励港澳地区加大对内地的投资，进一步加强和深化内地与香港、澳门的经济联系。继续鼓励海外华商来内地投资。

（七）提高利用国外贷款的质量和效益

积极、合理、高效地借用国外优惠贷款。保持借用国外优惠贷款的一定规模，兼顾使用国外贷款的社会效益和经济效益；注重吸收国际先进的技术、管理经验和知识理念，发挥贷款项目的示范和带动作用，提高贷款使用的质量和效益。

优化国外优惠贷款投向，更加突出资源节约、环境保护、生态建设、新农村建设和城乡协调发展、区域协调发展，重点支持交通设施建设、城市基础设施和环境保护建设、资源保护、生态建设，在降低贷款成本的前提下，适当增加对教育、公共卫生建设、农村和城市饮水安全、社区服务等社会发展领域的支持。坚持向中西部地区倾斜，改善投资环境。用于中西部地区和东北地区的贷款占国外优惠贷款的比重提高到80%以上。

利用国外优惠贷款方式要有创新和突破。在坚持以项目贷款为主的前提下，进一步探索国外优惠贷款与国内有关资金相结合的有效途径，研究利用中央预算内资金和国债资金与利用国外优惠贷款结合的方式。

适度扩大借用国际商业贷款规模。充分考虑国内人民币和外汇资金的供给情况、汇率变动趋势和国际资本市场筹资的综合成本和风险，支持符合条件的国内企业和金融机构采取国际资本市场融资、在境内发行外币债券及融资租赁等方式筹措资金、加快发展。根据国内产业政策和结构调整优化的要求，国际商业贷款重点支持金融、民航、石化、化工、电子信息、先进制造业等行业发展；贷款应用于引进先进技术和设备。探索利用国外资金完善国内信用体制建设，提高担保公司的担保能力，改善民营企业融资环境。对国际金融公司、亚洲开发银行等国际开发机构境内发行人民币债券要在“十五”试点的基础上，总结经验，稳步发展。

（八）加强对外债的宏观监测和全口径管理

针对外债管理口径调整、人民币外债出现，以及政策性银行和商业银行分类管理制度和现代企业制度逐步建立的新形势，研究制定相关政策，有效控制国家外债总规模，使我国外债的偿债率、债务率等各项主要指标控制在国际公认的安全线内。注意保持外债合理的期限结构和币种结构。合理控制短期外债规模。完善外债监测预警体系，切实加强对外债的全口径管理，加强对汇率风险和其它外债风险的分析，提高防范外债风险的能力。

四、“十一五”我国利用外资的政策措施

（一）建立更加公平、完善的外商投资环境

根据我国社会主义市场经济发展和对外开放的要求，研究制定外商投资促进方面的法律和政策，统一各类企业税收制度，修改完善加强外汇管理的法律制度，进一步完善适应社会主义市场经济需要的涉外法律体系。

减少政府行政审批事项，切实依法规范和简化办事程序，为企业发展创造公平、可预见的政策环境。积极推进海关大通关建设，大力提高通关效率。加大知识产权保护的立法和执法力度，严厉打击侵权行为，切实保障中外知识产权拥有者的合法权益。加强社会信用基础体系建设，健全失信惩戒制度，建立诚信社会。

加快建立包括外商投资（含外商直接投资和外商其它投资）和借用国外贷款在内的全口径的外资统计体系，全面监测、准确反映外资动态，及时、完整地向社会公布外资统计数据，为更好地进行决策提供基础。继续关注人民币汇率制度改革对利用外资的影响，及时提出相应的措施。进一步改善对资本和金融项目的管理，稳步推进人民币资本账户可兑换进程。密切关注国际资本流动的动态和重点国家利用外资政策变化，及时出台应对政策，保持我国对高质量、高水平外资的吸引力。

（二）加强对外商投资产业和区域投向的政策引导

根据经济形势的发展和变化，动态调整《外商投资产业指导目录》，进一步扩大对外开放、推进产业结构优化升级、节约资源、保护环境、遏制部分行业盲目投资和产能过剩。制定有关规范加工贸易发展的规定，健全加工贸易投资准入机制，促进加工贸易转型升级。修订《外商投资项目不予免税的进口商品目录》，进一步缩小内外资企业进口设备免税待遇差距，最终实行统一的进口设备税收政策。

严格遵守我国加入世界贸易组织的有关承诺，制定并发布促进服务业利用外资的有关规定，扩大服务业利用外资的领域。研究逐步放宽服务领域对外商投资在地域、股权、业务范围等方面限制的政策。积极、稳妥推进垄断性行业和领域对内外资统一、有序开放。制定进一步规范境外机构到境内从事房地产开发和投资房地产的管理办法，防止短期国际资本通过房地产对我国经济、金融形成大的冲击。

修改完善《中西部地区外商投资优势产业目录》，有效引导中西部地区外商投资方向。制定加快东北地区等老工业基地和中西部地区对外开放的相关政策和实施细则。

进一步规范境外合格机构投资者购买境内股票、债券，规范境外机构对我国上市公司进行战略投资，完善相关管理办法，在加快资本市场对内、对外开放的同时，引导证券投资资金有序、可控流动。

（三）强化落实节约资源和保护环境

制定完善外商投资项目的能耗、水耗、占用土地等准入标准，依法对包括外商投资企业在内的各类企业实行强制淘汰高耗能、高耗水落后工艺、技术和设备的制度。加强对包括外商投资企业在内的各类企业环境保护监管，加大执法力度，实行清洁生产审核、环境标识和环境认证制度。研究制定支持外商投资环保产业的综合性鼓励政策，加快污染治理市场化进程。研究制定规范的外商投资矿产资源勘探开发的准入政策，严格外商投资矿产资源勘探开发的准入条件。制定和完善鼓励外资投资节水、节能、节材和加强资源综合利用项目以及转让先进技术的相关政策。

（四）引导多种形式的内外资技术合作与联合创新

制定并发布引导外商特别是大型跨国公司把高端加工制造环节、研发机构转移到我国的综合性鼓励政策，鼓励跨国公司来华设立生产制造、配套、服务和培训基地，制定鼓励外商投资企业联合国内企业进行研发合作的配套政策，更好地发挥外商投资企业的技术溢出效应。

完善外商投资项目进口设备免税政策，鼓励外商投资项目更多地采购国内先进设备和技术，为国内成套装备、先进适用技术创造更好的市场环境，促进我国装备制造业发展。在加强知识产权保护的同时，充分借鉴国际经验，制定防止跨国公司滥用知识产权制约我国自主创新的规范政策，增强我主动参与知识产权规则制定的能力。

完善鼓励和规范外商在我国进行风险创业投资的管理规定，加快出台有关配套政策，借鉴国际风险投资的成功经验，健全外商进行风险创业投资的进入和退出机制。建立健全鼓励海外留学人员、海外侨胞专业人才回国创办高技术企业的政策体系。制定吸引海外高层次人才来我国投资和工作的税收、出入境、工作许可等相关配套政策。

（五）进一步加强借用国外贷款管理

继续完善对国外优惠贷款的管理，规范贷款的审批和使用程序，完善贷款的转贷机制，提高工作效率和资金的使用效率。要按照经济与社会协调发展的方针，拓展新的贷款领域，开拓新的贷款方式，以适应我经济社会不断发展的需要。加强与多边和双边国外贷款机构的协调与合作，在不断吸收其经验和技术的基础上，提倡积极互动。

落实促进中西部地区和东北地区利用国外优惠贷款的具体措施，在贷款比例、配套资金、配套政策方面提供支持，在贷款规划方面给予倾斜。充分发挥国外贷款在次区域经济合作中的积极作用，推动边境地区的经济增长和社会建设，为加强与周边国家区域经济合作创造条件。

修订完善国际开发机构在境内发行债券和使用发债筹集资金在境内进行股权和债权投资的有关规定，制定和完善我国企业在境内发行外币债券的管理办法，规范和支持国内债券市场的开放和发展。进一步完善规范外资参与不良资产处理的管理办法，提高不良资产处置效率，促进我国不良资产处置市场健康有序发展。

（六）提高外债风险监控和管理水平

进一步完善外债风险的预警体系，充实完善外债监控指标。有效调控合理的外债结构和使用方向，加强对外商投资企业外债、我国企业在境外设立机构的外债以及我国或有外债的管理和监测，加大对短期外债的调控力度，使外债管理与外汇管理有机结合，确保国际收支安全。

加强对国内企业外债风险管理的宏观指导，规范各种金融衍生工具的使用，加强对衍生产品交易产生的或有外债的管理，促进国内金融衍生产品市场的健康发展。

进一步改革外债管理模式，对不同的融资实体实行分类管理。推进内、外资企业外债管理的国民待遇，有效监控境外企业外债风险。研究提出对国际商业贷款总量控制、全口径管理的新方式。

（七）维护国家经济安全和公共利益

加快出台《反垄断法》，加大反垄断工作力度，维护公平竞争的市场秩序。进一步细化关系国计民生和国家安全的敏感性行业的政策，完善外资产业准入制度；加强对外资并购涉及国家安全的敏感行业重点企业的审查和监管，确保对关系国家安全和国计民生的战略行业、重点企业的控制力和发展主导权。重视外商独资企业对我国经济安全、特别是产业安全的影响，建立合理的评估和预警体系。加强税收监管，遏制外资企业通过转移定价、关联交易等手段转移利润。

建立合理的、符合国际惯例要求的企业资产价格评价机制，防止外资并购过程中国内资产和权益受到损失；在合资企业增资过程中依法维护中方的合理权益，保障被并购企业职工的合法权益；坚决制止土地低价格转让等损害我国利益的招商引资行为，继续加强对外商投资企业的行政执法监督制度。

采取有效措施严格规范各地区、各部门利用外资政策，保持地方、部门法规政策与国家法律法规的一致性和严肃性。各地方主要依靠本地优势和良好的投资环境吸引外资，不得擅自减免税收或擅自出台其它违反国家政策法规的优惠措施。继续改革完善招商引资方式，充分发挥企业的市场主体作用，更多地采用公开招标、网络招商等招商引资新形式，避免招商引资的盲目性和过度行政干预，提高招商引资的实际效果。

（八）积极参与国际经济规则的制定和协调

认真应对新一轮世界贸易组织谈判，积极稳妥地推进双边及区域经贸合作，加快发展多、双边投资合作关系，建立与重点国家投资合作促进机制，营造有利于我国吸收外资的外部环境。

添附資料 2：

《外商投资产业指导目录（2007 年修订）》

鼓励外商投资产业目录

一、农、林、牧、渔业

1. 中低产农田改造

2. 木本食用油料、调料和工业原料的种植及开发、生产

3. 蔬菜（含食用菌、西甜瓜）、干鲜果品、茶叶无公害栽培技术及产品系列化开发、生产

4. 糖料、果树、牧草等农作物新技术开发、生产

5. 花卉生产与苗圃基地的建设、经营

6. 橡胶、剑麻、咖啡种植

7. 中药材种植、养殖（限于合资、合作）

8. 农作物秸秆还田及综合利用、有机肥料资源的开发生产

9. 林木（竹）营造及良种培育、多倍体树木新品种和转基因树木新品种培育

10. 水产苗种繁育（不含我国特有的珍贵优良品种）

11. 防治荒漠化及水土流失的植树种草等生态环境保护工程建设、经营

12. 水产品养殖、深水网箱养殖、工厂化水产养殖、生态型海洋种养殖

二、采矿业

1. 煤层气勘探、开发和矿井瓦斯利用（限于合资、合作）

2. 石油、天然气的风险勘探、开发（限于合资、合作）

3. 低渗透油气藏（田）的开发（限于合资、合作）

4. 提高原油采收率及相关新技术的开发应用（限于合资、合作）

5. 物探、钻井、测井、录井、井下作业等石油勘探开发新技术的开发与应用（限于合作）

6. 油页岩、油砂、重油、超重油等非常规石油资源勘探、开发（限于合作）

7. 铁矿、锰矿勘探、开采及选矿

8. 提高矿山尾矿利用率的新技术开发和应用及矿山生态恢复技术的综合应用

9. 海底可燃冰勘探、开发（限于合作）

三、制造业

（一）农副食品加工业

1. 生物饲料、秸秆饲料、水产饲料的开发、生产

2. 水产品加工、贝类净化及加工、海藻功能食品开发

3. 蔬菜、干鲜果品、禽畜产品的储藏及加工

（二）食品制造业

1. 婴儿、老年食品及功能食品的开发、生产

2. 森林食品的开发、生产和加工

3. 天然食品添加剂、食品配料生产（限于合资、合作）

（三）饮料制造业

1. 果蔬饮料、蛋白饮料、茶饮料、咖啡饮料、植物饮料的开发、生产

（四）烟草制品业

1. 二醋酸纤维素及丝束加工（限于合资、合作）

2. 造纸法烟草薄片生产（限于合资、合作）

3. 过滤嘴棒加工生产（限于合资、合作）

（五）纺织业

1. 采用高新技术的产业用特种纺织品生产

2. 高档织物面料的织染及后整理加工

3. 符合生态、资源综合利用与环保要求的特种天然纤维（包括除羊毛以外的其他动物纤维、麻纤维、竹纤维、桑蚕丝、彩色棉花等）产品加工

4. 采用计算机集成制造系统的服装生产

5. 高档地毯、刺绣、抽纱产品生产

（六）皮革、皮毛、羽毛（绒）及其制品业

1. 皮革和毛皮清洁化技术加工

2. 皮革后整饰新技术加工

3. 高档皮革（沙发革、汽车坐垫革）的加工

（七）木材加工及木、竹、藤、棕、草制品业

1. 林业三剩物，“次、小、薪”材和竹材的综合利用新技术、新产品开发与生产

（八）造纸及纸制品业

1. 按林纸一体化建设的单条生产线年产 30 万吨及以上规模化学木浆和单条生产线年产 10 万吨及以上规模化学机械木浆以及同步建设的高档纸及纸板生产（限于合资、合作）

（九）石油加工及炼焦业

1. 针状焦、煤焦油深加工

（十）化学原料及化学制品制造业

1. 年产 80 万吨及以上规模乙烯生产（中方相对控股）

2. 乙烯下游产品衍生物的加工制造和乙烯副产品 C4－C9 产品（丁二烯生成合成橡胶除外）的综合利用

3. 年产 20 万吨及以上聚氯乙烯树脂生产（乙烯法）

4. 钠法漂粉精、聚氯乙烯和有机硅深加工产品生产

5. 苯、甲苯、二甲苯、乙二醇等基本有机化工原料及其衍生物生产

6. 合成材料的配套原料：双酚 A 生产、过氧化氢氧化丙烯法生产环氧丙烷

7. 合成纤维原料：精对苯二甲酸、己内酰胺、尼龙 66 盐、熔纺氨纶树脂生产

8. 合成橡胶：溶液丁苯橡胶（不包括热塑性丁苯橡胶）、丁基橡胶、异戊橡胶、聚氨酯橡胶、丙烯酸橡胶、氯醇橡胶、乙丙橡胶、丁腈橡胶，以及氟橡胶、硅橡胶等特种橡胶生产

9. 工程塑料及塑料合金：聚苯醚（PPO）、工程塑料尼龙 11 和尼龙 12、聚酰亚胺、聚砜、聚芳酯（PAR）、液晶聚合物等产品生产

10. 精细化工：催化剂、助剂、添加剂新产品、新技术，染（颜）料商品化加工技术，电子、造纸用高科技化学品，食品添加剂、饲料添加剂，皮革化学品（N-N 二甲基甲酰胺除外）、油田助剂，表面活性剂，水处理剂，胶粘剂，无机纤维、无机纳米材料生产，颜料包膜处理深加工

11. 低滞后高耐磨炭黑生产

12. 环保型印刷油墨、环保型芳烃油生产

13. 天然香料、合成香料、单离香料生产

14. 高性能涂料、水性汽车涂料及配套水性树脂生产

15. 氟氯烃替代物生产

16. 有机氟系列化工产品生产（氟氯烃或氢氟氯烃、四氟乙烯除外）

17. 从磷化工、铝冶炼中回收氟资源生产

18. 大型煤化工产品生产（中方控股）

19. 林业化学产品新技术、新产品开发与生产

20. 烧碱用离子膜、无机分离膜、功能隔膜生产

21. 环保用无机、有机和生物膜开发与生产

22. 新型肥料开发与生产：生物肥料、高浓度钾肥、复合肥料、缓释可控肥料、复合型微生物接种剂、复合微生物肥料、秸杆及垃圾腐熟剂、特殊功能微生物制剂

23. 高效、安全农药新品种和高性能农药新剂型的开发与生产

24. 生物农药及生物防治产品开发与生产：微生物杀虫剂、微生物杀菌剂、农用抗生素、昆虫信息素、天敌昆虫、微生物除草剂

25. 废气、废液、废渣综合利用和处理、处置

26. 有机高分子材料生产：有机硅改性舰船外壳涂料、飞机蒙皮涂料、稀土硫化铈红色染料、无铅化电子封装材料、彩色等离子体显示屏专用系列光刻浆料、小直径大比表面积超细纤维、高精度燃油滤纸、锂离子电池隔膜、塑料加工用多功能复合助剂、柠檬酸甘油二酸酯、氟咯菌腈、氰霜唑

（十一）医药制造业

1. 新型化合物药物或活性成份药物的生产（包括原料药和制剂）

2. 氨基酸类：丝氨酸、色氨酸、组氨酸、饲料用蛋氨酸等生产

3. 新型抗癌药物、新型心脑血管药及新型神经系统用药生产

4. 新型、高效、经济的避孕药具生产

5. 采用生物工程技术的新型药物生产

6. 杂环氟化物等含氟高生理活性药品及中间体的生产

7. 基因工程疫苗生产（艾滋病疫苗、丙肝疫苗、避孕疫苗等）

8. 生物疫苗生产

9. 卡介苗和脊髓灰质炎疫苗生产

10. 海洋药物开发与生产

11. 药品制剂：采用缓释、控释、靶向、透皮吸收等新技术的新剂型、新产品生产

12. 新型药用辅料的开发及生产

13. 生物医学材料及制品（人体尸体及其标本、人体器官组织及其标本加工除外）生产

14. 兽用抗菌原料药生产（包括抗生素、化学合成类）

15. 兽用抗菌药、驱虫药、杀虫药、抗球虫药新产品及新剂型开发与生产

16. 新型诊断试剂的生产

（十二）化学纤维制造业

1. 差别化化学纤维及芳纶、碳纤维、高强高模聚乙烯、聚苯硫醚（PPS）等高新技术化纤生产

2. 新溶剂法纤维素纤维等环保型化纤的生产

3. 纤维及非纤维用新型聚酯生产：聚对苯二甲酸丙二醇酯（PTT）、聚葵二酸乙二醇酯（PEN）、聚对苯二甲酸丁二醇酯（PBT）

4. 利用可再生资源、生物质工程技术生产的新型纤维材料生产：聚乳酸纤维 PLA、生物法多元醇 PDO 纤维等

5. 单线生产能力日产 100 吨及以上聚酰胺生产

6. 子午胎用芳纶纤维及帘线生产

（十三）塑料制品业

1. 农膜新技术及新产品（光解膜、多功能膜及原料等）开发与生产

2. 废旧塑料的消解和再利用

3. 塑料软包装新技术、新产品（高阻隔、多功能膜及原料）开发与生产

（十四）非金属矿物制品业

1. 新型节能、环保建筑材料开发生产：轻质高强多功能墙体材料、高档环保型装饰装修材料、优质防水密封材料、高效保温材料

2. 以塑代钢、以塑代木、节能高效的化学建材品生产

3. 年产 1000 万平方米及以上弹性体、塑性体改性沥青好防水卷材，宽幅（2 米以上）优质三元乙丙橡胶防水卷材及配套材料，耐久性聚氯乙稀卷材，TPO 防水卷材生产

4.屏蔽电磁波玻璃、微电子用玻璃基板、透红外线无铅玻璃、电子级大规格石英玻璃扩散管、超二代和三代微通道板、光学纤维面板和倒像器及玻璃光锥生产

5. 年产 5 万吨及以上玻璃纤维（池窑拉丝工艺生产线）及玻璃钢制品生产

6. 连续玻璃纤维原丝毡、玻璃纤维表面毡、微电子用玻璃纤维布及薄毡生产

7. 传像束及激光医疗光纤生产

8. 年产 100 万件及以上卫生瓷生产

9. 陶瓷原料的标准化精制、陶瓷用高档装饰材料生产

10. 水泥窑、高档（电子）玻璃、陶瓷、玻璃纤维、微孔炭砖等窑炉用高档耐火材料生产

11. 汽车催化装置用陶瓷载体、氮化铝（AIN）陶瓷基片、多孔陶瓷生产

12. 无机非金属材料及制品生产：人工晶体、碳/碳复合材料、特种陶瓷、特种密封材料、高速油封材料、特种胶凝材料、特种乳胶材料、水声橡胶制品、常温导热系数 0.025W/mK 及以下绝热材料等

13. 高技术复合材料生产：连续纤维增强热塑性复合材料和预浸料、耐温＞300℃树脂基复合材料成型用工艺辅助材料、树脂基复合材料桨叶、树脂基复合材料高档体育用品、特殊性能玻璃钢管（压力＞1.2MPa）、特种功能复合材料及制品、深水及潜水复合材料制品、医用及康复用复合材料制品、碳/碳复合材料及刹车片、高性能陶瓷基复合材料及制品、金属基复合材料及制品、金属层状复合材料及制品、压力≥320MPa 超高压复合胶管、大型客机航空轮胎

14. 精密高性能陶瓷及功能陶瓷原料生产：碳化硅（SiC）超细粉体 （纯度＞99%，平均粒径＜1μm）、氮化硅（Si3N4）超细粉体 （纯度＞99%，平均粒径＜1μm）、高纯超细氧化铝微粉（纯度＞99.9%，平均粒径＜0.5μm）、低温烧结氧化锆(ZrO2)粉体（烧结温度＜1350℃）、高纯氮化铝（AlN）粉体（纯度＞99%，平均粒径＜1μm）、金红石型 TiO2 粉体（纯度＞98.5%）、白炭黑（粒径＜100nm）、钛酸钡（纯度＞99%，粒径＜1μm）

15. 金刚石膜工具、厚度 0.3mm 及以下超薄人造金刚石锯片生产

16. 非金属矿精细加工（超细粉碎、高纯、精制、改性）

17. 超高功率石墨电极生产

18. 珠光云母生产（粒径 3-150μm）

19. 多维多向整体编制织物及仿形织物生产

20. 利用新型干法水泥窑无害化处置可燃工业废弃物和生活垃圾

（十五）有色金属冶炼及压延加工业

1. 直径 200mm 以上硅单晶及抛光片、多晶硅生产

2. 高新技术有色金属材料生产：新型高性能储氢材料，锂离子电池电极材料，化合物半导体材料（砷化镓、磷化镓、磷化铟、氮化镓），高温超导材料，记忆合金材料(钛镍、铜基及铁基记忆合金材料)，超细（纳米）碳化钙及超细（纳米）晶硬质合金，超硬复合材料，贵金属复合材料，散热器用铝箔，中高压阴极电容铝箔，特种大型铝合金型材，铝合金精密模锻件，电气化铁路架空导线，超薄铜带，耐蚀热交换器铜合金材，高性能铜镍、铜铁合金带，铍铜带、线、管及

棒加工材，耐高温抗衰钨丝，镁合金铸件，无铅焊料，镁合金及其应用产品，泡沫铝，钛合金带材及钛焊接管，原子能级海绵锆，钨及钼深加工产品

（十六）金属制品业

1. 汽车、摩托车轻量化及环保型新材料制造（车身铝板、铝镁合金材料、摩托车铝合金车架等）

2. 建筑五金件、水暖器材及五金件开发、生产

3. 用于包装各类粮油食品、果蔬、饮料、日化产品等内容物的金属包装制品（厚度 0.3 毫米以下）的制造及加工（包括制品的内外壁印涂加工）

（十七）通用机械制造业

1. 高档数控机床及关键零部件制造：五轴联动数控机床、数控座标镗铣加工中心、数控座标磨床、五轴联动数控系统及伺服装置、精密数控加工用高速超硬刀具

2. 1000 吨及以上多工位墩锻成型机制造

3. 报废汽车拆解、破碎处理设备制造

4. FTL 柔性生产线制造

5. 垂直多关节工业机器人、焊接机器人及其焊接装置设备制造

6. 特种加工机械制造：激光切割和拼焊成套设备、激光精密加工设备、数控低速走丝电火花线切割机、亚微米级超细粉碎机

7. 300 吨及以上轮式、履带式起重机械制造（限于合资、合作）

8. 压力（35-42MPa）通轴高压柱塞泵及马达、压力（35-42MPa）低速大扭矩马达的设计与制造

9. 电液比例伺服元件制造

10. 压力（21-31.5MPa）整体多路阀、功率 0.35W 以下气动电磁阀、200Hz 以上高频电控气阀设计与制造

11. 静液压驱动装置设计与制造

12. 压力 10MPa 以上非接触式气膜密封、压力 10MPa 以上干气密封（包括实验装置）的开发与制造

13. 汽车用高分子材料（摩擦片、改型酚醛活塞、非金属液压总分泵等）设备开发与制造

14. 第三、四代轿车轮毂轴承（轴承内、外圈带法兰盘和传感器的轮毂轴承功能部件），高中档数控机床和加工中心轴承（加工中心具有三轴以上联动功能、定位重复精度为 3-4μm），高速线材、板材轧机轴承（单途线材轧机轧速 120m/s 及以上、薄板轧机加工板厚度 2mm 及以上的支承和工作辊轴承），高速铁路轴承（行驶速度大于 200km/h），振动值 Z4 以下低噪音轴承（Z4、Z4P、V4、V4P 噪音级），各类轴承的 P4、P2 级轴承制造

15. 耐高温绝缘材料（绝缘等级为 F、H 级）及绝缘成型件制造

16. 液压气动用橡塑密封件开发与制造

17. 12.9 级及以上高强度紧固件制造

18. 汽车、摩托车用精铸、精锻毛坯件制造

19. 机床、汽车零部件（五大总成除外）、工程机械再制造

（十八）专用设备制造业

1. 矿山无轨采、装、运设备制造：100 吨及以上机械传动矿用自卸车，移动式破碎机，3000 立方米 / 小时及以上斗轮挖掘机，5 立方米及以上矿用装载机，2000 千瓦以上电牵引采煤机设备等

2. 物探、测井设备制造：MEME 地震检波器，数字遥测地震仪，数字成像、数控测井系统，水平井、定向井、钻机装置及器具，MWD 随钻测井仪

3. 石油勘探、钻井、集输设备制造：工作水深大于 500 米的浮式钻井系统和浮式生产系统，工作水深大于 600 米的海底采油、集输设备，绞车功率大于 3000 千瓦、顶部驱动力大于 850 千瓦、钻井泵功率大于 1800 千瓦的深海用石油钻机，钻井深度 9000 米以上的陆地石油钻机和沙漠石油钻机，1000 万吨/年炼油装置用 80 吨及以上活塞力往复压缩机，数控石油深井测井仪，石油钻井泥浆固孔设备

4. 直径 6 米以上盾构机系统集成设计与制造、直径 5 米以上全断面硬岩掘进机（TBM）系统集成设计与制造、口径 1 米以上深度 30 米以上大口径旋挖钻机制造、直径 1.2 米以上顶管机设计与制造、回拖力 200 吨以上大型非开挖铺设地下管线成套设备制造、地下连续墙施工钻机制造、自动垂直钻井系统制造

5. 100 吨及以上大型吊管机、320 马力及以上大型挖沟机设计与制造

6. 接地压力 0.03MPa 及以下、功率 220 马力及以上履带推土机，520 马力及以上大型推土机设计与制造

7. 100 立方米/时及以上规格的清淤机、1000 吨及以上挖泥船的挖泥装置设计与制造

8. 防汛堤坝用混凝土防渗墙施工装备设计与制造

9. 水下土石方施工机械制造：水深 9 米以下推土机、装载机、挖掘机等

10. 公路桥梁养护、自动检测设备制造

11. 公路隧道营运监控、通风、防灾和救助系统设备制造

12. 铁路大型施工、大型养路机械和运营安全设备的设计与制造

13. （沥青）油毡瓦设备、镀锌钢板等金属屋顶生产设备制造

14. 环保节能型现场喷涂聚氨酯防水保温系统设备、聚氨酯密封膏配制技术与设备、改性硅酮密封膏配制技术和生产设备制造

15. 薄板坯连铸机、高精度带材轧机（厚度精度 10 微米）设计与制造

16. 直接还原铁和熔融还原铁设备制造

17. 50 吨以上大功率直流电弧炉制造

18. 彩色涂、镀板材设备制造

19. 多元素、细颗粒、难选冶金属矿产的选矿装置制造

20. 80 万吨/年及以上乙烯成套设备中的关键设备制造：裂解气、乙烯丙稀离心压缩机，年处理能力 10 万吨以上混合造粒机，直径 800 毫米及以上离心机，

工作温度250℃以上、工作压力15Mpa以上的高温高压耐腐蚀泵和阀门，-55℃以下的低温及超低温泵等（限于合资、合作）

21. 大型煤化工成套设备制造（限于合资、合作）

22. 金属制品模具（如铜、铝、钛、锆的管、棒、型材挤压模具）设计、制造、修理

23. 汽车车身外覆盖件冲压模具设计与制造，汽车及摩托车夹具、检具设计与制造

24. 精度高于0.02毫米（含0.02毫米）精密冲压模具、精度高于0.05毫米（含0.05毫米）精密型腔模具、模具标准件设计与制造

25. 非金属制品模具设计与制造

26. 6万瓶/时及以上啤酒灌装设备、5万瓶/时及以上饮料中温及热灌装设备、3.6万瓶/时及以上无菌灌装设备制造

27. 氨基酸、酶制剂、食品添加剂等生产技术及关键设备制造

28. 10吨/小时及以上的饲料加工成套设备及关键部件制造

29. 楞高0.75毫米及以下的轻型瓦楞纸板及纸箱设备制造

30. 对开单张纸多色平版印刷机印刷速度大于16000对开张/时（720×1020毫米）、对开双面印单张纸多色平版印刷机印刷速度13000对开张/时（720×1020毫米）、全张幅单张纸多色平版印刷机印刷速度13000对开张/时（1000×1400毫米）制造

31. 单幅单纸路卷筒纸平版印刷机印刷速度大于75000对开张/时（787×880毫米）、双幅单纸路卷筒纸平版印刷机印刷速度大于170000对开张/时（787×880毫米）、商业卷筒纸平版印刷机印刷速度大于50000对开张/时（787×880毫米）制造

32. 速度300米/分钟以上、幅宽1000毫米以上多色柔版印刷机制造

33. 计算机墨色预调、墨色遥控、水墨速度跟踪、印品质量自动检测和跟踪系统、无轴传动技术、速度在75000张/时的高速自动接纸机、给纸机和可以自动遥控调节的高速折页机、自动套印系统、冷却装置、加硅系统、调偏装置等制造

34. 平板玻璃深加工技术及设备制造

35. 高技术含量的特种工业缝纫机制造

36. 新型造纸机械（含纸浆）等成套设备制造

37. 皮革后整饰新技术设备制造

38. 农产品加工及储藏新设备开发与制造：粮食、油料、蔬菜、干鲜果品、肉食品、水产品等产品的加工储藏、保鲜、分级、包装、干燥等新设备，农产品品质检测仪器设备，农产品品质无损伤检测仪器设备，流变仪，粉质仪，超微粉碎设备，高效脱水设备，五效以上高效果汁浓缩设备，粉体食品物料杀菌设备，固态及半固态食品无菌包装设备，无菌包装用包装材料、乳制品生产用直投式发酵剂、碟片式分离离心机

39. 农业机械制造：农业设施设备（温室自动灌溉设备、营养液自动配置与施肥设备、高效蔬菜育苗设备、土壤养分分析仪器），配套发动机功率 120 千瓦以上拖拉机及配套农具，低油耗低噪音低排放柴油机，大型拖拉机配套的带有残余雾粒回收装置的喷雾机，高性能水稻插秧机，棉花采摘机及棉花采摘台，适应多种行距的自走式玉米联合收割机（液压驱动或机械驱动）

40. 林业机具新技术设备制造

41. 农作物秸秆还田及综合利用设备制造、稻壳综合利用设备制造

42. 农用废物的综合利用及规模化畜禽养殖废物的综合利用设备制造

43. 节肥、节（农）药、节水型农业技术设备制造

44. 机电井清洗设备及清洗药物生产设备制造

45. 电子内窥镜制造

46. 眼底摄影机制造

47. 医用成像设备（高场强超导型磁共振 MRI、CT、X 线计算机断层、B 超等）关键部件的制造

48. 医用超声换能器（3D）制造

49. 硼中子俘获治疗设备制造

50. X 射线立体定向放射治疗系统制造

51. 血液透析机、血液过滤机制造

52. 全自动酶免系统（含加样、酶标、洗板、孵育、数据后处理等部分功能）设备制造

53. 药品质量控制新技术、新设备制造

54. 中药有效物质分析的新技术、提取的新工艺、新设备开发与制造

55. 新型药品包装材料、容器及先进的制药设备制造

56. 新型纺织机械、关键零部件及纺织检测、实验仪器开发与制造

57. 电脑提花人造毛皮机制造

58. 太阳能电池生产专用设备制造

59. 污染防治设备开发与制造

60. 城市垃圾处理设备及农村有机垃圾综合利用设备制造

61. 废旧塑料、电器、橡胶、电池回收处理再生利用设备制造

62. 水生生态系统的环境保护技术、设备制造

63. 日产 10 万立方米及以上海水淡化及循环冷却技术和成套设备开发与制造

64. 特种气象观测及分析设备制造

65. 地震台站、台网和流动地震观测技术系统开发及仪器设备制造

66. 三鼓及以上子午线轮胎成型机制造

67. 滚动阻力试验机、轮胎噪音试验室制造

68. 供热计量、温控装置新技术设备制造

69. 氢能制备与储运设备及检查系统制造

70. 新型重渣油气化雾化喷嘴、漏汽率 0.5%及以下高效蒸汽疏水阀、1000℃及以上高温陶瓷换热器制造

71. 废旧轮胎综合利用装置制造

（十九）交通运输设备制造业

1. 汽车整车制造（外资比例不高于 50%）及汽车研发机构建设

2. 汽车发动机制造、发动机再生制造及发动机研发机构建设：升功率不低于 50 千瓦的汽油发动机、升功率不低于 40 千瓦的排量 3 升以下柴油发动机、升功率不低于 30 千瓦的排量 3 升以上柴油发动机、燃料电池和混合燃料等新能源发动机制造

3. 汽车关键零部件制造及关键技术研发：盘式制动器总成、驱动桥总成、自动变速箱、柴油机燃油泵、发动机进气增压器、粘性连轴器（四轮驱动用）、液压挺杆、电子组合仪表、车用曲轴及连杆（8 升以上柴油发动机）、防抱死制动系统（ABS、ECU、阀体、传感器）、电子稳定系统（ESP）、电路制动系统（BBW）、电子制动力分配系统（EBD）、牵引力控制系统、汽车安全气囊用气体发生器、柴油电子喷射系统、燃油共轨喷射技术（最大喷射压力大于 1600 帕）、可变截面涡轮增压技术（VGT）、可变喷嘴涡轮增压技术（VNT）、达到中国Ⅳ阶段污染物排放标准的发动机排放控制装置、智能扭矩管理系统（ITM）及耦合器总成、线控转向系统、柴油机颗粒捕捉器、智能气缸、汽车用特种橡胶配件

4. 汽车电子装置制造与研发：发动机和底盘电子控制系统及关键零部件，车载电子技术（汽车信息系统和导航系统），汽车电子总线网络技术（限于合资），电子控制系统的输入（传感器和采样系统）输出（执行器）部件，电动助力转向系统电子控制器（限于合资），嵌入式电子集成系统（限于合资、合作）、电控式空气弹簧，电子控制式悬挂系统，电子气门系统装置，电子油门，动力电池（镍氢和锂离子）及控制系统（限于合资），一体化电机及控制系统（限于合资），轮毂电机、多功能控制器（限于合资），燃料电池堆及其零部件、车用储氢系统，汽车、摩托车型试验及维修用检测系统

5. 摩托车关键零部件制造：摩托车电控燃油喷射技术（限于合资、合作）、达到中国摩托车Ⅲ阶段污染物排放标准的发动机排放控制装置

6. 轨道交通运输设备（限于合资、合作）：高速铁路、铁路客运专线、城际铁路、干线铁路及城市轨道交通运输设备的整车和关键零部件（牵引传动系统、控制系统、制动系统）的研发、设计与制造；高速铁路、铁路客运专线、城际铁路及城市轨道交通旅客服务设施和设备的研发、设计与制造，信息化建设中有关信息系统的设计与研发；高速铁路、铁路客运专线、城际铁路的轨道和桥梁设备研发、设计与制造，轨道交通运输通信信号系统的研发、设计与制造，电气化铁路设备和器材制造、铁路噪声和振动控制技术与研发、铁路客车排污设备制造、铁路运输安全监测设备制造

7. 民用飞机设计、制造与维修：干线、支线飞机（中方控股），通用飞机（限于合资、合作）

8. 民用飞机零部件制造与维修

9. 民用直升机设计与制造：3 吨级及以上（中方控股），3 吨级以下（限于合资、合作）

10. 民用直升机零部件制造

11. 地面、水面效应飞机制造（中方控股）

12. 无人机、浮空器设计与制造（中方控股）

13. 航空发动机及零部件、航空辅助动力系统设计、制造与维修（限于合资、合作）

14. 民用航空机载设备设计与制造（限于合资、合作）

15. 民用运载火箭设计与制造（中方控股）

16. 航空地面设备制造：民用机场设施、民用机场运行保障设备、飞行试验地面设备、飞行模拟与训练设备、航空测试与计量设备、航空地面试验设备、机载设备综合测试设备、航空制造专用设备、航空材料试制专用设备、民用航空器地面接收及应用设备、运载火箭地面测试设备、运载火箭力学及环境实验设备

17. 航天器光机电产品、航天器温控产品、星上产品检测设备、航天器结构与机构产品制造

18. 轻型燃气轮机制造

19. 高新技术船舶及海洋工程装备的设计（限于合资、合作）

20. 船舶（含分段）及海洋工程装备的修理、设计与制造（中方控股）

21. 船舶低、中、高速柴油机的设计（限于合资、合作）

22. 船舶柴油机零部件的设计与制造（限于合资、合作）

23. 船舶低、中速柴油机及曲轴的设计与制造（中方控股）

24. 船舶舱室机械、甲板机械的设计与制造（中方相对控股）

25. 船舶通讯导航设备的设计与制造：船舶通信系统设备、船舶电子导航设备、船用雷达、电罗经自动舵、船舶内部公共广播系统等

26. 远洋捕捞渔船、游艇的设计与制造（限于合资、合作）

（二十）电气机械及器材制造业

1. 60 万千瓦超临界、100 万千瓦超超临界火电站用关键设备制造（限于合资、合作）：锅炉给水泵，循环水泵，工作温度 400℃以上、工作压力 20Mpa 以上的主蒸汽回路高温高压阀门

2. 百万千瓦级核电站用关键设备制造（限于合资、合作）：核Ⅰ级、核Ⅱ级泵和阀门

3. 火电站脱硫、脱硝、布袋除尘器技术及设备制造

4. 核电、火电设备的密封件设计、制造

5. 核电设备用大型铸锻件制造

6. 输变电设备（限于合资、合作）：非晶态合金变压器、500 千伏及以上高压电器用大套管、高压开关用操作机构及自主型整体弧触头、直流输电用干式

电抗器、6英寸直流换流阀用大功率晶阀管的设计与制造，符合欧盟RoHS指令的电器触头材料及无Pb、Cd的焊料制造

7. 新能源发电成套设备或关键设备制造（限于合资、合作）：光伏发电、地热发电、潮汐发电、波浪发电、垃圾发电、沼气发电、1.5兆瓦及以上风力发电设备

8. 斯特林发电机组制造

9. 直线和平面电机及其驱动系统开发与制造

10. 太阳能空调、采暖系统、太阳能干燥装置制造

11. 生物质干燥热解系统、生物质气化装置制造

12. 交流调频调压牵引装置制造

13. 智能化塑壳断路器（电压380V、电流1000A）、大型工程智能化柜式或抽屉式断路器、带总线式智能化电控配电成套装置制造

（二十一）通信设备、计算机及其他电子设备制造业

1. 数字摄录机、数字放声设备和数字影院制作、编辑、播放设备制造

2. TFT-LCD、PDP、OLED、FED（含SED等）平板显示屏、显示屏材料制造

3. 大屏幕彩色投影显示器用光学引擎、光源、投影屏、高清晰度投影管和微显投影设备模块等关键件制造

4. 数字音、视频编解码设备，数字广播电视演播室设备，数字有线电视系统设备，数字音频广播发射设备，数字电视上下变换器，数字电视地面广播单频网（SFN）设备，卫星数字电视上行站设备，卫星公共接收电视（SMATV）前端设备制造

5. 600万像素以上高性能数字单镜头反光照相机制造

6. 集成电路设计，线宽0.18微米及以下大规模数字集成电路制造，0.8微米及以下模拟、数模集成电路制造及BGA、PGA、CSP、MCM等先进封装与测试

7. 大中型电子计算机、百万亿次高性能计算机、便携式微型计算机、、每秒一万亿次及以上高档服务器、大型模拟仿真系统、大型工业控制机及控制器制造

8. 计算机数字信号处理系统及板卡制造

9. 图形图像识别和处理系统制造

10. 大容量光、磁盘驱动器及其部件开发与制造

11. 高速、容量100TB及以上存储系统及智能化存储设备制造

12. 大幅面（幅宽900mm以上）高分辨率彩色打印设备、精度2400dbi及以上高分辨率彩色打印机机头、大幅面（幅宽900mm以上）高清晰彩色复印设备制造

13. 计算机辅助设计（三维CAD）、辅助测试（CAT）、辅助制造（CAM）、辅助工程（CAE）系统及其他计算机应用系统制造

14. 软件产品开发、生产

15. 电子专用材料开发与制造（光纤预制棒开发与制造除外）

16. 电子专用设备、测试仪器、工模具制造

17. 新型电子元器件制造：片式元器件、敏感元器件及传感器、频率控制与选择元件、混合集成电路、电力电子器件、光电子器件、新型机电元件、高密度互连积层板、多层挠性板、刚挠印刷电路板及封装载板

18. 高技术绿色电池制造：动力镍氢电池、锌镍蓄电池、锌银蓄电池、锂离子电池、高容量全密封免维护铅酸蓄电池、太阳能电池、燃料电池、圆柱型锌空气电池等

19. 发光效率 501m/W 以上高亮度发光二极管、发光效率 501m/W 以上发光二极管外延片（蓝光）、发光效率 501m/W 以上且功率 200mW 以上白色发光管制造

20. RFID 芯片开发与制造

21. 高密度数字光盘机用关键件开发与生产

22. 只读类光盘复制和可录类光盘生产

23. 民用卫星设计与制造（中方控股）

24. 民用卫星有效载荷制造（中方控股）

25. 民用卫星零部件制造

26. 卫星通信系统设备制造

27. 卫星导航定位接收设备及关键部件制造

28. 光通信测量仪表、速率 10Gb/s 及以上光收发器制造

29. 超宽带（UWB）通信设备制造

30. 无线局域网（广域网）设备制造

31. 光交叉连接设备（OXC）、自动光交换网络设备（ASON）、40G/sSDH 以上光纤通信传输设备、光纤传输粗波分复用（CWDM）设备制造

32. 异步转移模式（ATM）及 IP 数据通信系统制造

33. 第三代及后续移动通信系统手机、基站、核心网设备以及网络检测设备开发制造

34. 高端路由器、千兆比以上网络交换机开发、制造

35. 空中交通管制系统设备制造（限于合资、合作）

（二十二）仪器仪表及文化、办公用机械制造业

1. 现场总线控制系统及关键零部件制造

2. 大型精密仪器开发与制造：包括电子显微镜、激光扫描显微镜、扫描隧道显微镜、功率 2kw 以上激光器、电子探针、光电直读光谱仪、拉曼光谱仪、质谱仪、液相色谱仪、工业色谱仪、色-质联用仪、核磁共振波谱仪、能谱仪、X 射线荧光光谱仪、衍射仪、工业 CT、大型动平衡试验机、在线机械量自动检测系统、转速 100000r/min 以上超高速离心机、大型金相显微镜、三座标测量机、激光比长仪、电法勘探仪、500m 以上航空电法及伽玛能谱测量仪器、井中重力及三分量磁力仪、高精度微伽重力及航空重力梯度测量仪器、地球化学元素野外现场快速分析仪、便携式地质雷达

3. 高精度数字电压表、电流表制造（显示量程七位半以上）

4. 无功功率自动补偿装置制造

5. 两相流量计、固体流量计制造

6. 电子枪自动镀膜机制造

7. 管电压 800 千伏及以上工业 X 射线探伤机制造

8. 安全生产及环保检测仪器新技术设备制造

9. VXI 总线式自动测试系统（符合 IEEE1155 国际规范）制造

10. 煤矿井下监测及灾害预报系统、煤炭安全检测综合管理系统开发与制造

11. 工程测量和地球物理观测设备制造：数字三角测量系统、三维地形模型数控成型系统（面积＞1000×1000mm、水平误差＜1mm、高程误差＜0.5mm）、超宽频带地震计（Φ＜5cm、频带 0.01-50Hz、等效地动速度噪声＜10-9m/s）、地震数据集合处理系统、综合井下地震和前兆观测系统、精密可控震源系统、工程加速度测量系统、高精度 GPS 接收机（精度 1mm+1ppm）、INSAR 图像接收及处理系统、INSAR 图像接收及处理系统、精度＜1 微伽的绝对重力仪、卫星重力仪、采用相干或双偏振技术的多普勒天气雷达、能见度测量仪、气象传感器（温、压、湿、风、降水、云、能见度、辐射、冻土、雪深）、防雷击系统、多级飘尘采样计、3-D 超声风速仪、高精度智能全站仪、三维激光扫描仪、钻探用高性能金刚石钻头、无合作目标激光测距仪、风廓线仪（附带 RASS）、GPS 电子探控仪系统、CO2/H2O 通量观测系统、边界层多普勒激光雷达、颗粒物颗粒经谱仪器（3nm-20μm）、高性能数据采集器、水下滑翔器

12. 环保检测仪器的新技术设备制造：空气质量检测、水质检测、烟气在线检测仪器的新技术设备，应急处理所需仪器和成套系统发展新型微分光学多组分析系统，自校准、组合式、低漂移、联网遥测、遥控仪器及系统等

13. 大气污染防治设备制造：耐高温及耐腐蚀滤料、燃煤电厂湿式脱硫成套设备、低 NO_x 燃烧装置、烟气脱氮催化剂及脱氮成套装置、工业有机废气净化设备、柴油车排气净化装置

14. 水污染防治设备制造：卧式螺旋离心脱水机、膜及膜材料、10kg/h 以上的臭氧发生器、10kg/h 以上的二氧化氯发生器、紫外消毒装置、农村小型生活污水处理设备

15. 固体废物处理处置设备制造：垃圾填埋厂防渗土工膜、危险废物处理装置、垃圾填埋场沼气发电装置、规模化畜禽养殖废物的综合利用设备

16. 环境监测仪器制造：SO2 自动采样器及测定仪、NOX 及 NO2 自动采样器及测定仪、O3 自动监测仪、CO 自动监测仪、烟气及粉尘自动采样器及测定仪、烟气自动采样器及测定仪、便携式有毒有害气体测定仪、空气中有机污染物自动分析仪、COD 自动在线监测仪、BOD 自动在线监测仪、浊度在线监测仪、DO 在线监测仪、TOC 在线监测仪、氨氮在线监测仪、辐射剂量检测仪、射线分析测试仪

17. 水文数据采集、处理与传输和防洪预警仪器及设备制造

18. 海洋勘探监测仪器和设备制造：中深海水下摄像机和水下照相机、多波束探测仪、中浅地层剖面探测仪、走航式温盐深探测仪、磁通门罗盘、液压绞车、

水下密封电子连接器、效率＞90%的反渗透海水淡化用能量回收装置、效率＞85%的反渗透海水淡化用高压泵、反渗透海水淡化膜（脱盐率＞99.7%）、日产 2 万吨以上低温多效蒸馏海水淡化装置、海洋生态系统监测浮标、剖面探测浮标、一次性使用的电导率温度和深度测量仪器(XCTD)、现场水质测量仪器、智能型海洋水质监测用化学传感器（连续工作 3~6 个月）、电磁海流计、声学多普勒海流剖面仪（自容式、直读式和船用式）、电导率温度深度剖面仪、声学应答释放器、远洋深海潮汐测量系统（布设海底）

（二十三）其他制造业

1. 洁净煤技术产品的开发利用及设备制造（煤炭气化、液化、水煤浆、工业型煤）

2. 煤炭洗选及粉煤灰（包括脱硫石膏）、煤矸石等综合利用

3. 全生物降解材料的生产

四、电力、煤气及水的生产及供应业

1. 采用整体煤气化联合循环（IGCC）、30 万千瓦及以上循环流化床、10 万千瓦及以上增压循环流化床（PFBC）洁净燃烧技术电站的建设、经营

2. 背压型热电联产电站的建设、经营

3. 发电为主水电站的建设、经营

4. 核电站的建设、经营（中方控股）

5. 新能源电站（包括太阳能、风能、磁能、地热能、潮汐能、波浪能、生物质能等）建设经营

6. 海水利用（海水直接利用、海水淡化）、工业废水处理回收利用产业化

7. 城市供水厂建设、经营

五、交通运输、仓储和邮政业

1. 铁路干线路网的建设、经营（中方控股）

2. 支线铁路、地方铁路及其桥梁、隧道、轮渡和站场设施的建设、经营（限于合资、合作）

3. 高速铁路、铁路客运专线、城际铁路基础设施综合维修（中方控股）

4. 公路、独立桥梁和隧道的建设、经营

5. 公路货物运输公司

6. 港口公用码头设施的建设、经营

7. 民用机场的建设、经营（中方相对控股）

8. 航空运输公司（中方控股）

9. 农、林、渔业通用航空公司（限于合资、合作）

10. 定期、不定期国际海上运输业务（中方控股）

11. 国际集装箱多式联运业务

12. 输油（气）管道、油（气）库的建设、经营

13. 煤炭管道运输设施的建设、经营

14. 运输业务相关的仓储设施建设、经营

六、批发和零售业

1. 一般商品的配送

2. 现代物流

七、租赁和商务服务业

1. 会计、审计（限于合作、合伙）

2. 国际经济、科技、环保信息咨询服务

3. 以承接服务外包方式从事系统应用管理和维护、信息技术支持管理、银行后台服务、财务结算、人力资源服务、软件开发、呼叫中心、数据处理等信息技术和业务流程外包服务

八、科学研究、技术服务和地质勘查业

1. 生物工程与生物医学工程技术、生物质能源开发技术

2. 同位素、辐射及激光技术

3. 海洋开发及海洋能开发技术、海洋化学资源综合利用技术、相关产品开发和精深加工技术、海洋医药与生化制品开发技术

4. 海洋监测技术（海洋浪潮、气象、环境监测）、海底探测与大洋资源勘查评价技术

5. 综合利用海水淡化后的浓海水制盐、提取钾、溴、镁、锂及其深加工等海水化学资源高附加值利用技术

6. 节约能源开发技术

7. 资源再生及综合利用技术、企业生产排放物的再利用技术开发及其应用

8. 环境污染治理及监测技术

9. 化纤生产的节能降耗、三废治理新技术

10. 防沙漠化及沙漠治理技术

11. 草畜平衡综合管理技术

12. 民用卫星应用技术

13. 研究开发中心

14. 高新技术、新产品开发与企业孵化中心

九、水利、环境和公共设施管理业

1. 综合水利枢纽的建设、经营（中方控股）

2. 城市封闭型道路建设、经营

3. 城市地铁、轻轨等轨道交通的建设、经营（中方控股）

4. 污水、垃圾处理厂，危险废物处理处置厂（焚烧厂、填埋场）及环境污染治理设施的建设、经营

十、教育

1. 高等教育机构（限于合资、合作）

十一、卫生、社会保障和社会福利业

1. 老年人、残疾人和儿童服务机构

十二、文化、体育和娱乐业

1. 演出场所经营（中方控股）
2. 体育场馆经营、健身、竞赛表演及体育培训和中介服务

限制外商投资产业目录

一、农、林、牧、渔业

1. 农作物新品种选育和种子开发生产（中方控股）
2. 珍贵树种原木加工（限于合资、合作）
3. 棉花（籽棉）加工

二、采矿业

1. 特殊和稀缺煤种勘查、开采（中方控股）
2. 重晶石勘查、开采(限于合资、合作)
3. 贵金属（金、银、铂族）勘查、开采
4. 金刚石等贵重非金属矿的勘查、开采
5. 磷矿开采、选矿
6. 硼镁石及硼镁铁矿石开采
7. 天青石开采
8. 大洋锰结核、海砂的开采（中方控股）

三、制造业

（一）农副食品加工业

1. 大豆、油菜籽食用油脂加工（中方控股），玉米深加工
2. 生物液体燃料（燃料乙醇、生物柴油）生产（中方控股）

（二）饮料制造业

1. 黄酒、名优白酒生产（中方控股）
2. 碳酸饮料生产

（三）烟草制品业

1. 打叶复烤烟叶加工生产

（四）印刷业和记录媒介的复制

1. 出版物印刷（中方控股，包装装潢印刷除外）

（五）石油加工及炼焦业

1. 年产 800 万吨及以下炼油厂建设、经营

（六）化学原料及化学制品制造业

1. 烧碱（氢氧化钠）、钾碱（氢氧化钾）生产
2. 感光材料生产
3. 联苯胺生产
4. 易制毒化学品生产（麻黄素、3，4-亚基二氧苯基-2-丙酮、苯乙酸、1-苯基-2-丙酮、胡椒醛、黄樟脑、异黄樟脑、醋酸酐）
5. 氟氯烃或氢氟氯烃、四氟乙烯、氟化铝、氢氟酸生产
6. 顺丁橡胶、乳液聚合丁苯橡胶、热塑性丁苯橡胶生产
7. 甲烷氯化物（一氯甲烷除外）、电石法聚氯乙烯生产
8. 硫酸法钛白粉、平炉法高锰酸钾生产

9. 硼镁铁矿石加工

10. 钡盐、锶盐生产

（七）医药制造业

1. 氯霉素、青霉素 G、洁霉素、庆大霉素、双氢链霉素、丁胺卡那霉素、盐酸四环素、土霉素、麦迪霉素、柱晶白霉素、环丙氟哌酸、氟哌酸、氟嗪酸生产

2. 安乃近、扑热息痛、维生素 B1、维生素 B2、维生素 C、维生素 E、多种维生素制剂和口服钙剂生产

3. 国家计划免疫的疫苗（卡介苗和脊髓灰质炎疫苗除外）、菌苗类及抗毒素、类毒素类（白百破、麻疹、乙脑、流脑疫苗等）生产

4. 麻醉药品及一类精神药品原料药生产（中方控股）

5. 血液制品的生产

6. 非自毁式一次性注射器、输液器、输血器及血袋生产

（八）化学纤维制造业

1. 常规切片纺的化纤抽丝生产

2. 粘胶短纤维生产

（九）橡胶制品业

1. 旧轮胎翻新（子午线轮胎除外）及低性能工业橡胶配件生产

（十）有色金属冶炼及压延加工业

1. 钨、钼、锡（锡化合物除外）、锑（含氧化锑和硫化锑）等稀有金属冶炼

2. 电解铝、铜、铅、锌等有色金属冶炼

3. 稀土冶炼、分离（限于合资、合作）

（十一）金属制品业

1. 集装箱生产

（十二）通用设备制造业

1. 各类普通级（P0）轴承及零件（钢球、保持架）、毛坯制造

2. 300 吨以下轮式、履带式起重机械制造（限于合资、合作）

（十三）专用设备制造业

1. 中低档 B 型超声显像仪制造

2. 一般涤纶长丝、短纤维设备制造

3. 320 马力及以下推土机、30 吨级及以下液压挖掘机、6 吨级及以下轮式装载机、220 马力及以下平地机、压路机、叉车、135 吨级及以下非公路自卸翻斗车、路面铣平返修机械设备、园林机械和机具、商品混凝土机械（托泵、搅拌车、搅拌站、泵车）制造

（十四）交通运输设备制造业

1. 普通船舶（含分段）修理、设计与制造（中方控股）

（十五）通信设备、计算机及其他电子设备制造业

1. 卫星电视广播地面接收设施及关键件生产

2. 税控收款机产品制造

四、电力、煤气及水的生产和供应业

1. 西藏、新疆、海南等小电网范围内，单机容量 30 万千瓦及以下燃煤凝汽火电站、单机容量 10 万千瓦及以下燃煤凝汽抽汽两用机组热电联产电站的建设、经营

2. 电网的建设、经营（中方控股）

五、交通运输、仓储和邮政业

1. 铁路货物运输公司

2. 铁路旅客运输公司（中方控股）

3. 公路旅客运输公司

4. 出入境汽车运输公司

5. 水上运输公司（中方控股）

6. 摄影、探矿、工业等通用航空公司（中方控股）

7. 电信公司：增值电信业务（外资比例不超过 50%），基础电信中的移动话音和数据服务（外资比例不超过 49%），基础电信中的国内业务和国际业务（外资比例不超过 35%，不迟于 2007 年 12 月 11 日允许外资比例达 49%）

六、批发和零售业

1. 直销、邮购、网上销售、特许经营、委托经营、商业管理等商业公司

2. 粮食、棉花、植物油、食糖、药品、烟草、汽车、原油、农药、农膜、化肥的批发、零售、配送（设立超过 30 家分店、销售来自多个供应商的不同种类和品牌商品的连锁店由中方控股）

3. 音像制品（除电影外）的分销（限于合作、中方控股）

4. 商品拍卖

5. 船舶代理（中方控股）、外轮理货（限于合资、合作）

6. 成品油批发及加油站（同一外国投资者设立超过 30 家分店、销售来自多个供应商的不同种类和品牌成品油的连锁加油站，由中方控股）建设、经营

七、金融业

1. 银行、金融租赁公司、财务公司、信托投资公司、货币经纪公司

2. 保险公司（寿险公司外资比例不超过 50%）

3. 证券公司（限于从事 A 股承销、B 股和 H 股以及政府和公司债券的承销和交易，外资比例不超过 1/3）、证券投资基金管理公司（外资比例不超过 49%）

4. 保险经纪公司

5. 期货公司（中方控股）

八、房地产业

1. 土地成片开发（限于合资、合作）

2. 高档宾馆、别墅、高档写字楼和国际会展中心的建设、经营

3. 房地产二级市场交易及房地产中介或经纪公司

九、租赁和商务服务业

1. 法律咨询

2. 市场调查（限于合资、合作）

3. 资信调查与评级服务公司

十、科学研究、技术服务和地质勘查业

1. 测绘公司（中方控股）

2. 进出口商品检验、鉴定、认证公司

3. 摄影服务（含空中摄影等特技摄影服务，但不包括测绘航空摄影，限于合资）

十一、水利、环境和公共设施管理业

1. 大城市燃气、热力和供排水管网的建设、经营（中方控股）

十二、教育

1. 普通高中教育机构（限于合资、合作）

十三、卫生、社会保障和社会福利业

1. 医疗机构（限于合资、合作）

十四、文化、体育和娱乐业

1. 广播电视节目制作项目和电影制作项目（限于合作）

2. 电影院的建设、经营（中方控股）

3. 大型主题公园的建设、经营

4. 演出经纪机构（中方控股）

5. 娱乐场所经营（限于合资、合作）

十五、国家和我国缔结或者参加的国际条约规定限制的其他产业

禁止外商投资产业目录

一、农、林、牧、渔业

1. 我国稀有和特有的珍贵优良品种的养殖、种植（包括种植业、畜牧业、水产业的优良基因）

2. 转基因植物种子、种畜禽、水产苗种的开发、生产

3. 我国管辖海域及内陆水域水产品捕捞

二、采矿业

1. 钨、钼、锡、锑、萤石勘查、开采

2. 稀土勘查、开采、选矿

3. 放射性矿产的勘查、开采、选矿

三、制造业

（一）饮料制造业

1. 我国传统工艺的绿茶及特种茶加工（名茶、黑茶等）

（二）医药制造业

1. 列入《野生药材资源保护条例》和《中国珍稀、濒危保护植物名录》的中药材加工

2. 中药饮片的蒸、炒、灸、煅等炮灸技术的应用及中成药保密处方产品的生产

（三）有色金属冶炼及压延加工业

1. 放射性矿产的冶炼、加工

（四）专用设备制造业

1. 武器弹药制造

（五）电气机械及器材制造业

1. 开口式（即酸雾直接外排式）铅酸电池、含汞扣式氧化银电池、糊式锌锰电池、镉镍电池制造

（六）工业品及其他制造业

1. 象牙雕刻

2. 虎骨加工

3. 脱胎漆器生产

4. 珐琅制品生产

5. 宣纸、墨锭生产

6. 致癌、致畸、致突变产品和持久性有机污染物产品生产

四、电力、煤气及水的生产和供应业

1. 西藏、新疆、海南等小电网外，单机容量 30 万千瓦及以下燃煤凝汽火电站、单机容量 10 万千瓦及以下燃煤凝汽抽汽两用热电联产电站的建设、经营

五、交通运输、仓储和邮政业

1. 空中交通管制公司

2. 邮政公司

六、租赁和商务服务业

1. 社会调查

七、科学研究、技术服务和地质勘查业

1. 人体干细胞、基因诊断与治疗技术开发和应用

2. 大地测量、海洋测绘、测绘航空摄影、行政区域界线测绘、地图编制中的地形图编制、普通地图编制的导航电子地图编制

八、水利、环境和公共设施管理业

1. 自然保护区和国际重要湿地的建设、经营

2. 国家保护的原产于我国的野生动、植物资源开发

九、教育

1. 义务教育机构，军事、警察、政治和党校等特殊领域教育机构

十、文化、体育和娱乐业

1. 新闻机构

2. 图书、报纸、期刊的出版、总发行和进口业务

3. 音像制品和电子出版物的出版、制作和进口业务

4. 各级广播电台（站）、电视台（站）、广播电视频道（率）、广播电视传输覆盖网（发射台、转播台、广播电视卫星、卫星上行站、卫星收转站、微波站、监测台、有线广播电视传输覆盖网）

5. 广播电视节目制作经营公司

6. 电影制作公司、发行公司、院线公司

7. 新闻网站、网络视听节目服务、互联网上网服务营业场所、互联网文化经营

8. 录像放映公司

9. 高尔夫球场的建设、经营

10. 博彩业（含赌博类跑马场）

11. 色情业

十一、其他行业

1. 危害军事设施安全和使用效能的项目

十二、国家和我国缔结或者参加的国际条约规定禁止的其他产业

添附資料 3：

《中华人民共和国企业所得税法》

第一章　总　则

第一条　在中华人民共和国境内，企业和其他取得收入的组织（以下统称企业）为企业所得税的纳税人，依照本法的规定缴纳企业所得税。

个人独资企业、合伙企业不适用本法。

第二条　企业分为居民企业和非居民企业。

本法所称居民企业，是指依法在中国境内成立，或者依照外国(地区)法律成立但实际管理机构在中国境内的企业。

本法所称非居民企业，是指依照外国（地区）法律成立且实际管理机构不在中国境内，但在中国境内设立机构、场所的，或者在中国境内未设立机构、场所，但有来源于中国境内所得的企业。

第三条　居民企业应当就其来源于中国境内、境外的所得缴纳企业所得税。

非居民企业在中国境内设立机构、场所的，应当就其所设机构、场所取得的来源于中国境内的所得，以及发生在中国境外但与其所设机构、场所有实际联系的所得，缴纳企业所得税。

非居民企业在中国境内未设立机构、场所的，或者虽设立机构、场所但取得的所得与其所设机构、场所没有实际联系的，应当就其来源于中国境内的所得缴纳企业所得税。

第四条　企业所得税的税率为 25%。

非居民企业取得本法第三条第三款规定的所得，适用税率为 20%。

第二章　应纳税所得额

第五条　企业每一纳税年度的收入总额，减除不征税收入、免税收入、各项扣除以及允许弥补的以前年度亏损后的余额，为应纳税所得额。

第六条　企业以货币形式和非货币形式从各种来源取得的收入，为收入总额。包括：

（一）销售货物收入；

（二）提供劳务收入；

（三）转让财产收入；

（四）股息、红利等权益性投资收益；

（五）利息收入；

（六）租金收入；

（七）特许权使用费收入；

（八）接受捐赠收入；

（九）其他收入。

第七条　收入总额中的下列收入为不征税收入：

（一）财政拨款；

（二）依法收取并纳入财政管理的行政事业性收费、政府性基金；

（三）国务院规定的其他不征税收入。

第八条 企业实际发生的与取得收入有关的、合理的支出，包括成本、费用、税金、损失和其他支出，准予在计算应纳税所得额时扣除。

第九条 企业发生的公益性捐赠支出，在年度利润总额12%以内的部分，准予在计算应纳税所得额时扣除。

第十条 在计算应纳税所得额时，下列支出不得扣除：

（一）向投资者支付的股息、红利等权益性投资收益款项；

（二）企业所得税税款；

（三）税收滞纳金；

（四）罚金、罚款和被没收财物的损失；

（五）本法第九条规定以外的捐赠支出；

（六）赞助支出；

（七）未经核定的准备金支出；

（八）与取得收入无关的其他支出。

第十一条 在计算应纳税所得额时，企业按照规定计算的固定资产折旧，准予扣除。

下列固定资产不得计算折旧扣除：

（一）房屋、建筑物以外未投入使用的固定资产；

（二）以经营租赁方式租入的固定资产；

（三）以融资租赁方式租出的固定资产；

（四）已足额提取折旧仍继续使用的固定资产；

（五）与经营活动无关的固定资产；

（六）单独估价作为固定资产入账的土地；

（七）其他不得计算折旧扣除的固定资产。

第十二条 在计算应纳税所得额时，企业按照规定计算的无形资产摊销费用，准予扣除。

下列无形资产不得计算摊销费用扣除：

（一）自行开发的支出已在计算应纳税所得额时扣除的无形资产；

（二）自创商誉；

（三）与经营活动无关的无形资产；

（四）其他不得计算摊销费用扣除的无形资产。

第十三条 在计算应纳税所得额时，企业发生的下列支出作为长期待摊费用，按照规定摊销的，准予扣除：

（一）已足额提取折旧的固定资产的改建支出；

（二）租入固定资产的改建支出；

（三）固定资产的大修理支出；

（四）其他应当作为长期待摊费用的支出。

第十四条 企业对外投资期间，投资资产的成本在计算应纳税所得额时不得扣除。

第十五条 企业使用或者销售存货，按照规定计算的存货成本，准予在计算应纳税所得额时扣除。

第十六条 企业转让资产，该项资产的净值，准予在计算应纳税所得额时扣除。

第十七条 企业在汇总计算缴纳企业所得税时，其境外营业机构的亏损不得抵减境内营业机构的盈利。

第十八条 企业纳税年度发生的亏损，准予向以后年度结转，用以后年度的所得弥补，但结转年限最长不得超过五年。

第十九条 非居民企业取得本法第三条第三款规定的所得，按照下列方法计算其应纳税所得额：

（一）股息、红利等权益性投资收益和利息、租金、特许权使用费所得，以收入全额为应纳税所得额；

（二）转让财产所得，以收入全额减除财产净值后的余额为应纳税所得额；

（三）其他所得，参照前两项规定的方法计算应纳税所得额。

第二十条 本章规定的收入、扣除的具体范围、标准和资产的税务处理的具体办法，由国务院财政、税务主管部门规定。

第二十一条 在计算应纳税所得额时，企业财务、会计处理办法与税收法律、行政法规的规定不一致的，应当依照税收法律、行政法规的规定计算。

第三章 应纳税额

第二十二条 企业的应纳税所得额乘以适用税率，减除依照本法关于税收优惠的规定减免和抵免的税额后的余额，为应纳税额。

第二十三条 企业取得的下列所得已在境外缴纳的所得税税额，可以从其当期应纳税额中抵免，抵免限额为该项所得依照本法规定计算的应纳税额；超过抵免限额的部分，可以在以后五个年度内，用每年度抵免限额抵免当年应抵税额后的余额进行抵补：

（一）居民企业来源于中国境外的应税所得；

（二）非居民企业在中国境内设立机构、场所，取得发生在中国境外但与该机构、场所有实际联系的应税所得。

第二十四条 居民企业从其直接或者间接控制的外国企业分得的来源于中国境外的股息、红利等权益性投资收益，外国企业在境外实际缴纳的所得税税额中属于该项所得负担的部分，可以作为该居民企业的可抵免境外所得税税额，在本法第二十三条规定的抵免限额内抵免。

第四章　税收优惠

第二十五条　国家对重点扶持和鼓励发展的产业和项目，给予企业所得税优惠。

第二十六条　企业的下列收入为免税收入：

（一）国债利息收入；

（二）符合条件的居民企业之间的股息、红利等权益性投资收益；

（三）在中国境内设立机构、场所的非居民企业从居民企业取得与该机构、场所有实际联系的股息、红利等权益性投资收益；

（四）符合条件的非营利组织的收入。

第二十七条　企业的下列所得，可以免征、减征企业所得税：

（一）从事农、林、牧、渔业项目的所得；

（二）从事国家重点扶持的公共基础设施项目投资经营的所得；

（三）从事符合条件的环境保护、节能节水项目的所得；

（四）符合条件的技术转让所得；

（五）本法第三条第三款规定的所得。

第二十八条　符合条件的小型微利企业，减按20%的税率征收企业所得税。

国家需要重点扶持的高新技术企业，减按15%的税率征收企业所得税。

第二十九条　民族自治地方的自治机关对本民族自治地方的企业应缴纳的企业所得税中属于地方分享的部分，可以决定减征或者免征。自治州、自治县决定减征或者免征的，须报省、自治区、直辖市人民政府批准。

第三十条　企业的下列支出，可以在计算应纳税所得额时加计扣除：

（一）开发新技术、新产品、新工艺发生的研究开发费用；

（二）安置残疾人员及国家鼓励安置的其他就业人员所支付的工资。

第三十一条　创业投资企业从事国家需要重点扶持和鼓励的创业投资，可以按投资额的一定比例抵扣应纳税所得额。

第三十二条　企业的固定资产由于技术进步等原因，确需加速折旧的，可以缩短折旧年限或者采取加速折旧的方法。

第三十三条　企业综合利用资源，生产符合国家产业政策规定的产品所取得的收入，可以在计算应纳税所得额时减计收入。

第三十四条　企业购置用于环境保护、节能节水、安全生产等专用设备的投资额，可以按一定比例实行税额抵免。

第三十五条　本法规定的税收优惠的具体办法，由国务院规定。

第三十六条　根据国民经济和社会发展的需要，或者由于突发事件等原因对企业经营活动产生重大影响的，国务院可以制定企业所得税专项优惠政策，报全国人民代表大会常务委员会备案。

第五章　源泉扣缴

第三十七条　对非居民企业取得本法第三条第三款规定的所得应缴纳的所得税，实行源泉扣缴，以支付人为扣缴义务人。税款由扣缴义务人在每次支付或者到期应支付时，从支付或者到期应支付的款项中扣缴。

第三十八条　对非居民企业在中国境内取得工程作业和劳务所得应缴纳的所得税，税务机关可以指定工程价款或者劳务费的支付人为扣缴义务人。

第三十九条　依照本法第三十七条、第三十八条规定应当扣缴的所得税，扣缴义务人未依法扣缴或者无法履行扣缴义务的，由纳税人在所得发生地缴纳。纳税人未依法缴纳的，税务机关可以从该纳税人在中国境内其他收入项目的支付人应付的款项中，追缴该纳税人的应纳税款。

第四十条　扣缴义务人每次代扣的税款，应当自代扣之日起七日内缴入国库，并向所在地的税务机关报送扣缴企业所得税报告表。

第六章　特别纳税调整

第四十一条　企业与其关联方之间的业务往来，不符合独立交易原则而减少企业或者其关联方应纳税收入或者所得额的，税务机关有权按照合理方法调整。

企业与其关联方共同开发、受让无形资产，或者共同提供、接受劳务发生的成本，在计算应纳税所得额时应当按照独立交易原则进行分摊。

第四十二条　企业可以向税务机关提出与其关联方之间业务往来的定价原则和计算方法，税务机关与企业协商、确认后，达成预约定价安排。

第四十三条　企业向税务机关报送年度企业所得税纳税申报表时，应当就其与关联方之间的业务往来，附送年度关联业务往来报告表。

税务机关在进行关联业务调查时，企业及其关联方，以及与关联业务调查有关的其他企业，应当按照规定提供相关资料。

第四十四条　企业不提供与其关联方之间业务往来资料，或者提供虚假、不完整资料，未能真实反映其关联业务往来情况的，税务机关有权依法核定其应纳税所得额。

第四十五条　由居民企业，或者由居民企业和中国居民控制的设立在实际税负明显低于本法第四条第一款规定税率水平的国家（地区）的企业，并非由于合理的经营需要而对利润不作分配或者减少分配的，上述利润中应归属于该居民企业的部分，应当计入该居民企业的当期收入。

第四十六条　企业从其关联方接受的债权性投资与权益性投资的比例超过规定标准而发生的利息支出，不得在计算应纳税所得额时扣除。

第四十七条　企业实施其他不具有合理商业目的的安排而减少其应纳税收入或者所得额的，税务机关有权按照合理方法调整。

第四十八条　税务机关依照本章规定作出纳税调整，需要补征税款的，应当补征税款，并按照国务院规定加收利息。

第七章　征收管理

第四十九条　企业所得税的征收管理除本法规定外，依照《中华人民共和国税收征收管理法》的规定执行。

第五十条　除税收法律、行政法规另有规定外，居民企业以企业登记注册地为纳税地点；但登记注册地在境外的，以实际管理机构所在地为纳税地点。

居民企业在中国境内设立不具有法人资格的营业机构的，应当汇总计算并缴纳企业所得税。

第五十一条　非居民企业取得本法第三条第二款规定的所得，以机构、场所所在地为纳税地点。非居民企业在中国境内设立两个或者两个以上机构、场所的，经税务机关审核批准，可以选择由其主要机构、场所汇总缴纳企业所得税。

非居民企业取得本法第三条第三款规定的所得，以扣缴义务人所在地为纳税地点。

第五十二条　除国务院另有规定外，企业之间不得合并缴纳企业所得税。

第五十三条　企业所得税按纳税年度计算。纳税年度自公历 1 月 1 日起至 12 月 31 日止。

企业在一个纳税年度中间开业，或者终止经营活动，使该纳税年度的实际经营期不足十二个月的，应当以其实际经营期为一个纳税年度。

企业依法清算时，应当以清算期间作为一个纳税年度。

第五十四条　企业所得税分月或者分季预缴。

企业应当自月份或者季度终了之日起十五日内，向税务机关报送预缴企业所得税纳税申报表，预缴税款。

企业应当自年度终了之日起五个月内，向税务机关报送年度企业所得税纳税申报表，并汇算清缴，结清应缴应退税款。

企业在报送企业所得税纳税申报表时，应当按照规定附送财务会计报告和其他有关资料。

第五十五条　企业在年度中间终止经营活动的，应当自实际经营终止之日起六十日内，向税务机关办理当期企业所得税汇算清缴。

企业应当在办理注销登记前，就其清算所得向税务机关申报并依法缴纳企业所得税。

第五十六条　依照本法缴纳的企业所得税，以人民币计算。所得以人民币以外的货币计算的，应当折合成人民币计算并缴纳税款。

第八章　附　　则

第五十七条　本法公布前已经批准设立的企业，依照当时的税收法律、行政法规规定，享受低税率优惠的，按照国务院规定，可以在本法施行后五年内，逐步过渡到本法规定的税率；享受定期减免税优惠的，按照国务院规定，可以在本法施行后继续享受到期满为止，但因未获利而尚未享受优惠的，优惠期限从本法施行年度起计算。

法律设置的发展对外经济合作和技术交流的特定地区内，以及国务院已规定执行上述地区特殊政策的地区内新设立的国家需要重点扶持的高新技术企业，可以享受过渡性税收优惠，具体办法由国务院规定。

国家已确定的其他鼓励类企业，可以按照国务院规定享受减免税优惠。

第五十八条 中华人民共和国政府同外国政府订立的有关税收的协定与本法有不同规定的，依照协定的规定办理。

第五十九条 国务院根据本法制定实施条例。

第六十条 本法自2008年1月1日起施行。1991年4月9日第七届全国人民代表大会第四次会议通过的《中华人民共和国外商投资企业和外国企业所得税法》和1993年12月13日国务院发布的《中华人民共和国企业所得税暂行条例》同时废止。

添附資料 4：

《中华人民共和国反垄断法》

第一章 总则

第一条 为了预防和制止垄断行为，保护市场公平竞争，提高经济运行效率，维护消费者利益和社会公共利益，促进社会主义市场经济健康发展，制定本法。

第二条 中华人民共和国境内经济活动中的垄断行为，适用本法；中华人民共和国境外的垄断行为，对境内市场竞争产生排除、限制影响的，适用本法。

第三条 本法规定的垄断行为包括：

（一）经营者达成垄断协议；

（二）经营者滥用市场支配地位；

（三）具有或者可能具有排除、限制竞争效果的经营者集中。

第四条 国家制定和实施与社会主义市场经济相适应的竞争规则，完善宏观调控，健全统一、开放、竞争、有序的市场体系。

第五条 经营者可以通过公平竞争、自愿联合，依法实施集中，扩大经营规模，提高市场竞争能力。

第六条 具有市场支配地位的经营者，不得滥用市场支配地位，排除、限制竞争。

第七条 国有经济占控制地位的关系国民经济命脉和国家安全的行业以及依法实行专营专卖的行业，国家对其经营者的合法经营活动予以保护，并对经营者的经营行为及其商品和服务的价格依法实施监管和调控，维护消费者利益，促进技术进步。

前款规定行业的经营者应当依法经营，诚实守信，严格自律，接受社会公众的监督，不得利用其控制地位或者专营专卖地位损害消费者利益。

第八条 行政机关和法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织不得滥用行政权力，排除、限制竞争。

第九条 国务院设立反垄断委员会，负责组织、协调、指导反垄断工作，履行下列职责：

（一）研究拟订有关竞争政策；

（二）组织调查、评估市场总体竞争状况，发布评估报告；

（三）制定、发布反垄断指南；

（四）协调反垄断行政执法工作；

（五）国务院规定的其他职责。

国务院反垄断委员会的组成和工作规则由国务院规定。

第十条 国务院规定的承担反垄断执法职责的机构（以下统称国务院反垄断执法机构）依照本法规定，负责反垄断执法工作。

国务院反垄断执法机构根据工作需要，可以授权省、自治区、直辖市人民政府相应的机构，依照本法规定负责有关反垄断执法工作。

第十一条 行业协会应当加强行业自律，引导本行业的经营者依法竞争，维护市场竞争秩序。

第十二条 本法所称经营者，是指从事商品生产、经营或者提供服务的自然人、法人和其他组织。

本法所称相关市场，是指经营者在一定时期内就特定商品或者服务（以下统称商品）进行竞争的商品范围和地域范围。

第二章 垄断协议

第十三条 禁止具有竞争关系的经营者达成下列垄断协议：

（一）固定或者变更商品价格；

（二）限制商品的生产数量或者销售数量；

（三）分割销售市场或者原材料采购市场；

（四）限制购买新技术、新设备或者限制开发新技术、新产品；

（五）联合抵制交易；

（六）国务院反垄断执法机构认定的其他垄断协议。

本法所称垄断协议，是指排除、限制竞争的协议、决定或者其他协同行为。

第十四条 禁止经营者与交易相对人达成下列垄断协议：

（一）固定向第三人转售商品的价格；

（二）限定向第三人转售商品的最低价格；

（三）国务院反垄断执法机构认定的其他垄断协议。

第十五条 经营者能够证明所达成的协议属于下列情形之一的，不适用本法第十三条、第十四条的规定：

（一）为改进技术、研究开发新产品的；

（二）为提高产品质量、降低成本、增进效率，统一产品规格、标准或者实行专业化分工的；

（三）为提高中小经营者经营效率，增强中小经营者竞争力的；

（四）为实现节约能源、保护环境、救灾救助等社会公共利益的；

（五）因经济不景气，为缓解销售量严重下降或者生产明显过剩的；

（六）为保障对外贸易和对外经济合作中的正当利益的；

（七）法律和国务院规定的其他情形。

属于前款第一项至第五项情形，不适用本法第十三条、第十四条规定的，经营者还应当证明所达成的协议不会严重限制相关市场的竞争，并且能够使消费者分享由此产生的利益。

第十六条 行业协会不得组织本行业的经营者从事本章禁止的垄断行为。

第三章 滥用市场支配地位

第十七条 禁止具有市场支配地位的经营者从事下列滥用市场支配地位的行为：

（一）以不公平的高价销售商品或者以不公平的低价购买商品；

（二）没有正当理由，以低于成本的价格销售商品；

（三）没有正当理由，拒绝与交易相对人进行交易；

（四）没有正当理由，限定交易相对人只能与其进行交易或者只能与其指定的经营者进行交易；

（五）没有正当理由搭售商品，或者在交易时附加其他不合理的交易条件；

（六）没有正当理由，对条件相同的交易相对人在交易价格等交易条件上实行差别待遇；

（七）国务院反垄断执法机构认定的其他滥用市场支配地位的行为。

本法所称市场支配地位，是指经营者在相关市场内具有能够控制商品价格、数量或者其他交易条件，或者能够阻碍、影响其他经营者进入相关市场能力的市场地位。

第十八条 认定经营者具有市场支配地位，应当依据下列因素：

（一）该经营者在相关市场的市场份额，以及相关市场的竞争状况；

（二）该经营者控制销售市场或者原材料采购市场的能力；

（三）该经营者的财力和技术条件；

（四）其他经营者对该经营者在交易上的依赖程度；

（五）其他经营者进入相关市场的难易程度；

（六）与认定该经营者市场支配地位有关的其他因素。

第十九条 有下列情形之一的，可以推定经营者具有市场支配地位：

（一）一个经营者在相关市场的市场份额达到二分之一的；

（二）两个经营者在相关市场的市场份额合计达到三分之二的；

（三）三个经营者在相关市场的市场份额合计达到四分之三的。

有前款第二项、第三项规定的情形，其中有的经营者市场份额不足十分之一的，不应当推定该经营者具有市场支配地位。

被推定具有市场支配地位的经营者，有证据证明不具有市场支配地位的，不应当认定其具有市场支配地位。

第四章 经营者集中

第二十条 经营者集中是指下列情形：

（一）经营者合并；

（二）经营者通过取得股权或者资产的方式取得对其他经营者的控制权；

（三）经营者通过合同等方式取得对其他经营者的控制权或者能够对其他经营者施加决定性影响。

第二十一条 经营者集中达到国务院规定的申报标准的，经营者应当事先向国务院反垄断执法机构申报，未申报的不得实施集中。

第二十二条 经营者集中有下列情形之一的，可以不向国务院反垄断执法机构申报：

（一）参与集中的一个经营者拥有其他每个经营者百分之五十以上有表决权的股份或者资产的；

（二）参与集中的每个经营者百分之五十以上有表决权的股份或者资产被同一个未参与集中的经营者拥有的。

第二十三条 经营者向国务院反垄断执法机构申报集中，应当提交下列文件、资料：

（一）申报书；

（二）集中对相关市场竞争状况影响的说明；

（三）集中协议；

（四）参与集中的经营者经会计师事务所审计的上一会计年度财务会计报告；

（五）国务院反垄断执法机构规定的其他文件、资料。

申报书应当载明参与集中的经营者的名称、住所、经营范围、预定实施集中的日期和国务院反垄断执法机构规定的其他事项。

第二十四条 经营者提交的文件、资料不完备的，应当在国务院反垄断执法机构规定的期限内补交文件、资料。经营者逾期未补交文件、资料的，视为未申报。

第二十五条 国务院反垄断执法机构应当自收到经营者提交的符合本法第二十三条规定的文件、资料之日起三十日内，对申报的经营者集中进行初步审查，作出是否实施进一步审查的决定，并书面通知经营者。国务院反垄断执法机构作出决定前，经营者不得实施集中。

国务院反垄断执法机构作出不实施进一步审查的决定或者逾期未作出决定的，经营者可以实施集中。

第二十六条 国务院反垄断执法机构决定实施进一步审查的，应当自决定之日起九十日内审查完毕，作出是否禁止经营者集中的决定，并书面通知经营者。作出禁止经营者集中的决定，应当说明理由。审查期间，经营者不得实施集中。

有下列情形之一的，国务院反垄断执法机构经书面通知经营者，可以延长前款规定的审查期限，但最长不得超过六十日：

（一）经营者同意延长审查期限的；

（二）经营者提交的文件、资料不准确，需要进一步核实的；

（三）经营者申报后有关情况发生重大变化的。

国务院反垄断执法机构逾期未作出决定的，经营者可以实施集中。

第二十七条 审查经营者集中，应当考虑下列因素：

（一）参与集中的经营者在相关市场的市场份额及其对市场的控制力；

（二）相关市场的市场集中度；

（三）经营者集中对市场进入、技术进步的影响；

（四）经营者集中对消费者和其他有关经营者的影响；

（五）经营者集中对国民经济发展的影响；

（六）国务院反垄断执法机构认为应当考虑的影响市场竞争的其他因素。

第二十八条 经营者集中具有或者可能具有排除、限制竞争效果的，国务院反垄断执法机构应当作出禁止经营者集中的决定。但是，经营者能够证明该集中对竞争产生的有利影响明显大于不利影响，或者符合社会公共利益的，国务院反垄断执法机构可以作出对经营者集中不予禁止的决定。

第二十九条 对不予禁止的经营者集中，国务院反垄断执法机构可以决定附加减少集中对竞争产生不利影响的限制性条件。

第三十条 国务院反垄断执法机构应当将禁止经营者集中的决定或者对经营者集中附加限制性条件的决定，及时向社会公布。

第三十一条 对外资并购境内企业或者以其他方式参与经营者集中，涉及国家安全的，除依照本法规定进行经营者集中审查外，还应当按照国家有关规定进行国家安全审查。

第五章 滥用行政权力排除、限制竞争

第三十二条 行政机关和法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织不得滥用行政权力，限定或者变相限定单位或者个人经营、购买、使用其指定的经营者提供的商品。

第三十三条 行政机关和法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织不得滥用行政权力，实施下列行为，妨碍商品在地区之间的自由流通：

（一）对外地商品设定歧视性收费项目、实行歧视性收费标准，或者规定歧视性价格；

（二）对外地商品规定与本地同类商品不同的技术要求、检验标准，或者对外地商品采取重复检验、重复认证等歧视性技术措施，限制外地商品进入本地市场；

（三）采取专门针对外地商品的行政许可，限制外地商品进入本地市场；

（四）设置关卡或者采取其他手段，阻碍外地商品进入或者本地商品运出；

（五）妨碍商品在地区之间自由流通的其他行为。

第三十四条 行政机关和法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织不得滥用行政权力，以设定歧视性资质要求、评审标准或者不依法发布信息等方式，排斥或者限制外地经营者参加本地的招标投标活动。

第三十五条 行政机关和法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织不得滥用行政权力，采取与本地经营者不平等待遇等方式，排斥或者限制外地经营者在本地投资或者设立分支机构。

第三十六条 行政机关和法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织不得滥用行政权力，强制经营者从事本法规定的垄断行为。

第三十七条 行政机关不得滥用行政权力，制定含有排除、限制竞争内容的规定。

第六章 对涉嫌垄断行为的调查

第三十八条 反垄断执法机构依法对涉嫌垄断行为进行调查。

对涉嫌垄断行为，任何单位和个人有权向反垄断执法机构举报。反垄断执法机构应当为举报人保密。

举报采用书面形式并提供相关事实和证据的，反垄断执法机构应当进行必要的调查。

第三十九条 反垄断执法机构调查涉嫌垄断行为，可以采取下列措施：

（一）进入被调查的经营者的营业场所或者其他有关场所进行检查；

（二）询问被调查的经营者、利害关系人或者其他有关单位或者个人，要求其说明有关情况；

（三）查阅、复制被调查的经营者、利害关系人或者其他有关单位或者个人的有关单证、协议、会计账簿、业务函电、电子数据等文件、资料；

（四）查封、扣押相关证据；

（五）查询经营者的银行账户。

采取前款规定的措施，应当向反垄断执法机构主要负责人书面报告，并经批准。

第四十条 反垄断执法机构调查涉嫌垄断行为，执法人员不得少于二人，并应当出示执法证件。

执法人员进行询问和调查，应当制作笔录，并由被询问人或者被调查人签字。

第四十一条 反垄断执法机构及其工作人员对执法过程中知悉的商业秘密负有保密义务。

第四十二条 被调查的经营者、利害关系人或者其他有关单位或者个人应当配合反垄断执法机构依法履行职责，不得拒绝、阻碍反垄断执法机构的调查。

第四十三条 被调查的经营者、利害关系人有权陈述意见。反垄断执法机构应当对被调查的经营者、利害关系人提出的事实、理由和证据进行核实。

第四十四条 反垄断执法机构对涉嫌垄断行为调查核实后，认为构成垄断行为的，应当依法作出处理决定，并可以向社会公布。

第四十五条 对反垄断执法机构调查的涉嫌垄断行为，被调查的经营者承诺在反垄断执法机构认可的期限内采取具体措施消除该行为后果的，反垄断执法机

构可以决定中止调查。中止调查的决定应当载明被调查的经营者承诺的具体内容。

反垄断执法机构决定中止调查的，应当对经营者履行承诺的情况进行监督。经营者履行承诺的，反垄断执法机构可以决定终止调查。

有下列情形之一的，反垄断执法机构应当恢复调查：

（一）经营者未履行承诺的；

（二）作出中止调查决定所依据的事实发生重大变化的；

（三）中止调查的决定是基于经营者提供的不完整或者不真实的信息作出的。

第七章 法律责任

第四十六条 经营者违反本法规定，达成并实施垄断协议的，由反垄断执法机构责令停止违法行为，没收违法所得，并处上一年度销售额百分之一以上百分之十以下的罚款；尚未实施所达成的垄断协议的，可以处五十万元以下的罚款。

经营者主动向反垄断执法机构报告达成垄断协议的有关情况并提供重要证据的，反垄断执法机构可以酌情减轻或者免除对该经营者的处罚。

行业协会违反本法规定，组织本行业的经营者达成垄断协议的，反垄断执法机构可以处五十万元以下的罚款；情节严重的，社会团体登记管理机关可以依法撤销登记。

第四十七条 经营者违反本法规定，滥用市场支配地位的，由反垄断执法机构责令停止违法行为，没收违法所得，并处上一年度销售额百分之一以上百分之十以下的罚款。

第四十八条 经营者违反本法规定实施集中的，由国务院反垄断执法机构责令停止实施集中、限期处分股份或者资产、限期转让营业以及采取其他必要措施恢复到集中前的状态，可以处五十万元以下的罚款。

第四十九条 对本法第四十六条、第四十七条、第四十八条规定的罚款，反垄断执法机构确定具体罚款数额时，应当考虑违法行为的性质、程度和持续的时间等因素。

第五十条 经营者实施垄断行为，给他人造成损失的，依法承担民事责任。

第五十一条 行政机关和法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织滥用行政权力，实施排除、限制竞争行为的，由上级机关责令改正；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。反垄断执法机构可以向有关上级机关提出依法处理的建议。

法律、行政法规对行政机关和法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织滥用行政权力实施排除、限制竞争行为的处理另有规定的，依照其规定。

第五十二条 对反垄断执法机构依法实施的审查和调查，拒绝提供有关材料、信息，或者提供虚假材料、信息，或者隐匿、销毁、转移证据，或者有其他拒绝、阻碍调查行为的，由反垄断执法机构责令改正，对个人可以处二万元以下的罚款，

对单位可以处二十万元以下的罚款；情节严重的，对个人处二万元以上十万元以下的罚款，对单位处二十万元以上一百万元以下的罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第五十三条 对反垄断执法机构依据本法第二十八条、第二十九条作出的决定不服的，可以先依法申请行政复议；对行政复议决定不服的，可以依法提起行政诉讼。

对反垄断执法机构作出的前款规定以外的决定不服的，可以依法申请行政复议或者提起行政诉讼。

第五十四条 反垄断执法机构工作人员滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊或者泄露执法过程中知悉的商业秘密，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，依法给予处分。

第八章 附则

第五十五条 经营者依照有关知识产权的法律、行政法规规定行使知识产权的行为，不适用本法；但是，经营者滥用知识产权，排除、限制竞争的行为，适用本法。

第五十六条 农业生产者及农村经济组织在农产品生产、加工、销售、运输、储存等经营活动中实施的联合或者协同行为，不适用本法。

第五十七条 本法自 2008 年 8 月 1 日起施行。

この報告書は競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

中国における外資造船関連企業をめぐる事業環境動向に関する調査

2008 年（平成 20 年）3 月発行

発行　社団法人　日本舶用工業会　業務部

〒105-0001　東京都港区虎ノ門 1-15-16　海洋船舶ビル
TEL 03-3502-2041　FAX 03-3591-2206
URL：http://www.jsmea.or.jp
E-mail：info@jsmea.or.jp

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。